

平成20年3月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（3月4日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	4
町長施政方針並びに予算編成方針及び行政報告.....	4
一般質問.....	19
梅本和熙君.....	19
漆田修君.....	36
竹河十九巳君.....	52
横嶋隆二君.....	68
散会宣言.....	83
署名議員.....	85

第2号（3月5日）

議事日程.....	87
本日の会議に付した事件.....	88
出席議員.....	88
欠席議員.....	89
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	89

職務のため出席した者の職氏名.....	89
開議宣告.....	90
会議録署名議員の指名.....	90
一般質問.....	90
保坂好明君.....	90
稲葉勝男君.....	107
清水清一君.....	122
議第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	131
議第3号～議第9号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	133
議第10号～議第16号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	135
議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	138
議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	140
議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	143
議第20号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	144
議第21号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	146
議第22号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	149
議第23号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	150
議第24号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	152
議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	154
議第26号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	155
議第27号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	159
議第28号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	160
議第29号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	162
議第30号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	165
議第31号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	166
議第32号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	168
議第33号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	170
議第34号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	172
議第35号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	174
議第36号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	176

散会宣告.....	177
署名議員.....	179

第 3 号 (3月6日)

議事日程.....	181
本日の会議に付した事件.....	182
出席議員.....	182
欠席議員.....	182
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	182
職務のため出席した者の職氏名.....	182
開議宣告.....	183
会議録署名議員の指名.....	183
議第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	183
議第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	200
議第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	204
議第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	207
議第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	213
議第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	214
議第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	216
議第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	218
議第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	220
議第 4 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	225
議第 4 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	247
議第 4 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	254
議第 4 9 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	256
議第 5 0 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	263
議第 5 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	265
議第 5 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	266
議第 5 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	267
議第 5 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	269

議第 5 5 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	270
会議時間の延長.....	273
議第 5 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	273
議第 5 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	275
議第 5 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	277
議第 5 9 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	279
散会宣告.....	281
署名議員.....	283

第 4 号 (3 月 1 7 日)

議事日程.....	285
本日の会議に付した事件.....	286
出席議員.....	286
欠席議員.....	286
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	286
職務のため出席した者の職氏名.....	287
開議宣告.....	288
会議録署名議員の指名.....	288
議第 2 0 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	288
議第 2 1 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	290
議第 2 2 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	293
議第 2 3 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	294
議第 2 4 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	295
議第 2 6 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	297
議第 2 8 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	298
議第 2 9 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	299
議第 3 0 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	301
議第 3 1 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	302
議第 3 2 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	303
議第 4 6 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	305

議第 4 7 号～議第 5 0 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	320
議第 5 1 号～議第 5 4 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	324
議第 5 5 号～議第 5 8 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	326
議第 5 9 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	329
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	330
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	333
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	334
「陳情第 1 号・観光交流館建設工事に関する陳情」.....	336
閉会中の継続調査申出書について.....	338
閉議及び閉会宣告.....	339
署名議員.....	341

平成20年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成20年3月4日(火)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長施政方針ならびに予算編成方針及び行政報告
- 日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	外岡茂徳君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	大野寛君

健康福祉課長 藤原 富雄 君
上下水道課長 小坂 孝味 君
総務係長 松本 恒明 君

教育委員会
事務局 局長
会計管理者

山本 信三 君
大年 清一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山本 正久

主 幹 栗田 忠蔵

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（渡邊嘉郎君） ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。
これより平成20年3月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

議事日程説明

議長（渡邊嘉郎君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

開議宣告

議長（渡邊嘉郎君） これより本会議第1日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（渡邊嘉郎君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

9番議員 齋藤 要 君

11番議員 横嶋 隆二 君

会期の決定

議長（渡邊嘉郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会は3月17日までの14日間としたいと思いますが、これにご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日3月4日から3月17日までの14日間と決定をいたしました。

諸般の報告

議長（渡邊嘉郎君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

昨年12月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりであり、各行事に参加いたしましたので、報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

町長施政方針並びに予算編成方針及び行政報告

議長（渡邊嘉郎君） 町長より施政方針並びに予算編成方針及び行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。

本日から3月定例会、よろしくお願いを申し上げます。

平成20年3月定例町議会の開会に当たり、平成20年度施政方針並びに予算編成方針について申し上げます。

最近の日本経済は一部に脆弱さが見られるものの、緩やかな景気回復を続けており、引き続き企業部門の好調が持続し、物価安定のもとでの民間企業中心の経済成長になると見込まれております。しかし、そうした景況は一部の大都市圏の状態であり、地方においては好転の兆しは全く見えず、依然として厳しい状況が続いております。また、国政においては原油高に端を発した道路特定財源の暫定税率の延長または廃止をめぐって与野党が対立するなど、混沌とした状況が続いております。

地方においては昨年、第2次地方分権改革がスタートし、11月に地方分権改革推進委員会から、中間的な取りまとめが発表されました。この答申は日本全体における人口減少、少子高齢化など社会構造の変化に伴う危機的状況を打開し、地域の個性を生かした地域社会の形成を目指すことなどを基本理念として、国の関与の徹底した廃止または縮小まで踏み込み、個別の行政分野についての改革の方向性が示されており、今後予定されている具体的な勧告については、地方自治体にとって大きな影響を与えるものであり、大いに注目されるところであります。

本町におきましては、今後国庫補助金の削減、普通交付税の減額などが予想される中、さらなる人口の減少、少子高齢化の進行、観光産業、農業、漁業の不振に加え、年々増加の一途をたどる社会保障費など懸案事項が山積し、自治体運営に厳しい状況が予想されます。こうした状況の中、平成20年度におきましては不断の行財政改革を徹底し、経費の節減に努め、第4次南伊豆町総合計画、過疎地域自立促進後期計画により、事業の必要性や緊急性などを検証し、貴重な財源を重点的、効率的に配分し、産業振興、少子化、医療、福祉、教育、防災対策等各種施策を堅実に実行し、町民が安心して暮らしていける明るく希望の持てるまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

次に、平成20年度の主な施策の方針について申し上げます。

1、共立湊病院について。

地方自治法並びに病院事業及び介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例により、平成18年9月に締結した協定が本年3月に終了となります。協定期間の満了に伴い、共立湊病院組合運営会議等で協議を重ね、同条例に基づき、社団法人地域医療振興協会を指定管理者に指定し、協定期間を3年とし、継続して管理運営を任せることとしました。また、新病院につきましては、引き続き共立湊病院建設検討委員会で、伊豆半島南部唯一の公的病院として地域医療の確保と医療水準向上及び多様化する医療需要に対応すべく、大変に難しい協議となりますが、一步一步進めてまいりたいと存じます。

2、小中学校の再編について。

竹麻小学校、南崎小学校の平成21年4月統合に向けて、南伊豆町学校統合推進委員会委員による施設設備の視察を本年2月14日に行いました。竹麻小学校は全体に教育環境として非常に良好な施設との判断ですが、プール周辺のタイルのゆがみを補修する必要性が感じられました。また児童数の増加に伴い、パソコン室の機器を南崎小学校から移動し、どう配置するか、工夫を要するところであります。以前から要望のあったグラウンドの改修は、統合前

の重点項目の一つとして実施いたしたく計画しております。今後よりよい統合に向け、地域、保護者の意見等を尊重し進めていく所存であります。

3、（仮称）観光交流館について。

（仮称）観光交流館実施設計につきましては、一昨年12月8日にふるさとづくり推進委員会からの答申を受け、その内容につきましては、町民や観光客も含めたすべての方の交流拠点として整備するということが基本となっております。それに基づき、昨年10月1日に設計コンペにより採用されました株式会社池田建築設計事務所と業務委託契約を締結し、実施設計に入りました。答申内容に反映させるため、設計業者や関係団体等との打ち合わせ、調整などを実施してまいりました。実施設計が昨年12月20日に完了し、設計完了に伴う事業者等の打ち合わせを行い、2月4日に県の観光施設整備事業の本要望を行いました。

内容につきましては、答申書を基本に農林水産物直売所、観光情報施設、休憩所、展示室、多目的ホール等を有した交流館の建築、道の駅を想定したトイレの建築、その他の敷地は駐車場または交流広場として利用しやすいように、舗装及び緑地化することを考えております。また、今回のトイレ整備につきましてはユニバーサルデザインに配慮し、バリアフリーはもちろんのこと、伊豆地区で初のオストメイト、人工肛門等による排泄物処理者対応トイレの設置を計画しております。

今後におきましても、関係者団体との調整やふるさとづくり推進委員会の答申書、または議会まちづくり戦略推進特別委員会の提言などを踏まえ、町民に親しまれ、多くの人の交流拠点として整備できるよう鋭意取り組んでまいり所存であります。

4、行財政改革について。

行財政改革につきましては、平成18年3月の行革大綱及び実施計画がほぼ順調に達成されてきております。これまでは財政面を重視した即効性のある改革を中心に進めてきた結果として、歳出の抑制につながっております。平成20年度からは引き続き歳出の抑制に取り組みつつ、新たな事業への取り組みを含んだ事業の仕分け及び選定、硬直化しつつある組織風土の改善等に取り組み、生産性の向上と職員の意欲の拡大により、さらなる効率化と時代の要請にこたえ得る行政組織の構築に取り組んでまいります。

具体的には、事務事業評価、職員の目標管理等により、これまでの予算を中心とした行政運営システムから、目的・効果に応じて重点的に予算配分を行う目的指向型の行政運営システムへの転換を図っていきたいと思います。

5、後期高齢者医療制度について。

健康保険法等の一部を改正する法律に、75歳以上の高齢者の医療費は高齢化の進展に伴い、ますます増大することが見込まれております。この医療費を安定的に確保するためには、医療費の負担について理解・納得をいただく必要があります。内容につきましては、75歳以上の後期高齢者の保険料1割、現役世代国保被用者保険からの支援約4割及び公費5割を財源とする医療制度を創設し、保険料徴収は市町村で行い、財政運営は都道府県単位で、全市町村が加入する広域連合が実施する医療制度であります。

以上、平成20年度の財政運営の基本について申し上げます。

次に、予算編成方針について申し上げます。

政府は2月の月例報告で、景気の基調判断を1年3カ月ぶりに下方修正しました。我が国経済は一部に弱さが見られるものの景気は回復をしており、企業部門の底堅さが持続し景気回復が見込まれるものの、改正建築基準法施行の影響により住宅建築が減少していること等から、回復の見込みが緩やかになるものと見込まれるとしています。サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動、原油価格の高騰等が我が国に与える影響については注視する必要があり、希望と安心の国の実現に向け、自立と共生の理念に基づき、安定した経済成長を図るとともに改革を進め、活力のある経済社会の実現、地方の自立と再生、国民が安心して暮らせる社会の実現を図ることとし、平成20年度においては成長力強化及び地方の自立と再生に取り組むとともに、財政健全化に向けた歳出歳入一体改革を進めることにしています。

現下の厳しい地方財政の状況に、地方を通ずる歳出歳入一体改革の必要を踏まえると、引き続き地方公共団体においては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また歳入面でも積極的で持続可能な財政への転換を図ることが急務であるとし、平成20年度の予算編成に当たってはこのような現状を踏まえ、財政の健全性の確保に留意しつつ喫緊の課題である地方の再生に向け、知恵と工夫を生かした産業振興、地域活性化や生活の安定、安全・安心の確保等の重点施策の展開等に積極的に取り組むよう要請しています。

このような状況の中、本町の財政状況は、歳入では平成19年度より国から地方への税源移譲による地方税の増収や、財政状況の厳しい地域に重点配分する地方再生対策費の創設などにより、地方交付税の増額はある程度見込めるものの、それを上回る国庫補助金、地方譲与税の削減など、19年度以上に厳しい状況になると思われ、財源の確保は困難が予想されます。

特に自主財源である町税の確保は最重要課題であり、各種料金等も含め職員が一丸となり、より一層の町税徴収に努める必要があります。

一方、歳出では過疎地域自立促進計画等に基づく投資的経費の抑制はある程度可能であります。年々増加の一途をたどる社会保障費、公債費及び削減努力継続中の人件費等の義務的経費は、経費削減に即効性がなく極端な減少は見込まれず、より一層の効率的行政運営に努めながら、住民サービスの維持向上を目指すことが重要な課題となっております。

平成20年度の予算編成に当たっては、非常に厳しい状況下での編成となったため、事業のスリム化、めり張りある施策展開、収支均衡型財政への転換の重点項目を掲げ予算編成を行い、経常経費の削減、事務事業の合理化を図る一方、財政調整基金に頼らないこととし、財源に見合った歳出の削減に留意しつつ町民本位の視点に立ち、限りある財源の有効かつ適正な運用はもちろんのこと、国・県の予算編成の動向にも留意した上で、安定した住民サービスの提供を目指して予算編成を行いました。

平成20年度の一般会計及び12特別会計並びに水道事業会計の予算総額は、介護保険法等による社会保障関係事業、下流漁港漁業基盤整備事業、観光振興事業、防災対策事業、公共下水道事業、妻良漁業集落環境整備事業、道路維持改良事業、公共土木施設災害復旧事業等を執行する予算を計上し、前年対比5.1%減の77億9,902万5,000円となりました。なお、各会計別の予算総額前年度比較は次のとおりであります。

平成20年度南伊豆町当初予算、一般会計41億3,600万円で、前年が38億2,700万円、比較で3億900万円の増、率にして8.1%の増となっております。以下、特別会計、国民健康保険からごらんのとおりでございますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。朗読、説明は省略をさせていただきます。

次に、各会計別に予算の概要についてご説明申し上げます。

一般会計予算。

第1款議会費につきましては、町議会の運営活動に要する経費として、前年度対比141万7,000円増額の5,741万5,000円を計上いたしました。

第2款総務費につきましては、総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費等で前年度対比707万9,000円減額の5億5,800万7,000円を計上いたしました。その主なものは、路線バス維持事業補助金6,723万8,000円、基幹業務電算事務経費3,700万4,000円、23団体の各種補助金5,150万円等であります。

第3款民生費につきましては、前年度対比1億73万4,000円増額の8億8,236万2,000円を

計上いたしました。その主なものは、重度心身障害者児医療扶助費2,000万円、自立支援介護給付費5,040万円、老人福祉施設事業費2,739万7,000円、国保会計保険基盤安定繰出金2,991万5,000円、介護保険特別会計繰出金1億1,313万8,000円、平成20年4月1日から始まる後期高齢者医療事務費1億3,186万9,000円、社会福祉法人伊豆つくし会補助金2,436万円、児童手当事務費5,928万4,000円、6歳以下の小学校就学前児童に対し一部負担金の町補てんを含めた乳幼児医療費助成事業費1,215万円等であります。

第4款衛生費につきましては、前年度対比9,237万円減額の4億2,263万5,000円を計上いたしました。その主なものは、老人保健ヘルス事業2,150万5,000円、後期高齢者医療へ移行する老人保健特別会計繰出金1,022万円、共立湊病院組合負担金及び出資金4,499万4,000円、南豆衛生プラント組合負担金5,898万円、焼却施設維持事業8,078万6,000円、ごみ収集事業6,579万8,000円、焼却灰等の最終処分事業3,031万円等であります。

第5款農林水産業費につきましては、前年度対比602万1,000円増額の1億7,472万4,000円を計上いたしました。その主なものは、遊休農地美化業務委託料310万円、松くい虫防除事業費502万6,000円、子浦・中木地区漁業集落排水事業特別会計繰出金2,508万円、排水処理施設建設の最終年度である妻良漁業集落環境整備事業特別会計繰出金1,500万7,000円、平成16年度からの継続事業である下流漁港沖防波堤建設工事費5,223万円等であります。

第6款商工費につきましては、前年度対比2億4,593万5,000円増額の3億8,628万3,000円を計上いたしました。その主なものは、観光協会への宣伝委託料380万円、石廊崎灯台付近への観光トイレ建設事業2,800万円、(仮称)観光交流館建設事業に2億2,722万円と町営温泉会館の銀の湯運営事業費に5,785万7,000円、弓ヶ浜温泉公衆浴場管理事業に988万7,000円を計上し、健全な経営に最大の努力を傾注してまいります。

第7款土木費につきましては、前年度対比6,035万8,000円増額の4億6,047万6,000円を計上いたしました。その主なものは、道路維持改良事業費1億14万5,000円、急傾斜地崩壊防止対策事業費1,488万1,000円、妻良漁港整備事業負担金1,650万円等であります。さらに、公共下水道事業特別会計繰出金2億6,353万6,000円を計上いたしました。内容につきましては後述させていただきます。

第8款消防費につきましては、前年度対比1,568万2,000円増額の2億2,744万2,000円を計上いたしました。その主なものは、下田地区消防組合負担金1億7,344万8,000円、防災行政無線保守点検委託料156万円等であります。

第9款教育費につきましては、前年度対比1,812万6,000円増額の3億6,939万5,000円を計

上いたしました。その主なものは、英語教育事業218万6,000円、複式学級への対応としての指導支援事業631万8,000円、中学校教材用パソコン更新事業564万7,000円、小中学生定期券購入費1,470万2,000円、竹麻小グラウンド補修工事1,400万円、南中小屋内運動場耐震工事実施設計業務委託料640万円、中央公民館補修工事（保健事業対応）610万円、武道館改修工事（福祉事業対応）575万4,000円、図書館管理運営費1,786万8,000円等であります。

第10款災害復旧費につきましては、前年度対比103万6,000円増額の1,714万4,000円を計上いたしました。その主なものは、農林水産業施設災害復旧費753万円及び公共土木施設災害復旧費961万4,000円であります。

第11款公債費は、前年度対比4,686万円減額の5億6,711万7,000円を計上いたしました。

第12款予備費は、前年度対比600万円増額の1,300万円を計上いたしました。

次に、歳入予算の概要について申し上げます。

歳入予算につきましては財政運営の基盤をなすものであり、安定した住民サービスを行っていくため、財源確保が重要であります。景気回復基調の実感ができない本町では、地方交付税を中心とする依存財源に大きく左右され、財源確保が非常に厳しく、今後の財政運営を思慮し、財政調整基金からの繰入金に頼らない、見込まれる歳入実態に合わせた予算を計上いたしました。

自主財源は13億910万4,000円で、前年度対比1,761万7,000円の減額となり、構成比は31.7%となりました。本町歳入の根幹であります町税収入につきましては、前年度対比865万5,000円減額の9億5,471万2,000円を計上いたしました。その他自主財源の主なものは、町税のほか繰越金1億2,000万円、分担金及び負担金7,706万1,000円、諸収入5,119万6,000円、さらに使用料及び手数料9,877万3,000円であります。一方、依存財源につきましては28億2,689万6,000円で、前年度対比3億2,661万7,000円の増額で、構成比は68.3%となりました。

本町財政の最大のウエートを占める地方交付税は、地方財政対策として地方と都市との共生による地方再生対策費などにより、8,500万円の増額で構成比43.9%の18億1,500万円、地方譲与税は300万円減額の7,500万円、地方消費税交付金9,900万円、自動車取得税交付金5,800万円、その他の各種交付金の合計で3億30万1,000円及び国県支出金は（仮称）観光交流館建設事業や石廊崎地区観光整備事業などにより、8,711万7,000円増額の3億9,559万5,000円を計上、さらに町債では地方財政計画通常収支不足分に対する臨時財政対策債1億4,810万円、観光整備事業のための商工費1億4,800万円、道路建設のための道路債4,670万

円等の町債が前年度対比 1 億5,620万円増額で、構成比8.6%の 3 億5,400万円であります。

以上で、平成20年度一般会計当初予算全般についての予算編成方針及び概要説明を終わらせていただきます。

次に、国民健康保険特別会計についてご説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計予算の編成につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正等の施行により、平成20年4月から後期高齢者医療制度及び前期高齢者の財政調整制度の創設並びに退職者医療制度の原則廃止、65歳未満は平成26年度末まで存続や、生活習慣病予防に重点を置いた特定健康診査等の実施に対応する予算を、国の予算編成数値に基づき編成しました。

歳入歳出予算総額は前年度対比5,651万円の減額で、それぞれ14億4,043万1,000円を計上いたしました。歳出の主なものは保険給付費 9 億9,104万4,000円、後期高齢者支援金 1 億5,720万3,000円、介護納付金7,960万8,000円及び共同事業拠出金 1 億8,763万7,000円であります。

歳入の主なものは、国保会計の主要財源であります国民健康保険税が 3 億2,609万6,000円、国庫支出金 3 億8,241万2,000円、退職者医療に対する療養給付費交付金 1 億2,801万2,000円、平成20年度から創設される後期高齢者の医療費についての財政調整に係る前期高齢者交付金 2 億6,874万5,000円、共同事業交付金 1 億8,763万5,000円及び繰入金5,410万円であります。平成20年度につきましては、新たな制度の創設や改正が多岐にわたり、医療制度が複雑化しておりますが、医療費等の動向を見きわめながら適切に対処してまいります。

老人保健特別会計。

本特別会計の予算の編成につきましては、平成20年4月からの後期高齢者医療制度施行に伴い、同制度への移行に対応した予算を編成いたしました。歳入歳出予算総額は前年度対比 9 億8,401万円の減額で、それぞれ 1 億2,528万4,000円を計上いたしました。

歳出のうち大部分を占める医療諸費は、3月診療1カ月相当額並びに請求遅延分について過去の実績及び最近の医療費の動向を踏まえ、1億2,527万8,000円を計上いたしました。歳入につきましては、法定負担割合により支払基金交付金6,395万6,000円、国庫支出金4,088万1,000円、県負担金1,022万1,000円、一般会計繰入金1,022万円を計上いたしました。医療制度改革により、老人保健制度による医療制度は平成20年3月診療をもって実質的に幕を下ろし、平成21年度から平成22年度までは請求遅延分、過誤調整分等の整理期間となります。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

介護保険特別会計予算の編成につきましては、平成18年度に策定した第3期介護保険事業計画に基づき、平成19年度の保険給付実績や地域包括支援センターが行う介護予防事業等の状況を加味して予算を編成いたしました。歳入歳出予算総額は前年度対比2,812万5,000円、3.6%の増額で、歳入歳出それぞれ8億1,454万9,000円を計上いたしました。

歳出の第1款総務費は、介護保険に対する事務費、認定調査費及び賀茂郡5町の介護認定審査会事務を共同処理する幹事町としての運営費で、1,574万3,000円を計上いたしました。

第2款保険給付費は、要介護認定者が利用する居宅・施設介護サービス等の給付に要する介護サービス等諸費6億9,912万4,000円、要支援認定者が利用する介護予防サービス等諸費1,705万9,000円、施設入所の低所得者に対し食費・居住費を補足給付する特定入所者介護サービス等費3,924万2,000円等で、7億6,731万4,000円を計上いたしました。

地域包括支援センターが行う第5款地域支援事業費は、介護予防事業費1,551万9,000円、包括的支援事業及び任意事業費1,466万7,000円、さらに予備費として100万円を計上いたしました。

歳入につきましては、第1款保険料は、第1号被保険者の保険料1億1,760万1,000円を計上いたしました。

第2款分担金及び負担金は、賀茂郡4町からの介護認定審査会負担金576万9,000円を計上いたしました。

第4款国庫支出金は、保険給付費に対する国庫負担金と調整交付金及び地域支援事業に要する補助金2億817万9,000円を計上いたしました。

第5款支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料及び地域支援事業に要する交付金2億4,235万2,000円を計上いたしました。

第6款県支出金は、保険給付費に対する県負担金と地域支援事業に要する補助金1億1,942万円を計上いたしました。

第9款繰入金は、保険給付費と地域支援事業に対する町負担分及び事業費分1億1,913万8,000円を計上いたしました。

第10款繰越金は、100万円を計上いたしました。

第11款諸収入は、介護予防事業の利用者負担金等105万8,000円を計上いたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

本特別会計予算の編成につきましては、平成20年4月からの後期高齢者医療制度施行に伴い、同制度へ対応する保険料の徴収事務並びに広域連合への保険料納付事務について予算編

成いたしました。

歳入歳出予算総額は、それぞれ1億2,767万6,000円を計上いたしました。歳出の主なものは、広域連合納付金のうち保険料等負担金を1億1,520万7,000円、事務費負担金を877万5,000円計上いたしました。歳入の主なものにつきましては、保険料8,516万9,000円、繰入金4,249万円を計上いたしました。平成20年4月から制度施行となりますが、運営主体である静岡県後期高齢者医療広域連合と密接に連携し、適切な制度運営をしております。

次に、南上財産区特別会計について申し上げます。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ48万4,000円を計上いたしました。歳出につきましては総務管理費48万4,000円で、財産区管理運営事務費であります。歳入につきましては財産収入3万5,000円と繰越金44万8,000円が主なものであります。

次に、南崎財産区特別会計について申し上げます。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ53万5,000円を計上いたしました。歳出につきましては総務管理費53万5,000円で、財産区管理運営事務費であります。歳入につきましては財産収入33万9,000円と繰越金19万5,000円が主なものであります。

三坂財産区特別会計。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ902万8,000円を計上いたしました。歳出につきましては総務管理費902万8,000円で、その主なものは、財政調整基金積立金574万1,000円、三坂地区の公共事業費等に対応するための一般会計繰出金306万7,000円、その他財産区管理運営事務費であります。歳入につきましては財産貸付収入892万6,000円、繰越金10万円が主なものであります。

土地取得特別会計。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ6,000円を計上いたしました。歳出につきましては繰出金6,000円で、歳入につきましては財産運用収入等6,000円を計上いたしました。

公共下水道事業特別会計。

供用開始から8年目となりました本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比で9,834万3,000円の増額で、歳入歳出それぞれ4億9,348万円を計上いたしました。歳出の主なものは、下賀茂処理分区管渠築造工事費1億9,200万円、上水道等移設補償費700万円、南伊豆町クリーンセンター等の下水道施設管理費2,118万5,000円及び公債費1億7,798万8,000円であります。

歳入につきましては受益者負担金835万8,000円、下水道使用料4,158万2,000円、国庫支出

金 1 億円、一般会計繰出金 2 億6,353万6,000円及び下水道債8,000万円が主なものであります。

子浦漁業集落排水事業特別会計について申し上げます。

平成 8 年 4 月の供用開始から13年目を迎える本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比176万4,000円の減額で、歳入歳出それぞれ1,349万1,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは管理委託料492万円、町債元金償還金435万8,000円及び利子償還金382万3,000円であります。歳入につきましては、一般会計繰入金835万1,000円及び使用料収入492万円が主なものであります。

中木漁業集落排水事業特別会計。

平成14年 4 月の供用開始から 7 年目を迎える本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比18万1,000円の増額で、歳入歳出それぞれ2,198万6,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは管理委託料504万円、町債元金償還金1,481万8,000円及び利子償還金174万1,000円であります。歳入につきましては、一般会計繰入金1,672万9,000円及び使用料収入504万円が主なものであります。

妻良漁業集落環境整備事業特別会計。

平成15年度から特別会計を設置しました本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比5,160万6,000円の増額で、歳入歳出それぞれ 2 億9,740万9,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは職員 2 人分の人件費989万9,000円、汚水処理場積算施工管理委託料1,000万円、集落環境整備工事費 2 億6,890万円、汚水処理施設維持管理費108万3,000円、町債元利償還金106万3,000円及び利子償還金246万8,000円であります。

歳入につきましては受益者分担金2,820万円、県支出金 1 億8,900万円、一般会計繰入金1,500万7,000円及び町債6,520万円が主なものであります。妻良漁業集落環境整備事業の施設整備は本年度が最終年度となり、平成21年 4 月より汚水処理施設の供用開始、施設の維持管理は漁業集落環境整備事業を完了している人間、子浦、中木地区と同様に、妻良区または妻良管理組合との指定管理者制度による維持管理を予定をしております。

次に、水道事業会計について申し上げます。

業務の予定量を総配水量197万5,000立方メートル、給水戸数5,201戸、受託工事540万円、建設改良事業8,822万9,000円を見込み予算編成をいたしました。

収益的収支予算は、事業収入額を前年度対比13.3%減の 2 億3,003万円を計上いたしましたが、このうち給水収益は前年度比13.6%減の 2 億2,414万円を見込んでおります。なお、

前年度対比10%台の収益の減少は隔月検針初年度に当たり、収入予算につき年間11カ月としたことによるものであります。

事業費用は、上水道第5次拡張事業や石綿セメント管更新事業を推進してきたため、減価償却費が増加しておりますが、その他の支出を抑制することで2.9%減の2億7,621万9,000円としました。このことから本年度の予定損益は4,998万円（消費税抜き）の純損失となる見込みであります。

資本的収支予算の支出予算額につきましては、前年度対比17.8%増の1億4,915万2,000円を計上いたしました。支出の主なものは、下水道事業に伴う配水管布設がえ工事等の水道施設改良費や、地域水道ビジョン作成等の委託料8,822万9,000円及び企業債償還金6,042万3,000円であります。これに対する収入予算額は、給水装置新設に伴う給水負担金300万円、建設改良工事負担金800万円で、合計1,100万円を計上いたしました。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,815万2,000円は、損益勘定留保資金と当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんする予定であります。

なお、事業経営に当たりましては、地方公営企業である水道事業は独立採算が基本原則でありますから、極めて厳しい経営環境にあることを認識し、より一層経済性を追求して経営の合理化と安定給水に努めてまいり所存であります。

以上で平成20年度における施政方針並びに予算編成方針を終わらせていただきますが、詳しい内容につきましては、それぞれ議案として上程されました際に各主管課長から説明させていただきますので、どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、行政報告について申し上げます。

平成20年南伊豆町議会3月定例会の開会に当たり、次の4項目について行政報告いたします。

1、市町村合併について。

市町村合併につきましては、当初県の示した賀茂地区1市5町の枠組みでの合併について検討していく姿勢で臨み、昨年10月から12月まで、町内全域を対象として説明会を開催しましたが、開催期間途中の11月19日に東伊豆町と西伊豆町が1市5町の枠組みから離脱を表明したため、説明会の内容も本町の将来人口や財政状況の現状及び予測を中心とした説明に変更し、実施してまいりました。説明会終了後に町民の皆様のご意見やご要望等を踏まえて、県の支援や他の市町の動向を見きわめつつ合併の方向を検討してまいりましたが、昨年12月27日に下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の4市町と賀茂地域支援局による市町村合併推

進懇話会が開催され、ことしに入り1月23日に関係市町首長で県知事を訪問し、合併を進めていく旨を報告するとともに、県からの支援を要望いたしました。また、同日副市町長と合併担当課長を構成員とする南伊豆地区1市3町合併協議会設置準備会が組織され、今後のスケジュール等について協議を行い、準備会の事務局を下田総合庁舎内に置き、各市町から1名ずつ職員を派遣することが決まり、当町では2月1日から職員を派遣しました。

しかしながら、ご承知のとおり2月27日の臨時議会において、法定合併協議会の設置につきまして決議をいただきましたが、構成市町の中で合意を得られない町があり、残念な結果となりました。

2、春のイベントの入り込み状況について。

1、第10回みなみの桜と菜の花まつりの入り込みについて。

ことしで10回を迎えたみなみの桜と菜の花まつりは、南伊豆町最大の観光イベント、また春を呼ぶイベントとして町内外に宣伝してまいりました。1月27日には町内の小中学校の児童生徒、その他各地域のボランティアを初め関係者を合わせ、112人が祭りの舞台となる青野川河畔と、湊、下賀茂の会場周辺で準備や清掃、草刈りなどの奉仕作業に参加していただきました。

去る2月5日菜の花畑において安全祈願の神事で開幕いたしました。会場となった菜の花畑は町と農業振興会により、昨年まで県天城放牧場バイオガスプラントより堆肥の提供を受け、畑の土壌改良を行った効果のあらわれと、ことしも新たに堆肥20袋を投入、また春さきの天候に恵まれたため生育も非常によく、見事な花畑に育ちました。

2月10日には商工会青年部の企画運営により、菜の花結婚式がとり行われ、横浜市の安田耕一・幸来さんカップルが大勢の観光客や町民に見守られ祝福されました。また、本年も県立下田北高吹奏楽部による菜の花コンサートも行われ、聴衆を魅了しました。

一方、みなみの桜の開花状況は、寒波の影響により例年に比べ2週間程度開花がおくれ、見ごろは2月下旬となりました。旅行者や個人客も開花状況を確認して来町しているため、祭り前半は客足もまばらでした。桜が咲きそろってきた祭り後半の入り込みに期待しております。メイン会場は2月12日まで日野の菜の花会場、2月13日からは来宮橋隣接の鬼怒川プラザホテル所有地をことしも借用し、祭り本部としてまた出店会場として活用させていただきました。土曜日、日曜日は役場駐車場も解放し、大型バス、普通乗用車の駐車場として対応いたしました。

また、普通乗用車関係では、昨年に引き続き日本サイエンス株式会社社長鴨田様の所有地

を、ご厚意により駐車場として無償で借り受けることができました。そのほかには旧厚生省伊豆薬用植物栽培試験場跡地、各旅館の駐車場、そしてメイン会場付近は有限会社渡邊電気商会様に、菜の花畑付近は出店会場として湊の山田梅芳様、大型バス駐車場に内藤稔様などの関係の皆様が無償で提供していただき、ご協力に感謝申し上げる次第であります。

3月2日現在の入り込み台数は、大型バス1,407台、乗用車1万8,741台の利用があり、入り込み客数は29万2,000人で、前年同日期の対比は約11%減となりました。祭り期間中のイベントは、2月16日、17日の両日、花と町内めぐりバスツアーを参加者66名で実施し、早春の南伊豆1泊2日の旅を満喫してお帰りいただきました。また、夜桜イベントを2月16日、23日、3月1日の土曜日の3回実施し、観光客に非常に喜ばれたところであります。さらに、祭り期間中午後5時から9時30分まで桜のライトアップを行い、来遊客は幻想的な夜桜に感動していました。今後はこの夜桜のライトアップを宣伝し、新たな観光商品として期待するものであります。

ことしの第10回みなみの桜と菜の花まつりは、期間中延べ1,000人を超える方々にボランティアとして携わっていただき、その他イベント会場周辺住民の皆様にもご理解、ご協力を賜り、関係各位に厚くお礼を申し上げます。

2、町営温泉銀の湯会館、みなみの桜と菜の花まつり開催中の入り込み客数について。

ことしも銀の湯会館駐車場を花見客に開放して営業していますが、花見客の駐車が多く、若干入館に影響が出ております。祭り期間中の休館日は、衛生上の関係から従来どおり水曜日を休館日としました。また、玄関前に祭り案内所兼売店を設け、来館者や花見客に大変喜ばれました。3月2日現在で6,012人の入館者数で、前年同日期の対比は約1%減となりました。主な原因といたしましては、寒波の影響から桜の開花時期がおくれたため、みなみの桜と菜の花まつりの来遊客が前年対比11%減と少なかったこと等が考えられます。

また、17年12月から旧厚生省伊豆薬用植物栽培試験場跡地にオープンしました足湯、湯の花につきましては、祭り期間中のみの営業となります。夜間の利用も多く、来遊客は夜桜を楽しみながらの癒しに大変喜び感動しているようでありました。今後も一層のサービスと常におもてなしの心で対応することを念頭に置き、営業してまいる所存であります。

3、南伊豆町田舎暮らしワークショップについて。

南伊豆町田舎暮らしワークショップは、行財政改革集中改革プランに基づき、人口増加施策と少子高齢社会への取り組みの一つとして、まだ団塊世代を中心とした都市から地方へという田舎暮らしのニーズの高まりなどを背景とした、定住交流居住対策の一環として実施し

たものであります。

このワークショップは、昨年9月から移住者、産業団体、区長、町議会議員、一般公募、役場職員など34名の参加をいただき、無報酬で6カ月にわたり8回開催をいたしました。ワークショップでは、昨年2月発行の定住交流居住情報誌「みなみへ行こう」の改訂版の作成、南伊豆町における定住交流居住対策に参加された皆さんの英知を結集し、検討していただきました。2月27日、8回目となる南伊豆町田舎暮らしワークショップが開催され、定住交流居住対策について提案報告がなされました。この報告会では忌憚のないご提案やご意見をお聞きし、今後の定住交流居住対策に生かし、行政の役割、住民の皆さんとの協働による施策の実施に向け取り組んでまいり所存であります。

また、今回町で初めての試みとなるワークショップを実施したわけではありますが、参加者の皆さんのネットワークも広がり、このような住民間のつながりは町にとっての大切な財産となりました。今後当町における各種の計画策定等においてもワークショップ形式を取り入れ、住民参加のまちづくりを推進してまいり所存でございます。

次に、4、主要建設事業等の発注状況について申し上げます。

平成19年度第4四半期1月から3月における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

町立中央公民館バリアフリートイレ増設工事525万円、長田建設工業株式会社。町単独松くい虫等防除事業予防剤注入243万6,000円、株式会社南伊豆造園土木。旧湊日野地区配水管布設がえ工事325万5,000円、株式会社イナセツ南伊豆支店。町単独下水道事業湊処理分管渠築造工事210万円、信和建設。

以上で、平成20年3月定例会の行政報告を終わります。

議長（渡邊嘉郎君） これにて施政方針並びに予算編成方針及び行政報告を終わります。

ここで暫時休憩を10時40分までとります。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問

議長（渡邊嘉郎君） 日程第5、これより一般質問を行います。

梅本和熙君

議長（渡邊嘉郎君） 7番議員、梅本和熙君の質問を許可いたします。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 通告に従い一般質問をします。

一般質問の前に、一言申し述べます。

昨年の3月定例会で、私は厚労省の認知症の対策モデル地域づくりについての一般質問で、認知症サポーター養成講座の開催を町長にお願いいたしましたが、2月22日に開催されました。定員50名に対して54名の参加があり、認知症の問題、そして老人介護問題に対する関心の深さを感じました。また、今後年1回から2回程度の認知症サポーターの養成講座の開催を予定しているそうですが、ぜひよろしくお願いいたします。それと、さらに一步踏み込んで、厚労省の認知症対策モデル地域に認定されるよう検討してもらいたいと思います。町長初め担当職員には今般の開催のお礼を述べ、さらなる認知症対策や老人介護問題に奮闘努力されることを期待します。

また、町長、副町長、教育長ほか課長、町幹部職員も認知症サポーター養成講座に参加され、介護福祉に対する認識を深めてもらい、ぜひ町行政に反映してもらいたいと思います。

それでは、通告により一般質問をいたします。

まず初めに、ジャングルパークの訴訟問題の経過についてであります。

質問どおり、これまでの口頭弁論期日、弁論準備期日の内容について、訴訟に影響のない範囲でご答弁願いたいと思います。期日がいつあったか、そういう話です。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

石廊崎ジャングルパークの訴訟につきましては、平成19年4月30日の第1回口頭弁論から、

平成20年2月18日まで計6回の裁判が行われました。以前にも申し上げましたが、町はこの訴訟は不当訴訟であり被害をこうむっており、損害額の全部を争うとして、すべての請求棄却の主張をしております。現在は非公開で裁判が行われているところであります。

以上が経過であります。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 次回の弁論期日の予定は、わかったら教えてもらいたいですけれども。まだ弁論準備ですかね。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） お答えします。

今、梅本議員の言われるとおり、まだ弁論準備中でございます。次回は5月1日というふうに伺っております。以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） まだ5月1日で弁論準備で、準備じゃなくて正式な口頭弁論が開催されるのはいつごろかという予測は、課長にはつきませんか。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） 現在のところ、先ほど町長が申し上げましたように非公開でそういう形で進められております。裁判のことですので内容については申せませんが、予測にしてもいついわずゆる公開の裁判になるのか、その辺はちょっと現在のところ見通しが立っておりません。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 非常にこの裁判、長くかかるだろうと。町長が言われる不当訴訟であるということもわかります。その中で、弁護士費用について着手金が大体150万円払ったと。これは議会も承認したわけですが、このように裁判が長引くことによる弁護士費用は、今後どれくらい予測されているのか。弁護士とその辺のところの約束はあるのか、この辺はどうでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） 今議員が言われたようにいわゆる着手金、この後一般的な、

例えば裁判に来ていただく旅費等々はその都度お支払いしていますけれども、今度支払うとしたら成功報酬というような形で、いわゆるお礼というんですか、そういうような形になるわけなんですけれども。したがって、20年度は特別そういう形では、報酬的なものは予算計上等しておりません。ただ、場合によってはその都度弁護士と話し合って進めていくというふうに思っています。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 今、交通費を払っていると言われましたけれども、交通費が幾らぐらいなのか。それと、一般的に成功報酬というかそういうものでいうと、大体10%から20%というのが弁護士の相場と聞いていますけれども、経済効果に対する10%から20%と言いますと、訴訟額が3億6,000万円、もし全面勝訴した場合は膨大な数字になるわけなんですけれども、その辺のところは弁護士との話というのはしていないんですかね。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） お答えします。

ただいまの関係につきましては、旅費相当、つまり実費程度ということで支払いをしております。数字は今ちょっと定かではございませんけれども、おおよそ予算的には2万円ぐらいだったと記憶しております。

それから、成功報酬の関係につきましては、着手金自体も、議員ご承知のように金額的には非常に膨大な金額になると当時予測したんですけれども、弁護士との話し合いの中で、財政的に厳しい状況の中、そういう金額を弁護士の厚意によるということで思っておりますけれども示されました。先ほど言った金額のとおりでございます。ただ、成功報酬につきましても、まだ先のことですのでわかりませんが、一般的に言われる経済的な5%から10%と言いましたけれども、その金額ではないと今のところ認識しております。以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 内容については、当然しゃべれないということですね。弁論準備の内容も。わかりました。

それで、先ほど町長が不当訴訟であるということ、私も不当訴訟ではないかと、これは思っております。当然町が勝つんじゃないかと。ただ、石廊崎のこのジャングルパークの訴

訟の問題が、町が勝つからいいとかという、そういう問題でなくて、石廊崎の観光の問題と非常に結びついたものでありまして、この訴訟が長引くことによって石廊崎の観光に与える影響というものが非常に大きいのではないかと。そういうことを考えたときに、まだ弁論準備の段階だから和解、裁判官から和解の話もあったと思うんですけども、和解の可能性とか、町長自体が弁護士のほうに和解をしたらどうかというような、そういう考え方はありませんか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今言われた和解の可能性につきましては、まさに係争中の段階ですので、答弁は控えさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 町長、答弁は結構ですけども、訴訟が長引くことは、どちらにしてもジャングルパークの問題、今石廊崎を活性化しようとか町の観光をどうしようかとかいう、そういう状況の中でどちらにしても非常に問題が多いと。そして、例えば不当訴訟であるから南伊豆町が勝ったと。多分勝つだろうと予測のもとで訴訟を進めて、結果3年後に勝訴だと。勝訴だとなったところで、じゃ、岩崎が私たちが負けたからすべてどうぞ、南伊豆さんお使いくださいとは言わないであろうと。そのようなことを考えたときに、やはり和解の方向性というのは模索しなければいけないと。弁護士にもそれを町長のほうから言うべきであって、そして、その和解の方法というのは、例えば買うという話になると3億円とか4億円とか、向こうで言う主張は6億円とかという話になってくるわけで、その辺のところをどういうふうにしていくのか、いろいろな知恵を絞っていく。

例えば、固定資産税プラスアルファの賃料とかそういう方向性を考え、和解の方向を考えていくのがよいのではないかなと、このように私は考えますけれども。これは答弁できないでしょうからそれで結構です。この訴訟の問題について、町長、町長のほうから県に助言や協力を要請したことはありませんか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この問題について、裁判になってから私は、一度も県にこのことについて相談や助言を要請したことはありません。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） これはことが大きい問題で、そして、よく石廊崎の観光の問題というのは南伊豆1町の問題ではないと。伊豆半島全体、もっと大きく言えば県全体の観光の問題であると。このようによく言われるわけですがけれども、そのようなことを考えたときに、やはり県に何か協力してもらえないかと。訴訟に対する協力、解決の方向、例えば和解という話になってくれば当然その辺の財政的な問題もありましょうし、そういうことを町長のほうから県へお願いしていくという考えはありませんか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今係争中ですので、このことについて今のところ、私はそういう考えは持っておりません。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） というと、和解の方向性も非常に難しいと。そして、すべてを弁護士に任せるということで、町長から弁護士に対して、これも言えないでしょうけれども、和解の方向性とかそういうことは当然言っていないということですね。答弁できませんね。わかりました。それはそれで結構です。

一応私の考えは、この問題は本当に不当訴訟であろうと。そういう中で、じゃ、不当訴訟だから、石廊崎、おまえんちが悪いんだからといって済む話じゃなくて、ことは石廊崎の観光の問題ということにかかってくるわけです。石廊崎の観光の活性化という問題を考えたときに、やはりどのような方向性がいいのかということ、町当局としても考えていただきたいということと、それと、今後の石廊崎の観光について町はどのように考えられているのか。何か元気発信石廊崎の関係で、町が元気発信石廊崎の会に参加していたと思うんですけども、何か抜けられたというような話も聞いたけれども、この辺はどうですかね。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この石廊崎のジャングルパークの閉園によって、いろいろ観光客、お客さんに迷惑を来しているという実態があるわけです。ですから、町としてはやれることをやろうということで、20年度には観光トイレの建設も計画をしております。そういう中で、今言われた元気発信、あるいはその他の会合等のことにつきましては、副町長あるいは担当課長が出席しておりますので、それについては答弁させます。

議長（渡邊嘉郎君） 副町長。

副町長（小針 弘君） 今、議員からありました元気発信関係のことですけれども、先ほどから町長が申し上げましたとおり、やはりそこの地元のいろいろな動き、あるいは我々の意見と言いますか、話したこと、そういったことがやはりすべて、今訴訟中ですから相手方のほうに伝わると。それがいろいろな今後の裁判に影響してくると。そういうことが予想されるものですから、そのメンバーからは町の職員は外させていただきました。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 外れた理由はわかりました。ただ、どちらにしてもこの訴訟に勝つことが目的でないということだけは、町当局もよく考えてもらいたいと思います。訴訟だけが、これに勝つことだけが石廊崎の観光の問題の解決になるのではないと。勝てば、これは勝つに越したことはないんですけれども、じゃ、その後どうなるのかという問題を考えたときに、どうしても方向性をよくその辺を考えて、弁護士とも協議されて訴訟の戦術的なものをよく練っていただきたいと、このように思います。やはりこういう問題の解決の場合、町長の意思というのは物すごく影響すると思います。そういう意味で、弁護士とも町長が直接会って方向性とかそういうことを決めていってもらいたいと、このように思います。

以上で、このジャングルパークの問題は終わりたいと思います。

次に、共立湊病院の問題ですけれども、いろいろ新聞報道されまして、私が一般質問をしたときはまだ1年の契約でいくのかなという、そういう状況の中でしたもので、ちょっと質問が難しいんですけれども。

何しろ契約期間が3年と減価償却費3,000万円、そして指定管理者契約が2月25日の共立湊病院組合議会で承認されたと、こういうことでありますが、この中で、町長も全員協議会でいろいろ我々に説明をされていましてけれども、地域医療振興協会のほうではいわゆる条件、これは新聞報道の中にある条件ですけれども、1年以内に移転新築の計画を協議することというようなことが書いてありますけれども、町長としてどのように考えるのか。また、

管理者としてこの点についてどのように考えられるか、この点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この契約のことにつきましては、今言われた全員協でご説明したとおりであります。そして、協会側から示された1年以内というのは、全員協でも申し上げましたけれども、いわゆる協会側、理事長からそういう案が示されたわけでありまして。そして、我々の運営会議のそれぞれの市町のトップが、そこで合意したわけでありまして。ですから、それを受けて管理者としてはやはりこれは、それぞれの立場にある人の考えであり話し合いでしたので、これはやはり信議を重んじながら、我々としてはこれを履行しなければならないというふうにまず思っております。

そして、地元町長としては、やはり我々は議会もそうですし、あの場所という存続ということ、我々は今まであらゆる場で言ってきたわけですので、それを受けてあそこへ何とか医療を確保しなければならないという思いでありますので、管理者の立場とそして地元の町長として非常に難しいですけれども、協会の言っているあその土地で1年以内にそういう方向を示し、そして跡地についてはということも言っておりますので、それらをよく今後、これから1年の間に病院の議会あるいは運営会議もそうですけれども、そういった場で議論しながら協会とよく話し合いをして、よりよい方向へ持っていくべきではないかなというふうに私は思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 町長、確認しておきますけれども、いわゆる組合議会の中で提案した内容は、これは当然議決されたわけですが、その裏にある今言われた紳士協約的な話、1年以内に移転新築という部分、そして、南伊豆町としては当然あの場所に何らかの診療所を残す、あそこをそのまま残せという考えじゃなくて、何らかの診療所を残すという考えで町長はられるということですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） あそこへ病院を残すとか診療所を残すということの言葉は使って、私はおりません。その場で、協会側もあそこへは十分配慮するという表現をされておりますので、これがどういう形でなされるのか、これからのそれはやはり協議になると思います。ただ、私はあそこの場所はやはり南伊豆地域の地域医療、そして僻地医療をやってきた今までの共立湊病院がどういう形で残るにしても、今より水準が下がったりとか、あるいは医療に事欠くようなことがあってはならないという思いでありますので、それがどこまで構成する他の市町あるいは協会が認めてくれるか、これからのやはり我々は地元としては、それは議員の皆さんと一緒にあってそれぞれの場で主張しなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 町長、私が言っているのは1年以内に移転新築という、例えば地域医療振興協会の要望があるわけですね。そのことは当然受け入れて、さらにあの跡地に対する例えば形をどうするか。具体的に言うと20床以内のベッドのある診療所とか、そういう話がよくされているわけですが、町長の考え方、管理者としての考え方、そういうものはどういうものなのか、それをお聞きしたいんですけども。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 私は町長として、そして管理者でもありますしということですが、この場で私は病院の規模的なことについては、控えさせてもらいたいと思います。

〔「あそこに置く」と言う人あり〕

町長（鈴木史鶴哉君） そのことについても、それはこれからやはりあの病院の建設検討委員会あるいは病院の運営協議会、そういった協議する場がありますので、そこで詰めていく問題ですので、私がここで軽々にそういうことを言ったとなりますと、これは後でやはりいろいろ影響も出てくると思いますので、そのことについてはこの場では控えさせてもらいたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） これは町長が言ったのかどうか分かりませんが、新聞では建

設検討委員会がありますね。前の町長からある建設検討委員会ですけれども、これによって地域医療振興協会の条件というか、新しい賀茂圏域の医療の方向性ですか、そういうものを決めていくつもりでいるのでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

建設検討委員会が設置されたのは、たしか平成15年だと思います。それから病院の建てかえについていろいろ議論をされてきておりますけれども、まだ結論に至っていないというのが現状です。ですから、その中で私になってからは、私が言っていた財政的な問題がやはり一番、場所もそうだけれども、同じぐらいあるいはそれ以上に重要じゃないかということを書いてきておりました。

そして、建設検討委員会の中で煮詰めてきて、耐震の問題は皆さんもご承知のとおりそういうことになって、あとじゃ、財政的な面と町の問題ということに絞り込んできているわけです。ですから、この後は建設検討委員会でそれらを主軸として協議がなされるようになると思います。ですから、その中でやはり病院の建てかえの問題になりますと、当然規模であるとか、場所もそうですけれども、じゃ、医療のあり方はどうなんだとか、そういうことまでしないと、新しい病院構想というのはなかなか煮詰まらないんじゃないかと思いがしておりますので、それぞれの運営協議会なり建設検討委員会なり、もちろん病院、議会もそうですし、そういうところへ諮りながら、そういうことについては今後考えていきたいというふうに思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） すべてを建設検討委員会で賀茂圏域の医療の問題、医療のあり方、第2次救急のあり方とか、そういうことを含めたものまで建設検討委員会でやるのではなくて、全員協議会でも町長言っていましたけれども、ある議員の質問に対して賀茂医師会を入れて今後の賀茂圏域の医療のあり方、そういうものを検討する場をつくりたいというような話をしたと思いますけれども、この辺はどうなんですかね。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

このことについては、まだ先般やっとうこう3年の契約が結べる議決がなされた段階ですので、これからそういうことも含めて運営会議なりあるいは病院の運営協議会等で煮詰めて、そしてどういう進め方をしていくのがいいのか協議をして、そして進めていきたいというふうに思っております。とりあえずは3年の契約が結べたということで、向こう3年あそこの地域医療が確保できたというまだ段階ですので、今のところはそういうことをご了解いただきたいと思えます。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 一応これは契約期間3年ということで、町長は3年間は大丈夫だという今話なんだけれども、地域医療振興協会のほうでは、1年以内に移転新築の構想を出さなければ契約を破棄する可能性があるという、こういうことじゃないんですか。そういうことはないんですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） そういう表現はされておられません。ただ、1年以内にそういうことに、いわゆる新しい病院構想をはっきり示してほしいということですので、それはやはり先ほど申し上げた、それぞれの立場の人たちの中での理事長の発言でありそれぞれの市町長の意見でしたので、そういうことの中で受けとめながら、それに向かって我々はやはり努力していかなければならないという考えであります。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 町長の考え方は大体わかりました。ただ、町長がよく言われる財政問題ですけれども、今般の県議会のほうで森県議が、何かこの湊病院のことを質問しているみたいですが、県知事がやはり構想が決まったら県もある程度の支援を約束しますみたいなことを言っているわけで。

〔「支援は言っていない、言っていない」と言う人あり〕

7番（梅本和熙君） 新聞に書いてある。そのようなことを言っているそうですから。

〔「言っていないよ」と言う人あり〕

7番（梅本和熙君） これ、新聞の報道の中に書いてある。

〔「言ってない。テープが残ってる」と言う人あり〕

7番（梅本和熙君）　じゃ新聞報道が間違いだということですね。わかりました。じゃ、そういうことで、新聞をこれ、文句言ってくださいね。

一応そういう方向性はあるというような感じのことをあつたわけですがけれども、やはり新聞報道が間違いであったとしても、やはり県とすれば、ある程度の形が出てこなければ支援策も出せないんじゃないかと、このように考えるわけですがけれども、町長どうでしょうね。

議長（渡邊嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

もちろんこのことについては、あそこへ移譲を受ける際にも県から相当の支援をしてもらっておる経緯があるわけです。ですから、私もその点についてはまだ確認はしておりませんが、またそういうことが構想がまとまれば、じゃ、自費はどれぐらいで、あるいは補助金はどれぐらい、あるいは県からの助成、そういったことが検討されるようになると思いますので、ある程度はやはりそれには、今言われたように病院構想がまとまって建設費もある程度見通しがつかないと、県へもお願いに行けないということですので、そういう段階になれば私は県へお願いに行ったりして、県もどのぐらいの支援をしてくれるのか、その辺も県はやはり、我々が行かないということは思っていると思いますし、そういうことでまた進めていきたいと思っております。

議長（渡邊嘉郎君）　梅本和熙君。

〔7番　梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君）　どちらにしても、1市5町でこの病院を、すべてを処理していこうというのは非常に難しい問題があると思いますし、県の援助というか協力は当然必要になってくる問題ではないかなと、このように考えますもので、その辺はぜひよろしく願いいたします。

今回の指定管理者の契約について、他市町の首長の考え方というものがどういうものなのか。町長の先ほどの答弁である程度のことはわかったんですけども、もし首長会等でそういう話があるのでしたら、少しお聞かせ願いたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君）　この病院の問題に対して他市町ということ、私がここで申し上げるのはどうかと思いますけれども、やはりいろいろ意見を述べられてきておりますけれども、

私は地元としてあそこにといいことで言っておりますし、やはり今までもそれぞれの町、それぞれの首長は場所的な問題も含めて、やはりそれぞれの考えは述べられてきております。ですからこれが、何度も申し上げますけれども、1市5町の共立湊病院であるがゆえに難しいということ、そこで言っているわけです。そう私から申し上げれば、梅本議員は理解してくれると思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 当然、他市町にとっては自分たちに利用しやすい場所ということを考えるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺の感触というのは、町長としてはやはり受けますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただ、あの病院はどこへ移ろうと、伊豆南部の中核病院として重要な役割を担っているということには変わりないわけですので。ただ、それぞれの市町が言っているのは、やはり場所的な問題が、距離であったりあるいは時間のかかるということであったりということもありますけれども、そこにやはり考え方の相違があると思います。そして、それを解決していかなければならないということですから、私はこの問題は今後、場所とそれから財政的な面で煮詰めていく段階で、やはり何といたっても2次救急であったりあるいはほかのこともそうですけれども、この圏域の医療のあり方、これも当然のことながら考えていかなければならないというふうには思っておりますので、建設検討委員会あるいは運営協議会ではそういう問題も今まで言われておりますので、私としてもそれらを真摯に受けとめながら考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） この指定管理者契約をしましたよね。既にもう調印されたわけですね。その後の地域医療振興協会の考え方とかそういうものは、町長、わかりませんか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） まだこのことについては先般議決したばかりですので、協会とまだ接触しておりませんので、私としては情報は入っておりません。以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 先般の全員協議会で、町長は副知事と面談をされたと。そして、副知事から助言を受けたと。その助言の内容は新聞でもある程度書かれていますけれども、直接町長からお聞きしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

このことにつきましては、私は管理者の立場で、地元町長としてもですが、副知事にお会いして報告をしました。そして、その中で副知事からは、今非常に、東海道沿線ですら医師の確保が難しい状況にあるというお話をされました。そして、今までこの病院で地域医療を担ってきていただいている振興協会があるので、やはりこれについて組合としては、この脱退ということについては協会をもっと、ある意味では地域医療を担っていただくようなことを考えるべきではないかというような表現をされました。そういうことで、具体的にそれ以上の話には及びませんでしたけれども、あといろいろな医療を取り巻く環境であるとか、それらについていろいろ副知事からはアドバイスのようなこともありましたので、それらを私としては受けとめて、先般の臨時議会、病院議会へ臨んだわけであります。以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） これは当然、副知事から財政的な援助とかそういう話はなかったと思うんですけども、なかったんですね。わかりました。

最後に、MRI等の高額医療機器導入ということを前聞いたような気がするんですけども、今回指定管理者契約をやられた後に、やはりこういう問題というのはあるんですかね。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

このMRIは、病院開設時の平成9年9月に購入されております。機器の耐用年数も経過

してありまして、更新時期も平成21年度予定をしております。このほか、コンピューター断層を撮影するいわゆるCT、これも平成8年に整備されております。こういったことで、一連のこういった機器の購入に当たっては、それぞれの更新時期等をにらみながら運営協議会等で協議して、そして決定をして議会にかけるといふ段取りで進めてきておりますので、今後もそういうことでやっていきたいというふうに思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） この機器の購入に関しまして、町長、大体おおよそどれぐらいの予算をとというか、そういうものを考えられているか、それはまだあれですかね。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

20年度で機器購入が約5,500万円を予定しております。そして今言われたMRI、これが21年度ですから、21年度になりますと約1億5,200万円の予定の計画をしております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 医療機器の購入に大体2億円ぐらいを予定しているということですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 訂正させていただきます。

20年度は当初予定しましたけれども、契約が1年ということでしたのでこれはゼロです。先ほど申し上げましたようにゼロです。訂正します。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 予算措置、例えばこれ、もし20年度があれば2億円近い医療機器の購入になるわけですがけれども、その予算はどのように考えられているのか。財源ですね。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 今町長のほうが答弁されましたように、医療機器の整備につきましては、病院側のほうからの耐用年数等を含めた要望がありまして、それを運営協議会

で協議し、議会のほうへとかけて整備するということになっております。それらにつきまして、こちらで共立湊病院組合事務局のほうで要望があったものにつきまして、検討をしてやっている。それらの財源ということなんですけれども、減価償却費を本来は充当するんですが、いろいろ事情があってそれらについての金額について、全額組合の側のほうにしておりませんので、各構成市町からの負担等で賄う部分が出てきております。

もう一つ、共立湊病院の所在地は僻地に当たります。そういうような状況で、県の僻地医療の補助金要綱がありまして、条件がありますが、1億円を上限に2分の1の医療機器整備の補助があります。そういうものを活用させていただき、整備をしているというのが現状でございます。

以上であります。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 今の課長の話だと、大体2億円の医療機器なら、財源は大体1億円ぐらいを用意すればいいという話になるわけですね。1億円を上限にでしよう。1億円を上限に2分の1補助を県、今そういうふうに。

健康福祉課長（藤原富雄君） 1億円を上限にですから、5,000万円です。

7番（梅本和熙君） 上限というのは、1億円が上限ということだね。それじゃ、5,000万円までね。そうすると1億5,000万円ということですか。今、減価償却費が大体私の覚えでは、10億円程度あったような気がしたんですけれども、今、共立湊病院組合は減価償却費が幾らぐらいあるんですか。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 年間の減価償却費が1億……。

7番（梅本和熙君） 積み立て積み立て。キャッシュフローです。

健康福祉課長（藤原富雄君） すみません、ちょっと資料がここにありませんので、数字についてはお答えできません。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 少なくとも減価償却費の積み立てをしているわけですよ、共立湊病院組合のほうでね。それが大体、私が議員をやっていたときには、大体5億円から6億円ぐらいあったはずなんですけれども、その後また地域医療振興協会から減価償却費をもらって

いますね。その部分を聞いているんですけどもね。大体どれぐらいかわからないですか。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） お答えします。

ちょっと今、資料が手元にございませんで、数字についてはこの場では申し上げられないです。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔 7 番 梅本和熙君登壇 〕

7 番（梅本和熙君） 少なくとも、キャッシュフローとしてその程度のものであるということは、私は認識していたのですけれども、実際、今後ろから「ないない」と言っていますけれども、ないのであるならどこにそれが使われたのか、それをはっきりしてもらいたいと思いますけれども。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 共立湊病院組合での病院運営につきましては、1市5町の首長等々で構成されている運営でやっております。また、そちらに組合議会もございます。そちらのほうで年2回議会を開催され、決算等を含めた議決をされておりますので、ちょっと今私、ここでその数字については申し上げられません。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔 7 番 梅本和熙君登壇 〕

7 番（梅本和熙君） 議長、休憩して調べてもらってください。

議長（渡邊嘉郎君） 暫時休憩。

休憩 午前 11 時 21 分

再開 午前 11 時 28 分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） お答えします。

先ほど梅本議員から申されました共立湊病院組合の積立金等々につきましては、改めて書面にて提出をさせていただくということでご了解願いたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 了解しました。

それでは、市町村合併問題について質問いたします。

いろいろ方向が変わってきているわけですが、松崎町が法定協の設置議案を否決したわけですけれども、町長としてはこれが最後のチャンスであるというようなものの言い方をされているわけですけれども、もし松崎町のほうで再提案があって否決ということになった場合に、町長はどのように今後考えるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今回のこの合併につきましては、我々は1市3町ということで法定協の立ち上げを、それぞれが議会を開いて提案してきました。そして、我が町では先般の議会で可決をしていただいたわけでありまして、今梅本議員が言われた松崎町は、皆さんもご承知のとおりであります。そこでじゃ、松崎町がもしこの後、またそれが再付議されて否決されたらという意味合いのことですね。そのことについては、我々はまだ考えてもおりませんし、我々がそういう議論に入る時期ではないと思っております。我々は先般のそれぞれの結果を受けて、そして我々首長としては、いわゆる松崎町の動向を見ながら考えていくべきだということで我々はおりますので、私は考えとして、松崎町がいろいろ新聞報道されておりますけれども、これは松崎町の問題でありますので、我々は松崎町の動向を見ながら今後のことについてはそれぞれの市町、下田あるいは河津町ともよく連携をとりながら、考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） まだ3月31日までははっきりしないということで考えられていると思いますが、再提案がされなかった、再提案されても否決されたといった場合には、あと考えられるのは新たな枠組みを模索するか、それとも単独でいくかということになると思

いますけれども、まだはっきりしない段階で町長が今はものを言えないということでありますが、単独経営に対する見通し、その可能性はうんとあるんだろうということだと考えると、これに関しては町長、何か発言はないですかね。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この1市3町の合併に取り組むということは、私は前から申し上げておりますように、財政的なことが相当ウエートがあったわけです。ですから、単独経営ということは将来にわたって非常に難しいということが、大きな一つの理由にもありました。ですから、これが結果として松崎町がということになった場合に、じゃ、単独でということになって、その後のことについてはまだ今ここで私は申し上げられませんが、やはり結果としてなった場合には我々はもう最大限努力して、単独でもやり繰りしてやっていかなければならないということに、あるいはなるかもしれない。それはただ、まだ今ここで言えることではありませんので、しばらくは松崎町の動向を見守るしかないかなという思いであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 町長の考えはわかりました。どちらにしても合併は推進していきたいと。法定協を立ち上げた後も、合併の推進でいきたいと、このように考えていると。ただ、相手のあることだから、これがうまくいかなかった場合は単独運営を最大限努力すると、このような考えでよろしいですか。

〔「よろしいです」と言う人あり〕

7番（梅本和熙君） わかりました。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君の質問を終わります。

漆 田 修 君

議長（渡邊嘉郎君） 8番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） それでは通告に従い、町長の基本的な政治姿勢と、それから、ことしの4月からスタートします後期高齢者制度についての一般質問をさせていただきます。

最初に、町長の政治姿勢であります。実は政治姿勢の質問の要項が、先ほど町長の述べました施政方針の中で概要については記述されておりました。そこで、それをさらに細かく敷衍するのも何であります。一通り私も案を持ってきましたので、質問させていただきます。

最初に、アメリカのサブプライム問題からアメリカの経済の不透明感、こういった書き出しから、大きいところから徐々に、我が町の実態にはどうであるというような書き出しをしております。その中で、ことしの新春の日本の経団連の賀詞交換会の中では、確かに穏やかな回復基調にあるというような経済の見通しをしておりますが、1月の中旬からアメリカのマーケットが非常に急落をし始めました。これは、おっしゃるとおりサブプライム問題がその基調でございます。メリルリンチとかシティーグループが非常に、一種の我が国の10年前と同様、金融恐慌になりつつあるというのが実態の、経済の破綻の発端でありました。

それを受けて我が国は、先ほど言いましたコンプライアンス不況、これは規制緩和を強化したために、中小の工務店が非常にマイナスのデメリットを受けて経済が混沌としている。そういった要素としてのコンプライアンス不況、そして、ワーキングプア不況と言われております雇用条件の不安定さからくる、それが社会保障の財源元本になるところの担保力の低下、こういったものが2つ目の不況要素であります。

そして、きょうの朝のNHKのニュースでもありました。円が103円になりました。こういった円高不況、こういった3つの大きなものが要素を持って、我が国の経済不況は進展しているわけでありまして。よくプライマリーバランスと言いますが、実質利子率と実質経済率をバランスさせる、そして実質成長率が下がったために、実は利子率を下げる。日本で言いますと公定歩合を引き下げる。アメリカはFRBの利率を下げるというような、まだ利率の余地がありますから、アメリカにおいてはそれは可能であります。実はこういった古典派ケインズ経済学的手法を用いた金融政策、こういったものをもって実は対応しようとしております。

ここで大事なものは、一言申し上げますが、日本の構造改革が遅々として進まないということです。これは何を意味するかということ、実は政治力なんですね。構造改革が遅々として進まない、そして日本売りは急速に早まって、今のような金融恐慌の走りになっているという

ことなんです。事ほどさように政治が経済に及ぼす影響というのは、非常に大きいということがうかがわれると思います。

一方、我が町の経済、それを振り返ってみた場合に、果たして南伊豆町のかじ取りであります町長が、そういった指導的な政治力を発揮しているでありませんか。私は先ほど通告にありましたとおり、自治体の合併問題、そして共立地域医療の問題、そして福祉・教育問題、さらには財政問題、こういったことを考えたときに、そこにいかに首長の政治力が大きなウエートを持ってくるかということが、実は今回の質問であります。

ただ、評価したいのは、先ほどこの施政方針演説を読ませていただきまして、その評価すべきは、産業振興の中で今回制度として、非常に予算上は小さな金額の300万円であります。きらりと光る南伊豆の事業、こういった振興策が実は本当は町政にかかわった時点で、鈴木町長がどんどん打ち出していくべきであったと私は思っております。そして、行財政改革のこの施政方針の項目を見ますと、例えば住民の要求する優先度、必要度、プライオリティーですね、の順に必要な財源を措置するという方向性、そして行政評価の中にもあります。とおり事務事業の評価、それをプラン・ドゥ・シー・チェックの管理の循環サイクルを回して、次の予算にそれを反映させるという、そういうシステムの創生を、一步踏み込んだこの施政方針の中の表現となっております。非常に私はその点は評価したいと思います。

個別のものについては、教育関係については南崎小学校の統廃合問題ですね、それから、共立問題については1番目の議員の質問のとおりであります。それから、市町村合併も全くそのとおりであります。全体的を通して、私の今冒頭指摘しました首長の指導性、それについて町長のご見解をまず賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、漆田議員の言われた世界的なあるいは日本の、我が町の景気ということですが、我々はやはり当初予算を組む段階でそういったことを十分認識しながら、当然これは編成しなければならぬということは、常々私は職員には申しております。ですから、私が予算査定なりあるいはその他課長以外の職員でもそうですけれども、そういうことを申し上げながら、そしてそれぞれの項目については、担当課長が職員にそれを下ろすようにということで申しておりますので、私はそういう意味では、私の考えは職員にまで伝わっているというふうに私は認識しております。そして結果としてこういった予算編成なり、あるいは施政方針

で述べておられるようなことが述べられる状態にあるわけでありますので、それはご理解いただきたいと思ひます。

そこで、施政方針でも述べさせていただきましたが、今後、くだんの行財政改革を徹底して、そしてさらに経費の節減に努め、また第4次南伊豆町総合計画及び過疎地域自立促進計画、これは後期計画になりますけれども、これにより事業の必要性や緊急性、こういったものを検証して、そして貴重な財源を重点的に配分すると。そして、産業振興あるいは少子化、医療、福祉、教育、防災等各種施策を堅実に実行しながら、何度も申し上げますけれども、町民が安心して暮らしていける明るく希望の持てるまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

そして、この20年度の予算編成における具体的な重点施策としては、まず第4次南伊豆町総合計画も終期、21年度に終期を迎えますから、計画実施のまず確認を行うということがあります。それから、地域資源を生かした観光の振興あるいは快適で安心して住めるまちづくり、町の将来を担う子供たちのための教育環境整備、少子化対策に係る子育て環境づくりの推進、そして重点項目としては3点ほど、事業のスリム化あるいはメリハリある施策展開、収支均衡また財政への転換ということを主眼として予算編成を行いました。このことが今回の予算であり施政方針であります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 町長の言わんとするところはよく理解しております。施政方針の中にも、それからあと予算編成方針、これは予算編成方針は単年度でありますけれども、そういうものを読ませていただいて、よく理解をしているところであります。

要は、鈴木町政がスタートした時点をちょっと今思い起こしてもらいたいんですよね。ああいった町を二分するような大きな争点のもとに誕生したという背景をもとに、おのれは今何をすべきか、何が今優先順位が一番高い政治的な命題であるのか、そういったことを自分自身が考えたときに、その当時何をされましたでしょうか。きつい表現なんですけれどもね。何をされたと自分はお思ひですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

私は平成17年に町長に就任をして、当時はやはり、今漆田議員が言われたような状況下に町政がありました。そこで私は3点ほど、私の政治に臨む基本的な考え方を述べてきました。1つは町民参加のまちづくり、それから融和と協調のまちづくり、そして簡素で効率的な行政運営。私はそれぞれの項目を常に頭に入れながら、そして事業展開あるいは施策を進めてきております。それが今までいろいろ行ってきた事業であったりあるいは施策であるわけですので、そういうことで、就任早々はまずこの3点を何としても、町政を進める責任者として常に3点を頭に入れながら施策を進め、そしてそのときどきの事業あるいは実施に当たっては、総合計画に基づいて進めるということであったわけです。

ただ、その中でやはり限られた財源でありますから、おのずとそこには100%あるいは80%、70%それぞれあったと思いますけれども、私はそういう思いで取り組んできておりますので、今ここで何をどうこうということはありませんけれども、基本的にはそういう考えです。その3点です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 与えられた時間もありますのでね。この第1問目はこのくらいにしたいと思いますが、いずれにしましても、町長、大きく政治の概況が、大きく局面が変わりましたね。合併問題もそうですが地域医療の問題もそうです。それを十分懐に抱えながら、的確に各部署部署に適正な指示をしまして、迅速に事に当たっていただきたいと思います。

一方においては財政問題もありますが、それは議会も含めた共同の責任という側面がございますので、ぜひその辺を念頭に置かれた政治手法の最適な選択をお願いしたいということで、第1問目の町長の政治姿勢に対する質問は終わりたいと思います。

あと、実はあと持ち時間が50分ですが、この問題をやりますか、いいですか。

議長（渡邊嘉郎君） 第2の後期高齢者の医療制度についての質問でございますけれども、これは50分となっておりますけれども、ここで時間がございませんので、13時まで昼食のため休憩をしたいと思います。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時00分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） それでは引き続きまして、通告の 2 にあります後期高齢者制度についての質問をいたします。

公的医療制度は、住民の命や健康にかかわる社会保障制度の大きな柱であり、制度の安定が強く望まれているところであります。持続可能な制度にするには財政基盤の強化だけでなく、何よりも住民に信頼されるシステムとして整備する必要があります。

ことしの 4 月からスタートする後期高齢者医療制度は、公的年金制度と同様、財政論に偏った議論や保険料徴収の一部凍結論など、曲折が見られておりました。一方、年金問題に比べ関心は概して低く、新制度が十分に理解されているとは言い難く、このままでは自治体窓口や医療機関での混乱も心配されております。県や市町による周知徹底も課題の一つと思われませんが、この点に対して当局の見解はいかがでしょうか。まずこの点をお答えいただきたいと思えます。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この後期高齢者医療制度につきましては、施政方針でも述べさせていただきました。新しい制度ということで今、漆田議員が言われるように、やはり周知徹底という面では我々も広く広報等でお知らせをしてきておりますけれども、いわゆるこの制度というのは、急速に高齢化が進展する中で、高齢者の医療費を中心に医療費がますます増大することが見込まれております。そういう中で国民皆保険を維持して、そして将来にわたって安定的で持続可能なものとしていくことが大きな課題となっております。

こうした観点から、高齢者の医療費について、高齢世代と現役世代との負担を明確にして、そして世代間で公平に負担する新たな医療制度を創設するなどの見直しを行うものとしてまいります。細かい内容につきましては担当課長から説明させます。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） ただいま漆田議員が申されましたように、健康保険法等の一部改正する法律によりまして、後期高齢者医療制度が本年の 4 月から開始されます。75 歳以上の後期高齢者の医療費は、高齢化の進展に伴いこれからますます広がり、今町長が言われましたように増大することが見込まれております。この医療費を安定的に確保するためにも、

医療費の負担について住民の方々の理解・納得をいただく必要があると思います。このため、現役世代と高齢者の負担を明確にし、世代間で負担能力に応じて公平に負担していただくとともに、公費を重点的に充てることによって、住民全体で支え、都道府県単位の高齢者の医療をしっかりと支えていくことと考えます。

このような制度改正について、町内の老人会組織を中心に、昨年の5月14日から12月17日までの間、20会場で説明会を、また広報みなみいず11月号、ことしの1月号、また今月発行されます3月号で住民の皆様にお知らせしております。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 今の答弁で、周知徹底の件は理解いたしました。担当者としては、新制度に伴う保険システムの整理がなかなか進まないといういら立ちとか、そして住民の関心が一向に高まらないというあせりを感じておると思うんですが、システム整備のおくれは厚労省内での審議のおくれや政局不安に起因していると言われておりますが、政府の予算編成、今参議院に移りましたけれども、予算編成を前に、中央社会保険医療協議会では、健保組合、大企業の健康保険組合ですが、健保組合などの保険者から医療機関に支払われる診療報酬の設定などをめぐり、日本医師会や健康保険組合連合会などの間で激しいやりとりが続いております。この2月中旬に診療報酬改定がなりましたが、従来の報酬体系に新制度が絡み、いつもの改定年度より、2年ごとですが、早い対応が必要となっております。

保険者となる県広域連合は、対応するための条例制定による保険料の設定や財政運営の計画の策定、そして保険給付の事務、それから財政リスクの対策、これは後ほど述べますが、そういった対策などを準備しシステム化する必要がありますが、厚労省から地方自治体に示される保険料算定方法の説明がおくれたということ、そしてあと、地域内の意見調整に手間取って条例制定がおくれ、こちらに資料がございますが、昨年の暮れにようやくすべての広域連合で保険料が決まったというような経緯がございます。

それに、国会のほうではねじれ国会という背景での総選挙含みで、与党が保険料の負担の一部先送りを決めるなど、ニュースが繰り返し流れ、新制度の認知度はかなり高まったのでありますが、準備に狂いが生じていると言われております。当町の場合、準備段階での実態はいかがであったでありますでしょうか。これは担当課長で結構です。ご答弁お願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 昨年度に設立されました静岡県後期高齢者医療広域連合との、

業務システムにつきまして当町と契約を結びまして、資格管理、また賦課業務、それと収納業務、給付業務等に対応する準備をしております。そして、被保険者台帳の作成作業並びに保険料の個別徴収作業を広域連合と行っている最中でございます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） 徴収作業というのは、年金から自動的に今度天引きされますね。10万円以上の年金を受領している方々のね。そういったものも含めてという意味ですか。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） はい、そのとおりでございます。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） ご承知のように、その新制度というのは老人保健制度の廃止に伴って創設される独立型の保険でありまして、対象は、これは釈迦に説法になりますけれども、75歳以上、患者の一部負担は原則 1 割、現役並みの所得のある方は 3 割ですね。患者負担を除く財源構成というのは、これは町長が先ほどの施政方針で述べたとおりであります、被保険者が 1 割、公費が約 5 割、他の保険者からの支援金、4 つあります共済年金とか政管組合、健保組合、国保、この 4 つからの支援金が約 4 割で、保険者は広域連合、そして後期高齢者にふさわしい診療報酬体系の確立と。これも後で述べますが、こういった大きな 6 つの柱で成っている制度であると言われております。

一方、現在の保険制度には、大企業の会社員などが加入する組合管掌健康保険、これは健保組合と言っておりますが、それとあと、中小の従業員から成ります政府管掌健康保険組合、これは社会保険庁ですね。解体になりますので、保険者が都道府県別の協会の支部に今度になります、それが 2 つ目。あと、公務員や私立学校教職員らの共済保険、これは共済組合です。そして、それ以外の自由業や無職の国民健康保険、保険者は市町村であります、こういった 4 つのものがございます。

そして現在、75歳以上を対象とする高齢者の医療制度として老健制度があり、被保険者の経済的な負担を軽くするため、患者負担を除く医療給付費は、公費や、私が前述した各保険者に割り当てられる拠出金などで賄われております。

2 つの制度の大きな違いは、老健制度が各保険制度と一体的に制度化された非独立型の医

療システムであるのに対し、後期高齢者医療制度は各保険制度から分離された独立型の医療システムであって、独自に保険料を設定し医療費などを給付することであります。したがって、老健制度の被保険者のように国保など他の保険制度と二重加入する必要はないのであります。

今ここで想定される大きな課題は、概して所得の低い75歳以上の保険として財政的に成り立つのであるかどうかという問題でありまして、税金や他の保険制度からの財政支援がなければ成り立たないというのは、老健制度と全く同じであります。年齢によって保険を分ける必要があるのかという指摘もありますが、この点、当局の見解はいかがでしょうか。それをまずお答えください。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 先ほど申し上げましたけれども、後期高齢者の医療費を安定的に確保する後期高齢者医療制度によって、医療給付が開始されるわけなんですけれども、国民全体で支えて都道府県単位の医療制度として、高齢者の医療をしっかりと支えていくことが求められております。それが前提でございます。現役世代と高齢者の負担を明確にして、世代間で負担能力に応じて公平に負担をしていただくとともに、公費、税金ですけれども、のほうを重点的に充てて国民全体で支える仕組みで、現行の老人保健制度の趣旨を発展的に継承したものと考えております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8番（漆田 修君） 質問に答えていないような気がするんですね。見解だから見解ですよと言えればそれでいいと思いますが、低所得者に対する激変緩和が新制度はありますね。ですから、その辺も含めて例えばリカバリーができますよというような答えが来るとして実はおったんですね。いかがですか。もう一回ちょっとその辺、担当課長の見解で結構ですが。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 今、漆田議員が言われたように、激変緩和に基づくという形では、世帯の被保険者の人たちをもとにして軽減措置を行います。7割軽減、5割軽減、2割軽減という3段階の軽減措置を、低所得者に対しては行うというような制度もございます。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） 今、課長の答弁のとおり、実は課税所得対象別に、そしてあと扶養者も当然ありますけれども、新規に加入される、全国に200万人と言われておりますが、そういった方々の恩典措置も実は新システムとして取り込んでいるという。ですから、厚労省がそこまで考えて不満のないような体制にしたんだということなんですが、あとは運用の問題ですけれどもね。

次の問題に行きます。

老健制度が廃止される理由としましては、ふえ続ける老人保健拠出金に対する健保組合からの強い不満があったということです。健保組合は老健の拠出金以外にも退職者被保険者の拠出金も当然65歳までしておりますから、従来の老人健康保険制度に対して非常に財政負担が多いということですね。そういう不満があるということが1つです。それから、2つ目が保険者が明確でありませんね。さっき申し上げました被保険者、4つありました。それらが責任がなくてお金だけどんどん出している。そういう責任が明確でなくて、運用責任があいまいであるということ、それが2つ目の問題ですね。それからあと、給付をコントロールする仕組みがないんですね。

こういう大きい3つが原因だと言われておりますが、被保険者側は高齢者医療費の増大に伴い、さっき私言いました老健制度と退職者医療制度への拠出金がふえることに不満があり、両制度の廃止を強く望んでいたのであります。新制度の創設は、こうした被用者保険側の不満を解消すると同時に高齢者にも応分の負担を課すことにより、財政支出を抑えようという国のねらいがあるのであります。

さて、ここより当町の後期高齢者医療の特別会計において、歳入歳出それぞれ共通にあらわれる被保険者の人数であるとか、そして、うち扶養者の実情や概算による医療給付の総額など具体的な内容にこれから入っていきます。

先に全国の話をしめますね。全国で75歳以上は1,200万人。保険料は被保険者全員が支払う均等割と、能力に応じて支払う所得割の2つから成っていますね。これはご承知のとおりですが。年金を年額18万円以上受給している被保険者は、介護保険と同様に年金から天引きされるのであります。厚労省の調査によると1人当たりの保険料は、全国平均で月額6,000円です。実は都道府県のやつが、11月末に47都道府県の保険料率が出ましたけれども、それからいくと静岡県はかなり下のほうにランクされております。厚労省は私が言いましたとおり月額平均で6,000円で、大半の対象者が加入している国保の保険料とほぼ同水準なんですね。

実際には医療水準や事業範囲の違いなどによって、実際は都道府県別には差が出てくるのは当たり前ですけれども、そういう差が出てきますということなんです。

そこで、特別会計策定の根拠となる対象被保険者の人数とか、対象課税所得総額や扶養者だった人の数、そして3段階の激変緩和措置者の対象の人たちの人数、そして県の広域連合で最終決定した保険料、これは見ればわかりますけれども、そういったものの保険料、そして所得割率と均等割額についてお答えをいただきたいと思います。そしてあわせて、かねてから所得の低い被保険者から保険料を徴収する場合、所得に応じた段階的な保険料の設定などの配慮が欠かせなく、それらの点がまだ不十分だと、保険の精通している方に言わせると、それがまだ不十分だよと言われておりますが、その点についての見解もあわせてご答弁をいただきたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） それではお答えいたします。

75歳以上の被保険者につきましては、4月1日現在の見込みなんですが、2,099人と推定しております。それと、対象課税所得総額につきましては、前年の所得を対象にしまして、20年度の課税にはなるんですが、19年度の所得につきましては今、申告の最中ということで総額が出ておりませんので、18年度の課税総所得を対象に所得割のほうの額を出すと。その総所得額なんですが、対象額なんですが、5億9,970万3,660円と見込みました。

それと、扶養者等の人数、また被扶養者、またその扶養者の人数なんですが、20年8月末現在で285人です。この285人につきましては、被保険者本人と被扶養者を区別するデータが今、私のほうにありません。ですので、その内訳についてはまだつかんでおりません。

それと、3段階の激変緩和の対象なんですが、先ほども申し上げましたけれども、7割軽減、5割軽減、2割軽減と3段階がございますが、その対象人数でございますけれども、7割軽減につきましては942人、5割軽減につきましては83人、2割軽減につきましては184人、合計1,209人と推測しております。

県の広域連合での最終決定した保険料ということでございますが、これにつきましては所得割が6.3%、均等割が3万6,000円と静岡県はなっております。それと、最後になりますけれども、段階的な保険料の設定というような配慮はどうかと、その見解ということでございますけれども、この後期高齢者医療制度が発足した経緯には、国民健康保険等の医療保険との絡み合いもあります。世代間の負担につきまして透明性がないよということから、対象を

国民健康保険のほうの医療保険とあわせてやるような形。そうしますと、現在国民健康保険につきましては応益応能割という形で4段階で算定しております。この後期高齢については所得割か均等割という2段階なんですけど、そういう意味合いで、所得に応じて保険料も段階で区別するのでなくて、その人の能力に応じた所得割をかけるというような形をとっております。

参考までなんですが、介護保険とはちょっとニュアンスが違います。介護保険の場合は5段階でもう課税されるというようなことをやっておりますけれども、この後期高齢者医療制度につきましては医療保険という形で、町で言いますと国民健康保険との区別をする中での保険料を課税する措置をとっております。以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 所得に応じた段階的なのということは、独立型の保険料であるゆえに、ある意味では可能性は高く、限りなくあると思うんですね。ですから、我が町の先ほどのデータで言いますと、2,099人のうちの1,209人が軽減対象の人間であるよと。たまたま被扶養者は前からのデータとの継続性がないもので、当年度はゼロでありますけれどもね。問題は、所得課税対象額の算定だと思うんですよ。概算5億9,900万円が課税所得額でありますけど、うち給与所得者は約12%なんですね。約7,000万円ですよ。あとその5億9,900万円の中の内訳は、年金所得者が62%で3億7,600万円。あとその他とあるんですけど、例えば給与所得、年金所得者もひっくるめて例えば所得の段階別に応じた措置をとった場合に、これは本邦がそうになっているからしょうがないんですね、地方のやり方はそれに合わせないとまずいということですね。仮に厚労省がそういうことを策定してやった場合は、当然この中身も実態に即した応能負担になるということとは言えると思うんですね。その率そのものは一律ですから、6.48%というのはしょうがないんですけど、そういうことを考えた場合には、制度的にまだまだ欠陥のあるものだということとは言えると思うんですね。それはそれで結構です。まだ実際にシステムが稼働しておりませんから。

次の問題にいけますが、次の問題は広域連合との絡みの問題であります。

我が町の後期高齢者保険料特別会計は、保険者が県広域連合であるために、これは配付されてから見たんですが、保険料の徴収と広域連合への負担金、あと一般会計の繰りは委託料であるとか1,000万円弱あるけれども、自前の財源を持ち出してありますけれども、そういう保険料と負担金という極めてシンプルな内容の特別会計なんですね。知り得る限りの情報

で結構ですが、広域連合の示した内容にこれから入りたいと思うんですが、担当部門にはその資料はございますよね、概算でありますよね。じゃ、そちらに入ります。

歳入に表示されているように、給付費の財源構成は保険料が1割、それから公費が約5割、その中は国が4、都道府県1、市町村1の割合になっていますが、他の保険制度からの支援金が約4割で、現役並み所得者については公費負担がないために、実際の公費負担率は46%、それから支援金負担は44%、ちょっと上がるんですね。両方ともちょっと上がってくる。そして、財政的なリスクを避けるための調整交付金、これは一般と特別がありますが、調整交付金や安定化基金も創設されております。支援金は他の保険制度がそれぞれの加入者数ですね。国全体でいきますと国保が4,300万人、被用者保険が7,100万人という数字が出ていますけれども、その数に応じて算定し、老健の拠出金とほとんどそれは変わらないということなんです。

政府の試算、これは厚労省の試算であります、初年度スタート、後期高齢者医療費を11.4兆円と仮定すると、患者負担の1割1兆1,000億円を引きますと10兆3,000億円となりまして、今後さらに対象者がふえることを考えると、診療報酬などを抑えても給付費が増加し、財政規模の膨張が避けられない。特に健保組合の収入が伸び悩んでいる現在、新制度への支援金と退職者医療制度拠出に対する不満はますます強まると見られております。県の広域連合の試算した患者負担を除いた給付費はいかほどか。

また、当該金額に見合う個別の財源、すなわち支援金40%、調整交付金が8%、これは厚労省の全国平均のパーセントです、それから定率の国庫負担金25%、定率の県負担金が8%、定率市町村負担金8%、これは国保の支援金の、後ほど特別会計で国保会計ありますね。今年度の負担、ただし書の4方式で所得割とあれがふえるという内容の予算ですけれども、その支援金に相当する市町村の公費負担、定率の8%、そういったものであるとか、そして公費補てん、これは保険基盤安定制度、こういったものを具体的に実際の数字、率でもいいですよ、お答えいただいて、あわせて財政リスクの軽減のための広域連合間の給付、市町と広域連合の間の納付と負担にかかわる財政リスクの軽減の問題、こういったこともちょっとあわせて説明をいただきたいと思います。知り得る限りで結構ですから。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 県の広域連合の試算した給付費等ということでお答えさせていただきます。

1割の患者負担、高額の人については3割負担なんです、を除いた給付費なんですけれ

ども、20年度、21年度2年間で想定して、2年間分でございますけれども5,646億円でございます。これは2年分でございます。それとそれに伴う財源でございますけれども、支援金なんですけれども、後期高齢者の公費比率が先ほどの40%という数字があるんですが、これが2,502億円。調整交付金でありますけれども、399億円でございます。それと定率の国庫負担金約25%に当たる部分なんですけれども、これにつきましては1,301億円でございます。端数がありますけれども。それと定率の県の負担金でございますが、8%部分に当たるものでございますけれども、これが441億円。それと市町の負担金でございますけれども、これにつきましては441億円。あと公費に当たる部分でございますけれども、これにつきましては保険料の先ほど言いました軽減、7割、5割、2割の軽減をしたときの、それを公費で賄うという部分のものでありますけれども、これにつきましては571億円を見込んでおります。

それと、あわせて財政リスクの軽減のための連合ということでございますけれども、財政リスクに対応すべきものとしましては、高額な医療費等が発生したときに、公費等で賄う部分がございまして、それが高額医療費に当たる部分でございますけれども、これについては国と県のほうで、広域連合の財政リスクを軽減するために一定額以上の医療費につきまして措置をします。その内容でございますけれども、レセプト1件当たり80万円を超える医療費につきましては、80万円を超える部分の一時保険料で賄うべき部分の2分の1に相当する補助があると。それともう1点、レセプト1件当たり400万円を超える医療費につきまして、200万円を超える部分のうち保険料で賄うべき部分から、先ほど言いました80万円を超える部分の2分の1の公費負担分を除いた額について、国保中央会のほうから各広域連合のほうへと拠出金によって交付金を交付するということがございます。

そういうような形で財政的なリスクについて、公費をもって措置をするというような形になります。以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 2年分で5,645億円、単年度で半分として、スタートは開始時期が老健と両立ちのダブる部分がありますね。11月だと思っておりますけれども。そういう意味で特別会計が重複しているということは理解されるんですが、5,600億円のうちの6割と見ましようか、広域連合県の分で3,000億円ぐらいだと。あと定率のそれぞれの国庫負担の問題であるとか都道府県負担、これはその率をそのまま乗ずれば金額は出ますけれども。

あと保険料の未納のリスクであるとか、給付が急激にふえたとか、当然財政の安定化基金

てございますね。これは各都道府県別に国と都道府県と広域連合が3分の1ずつ拠出して、リスクに対する安定化基金というのは当然創設しますので。そういったものが、先ほどは高額医療に対する支援の話がされたと思うんですが、実際片方においてはそういうリスクを穴埋めする基金がありますよね。これは市町村関係なく都道府県が3分の1ということでありますからね。

それはそれでいいんですが、問題は保険基盤の安定制度とありますね。これは後期高齢者の特別会計の中にも乗っていますけれどもね。結局これが、市町村が4分の1の負担があるんですね。あとは都道府県が4分の3だということなんです、そういったもので広域連合と市町村の間の低所得者に対する公費の、これは目的は補てんなんですね。そういう意味でいきますと、2,099人のうちの千何人がその対象になっていますから、約半分はなっていますので、これの基盤安定の資金というのは、逆に都道府県のほうからの持ち出しになっちゃうんで、うちのほうは余分にいただくことになる、結果的になるんじゃないかなと思うんですよね。その辺はまだスタートしたばかりで、実際1年2年転がしてみないとわかりませんけれどもね。そういったことも今後の運営については十分ご留意してやっていただきたいと思います。これは要望です。

あと最後の質問、最後というか時間があればもっとやりますが、予定していた最後の質問ですが、社会保障制度の中でも、今申し上げましたとおり医療制度ほど多くの問題や矛盾を抱えている制度はなくて、高齢者がふえればある程度医療費の自然増が生ずるのは避けられないのであります。厚労省の標榜する医療構造改革、これは前からずっと言われております医療構造改革、その中身は医療費の自然増の抑制が柱でありまして、患者や医師が求めている医療の質や医療の安全性と、かなり乖離していると言っていますね。そういうのが実態であります。政府改革案と今般の後期高齢者医療制度のあるべき姿について担当者の認識を問うのでありますけれども、非常に大きい問題でありますけれども、担当として一番理解しているのは健康福祉課長ですから、自分の個人的な見解でも結構ですが、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 今、議員のほうの質問でありますけれども、医療構造改革につきましては国のほうの政策でありまして、大きな内容でございます。課長の個人的なと言われましても、なかなか言えるべきものではございませんので、ちょっと調べてきた形でのものを述べさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

後期高齢者医療制度と医療構造改革については、結びつくような部分的なものもございません。それについて法によってなることなんですけれども、すべての国民が健康で文化的な最低限の生活を法によって保障されております。少子高齢化が急速に進展し、労働人口が激減する中で、社会の活性を維持発展させ、国民の新しいニーズにこたえるためには現在の社会保障制度のあり方、特に医療構造のあり方について検討する必要があると思われまます。

このような視点から、国民の皆様の合意を得ながら、今後の医療保険制度を構築するためには、制度を統括する意味合いでの自治体、また受益者であり負担者である住民の皆様、国民の皆様、医療保険者及び医療を提供する機関等それぞれの役割を再確認しなければならないということが、医療構造改革の基本的な理念とされておると思っています。

後期高齢者医療制度におきましても、住民全体で支え、都道府県単位の保険制度として高齢者の医療を支えるという点で、必要な制度であるというふうに認識しております。ちょっと答弁にはならないと思いますが、以上であります。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） 一生懸命勉強されて質問に備えたと思うんですが、確かに厚労省の医療構造改革そのものは、さっき私が申し上げましたとおり自然増を抑えようというのが大きなメインなんです。今、例えば社会保障制度のセーフティーネットとして医療と健康と福祉と、こういう大きな3つのトライアングルの中で、一番おくれているのは保険であり福祉であります。よく社会的入院という言葉を目にすると思うんですが、例えば長期療養で、そしてなおかつ医療費のそのうちの負担が低い人、これを社会的入院と称しまして、医療側のほうでなるべく外へ出そう出そうという動きがございます。その受け皿となるものが老健であり福祉の特養ホームですね。そういったものが実はあるんですが、それらの制度がまだ完璧でない中に、例えば社会的入院者を排除するような動きというのは、実は医療構造改革の結果として今、各医療機関において行われているのが実態なんです。

ですから、例えば介護保険制度と絡めた医療のあり方、さらに介護保険を増加せしめないために包括制度ができました。こういったものを総合的な社会保障制度の整備という面で、例えば行政に当たるトップの方々がそういう認識をもってやられるのが、私は一番いい結果としての、選択が一番いい結果を生むんじゃないかと私は思っております。ぜひともそういうことを念頭に置かれながら、今回国民健康保険の特別会計で、保険料そのものが実質的には値上げになりますね。

そういったことも含めて、これは委員会で特別会計のほうやりますけれども、後期高齢者の支援をするための25%の国保の負担がありますね。4つの被保険者で25%の負担ということですが、うち国保の負担分は支援金として国保会計から拠出しなければなりませんね。そのためには財源がないから、例えば従来 of 課税限度額の3%、3%になりましたから上げてください、52万円から53万円になりました、今回は56万円になりましたね。最高限度額は触らないで、ただし書きのほうの所得割、資産割、均等割、世帯割、これをボトムアップしてそれに対応しようという結果が、今回の特別会計の予算なんです。ですから、その辺も十分議論する必要が私はあるかと思えます。これは国が決めたことだからしょうがないじゃないって、そんな安易に考えないで、十分内部で検討して、税収の見込みの状況であるとか、当然今回、料金から税になりましたから、一昨年。そういうことも含めてご検討して勉強されることが望ましいと思うんですね。ぜひともそういう姿勢でお願いしたいと思えます。

あとは特別会計のほうでやりますので、一応一般質問のほうはこれで終わりたいと思えます。ありがとうございました。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君の質問を終わります。

ここで13時50分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時50分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

竹 河 十九巳 君

議長（渡邊嘉郎君） 1番議員、竹河十九巳君の質問を許可いたします。

竹河君におかれましては、着席のまま質問を許可いたします。

1番（竹河十九巳君） 通告書に従って一般質問をさせていただきます。

最初に、市町村合併について質問させていただきます。

市町村合併は、明治、昭和と2回の合併が全国で行われました。明治の合併は明治政府による先進諸外国に追いつくために、学校制度と軍隊をつくるために行われました。明治5年、学制で全国を8つの大学区に大学を、大学区を32の中学区に分けて中学を、中学区を210の小学区に分けて小学校をとの学区体系を構想して、全国に大学校8校、中学校256校、小学校5万3,760校を設立しようとしたものであります。この明治5年の学制を継承して、明治19年の小学校令、中学校令、帝国大学令の3勅令が公布され、戦前の学校制度が確立されました。この学校制度は、明治政府の帝国主義的国家建設と徴兵制をもとにした軍隊創設を意図したものであり、小学校のグラウンドは軍事教練のためにつくられたものであり、明治の町村合併はこの流れの中で行われました。

これに対応して、我が町でも明治22年3月に南賀6カ村が生まれております。また、東京都三多摩地区はもともと神奈川県であったものを、3多摩で水道水をつくり、多摩川上水を流れ、それを天皇が飲むわけにはいかないと、明治26年に神奈川県から東京都へ三多摩地区は変更されております。このように、県境まで国によって明治の市町村合併は変えられた経緯があります。

昭和の市町村合併も、国策として市町村合併が行われました。平成の合併は1999年の地方分権一括法と、2001年市町村合併推進本部設置により始まりました。平成の合併は、地方自治の構図を塗りかえる理由として、地方分権の推進、少子高齢化の進展、広域的な行政需要の拡大、行政改革の推進、昭和の合併から50年が経過した後の新しい情勢変化に対応するため、基礎自治体である市町村の行財政基盤強化を必要とするから、市町村合併を推進するという理論であります。

政府は住民の利便性の向上、広域的なまちづくり、サービスの高度化・多様化、行政の効率化の4点を合併に期待される効果として上げております。ところが、平成17年政府が合併の目的の一つとして上げている、広域的な行政需要の拡大に対応した広域的なまちづくりに逆行するようなことが、この賀茂地区では行われております。一部事務組合である南伊豆計算センターが解散をされております。このことは、小さい規模の自治体が力を合わせてまちづくりをしていく方向性と意思は、伊豆半島南部の首長たちにはないのではないかととも思いたくなるほどです。

ところで、我が南伊豆町は人口1万人を割っております。理想のコミュニティは1万人で、顔の見える関係であるとも言われております。フランスでは、日本の1.5倍の国土に3万5,000以上の基礎自治体、コミューンが存在しております。日本においても人口規模1万人未満の小規模自治体は、479町村がいまだに存在しております。合併特例法以前の市への

昇格基準である5万人という単位も、基礎自治体としては一つの単位であります。平成19年4月1日現在の人口は、下田市、河津町、松崎町、南伊豆町、1市3町で5万3,067人となります。しかし、下田市、河津町、南伊豆町で1市2町の場合になると、合併特例法以前の市への昇格基準である5万人を割ってしまいます。

また、2002年改正の地方交付税の段階補正係数の基準となる10万人も一つの基準であります。賀茂地区1市5町平成19年4月1日現在の人口は7万8,282人となり、この10万人に一番近いものであります。そして、財政学者が自治体の人口規模と人口1人当たりの歳出を比較して表をつくりますが、人口20万人から30万人あたりがU字型のグラフの一番底になって、歳出効率が人口1人当たりの一番いいと言われております。30万人の人口を超えると、財政が非効率になるという統計も出ております。

そこで、町長に伺います。基礎自治体の理想的な規模はどのくらいと考えているのか。また、計算センターはなぜ解散をしたのか。また、1市3町の合併が成立しなかった場合、1市2町の合併を考えているのか。この3点について伺います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、基礎自治体の規模ということではありますが、基礎自治体の理想の規模につきましてはさまざまな意見があると思います。そこで具体的な数字を挙げることはできませんが、今後の少子高齢化社会への対応であるとか、あるいは住民ニーズに合った行政運営、そして地方分権の進展などの多くの問題が懸念される中で、例えば少ない人口規模であっても、それに対応できる基礎自治体を建設していかなければならないと思います。そのためには合併がやはり必要であり、将来に向かった体制づくりを行う必要があるかと思っております。

次に、1市2町の場合という合併の考えということですが、我々は今1市3町ということで取り組んで、先ほども申し上げましたけれども、松崎町がああいう状態で否決されました。したがって、私は1市2町でという合併の考えは現時点では持っておりません。

計算センターはなぜ解散したかということですが、ご存じのように計算センターは、事務の電算化あるいは合理化に対応するために、当時の賀茂地区7市町村が構成団体となって、昭和48年4月1日に設立されました。当時の小型コンピューターには、現在ではごく一般的とされているほどの出力はなく、漢字の出力すらままならない状態であったため、昭和50年には大型汎用コンピューターを導入し、構成団体市町村との間をオンラインで結んだ、いわ

ゆるホストコンピューター形式による運用を開始いたしました。

その後、コンピューターエレクトロニクス等の技術が飛躍的に向上したため、大型コンピューターを中心に備え大規模なシステムを構築するまでもなく、小型パーソナルコンピューターを何台か組み合わせることによって、小回りの効く基幹業務電算システムを構築することが現在の技術では可能となってきたため、電算業務に対する考え方も設立当時とは変わってきました。

このような状況下で、賀茂地区7市町村をもって設立した南伊豆総合計算センターから、平成4年までに西伊豆町、そして東伊豆町の離脱後、各市町が利便性を考え、独自の電算システムの導入を目的に業務離脱をし、平成17年3月末をもって南伊豆総合計算センター組合を解散し、現在に至ったものであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

1番（竹河十九巳君） 明治憲法では、地方自治の規定はありませんでした。戦後日本国憲法に地方自治の規定が盛り込まれました。地方自治の本旨は、住民自治と団体自治と言われております。住民自治とは、地域住民が地域的な行政需要を自己の意思に基づいて自己の責任において充足することであり、地方自治が住民の意思に基づいて行われることをいいます。団体自治とは、国から独立した団体を設け、この団体が自己の事務を自己の機関により自己責任において処理することをいいます。団体がみずからの意思と責任のもとになされることでもあります。しかし、今の地方自治を見ますと、地方自治体の知事、市町村長、地方自治体の行政委員会は、個別仕事ごとに法律や政令、各大臣の地方機関と位置づけられたり、その指揮命令系統のもとに仕事を処理する機関事務制度が、戦後も導入されておりました。地方自治の本旨からは不完全なものであります。

1995年地方分権推進法が制定され、2000年には地方分権一括法が施行され、機関事務制度が廃止されております。機関事務の6割が自主事務に、4割が法定受託事務とされております。法定受託事務が国からの第1号法定受託事務、県からの第2号法定受託事務と分かれ、基礎自治体の仕事の質はより高度化・専門化が迫られております。仕事量も増加する流れにあります。国税と地方税の割合は6対4であり、仕事量は逆に4対6であると言われております。また、基礎自治体が自分の意思で自由に使える財源は極端に少なくなっております。

地方分権とは、地域の状況に応じた政策や事業を住民みずからが決定・実施することであり、数々の法的な縛りがあり、自分の意思で使える財源は余りありません。そこで町

長に聞きます。国から地方への財源移管が不十分の中で、地方分権にどのように対応をしていくのかお伺いします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

政府は平成18年10月27日、3年間の時限立法として地方分権改革推進法案を国会に提出し、同年12月18日に成立、昨年4月に施行されました。平成7年の地方分権推進改革法以来11年ぶりとなり、地方分権改革は第2期に入ったわけであります。

同法に基づき、昨年4月に内閣府に地方分権推進委員会が設置され、5月に示した基本的な考えをもとに、地方団体や各府、省等とのヒアリングを重ね、11月16日に今後の羅針盤ともなる中間的な取りまとめを提示しました。この中では、中央政府と対等・協力の関係に立ち、地方政府の確立に向け国・地方の税源配分を5対5とすることや、抜本的な権限移譲や義務づけ枠づけ、関与の見直し・縮小廃止、条例制定権の拡大、法令を条例で上書きする範囲の拡大など、自己決定・自己責任において施策を行うことが今後の地方分権時代により強く求められております。

政府では、地方分権改革推進委員会からの勧告を受け、地方分権改革推進計画を閣議決定し、（仮称）新分権一括法を平成22年3月までに国会に提出する予定であり、松田総務大臣はこのスケジュールをできるだけ前倒しして、同年早期から施行を目指す旨の発言をしておりますので、今後地方分権は急速に新展開を見せるものと思料しております。

また、政府の地域活性化統合本部は、昨年11月30日に地方再生戦略を決め、平成20年度に地方の元気再生事業を創設し、新年度予算に反映させることを打ち出したことを受け、昨年の庁議において各課長に対し、前述の中間的な取りまとめとあわせて調査研究するよう指示したところであります。

このような国の施策が示された中、自治行政権、自治財政権及び自治立法権を備えた地方政府確立に向けた施策を進めていくことが重要と思料いたします。また、この施策を牽引する職員には、資質の向上は無論のこと、中央からアイデアを持ってくるという発想から、中央に自分たちのアイデアをまさに売っていくような気概と自負を持って仕事に取り組む必要があります。このように今後の地方分権では、国と対等、協力関係にある地方政府という機能が求められ、また、高度化・多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するためにも、基礎体力を強化し、より高度化・専門化した機能を有する基礎自治体として、合併は避けて

通れない手段と思料しておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いをいたします。以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 地方分権推進委員会の最終答申で税財政関係の地方分権化が今後に残された課題と指摘されて、2004年から2006年の3年間を対象として、いわゆる三位一体改革が実施されました。この三位一体改革で4兆円の国庫補助金の廃止、このうち3兆円は補助率を引き下げる削減であり、公立小中学校の給与費を例にとると、国と都道府県の負担の割合が2分の1ずつであったものが、国が3分の1、都道府県が3分の2と都道府県の負担と地方に負担が増大したものであります。また国税の地方移譲3兆円、これは地方住民税の税率を10%に平準化して所得税から移譲するもので、自治体間の格差を拡大するとともに、中低所得者層の負担の増加をもたらしたものであります。

地方交付税の総額を2003年と2007年を比較すると5兆1,000億円の削減がされております。地方交付税は基準財政収入額が基準財政需要額を下回るものをカバーするものであり、基準財政収入額は地方税収の75%であり、25%は保留財源となっております。基準財政需要額に算入できない公債費を保留財源の範囲に抑えないと借り過ぎとなります。借り過ぎチェックをしないとイケません。償還財源をどのように捻出するかという問題が出てきます。

木を見て森を見ずの国策の結果、国民の生活水準を引き下げ、国民全体を貧困化し、国民経済の成長を抑え、国民の富はふえない、税収は上がらないという結果を招いております。

そこで、町長に伺います。

税収が上がらない中での借り過ぎチェックはできているか、また、他の町村を含めてその比較はできているか、その点について伺います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

このことにつきましては、平成19年6月22日に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律において示されておるところであります。4指標、すなわち実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のうち、実質公債費比率が判断基準となり得るものと思われまます。

この実質公債費比率について簡単にご説明させていただきますと、地方税や普通交付税な

ど毎年度の経常的な収入に対して、地方債償還の元利金である公債費と公営企業債に対する繰出金など、公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費の占める割合が示されることとなります。この数値が25%以上になると健全化を急がせる、いわゆる早期健全化団体となり、35%以上になると財政破綻を意味する財政再建団体となります。

平成16、17、18年度決算ベースでの我が南伊豆町の3カ年平均は12.1%という状況であり、この数値から見る限りではクリアしているものであります。当町におきましては今後さらなる行財政改革を進め、財政の健全化を図ってまいりたい所存であります。

ご参考までに、他のということですので、今まで取り組んできております他の市町の状況ですけれども、下田市が20.5%、河津町が13.8%、松崎町が8.7%であり、いずれもクリアをしておきたいと思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 小さい合併をしても財政力の強化にはなりません。住民サービスの向上、少子高齢化に対応した公共サービス体制の確立は困難であります。1市3町の合併が困難となると、まちづくりの目標と方向性を明確にして顔の見える関係で頑張るしかないとも考えたくありません。

そこで、次に町の当面する諸課題、諸問題について質問させていただきます。

我が町の大きな問題として共立湊病院の問題があります。共立湊病院の問題は改正耐震改修促進法による平成27年度末までに耐震化建てかえ問題と、指定管理者である地域医療振興協会の撤退問題であります。指定管理者である地域医療振興協会は自治医科大学の卒業生を主たる人として組織したものであり、この間の地域医療振興協会の考え方、行動は自治医科大学の建学の精神や社団法人の設立目的からしても疑義があるところであります。この地域医療振興協会の行動は賀茂医療圏域に住む住民だけでなく、国民全体で団体の存立を問い直してもいいぐらいの大問題であると思われまます。

ところで、北里大学の鈴木厚氏は国の豊かさは国民総生産や国家予算の総額で決められるものではない。国民の心をきれいにする教育と環境、さらに医療と福祉を充実させることが真の豊かさであると言っております。また、医療はサービス業でなく安全保障であるとも「崩壊する日本の医療」の中で述べております。

1970年代、世界で出てきた医療経済学の医師の増加が国民医療費の増加を招くという理論

のもとに、日本でも1980年代後半から医師の抑制に国は入っております。2003年ごろには医師の名義貸しが問題となり、この医師の名義貸しを受けていたのが自治体の公立病院でありました。この医師の名義貸し問題を境に自治体の公立病院の経営は大きく傾き、自治体の財政難が追い討ちをかけております。

また、2004年からスタートした新臨床研修医制度により、大学の医局がコントロールして医師を自動的に送っていたシステムが崩れ、勤務医の労働強化と診療報酬の改定等が勤務医の確保を困難にしております。また、公立病院中心の全国的な病院配置とその周りに開業医がいるという構造も国は壊しております。

改正耐震改修促進法により、平成27年度までには共立湊病院を建てなければなりません。そこで町長に伺います。

自治医科大学の建学の精神や公益法人であり社団法人である地域医療振興協会の設立の目的からしても、この間の行動に疑義があるところでありますけれども、町長はどう思いますか。

もう一つは、病院の建てかえには地域の医師会の知恵をかりて早急に行動を起こしたらどうかという2点について伺います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの地域医療のあり方ということでありますけれども、自治医科大学は医療に恵まれない僻地等における医療の確保、向上及び地域住民の福祉の増進を図るために設立をされ、また地域医療振興協会は僻地を中心とした地域保健医療の確保と質の向上を目的に地域医療に貢献をしておるところであります。

そのような中、2月6日、共立湊病院運営から撤退する旨の意向がされましたが、再三の協議の結果、先ほど申し上げましたように今後3年間、地域医療振興協会として指定管理者契約協定を締結し病院運営を行っていくということになったわけであります。

また、新病院建設につきましては組合構成市町長、そして組合議会議員及び賀茂医師会長ほか等で構成されております。今言われた医師会でということでありますけれども、この建設検討委員会の中にも医師会長は入っておりますし、そういったことで今後ともにこの建設に当たっては協議検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔 1 番 竹河十九巳君登壇 〕

1 番（竹河十九巳君） 次に、福祉センターの建設について伺います。

社会福祉協議会とは1949年、GHQが社会福祉活動に関する協議会の設置を指示して、社会福祉事業法に基づいて1951年、全国社会福祉協議会を設立し、順次都道府県・区市町村に設置したものであります。社会福祉協議会は現在介護サービス事業者という事業者の性格と、事業者、住民、ボランティア、高齢者、障害者等の当事者が参加して地域福祉の理念を確立し、共同してその実現に取り組む協議会という2つの性格を持っております。

社会福祉協議会は民間社会福祉法人であるとはいえ、自治体の仕事を肩がわりしている第2福祉部、第2福祉課ともよくも悪くも言われております。ことしの2月21日に蛇石平戸地区の老人会の依頼を受けて行政報告会へ私と清水議員が行ってきました。そのときに福祉センターをどうにかしろ、会議もできないと指摘を受けております。社会福祉協議会では1年交代で賀茂郡下の各種福祉団体の事務局を各町持ち回りでやっております。事務局を担当すると賀茂郡下の関係者を集めて会議を福祉センターで開催しております。しかし、南伊豆町の福祉センターの現状では開催できないので、下田市にある県の総合庁舎等を借りて会議を開催している団体もあります。

福祉センター建設は多くの団体が要望しているところでありますが、ところで、武道館を改修してそこへ社会福祉協議会を入れる予定と聞いていますが、町長に伺います。

武道館を改修して社会福祉協議会を武道館へ入れた場合、指定管理者制度でいくのか、それともほかの方法でいくのかについて伺います。

もう一点が、指定管理者制度でいった場合に、光熱水費等がかさみ、収支が赤字になるのではないかという心配をしている団体があります。その場合、町はどのように考えていくのか、この2点について町長の考えをお聞かせください。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの福祉センターに関する質問ですけれども、現在の社会福祉センターは老朽化が進んでおりまして、非常に使い勝手も悪いということで、今までいろいろ検討してまいりました。そういう中で、何とか既存の公共施設の利用ということで検討してきたわけですけれども、今言われた武道館を、あそこが昼間割と利用が少ないということもあって、効率的にあそこを何とか活用したいということもあって、あそこの武道館の1、2階を改修して、そして今ある事務室も含めこれを社会福祉協議会で利用することにし

たらどうかということで、これを20年度の予算で対応すべく予算計上してあります。

また、この管理形態につきましては指定管理者制度か、あるいはほかの管理方法がいいのか、ただいま検討中であります。よりよい方法であそこが利活用できるよう今後考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 社会福祉協議会はよくも悪くも町の第2福祉課であると思います。住民福祉、地域福祉を担う町の重要な拠点でありますので、福祉センター移転は住民負担が増大しない方法でやっていただきたいことを要望しておきます。

次に、食の安全に関連して、公教育のあり方について伺います。

中国産冷凍ギョーザから有機リン系農薬、メタミドホスやジクロロボスが発見されました。また小麦粉等の食料品の値上げ等が予定されており、学校給食を取り巻く環境は厳しいものと思われます。

商品には価値と使用価値の二重性があります。新自由主義の経済で金がすべての価値観が主流になり、金さえあれば使用価値、商品の有用性などどうでもいいということになったと思われます。商品の使用価値とは他人のための使用価値であります。他人のことなどどうでもいいというモラルがはびこり、自分にされたくないことは他人にもしないというモラルが新自由主義経済下では崩れている、これを示す典型的な事件であると思われます。

また、「五感喪失」という著書がありますけれども、この中で山下柚実さんは、利便性や快適性を徹底的に追求してきた私たちの社会は、自分さえ気づかないうちに、感覚に鋭く働きかけたり、心地よさを感じながら暮らしていく経験を排除してしまった。情報や価値や流行など、いわば社会が生産した基準を自分の意識の中心に取り込み、五感、感覚を使った暮らし方とは別の次元で日々の生活を営み始め、人々は感覚を十分に使って生きることを忘れ始めたと言っております。

このギョーザ事件を考えますと、生活に困窮している人たちは、この五感を頼りに空腹を満たしている中で日本の格差社会を生き抜こうとしております。これは自分の力で食べ物をつくるという感覚を忘れているところから、このギョーザ事件は始まっているのではないかとと思われます。

学校は次の世代の教育の中心的役割を担っております。学校は子供たちが教員の助けを得

て、自分の頭で物を考えて、自分の全身で世界を感じ、他者と交流する仕方を学ぶ場所があります。イタリアで起こったスローフード運動は、単にファーストフードに対抗してゆっくり料理をつくるという意味ではなく、地域の歴史と文化、伝統と生活態度を大切に、現地の物産を使う地産地消の精神であります。南伊豆町は農業と漁業が中心の町であります。食育には最適の町です。ここで学びの共同体としての学校を構築していく方向性や意義を、この食育に見出すことができるだろうと思います。

そこで、教育長にお伺いします。

中国産冷凍食品の問題は学校給食に影響を及ぼしているのか、また、食料品の値上げは学校給食にどのように影響しているか、また、食育基本法が制定され、食育推進計画が平成22年度までに都道府県単位で地場産物を30%以上使用することになっているが、学校給食に地元の食材はどのくらい使用されているか、この3点についてまずお伺いします。

議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 今のご質問にお答えします。

中国産の冷凍食品の問題ですけれども、現在のところ南伊豆町では回収の対象になった中国産の冷凍食品は一切使用しておりません。

それで、学校給食で使用したギョーザは県の給食会がありまして、そこから購入した国内産であります。国内産にしても県の給食会が特別検査を行いまして、メタミドホスでしたか、そういった毒物は一切検出されておりません。

それから、2つ目のご質問ですが、食料品の値上げ、今小麦が上がるとかやっていますけれども、御飯とかパンとかめんとかあるいは牛乳といった基幹物資と呼んでいますけれども、これらは本年度の値上げの予定はございません。ただ、今小麦が20%から30%は上がるだろうといわれています。牛乳も3%の値上げになるだろうといわれております。というようなことで、小麦が大幅に値上がりすれば、やはり御飯のメニューを給食でふやすとかいうふうな自助努力をしなければならないでしょうし、どうしてもそれでも対応できないという場合には、学校給食運営委員会というのがございますが、これを臨時に開いて給食の回数を減らすとか、あるいは給食費の値上げをすとか、望ましくはありませんけれども、最悪の場合にはそういう検討をするようになってくるだろうというふうに思います。

それから3点目に、学校給食に地元の食材をとというお話でした。これは南伊豆町の場合、以前から干しシイタケとかイチゴとかナノハナとか地元の農家の方から直接仕入れてまいりました。19年度昨年ですがミカンも加わりました。19年の昨年7月からは湯の花との契約を

開始いたしました。安定的な供給ができるのかとか、農薬の使用がされていないとか、過度な使用がされていないとか、その辺のチェックも行うような体制をつくりました。現在、湯の花を含めて野菜とか果物の約1割、これが地元産を購入しております。

先ほど議員が仰せの3割にはまだ遠いのですけれども、地産地消というのはこれは全国的な合言葉でもありますし、安心して安全な地元産の消費量、これをできるだけふやしてまいりたいというふうに考えております。

それから最後に、学びの共同体としての学校構築というようなことですが、これは私の把握では東京大学の佐藤学教授が提唱した教育手法ではないかというふうに思いますけれども、犬山市とか全国の幾つかの都市で取り入れております。これはトータルなものとして我が町で実施すると、これは私自身の研究も足りませんし、そして指導主事が一人もない町ですから、とてもこれは及ばないというふうに私は考えております。

議員仰せの、例えば食に関連した学びの共同体というふうな分野でしたらあるいは取り組めるのかなという感じはいたします。この学びの共同体というのは主として、私もこの先生の研究されている学校、神奈川県茅ヶ崎市にありましたが浜之郷小学校ですかね、もう7年ぐらい前ですけれども、見学に行かせていただきました。大変有効な手法の一つだというふうに思っておりますけれども、授業で小グループの作業をすとか、あるいは保護者の学習参加を促すとか、これは私たち南伊豆町でも全くやっていないわけではございません。それに似たことは既に各学校で実施はしているわけですけれども、トータルな学びの共同体という言葉としては出していないということでございます。

いずれにしても、いわゆる地域全体で食を含んだ学びの空気の醸成ということは、これは非常に大事なことですので、各学校にまた呼びかけてまいりたいと、そんなふうに思います。
議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） それで、この学校給食について今質問させていただきましたけれども、ちょっと私、気にかかるCMがあったものですから、教育長の感想だけで結構です。ちょっとお伺いします。

文部科学省が早寝早起き朝ごはん運動を推進していますけれども、最近ある食品メーカーのコマーシャルで、うちはいつも朝はお茶漬けですというコマーシャルが流れております。ちょっと私これ気にかかったものですから、教育長の見解、感想をお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 大変ユニークなCMだと思うんですけども、これは年配向けのCMでしょうか、あるいは子供も含んだ全国民に呼びかけるCMでしょうか、どちらかちょっと私はそのCM見ていないものですから、いずれにしても学校の子供たち、朝ごはん食べない学童が大分ふえていると。本町では実はほとんどありません。小学生はほとんどゼロに近いです。中学生で1割近くにまでなりそうな数字が出ています。高校生になるともっと多い、こういう流れなんですけれども、いずれにしても、一番発育盛りの小学生がそういう状態になったら、これはちょっと深刻というか、真剣にならなければならないのかな、こんなふうに思っております。大体において、早寝早起き朝ごはんですか、朝ごはんなんていうことが標榜されるようなご時世自体がもう異常な事態という感じがしますけれども、いずれにしてもお茶漬は困るなという感想です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） それでは次に、石廊崎の風力発電について伺います。

12月議会において石廊崎の風力発電について一般質問させていただきましたが、2月17日伊豆新聞によれば、静岡地裁下田支部において東伊豆町奈良本地区の10基の風力発電建設計画について、近くに住む別荘住民からの同事業者に対して建設禁止の仮処分の申し立てをしたが、これが却下されたという報道がありました。

また、石廊崎風力発電所に関する南伊豆の各地区に対して事業者からの役員会等への説明があったようです。この新聞記事と各地区の役員への説明を受けた中で、ある区の役員からみなみの桜と菜の花まつりのメイン会場に送電線の鉄塔を建てるのはいいのか。また、伊豆新聞の報道を見た住民からは、風力発電は大丈夫かという問い合わせが私のところがありました。また、東伊豆町の役場には稼働中の風力発電についての苦情が寄せられていると聞いております。

そこで、町長に伺います。

石廊崎の風力発電所の建設の進捗状況はどこまで進んでいるのか。また、町民から役場に対しての問い合わせ、苦情が出ているのか。また、その苦情が出ているとしたら、その対処はどうしたのかの3点についてお伺いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この件につきましては、担当課長から説明させます。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） それでは、お答えいたします。

まず、石廊崎風力発電建設の進捗状況でございますが、この風力発電事業はことしの1月に県の隣地開発の許可がありました。現在風車エリアの伐採及びボーリング調査が実施されております。さらに並行しまして、送電線ルートを選定及び送電方法について関係者及び関係団体等と話し合いがなされているところでございます。

それから、町民から役場に対しての問い合わせ、苦情は来ているのかということでございますが、二、三の町民の方から送電線ルートあるいはその変電所の鉄塔についてのご意見がありました。町といたしましては、当初の段階から景観に配慮するよう指導をしてきたところであり、近々町内の関係団体と話し合いがなされることになっております。事業者も送電線のルートや鉄塔の種類、高さなどを改善努力しているようでありますので、現在は担当課としても様子を見守っているところでございます。

それから、その対処ですが、今述べた関係ですけれども、先ほど質問の中で出ました町民の説明でございますが、この町民の説明につきましては、昨年石廊崎区、大瀬区及び中木区におきまして全区民を対象にした説明会を実施したところでございます。また、下流区、加納区、石井区、下賀茂区、手石区につきましては区長または役員会で説明をしたというふうに伺っております。今後手石区などですけれども、要望を受けた区につきましては順次説明会を開催していくという話も伺っております。

また、町といたしましては今後も町民の立場に立って町民に迷惑をかけないよう、厳しく業者を指導してまいり所存でございます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 住民生活に影響が出ないよう監視していただくことをここで要望しておきます。

次に、行財政改革について伺います。

地方分権にふさわしい基礎自治体の理想と展望を持って、それぞれの自治体が住民の幸せに責任ある選択するのが自治体本来の姿であります。国の財政再建を目的とした地方財源を断つ兵糧攻めによって、基礎自治体の財政は合併しても合併しなくてもよくなる展望は見出せません。行財政改革、行政のスリム化を必要としております。

ただし、行財政改革と住民サービス、福祉の充実は並立的に実現することは困難であります。財政という言葉は昔からあったものではなく、明治時代に日本がつくった言葉であります。パブリックファイナンスの翻訳語であります。パブリックとは公ということであり、ファイナンスとはお金の動きであり、公の金回りということになります。公とは社会を構成する人々がすべて排除されない、だれでも参加できる領域ということになります。

町長に伺います。

行財政改革と住民サービス、福祉の充実は並立的に実現するのは困難であります、どのように進めていくか、町長の方針をお聞かせください。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

近年における本町を取り巻く環境の変化は著しいものがあります。従前の行政システムでは迅速かつ的確に対応し解決することが困難な問題が生じてきております。多様化、高度化する行政需要や少子高齢化に的確に対応して、将来にわたって活力ある魅力的なまちづくりを推進していくためには、これまでのような行政指導の手法について抜本的な見直しを図り、町民の皆様とまちづくりビジョンを共有し、よりよいパートナーシップに基づく協働によるまちづくりを推進するとともに、成果重視の競争原理など民間の発想を取り入れた行政経営への転換を推進する地方分権の確立が必要であります。

このような状況を背景に、平成18年3月に第3次行政改革大綱及び第2次行政改革推進実施計画、いわゆる集中改革プラン97項目を策定し改革に取り組んでまいりました。その成果は昨年12月に議会の皆様には中間報告として説明をさせていただき、また3月号の広報みなみいずに掲載し広く町民の皆様にお知らせするとともに、来年度の施政方針においても述べさせていただきました。

町民生活に直結する集中改革プランの内容としましては、補助金、委託料等の見直し、使用料の適正化等があり、実施に当たり説明不足の案件がありましたことも確かですが、町民の貴重な税金という負託に答えるべく適正な執行の確立を目指すものであるとともに、既に実施しています職員出前講座、本年3月20日から初の試みとして1カ月間行う土日祝日の町民課窓口の受付開設や、公募型補助金の創設など、町民本位の新たな制度導入も計画されているものであります。

財政健全化法の施行や地方債の市場化を初め、自治体の経営技術が問われる自由化の流れ

が始まり、地方分権の受け皿としての地方自治体の基礎体力強化が叫ばれる中、本町の財政状況は広報や地区説明会等において説明してきたところではありますが、自治体経営の失敗が町民の負担につながっていくことを町民の皆様にあらかじめ広く周知することなどにより、より町民が自治体の財政等の厳しい現実をみずからの問題としてとらえる状況をつくり出し、町民は行政サービスの単なる顧客ではなく、町は自分たちでつくっていくものであると思えるよう協働の機運を醸成することが必要ではないかと思料しております。

第2期地方分権改革が目指す国と対等な地方政府の確立のためには大きな改革が必要であり、その担い手である町民、議会の皆様を含め、既成概念にとらわれない意識改革が求められております。また、地方政府運営の担い手である自治体職員には、自治体経営の一端を担うというみずからの使命感の自覚を促すとともに、その資質向上により、より一層努めることも求められております。

大きな改革には大きな痛みを伴う場合も考えられますが、合併の有無にかかわらず地方自治の原点は住民の声であり、説明責任と応答責任を果たしながら、将来にわたって活力ある魅力的なまちづくりを推進していく所存でありますので、皆様のご理解、ご協力をお願いするところであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 時間になりましたので、町長に町の顔が見える行政に取り組んでいただきたいことを最後に要望して質問を終わらせていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君の質問を終わります。

ここで、3時まで休憩といたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時00分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を解き会議を再開します。

横 嶋 隆 二 君

議長（渡邊嘉郎君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔 1 1 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 1 番（横嶋隆二君） 私は南伊豆町民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず最初に、共立湊病院と地域医療の問題についてであります。

2月7日に静岡新聞一紙に、共立湊病院の指定管理を受けている地域医療振興協会が撤退するという報道がなされました。私も病院組合議員として出て務めておりますが、この報道には本当に驚き、唖然としました。地域住民は人によっては病院そのものなくなるかと、伊豆半島先端の医療機関がほとんどない、ベッドがあるのはあの病院だけであります。地域全体に大きな衝撃が走りました。その後約1カ月を経て今日に至っているわけではありますが、つい先ごろ病院組合議会では、新たな平成20年4月1日からの指定管理契約が議決をされました。その内容はどのようなものかまず町長お答えいただけますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

現在の指定管理者につきましては、平成18年8月の開催の組合議会でご承認をいただきました地域医療振興協会を指定管理者に指定し、この3月まで病院の運営を任せているわけがあります。そして指定期間の満了に伴い、本年4月以降の同指定管理者の指定につきましては、さきの共立湊病院組合の2月定例会において同協会を継続して指定管理者に指定し、指定期間を3カ年として、そして組合議会のご承認をいただいたということであります。

以上です。

1 1 番（横嶋隆二君） それともう一つ、契約の中身。

町長（鈴木史鶴哉君） 契約の中身は3年間ということで、そして減価償却費の従来の5,000万を3,000万という内容のものであります。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 1 1 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 1 番（横嶋隆二君） 地域に衝撃を与えたいわゆる2月6日に地域医療振興協会が撤退を表明した会議、これの名称と目的について答えてもらえますか。

また、撤退表明の裏づけ、これが何を背景にしているのかということ、そして、協会が2月6日の会議で撤退理由を表明した、その理由はどのような理由であったのか、答えてもらえますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この撤退の表明というのは、いわゆる運営会議、各市町の首長で形成する運営会議であります。

これはもちろんまだ協議の場でありますから、最終的には先ほど申し上げた2月の病院議会で契約が承認されたということになるわけですが、そして、その運営会議でそういう内容の発言があったわけであります。

あとは何でしたか。

11番（横嶋隆二君） その撤退表明した理由。

町長（鈴木史鶴哉君） 撤退表明した主な理由は、やはり医療法の2年に一遍の診療報酬の改定等が行われ、そしてそういう中で今のあの病院のいわゆる収益の面で非常に大変になってきている。そして将来のこの地域の人口減等を見通した中で、経営がますます大変になるだろうということも言うておりました。それとやはり医師の確保、これがなかなか困難であるということがやはりこれと同じく述べられておりました。そういったことの中での今回の撤退表明という話でした。主なものはそういうことです。

11番（横嶋隆二君） 撤退表明の裏づけというか、どういう会議で地域医療振興協会がそういう決定をしたのか。

町長（鈴木史鶴哉君） だから、それは運営会議の中でそういう表明があって、最終的に決定したのは議会です、もちろん。議案として認めたんです。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） この点で、2月6日の運営会議というのは、今答えたように各市町の首長さんが共立湊病院組合を運営する調整の会議だというふうに私は認識をしております。

本来、いわゆる指定管理者の契約の問題の協議をする共立湊病院の理事会的役割をするところは、管理者、それに副管理者、議会代表の入った運営協議会、これには地域医療振興協会の理事長と病院長、それに本部事務局長が入る会議ですが、これはこの協議をする前後、どのくらいなされているのか、そして理事長はそこにどういう形で出て対応されているのか、出ているのかですね。

もう一つは、協会が理由で医療法の改正、人口減、経営問題が大変だということを書かれたが、地域医療振興協会は今たくさん施設ですね、標榜では今31の施設を運営していますけれども、受託していますけれども、その医療機関あるいは病院のいわゆる事業収支の関係は調べられているのか、類似ケースですね。赤字等々、そういうことに関しては、これは医療法の改正というのは湊病院だけにかかわるわけではないので、その点、改めて聞きたいと思いますが。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

運営協議会はたしか3回だったと思います。運営協議会はね。協議会は2回、運営会議がその後この最近になって数回開催されました。

ここに至るまでには、議員も承知のとおり全員協議会でこの問題を提出しまして、そしてその場ではいわゆる1年という期間についていろいろ議論をしてきたわけでありましてけれども、それを受けて運営会議で何とか見通しをといた当時のほとんどの意見でありました。それを受けて運営会議で我々は鋭意取り組んできたわけです。

その中で、先ほど申し上げた病院の協会側のそういう意思表示がなされたわけでございます。そして、他の協会の運営する病院の経営内容ということですが、これは私は今細かく把握しておりませんし、それについてコメントする立場でもございませんので、その点については差し控えさせていただきます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） 議員諸氏には前の全員協議会で配付をいたしましたけれども、27日にですね。お手元に配ってある地域医療振興協会の受託施設の主なもので、これは診療所と湊病院と同じ程度の病床がある病院がありますが、湊病院は確かに事業収支では平成18年に若干の赤字を出しました。これは共立湊病院、病院のほうですね、組合とは違うほう。

ところがよく見ると、湊病院と規模が同じというか100床程度の病院、日光市民病院も湊病院より多い赤字、公立黒川病院、宮城県にありますけれども、ここも1億以上の赤字ですね。西吾妻福祉病院、これは福島県にありますけれども、これは1億以上の赤字、石川県にある山中温泉病院、1億以上の赤字、市立奈良病院、これも赤字です。東京北社会保険病院も赤字

であります。湊病院よりも赤字の額は多いです。

また、病床利用率に関しては、湊病院は79.4%でありますけれども、そこより低いところ、日光市立病院78.6%、黒川病院が71.9%、伊東市民病院は病床率65.8%、西吾妻病院は69.6%、市立恵那病院75.5と、公立丹南病院、これは福井県にありますけれども78.3%。

診療所はそのほか出ておりますけれども、こういう状況を見ますと、共立湊病院、伊豆半島先端のいわゆる過疎地域、僻地にある病院であります。その中でもこの数字が医療法の改正で収支が悪くなったのは全国のほとんどすべての病院であります。

こうした中で、それほど悪い数字に行っているのではないのではないかというふうに思えます。この数字は地域医療振興協会が公益法人として出しているこのホームページも載っているデータからみんな拾った病院の決算であります。入院や外来のベッドの利用、病床利用率や1日平均の数に関してはまさにここから拾ったものであります。これは平成19年、18年の実績にも出しておりますけれども、19年度の目標、今年度もう間もなく終わりますけれども、目標数字ともさして開いていないんですね。開きありません。19年度の病床、例えば入院の病床目標に関しては79.9%しかこの公益法人の事業計画には載っていないのです。

そういう点ではこの2月6日の運営会議で、いわゆる医療法の改正でそれと地域の人口減、それはありますけれども、それが本当に撤退の理由になるのか、なり得るのかと、そして医師の確保困難、看護師の確保困難も言っておりましたが、それが、じゃ解決する方向性は何かというと、地域医療振興協会、湊で10年やっておりますけれども、いわゆる撤退の理由に関しては経常の赤字、それも傘下の医療施設、データもそれほどでもありません。

もう一つ医師の確保困難、看護師の確保困難を言っています。それで、その解決の方向性として示しているのは、医療内容やあるいは地域医療とのかかわりでの病院のいわゆる構想、医療構想ではなくて、言っていることは下田市への移転だけなんですね。わずか救急車でも10分や20分程度のところに移すことで、町長、こうした問題がいわゆる人口減や医療法の改正による病院収支の問題、医師の確保困難、看護師の確保困難というのが解消されるというふうに思いますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えいたします。

この病院の先ほど申し上げた協会側の医師の問題、あるいは収益の問題といったときに、やはり現在地ではという言葉もそのときに理事長は言っておりました。我々はそこでそんな

問題について細かく一々、一つ一つ議論する当日の話し合いの雰囲気ではありませんでした、できるような。そしてもう、当日は、理事長は一方的にもう1年後には撤退するという、あそこから今の病院を引き続いて契約を結ばないという発言でしたので、その場ではもう、今言われたあるいは地域の問題、あるいは人口減、医師の確保の問題、これはそれぞれの考えもあり、私も今までも述べてきましたけれども、当日としてはそういう雰囲気の中での協会側の一方的な意思表示でありました。

したがって、それを受けての後の契約と、せめて3年はということになったわけでありますので、そういう事情であります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） それでは角度を変えて、共立湊病院を受けているこれまでも受託をして指定管理としてやられている地域医療振興協会の目的について、標榜している目的についてお答えください。

また、地域医療振興協会は自治医科大学の卒業生を中心にして理事を構成しております。もちろん国の出身者もありますが、自治医科大学の目的、これについてちょっと教えていただけますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

これは先ほどの質問の中でもたしか私はお答えしたと思いますけれども、まず自治医科大学についてであります。

これは医療に恵まれない僻地等における医療の確保、向上及び地域住民の福祉の増進を図るため設立されたものであり、都道府県が共同して設立した学校法人により運営されております。在学6年間の就学に要する経費は貸与され、卒業後所定の期間、これは9年間といわれておりますけれども、知事の指定する公立病院等に勤務した場合はその返還を免除されるというふうに伺っております。

それから、現指定管理団体の地域医療振興協会の目的ですけれども、これは協会の定款にある同協会の設立目的として、僻地を中心とした地域保健医療の調査研究及び地域医学知識の啓蒙と普及を行い、地域保健医療の確保と質の向上など住民福祉の増進を図り、もって地

域の振興に寄与するというふうなことが記載をされております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） まさにこの病院、受けている地域医療振興協会、そのとおりであります。自治医科大学の入学生に対しても、自治医科大学がほかの医科大学と異なる点が強調されております。医療に恵まれない過疎地域の医療に進んで挺身する気概を持った医師を育てると。

私は、この自治医大、標榜は私立大学ですが、町長答えましたように各都道府県の共同の出資によってつくられた医師を育てるということで、まさに国策によって税金で医師が養成されているわけですね。そういう地域医療振興協会、そして理事長と委員長も自治医大の初期の卒業生であります。こうした経過から見て、先ほど町長が答えられた2月6日の運営会議、あわただしくやられたのでしょうが、それを正規の運営協議会でないところで、この医療が不十分なところで1万人の人口がいる半島先端のこの南伊豆町、80数年海軍病院から病院があるわけですけれども、そこから撤退するというこの表明を突然するし、それでその表明がどういう形で出たかは知らないけれども、当然管理者がそれを漏らすことはありませんし、交渉経過の中身が新聞に出されて、いわゆる移転か撤退を飲めと、契約条件、減価償却などを飲めと、そういうことをやられたことに対して非常に憤りもそうですし、同時にこういう地域医療振興協会の理念や自治医大の建学の精神からして、情けない思いであります。

確かに地域住民は弱い立場であります。しかし、この建学の精神は崇高なものであります。こうした点で、この賀茂郡の中の地域の医療をどうするかという、そういう医療プレゼンテーションもなしに撤退を表明する。ところが、水面下では撤退をする意思が本当にあるのかと、あれは地域住民に対するおどかしだと、こういうことを言う住民もおりますし、現に病院の職員の中からもそういう告発の声が挙がっています。こういう交渉が本当に残念でなりません。

そうした点で町長にお聞きしますが、今回の組合の議決では、町長が管理者としていわゆる医療を途切れさせてはいけないということで3年の契約、そして資金も潤沢ではない組合の会計状況、契約問題で譲歩してきた、譲歩というかですね、結果当たり前の減価償却もない中でやってきたわけですけれども、この病院の運営、地域医療の将来考えたときに、病院の建物とか、もちろん建てかえの課題というのはありますけれども、医師会ともしっかりと

連携をして地域医療の問題を考えていくべきでないかというふうに思いますが、その点、どのようにお考えか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この病院のいわゆる協会側の撤退という意思表示、そして我々が運営会議で取り組んだ経緯というのは、これはまさしくまだ途中の段階でありまして、運営会議にしても運営協議会にしても決定機関ではないわけですね。これは協議の場でありますので、私はこの問題は最終的にはいずれは議会にかけて、そして皆さんの議会の議決をいただくという考えでありましたから、だからそれまでは私はそういうふうな姿勢のもとに、この結果等が途中で誤った報道等がないようにという思いはしておりましたし、その気遣いはしてきたつもりであります、私は。そして、この問題がこういう結果で3年契約ということにはなりまして、ただいま言われた医師会との関係ですけれども、やはりこの病院の建てかえについては病院の場所はもちろん規模、あるいは病院の内容、こういったことはやはり地域医療でありますから、地元の医師会とはもちろん協議をしなければなりません。そして、医師会は先ほど申し上げたように建設検討委員会にメンバーとして入っていただいております、会長が。ですから、当然それはそこで意見も述べられるでしょうし、私はそういう協議がなされると思います。

ですから、そういうことで医師会とは今後さらに連携を深めながら、いわゆるこの地域の医療のあり方、そしてじゃ、共立湊病院はどうあるべきかということも含めて、お互いに協議を進めながら考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） またちょっと戻りますけれども、このいわゆる2月、契約途中の交渉途中の話が漏れたというのが2月の期間の7日以降の状態でした。この中で、これはインターネットのブログ見ても全文が出て、院長はこれが流れてもいいという、あるブログの中で報道されている職員の皆様へという文章でそちらの裏に書いてあるかもしれないですけれども、吉新理事長もそうですけれども、院長も共立湊病院の開設4年前からこの地に来ている。当時国の、国立病院が赤字を計上してやっていけないと、病院をやめるとかそういうことを喧伝をされて、やむなく財政力がない地元の市町村が受けると。しかし、医療の知識も

ないし管理委託方式でやるというのが共立湊病院の発端で、管理委託方式で公立病院を委託した初めての病院でありました。

当時の国の赤字は、赤字決算の内訳あるいはその内容をどういう方向で見たりというのはありますけれども、ここには2億4,000万の赤字を計上したと。私はこの間の今までの国のいわゆるお荷物を切っていくときのやり方で、見せかけあるいはその赤字の改善の努力とは裏腹に表面上の赤字を計上して、赤字を出してそしてここから撤退なりやると。

この文章には、今度4年間その中で医療行為をやっていたけれども、いざ今度地域医療振興協会が受けてやったら黒字になったと、お客さん、患者がふえて黒字になったと、それで都合がよくなったら自治体側が減価償却を要求してきたと。間は飛ばしますけれども、終わりのほうは、今まで組合の言うままに譲歩してきた経緯があるが、やはりそろそろ自分たちの病院として自分たちの地域の医療の根幹の問題として、新病院を考えていただかななくてはならないと思うと、でなければ将来展望もない地域で病院職員のみが疲弊してしまいます。

私は、先ほどの理念に照らしても、この文章読んだときにも本当にくやしいとか怒りはもちろんあるんですけれども、医療とか教員というのは聖職者というふうに言われていますけれども、本当に残念だなというふうな思いにとらわれたんですね。

それは、やはりもとに戻して表側に共立湊病院の決算の主要データというのがあります。

私も病院議員で長い間おりますので、また移譲の問題から議員をやっておりますので、すべての決算書を持っていますが、お手元にありますように、平成9年度は10月から開設をして半期です。この病院は、確かに地域医療振興協会が受けられて、いわゆるわかりやすいデータでいうと、平成10年の交際費が1,000万、平成11年度が約800万、770万、平成12年度と減ってきますが、確かに職業柄いろいろあると思いますが、ずっと見てきて平成17年、平成18年も400数十万の交際費が使われて、交通費もたくさんありますし、当期末処理分利益もたくさんあります。

それもここに書いてあるように、現場の職員の皆さんの努力であるのかもしれませんが、私はそこに地域の住民、患者がいるということを、そしてこの病院資産が私たちは国立のときから病院をなくしてほしくない、そういう声を挙げましたが、こうした財産が国やあるいは医療をする者だけの問題やあるいは自治体のものとか、そういうものではなくて、地域の住民、国民の共有の財産ではないかというふうに思うわけですが、ところが、この間のいわゆる撤退表明して、表向き撤退表明して住民の皆さんの動揺を誘うと、管理者の鈴木町長を窮地に追い込むと。

私たちが担当の病院議員でありますから、至極真剣になって事の成り行きを見てまいりましたが、2月22日の地元のローカル紙には、下田の全員協議会での記事に関連して、理事長から医療が政治的問題とされている点に強い不満が示されたということが言われています。

町長、これはいわゆる南伊豆町長が管理者として南伊豆の立場で南伊豆での存続を強調してきた。あるいは南伊豆の議員がこの地に病院があることで決議を挙げてやってきた。そのことが政治的な問題、こういうことがこの間言われてきたわけですが、改めて町長も冷静な対応をされていますけれども、この問題を解決する上で、こうした問題の認識も改めるというか、糸をほぐしながら対応すべきだというふうに思いますが、どのように考えられますか。議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この病院のいわゆる契約に当たって、まず先ほどから出ております協会から示された1年、これを何とかせめて今までの3年に持っていきたいという私は思いでこの数日間、ほかの市町の首長と一緒にあって会議を重ねてきました。そして、そこで来年の4月からさらに引き続いて2年間、したがって、今後3年間の契約をやっと結ぶことができることになったわけであります。

そして、その後のことについてはこの3年間で契約がまだ結んでますから、関係する市町とあるいは病院議会はもちろんですし、協議しながら建てかえ問題を含めてこの病院のあり方を考えていかなければならないということになるわけであります。

そして、今言われた病院のことですけれども、やはりこのことについては、経営の内容等については、私も先ほど申し上げましたようにまだ十分把握していない面もありますし、今言われた吉新理事長の言われたその言葉にしても今後の協会側との契約の中で、もちろんもうひざを交えて話をしていかなないとこの病院問題は解決しないと思いますので、私はそれらの中で今後理事長とも、あるいは他の病院関係者とも他の市町の首長と一緒にあって交渉に当たっていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） この問題が、昨日の県議会の一般質問で下田賀茂地区選出の議員の質問でありました。インターネット中継で全部見ておりましたが、いわゆる2月6日の問題

の報道で撤退するという報道が第一報でされたのが静岡新聞でした。2月8日にローカル紙も含めて各紙で報道されました。非常に大がかりなこの病院の問題、どこにこの芝居の落ちが、芝居というかドラマの落ちがあるのか、これは時間がたってみなければわからないのかなというふうな思いがありましたが、いわゆる病院組合で、先ほど答弁町長がされましたが、病院組合で決めたのが3年の延長とそして減価償却の5,000万から3,000万の拡少であります。それだけであります。しかも、首長会議は契約の正規の会議ではありません。そうした点でいわゆる合併の問題と病院の移転の問題は大きくかかわる、そういうことが言われたり、いわゆるベッド数の増床に関しての質問もありました。

また、首長間で話されたいわゆる条件の問題もありました。しかしこれらに対して県知事の答弁では、病床のベッド数の増床に関してはこれはできない、基本的にはできない問題だということ、それ以上の支援とかいう言葉は一切ありませんでした。当然であります。指定管理の締結を行うのは6つの自治体でありますし、まさに自治権があるところでもあります。合併とかかわってこうしたことが関係するということも非常に残念です。

かつて、2006年に合併問題が起こったときには、やはり地元のローカル紙で現地移転での、現在地か移転で新築、多数決が前進の道という下田市長の答弁が出ていますが、体質はこれと変わっていないと。合併を決めていく上で、多数決で首長会議で移転を決めてしまえば合併も必然的についてくると、こういう流れが根底にあったのかと思うと、本当に残念でなりません。改めて地域医療そして過疎地域医療の原点に立った取り組みに南伊豆町長としてしっかりして取り組んでいただきたいと。

ちなみに、全国には診療所・病院の数が1,500カ所を超えて5万人の職員を抱える生活協同組合が、医療友の会の会員を300人抱える非営利で共同の事業体の医療組織があります。この組織は、我々の病院・診療所は働く人々の医療機関であるということとその団体の綱領で掲げて、現在診療報酬の問題の改定がありますが、差額ベッドを持たないで命は平等だということで活動している団体も民間であるということをして述べて、病院に関しての質問は終わりますが、改めて町民の健康増進の上で、医療にかかるということだけではなくて、この間の国保連協でも、住民の方から元気でいて病院にかからない、病院が必要でないという、そういうことではありませんけれども、温泉が豊富にあるこの南伊豆で、これまでも銀の湯の活用について提案をしてまいりましたが、銀の湯の高齢者割引について、温泉活用で健康を増進するという意味で現行の実施日、月曜と金曜ですか、それを祝日と重なった場合でもこれは軽減されないのはおかしいのではないかと。その場合の軽減措置をすべきだと思います。

また、それ以上の日数の増加についてはどのような考えを持っているか、その点を答えていただけますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

町民の健康増進と共立湊病院の医療確保ということでございますが、町民の健康増進の上で銀の湯会館の高齢者割引の拡充をということであります。

平成18年9月から高齢者の健康づくりの一環として繁忙日を除く月曜日、それから金曜日に70歳以上の高齢者に4割引で入館をしていただいております。利用実績としましては、平成18年度は1,000人、平成19年度は現在までで1,600人ほどとなっております。

曜日にかかわらず年間を通して70歳以上4割引とした場合は、対象人数が少なくとも4,000人増加することとなり、銀の湯会館使用料の80万円の減収が推測されます。利用者が年々減少している中、通年の割引は非常に厳しい状況になります。

また、割引日を繁忙日も適用した場合は対象人数の600人増加になり12万円ほどの減収となりますが、こちらは何とか採用できる数字ではないかと思われまますので、サービスの拡充のため努力する所存であります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） このことは担当の課長、祝日と重なった場合は軽減できるということととらえてよろしいですかね。答弁をお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） ただいま町長も申しましたけれども、高齢者の健康づくりの一環という形で努力できる数値かなと思います。数値的に見てみますと、70歳以上の入館者が6,509人、うち70歳以上の方で祝日に当たっている方が600人ぐらい。これを計算しますと600人掛ける200円で12万円になります。くらいと思われまます。そういうことで、全体をというところとちょっとかなり経営を圧迫するかなと思いますけれども、祝日とバッティングした場合には今の数字ですから……

11番（横嶋隆二君） できるということですか。

産業観光課長（山田昌平君） 検討していきたいと思われまます。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） これは医療の確保とあわせて健康増進の上ですし、ぜひ祝日とバッティングした場合の軽減措置を新年度からとっていただきたいと。

あと、年々利用者が減少しているということを言われましたけれども、これは営業努力というか企画、いわゆる入浴客の誘客の企画を含めて、ぜひ宣伝して努力していただきたいというふうに思います。

次に順番変えて、有害鳥獣対策と農林水産業の振興であります。

南伊豆町の平成18年度の有害獣というと、この数年間イノシシにプラスしてシカ、猿が非常に深刻であります。南伊豆町の平成18年度のイノシシの捕獲頭数は、静岡県全体がこれは狩猟期間に捕えられたものの数字ですが、これが6,133頭、そのうち南伊豆町内の捕獲頭数が狩猟期間中669頭、割合でいうと10.9%。前年の17年は県内の捕獲頭数が4,211頭で町内は495頭と。それで猟期間以外の有害獣捕獲でとった頭数は、これは順番が逆になりますけれども、平成17年度が84頭で平成18年度が249頭、今年度どういう動向かはまだわかりませんが、若干の増減というのはあるにしても、確実にこれはイノシシだけの数ですけれども、シカに関してもこれは平成16年度に県内で2,247頭、平成15年度が2,720頭、若干の増減あるものの大幅にふえております。

これは全国的な傾向なんですけれども、こうした中で先ごろ、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律が19年、昨年暮れ12月21日に制定されました。これには市町村が被害防止計画を定めることやあるいは被害の状況、鳥獣の生息状況の調査及び人材の育成、有害獣被害防止にかかわる専門家を育成するということが定められました。

また一方、県が義務づけられている鳥獣保護計画の第10期計画、これが平成20年度に定められなければいけないということで、静岡県ちょっとおくられているんですけれども、ついこの間の2月22日に、いわゆる県民の声パブリックコメントの締め切りがありました。私も意見を出しましたが、この改正案の主な見直し点に関しては、いわゆる有害捕獲でワイヤーのわな、この直径の問題がありましたけれども、それだけではなくて網やわな猟であれば、申請猟具の免許取得後で狩猟者登録の実績がない者でも、捕獲技術のすぐれた経験、実績のある者と共同で申請すれば許可を受けられることができると、そういう条項が入っております。

これは今までになく被害が深刻なためにであります。こうしたことに基づいて、私は年々深刻になる有害獣の対策に対して、一つはイノシシなど、おりで捕獲が可能なものに関

して地域ぐるみ、区長会、それぞれの区でグループ、チームをつくってそこに免許取得者と連携をとっていく対応を検討していくべきではないかと思います。先ほどの法律に基づく問題。

またシカ、猿に関しては、これはわなとかおりでは、私の経験・体験でもほとんど捕獲が不可能で銃猟でなければこれはできないと。これに関しては予算措置も含めた特別な対応が必要だというふうに思いますが、町の担当はどのように考えられておるのか、その点を答えていただけますか。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） まず、最初の特措法の関係でございますけれども、まだ通達のほうは参っておりませんが、メリットとしまして権限移譲、これはもう静岡県では既に実施済みです。あと財政支援、それから人材確保という形で優遇措置というか、が設けられております。

この被害防止計画を7項目により策定しまして、そして捕獲対策、また捕獲以外の対策という形で、先ほど議員言われましたが、地域ぐるみの対策というのがこの捕獲以外で町域自治会とも一体となった防護さくの設置、それから鳥獣の隠れ場所となる藪等の草刈り払いによる緩衝地帯の設置、また犬等を活用した追い払いの実施、鳥獣のえさとなる生ごみや農産物の収穫の残渣等の適正な管理、地域における技術指導者の育成や地域住民等に対する知識の普及、生息環境の整理や充実など、地域の特性に応じた間伐の推進、広葉樹林の保護育成等という形で策定されるような形になります。

またニホンジカにつきましては、現在のところは捕獲の申請は参っておりませんが、毛倉野地区ですとか一条地区では見かけたとの情報があります。それで、ニホンジカは先ほど一応議員もおっしゃられましたけれども、捕獲の頭数のほうを言っていましたけれども、伊豆半島の被害状況を見ますと、杉やヒノキまた栗の木などから、農産物ですとイモ類だとか果物、それから豆類、ワサビ、シイタケなどに及んでおります。それで、これらも16年10月現在で第1期の計画策定のときに、伊豆半島で大体1万9,000頭おるという数値が出ました。そうしまして、その対策で狩猟期間、または猟期以外の申請の数、それから管理捕獲等々を実施しまして4,200頭とったんですけれども、それで現在1万9,000頭いてそれだけとってもまた1万9,000頭おるということで、そして数値的にということ、一応今回の規制の緩和で雌ジカの捕獲頭数を無制限とするという形であります。雄の捕獲頭数はこれまでと同じで1人1日1頭という形でこういう緩和措置が設けられております。

先ほども申し上げましたが、これらのことにつきましても被害が予想されますので、管理計画に基づきます捕獲のほかにも猟友会等と連携しながら対策を講じていきたいと、このように考えております。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） これは、特別措置に関する法律が施行されているということと、10期の鳥獣保護計画はこれから県で策定するということだもので、それに鳥獣保護計画と整合性があるように措置法に関する特別措置の対応をしていくという点で、これは条文見ながら今後直ちに検討していただきたいと。それで、担い手をふやさないと本当に深刻だということをおっしゃいます。

もとより、これは農業振興をやるために有害捕獲をしないと南伊豆町はやっていけないと、そういう認識なんですね。動物をとるためにとるということではありませんので、その振興策に関しては、先ほどの議論でも中国の輸入ギョーザの食品の問題から食の安全が言われています。そういう点で担当の課での考え、その点をお答えしてもらえますか、簡単に。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 特産の花弁、チューバンカンですとか野菜、食用生産物はその産業振興で伊豆ブランドの農林水産物の生産振興、また先ほど言われました食の安全の観点から、また生産者、販売者、消費者に対して適正な品質表示についての知識や認識を深め、直売所等における品質の適正化を促進していきたいと考えております。

それから、先ほど教育長も言われましたけれども、学校給食で湯の花と契約したということと言われておりましたけれども、私も湯の花の総会の際に吉田組合長のほうから、新鮮な野菜、果物の提供、それから安心・安全で生産者の顔の見えるようにしたいと、お客様とのコミュニケーションがとれるようにと、それから南伊豆町にしかないものということで、副会長のほうの話を聞きまして感動したわけですがけれども、また、売り上げにつきましても平成17年度は4,000万円、それから18年度は5,000万円、それから19年度には6,000万円を目指すという形で、これは南伊豆町の生産者の所得向上に大変役立っていると、町の産業振興に大いに貢献しているなと考えております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） 来年度、観光交流館の建設ということですが、その中身は施政方針で出されたいわゆる地元産業の育成と、そういう点でぜひ運動していただきたい。ちなみに、今まではそういう話はなかったんですけども、地元の米を食べる、地元の米にも関心がある、そういう問い合わせも私などのところに届くということも、食の関心の高まりがあるのかなというものになって、一層振興するために援助をいただきたいと。

それで、若干時間が本当にちょっと足りない、4分ぐらいになりましたけれども、風力の問題、2月に視察に行きましたが、先ほどの同僚議員の質問に、民間の事業であっても町民の立場に立って町民に迷惑をかけないよう業者を厳しく指導していくという力強い答弁がありました。それにあわせて視察で教訓になったことは、いわゆる想定される被害が風車の大きさや設置場所、それと種類、それによって違うというのが視察に行っていました。場所によってはやはり風車の音、これはナセルという機械音がするということは現実にあります。もともと静かな地域では寝られないというのは当然だというふうに思います。

ちなみに環境影響評価で再度やられた2月に縦覧された評価では、中木、大瀬、いわゆる基準値より若干下回っているとはいえ、中木で23時の想定で一番高いのが43デシベル、大瀬が19時で42デシベル、これが実際にはこういう想定が全く机上計算だということが伊方町に行っていたわけですね。伊方町ではこれで音が大きいときは、今空港並みの騒音対策をしていると、二重サッシとエアコンの設置と、これを一集落全部150軒やっているという、そういうところもありました。

石廊崎の事業の環境影響評価ではこういうふうに書いてあります。事業実施後何らかの影響が生じているとの情報が得られた場合、速やかにその状況を確認するための事後調査をするということなんですが、こうした問題、協定書ではきちんと調査はもとより補償していくと、そういうこともあわせて指導が必要だというふうに思いますが、その点だけ答えていただけですか。あとは先ほどの同僚議員の質問で答えられております。契約問題だけ。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） それではお答えさせていただきます。

まず、今想定される影響の関係で、特に騒音問題、このことをお聞きしたと思いますけれども、これにつきましては協定書ということで、第3条の中に騒音振動等に関して問題が生じないよう万全な措置を講じ、問題が発生した場合は速やかに対応するものですよというようなことで、南伊豆町と当時結んだエムアンドディーグリーンエネルギー及びウインドテックというところと協定書を結んでございます。

したがいまして、もしそういう事態が発生した場合には、伊方町でやっているような対策はもちろんのこと、その辺はきちっと指導してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 1 1 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 1 番（横嶋隆二君） ぜひ町民の立場に立った対応を、引き続いて景観の問題もあわせて要望して、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

散会宣告

議長（渡邊嘉郎君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 4時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

平成20年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成20年3月5日(水)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 4 議第 3号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
- 日程第 5 議第 4号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
- 日程第 6 議第 5号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
- 日程第 7 議第 6号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
- 日程第 8 議第 7号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
- 日程第 9 議第 8号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
- 日程第10 議第 9号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
- 日程第11 議第10号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
- 日程第12 議第11号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
- 日程第13 議第12号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
- 日程第14 議第13号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
- 日程第15 議第14号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
- 日程第16 議第15号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
- 日程第17 議第16号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
- 日程第18 議第17号 南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議第18号 南伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 議第19号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第21 議第20号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制

定について

- 日程第 2 2 議第 2 1 号 南伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 3 議第 2 2 号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 4 議第 2 3 号 南伊豆町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 5 議第 2 4 号 南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 6 議第 2 5 号 南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 7 議第 2 6 号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 8 議第 2 7 号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約制定について
- 日程第 2 9 議第 2 8 号 南伊豆町町民生活安全条例制定について
- 日程第 3 0 議第 2 9 号 南伊豆町職員の自己啓発等休業に関する条例制定について
- 日程第 3 1 議第 3 0 号 南伊豆町南崎財産区財政調整基金条例制定について
- 日程第 3 2 議第 3 1 号 石垣りん文学記念基金条例制定について
- 日程第 3 3 議第 3 2 号 南伊豆町後期高齢者医療に関する条例制定について
- 日程第 3 4 議第 3 3 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 3 5 議第 3 4 号 南伊豆町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 3 6 議第 3 5 号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第 3 7 議第 3 6 号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（ 1 1 名 ）

1 番	竹 河 十九巳 君	2 番	谷 正 君
3 番	長 田 美喜彦 君	4 番	稲 葉 勝 男 君
5 番	保 坂 好 明 君	6 番	清 水 清 一 君

7番 梅本和熙君

8番 漆田修君

9番 齋藤要君

10番 渡邊嘉郎君

11番 横嶋隆二君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	外岡茂徳君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	大野寛君
健康福祉課長	藤原富雄君	教育委員会 教育事務局長	山本信三君
上下水道課長	小坂孝味君	会計管理者	大年清一君
総務係長	松本恒明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本正久	主幹	栗田忠蔵
--------	------	----	------

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、3月定例会本会議第2日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（渡邊嘉郎君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

9番議員 齋藤 要君

11番議員 横嶋 隆二君

一般質問

議長（渡邊嘉郎君） 日程第2、これより一般質問を行います。

保坂好明君

議長（渡邊嘉郎君） 5番議員、保坂好明君の質問を許可いたします。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） それでは、ただいまより一般質問を行います。その前にお断りをお願い申し上げます。

質問件名の1町長の政治姿勢と2の当町の産業施策と町外事例、これについては関連しますので、一括して質問をさせていただきます。また、その際に、質問件名1の要旨2については、最後にお伺いいたしますので、ご了解をお願い申し上げます。

それでは、質問に入りますけれども、施政方針でも述べられておりましたが、地方分権改革推進委員会での中間的な取りまとめ答申の中で、地域の個性を生かした地域社会の形成を目指すことを基本理念とすると明確に記されております。また、地方分権法が施行されており、地方自治を取り巻く情勢は大きく変わってきております。そのあかしとしまして、自治体はかなり広い分野で自主的な施策を実施でき、例えていえば、特色のある教育を実施する自治体がふえたり、また地域特性を生かしたまちづくりに着手したりと、その姿はさまざまであります。

そして、当町の平成20年度予算は、自治体運営に厳しい状況が予想される中での編成であり、不断の行政改革を徹底し経費の削減に努め、第4次南伊豆町総合計画過疎地域自立促進後期計画により、事業の必要性や緊急性などを検証し、貴重な財源を重点的に効率的に配分し、産業振興、その他の施策を堅実に実行し、町民が安心して暮らしていける明るく希望の持てるまちづくりを進めることは、昨日の施政方針で確認をさせていただいたところでございます。

そしてこのたび、この予算編成に当たりまして、財政調整基金からの財源補てんを行わないとする姿勢につきましては、今までの積み重ねてきた努力も含めて高く評価をするところではありますが、行政改革の基本姿勢であります、出るを制すの視点から性質別歳出項目を見ますと、行政改革の実施項目の設定や実施概要、また効果見込み等による設定を行い、積極的に取り組んだ手法が功を奏してきていると私は判断いたしますが、これについて、担当の総務課長はどのように判断をされているのか、ご見解を承りたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 行革の効果があらわれているかということでございます。

昨年12月ですか、議会の皆様にも中間報告という形で報告をさせていただきました。その結果を本年3月1日の広報「みなみいず」におきまして、町民に広くお知らせをしたところであります。

その内容によりまして、進捗率等々が幸いございます。平成19年度当初予算まで約22%がおおむね目標が達成されているのではないかとということでございます。そのほか、19年度中に全体または一部が達成される見込みを含めると、約63%の実施率だということです。残り37%のうち約20%、こういったものが現在具体的な検討を進めてございます。それから、

残りの17%が20年度以降に実施または検討していくという状況になっております。かなりの部分の財政的効果もあらわれているかなというふうに思います。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） これも施政方針の中にありましたけれども、財政面を重視した即効性のある改革を中心に進めてきた結果ということだと思っておりますけれども、その歳出の抑制につながって、今後も私は非常に期待するところでありますけれども、平成20年度からは引き続き歳出の抑制に取り組みつつ新たな事業への取り組み、それからそれを含んだ事業の仕分け及び選定、硬直化しつつある組織風土の改善等に取り組み、生産性の向上と職員の意欲の拡大にこれにつながり、さらなる効率化と時代の要請にこたえるということを明確にこれも記されております。

その具体的施策の中で、まず事務事業評価、それから職員の目標管理等によって、これまでの予算を中心とした行政運営システムから目的、効果に応じての重点的に予算配分を行う、いわゆる目的指向型の行政運営システムに転換すると。私はこれを見て、非常にここについて、私自身、また行革委員会の一メンバーとしても、非常に評価するところでありますけれども、これの実施については、また今後いろいろこの壇上、委員会でお聞きしたいんですが、そこで、地方自治体の自立性を高めるための最も重要な課題が、一般財源の確保、とりわけ自主財源の強化であり、同じく行政改革の基本姿勢、今度は「入るを図る」の意味においては、今後一般には消費、それから所得、財産を示す担税力をはぐくむ施策の展開が、歳入拡大、町税につながると私は考えておりますけれども、この点については、総務課長、いかがですか。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） まさに「入るを図って出るを制す」、新年度予算の予算編成が昨年11月26日からスタートいたしました。予算編成方針の示達の中で、町長が職員に対して、あいさつで使った言葉でございました。

出るを制するはともかく、入るについてはどうかという部分で、財政面の部分では、非常に歳入部分ですから、当然歳入の根幹である町税の確保という部分をうたっております。課税客体の確保とか徴収率のアップ等々、徴収率をアップにするために職員臨時応援をしながら特別徴収をするとか、あるいは歳入面の部分としては、今回議案として提案させていた

だいていますけれども、ごみの有料化等々、あるいはそのほか未利用財産の有効活用、町有地の未利用財産の有効活用等々は、そういった歳入面としてはあろうかと思えます。

入るの部分の将来的な間接に税収につながるというのもなかなか難しい部分でございますけれども、歳出部分のほとんどの施策は本当に執行していただいて、そういったものが間接的に町民に反映されるんではないかというような感じもいたします。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 私は、歳出の部分でなく、特に歳入面、確かに不透明な部分でございます。これからそのことについて、いろいろ私の解釈の中で質問をさせていただくわけでございますけれども、ここで角度を少し変えての質問になりますが、昨年1月10日の日経新聞に、県内の42市町村別の1人当たりの所得額が発表されました。本町1人当たりの所得額は、42市町の中で最下位の202万6,000円でございます。また、最上位とは2.6倍の差がありまして、町長を初めとする行政をつかさどる幹部の方々は、この数値をまたどのように受けとめておられるのか、その辺を伺いたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今言われた日経新聞のさきのもの、市町村別の1人当たりの所得額でありますけれども、今言われたように、最上位とは2.6倍の差があるわけでありまして、南伊豆町の1人当たりの所得額、今言われた202万6,000円ということであります。

この数値につきましては、やはり東海道筋の立地条件等の、こういった地域、そして我が伊豆半島はそれぞれの人たちが観光の町であります。そして我が町も観光立町を標榜してあるわけであります。

そういう中で、ご承知のように今、非常に観光はある意味では低迷といえますか、なかなか伸び悩んでいるということが言えようかと思えます。

そういう中で、やはりそういう形で見ますと、どうしても県下でこういった半島といった特殊な地形の中で、第2次産業である製造業等はなかなか誘致が難しいという立地条件もあるわけですが、そういうことを考え合わせますと、今申し上げましたような、観光を何とかして振興させなければならないということにつけるのではないかと思います。そうい

ったことで、我々としても受けとめております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 南伊豆町という半島先端の立地条件、それから産業構造の違いというのが、確かにこの202万6,000円にはあらわれていると、私も町長とは同感するわけでございますけれども、ただ、この202万6,000円、実際にこれを素直に受けとめて、その202万6,000円で1年間生活をどうかということを考えますと、なかなかこれは大変ではないのかなという気がいたします。

そんなことで、私は特に、先ほども言いましたけれども、生産性の向上、産業振興になりますけれども、これが最もこれから鈴木町政において大事になるのではないかなという気がいたします。そして、その受けとめ方というのは、10人いれば10人とおりの受けとめ方があると思うんですが、先ほど伺いました財政面からも、そして皆さんの思いが共通するところは、この町民1人当たりの所得の向上を目指すべきだということとは言えると思います。

言いかえれば、町内の総生産、国内総生産G N P、G N Pと言いますけれども、町内の総生産を上げていくべきではないのかなというふうに感じます。

その思いの中で、産業振興を中心とした質問では、またこれも施政方針にありましたけれども、政府は地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進めて、また歳入面でも積極的で持続可能な財政への転換を図ることが急務であるとし、平成20年度の予算編成に当たっては、このような状況を踏まえ、財政の健全化の確保に留意しつつ、喫緊の課題である地方の再生に向け、知恵と工夫を生かした産業振興、地域活性化や生活の安全・安心の確保等の重点施策の展開等に積極的に取り組むよう、地方公共団体に要請しているということであります。

ここに述べられております知恵と工夫を生かした産業振興を行いということがありますので、町民1人当たりの所得向上を目指すということに、これがつながっていくのだと私は考えます。また、現在、当町が進めるそれらの施策の中で、所得向上を目指すようなものがあるのか否か、その確認と、あるならばその進捗状況を確認をさせていただければと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの所得向上を目指すということでありまして、我々は基本的には町の総合計画あるいは過疎自立促進計画あるいはその他、それぞれの計画にのっとり施策を展開してきております。そしてそれを実施するための実施計画に基づき、各年度ごとに予算を編成して、そして議会にかけ進めているわけでございます。

そういう中で、やはり、先ほど申し上げましたように、何といたっても我が町は産業構造から言いますと、観光サービス業を主とする第3次産業が約7割を占めておるわけであります。ということは、やはり観光立町として、この面でそれぞれの産業を活性化させて、あるいは第1次産業である農業、あるいは水産業、こういったものを関連づけて、そして全体の町民の所得を底上げしていくというのが肝要ではないかと思っております。

そのためには、やはり漁港の整備であるとか、そういった基盤整備、社会資本の整備ももちろんこれは継続して行わなければなりません。そういうことで、我々が行政としてできることをしつつ、そして町民と一緒にその施策を考えていくということではないかと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 所得を向上させるための産業施策としましては、一応計画的には農業関係でハード面として圃場整備事業、農道の整備、林業関係では、林道の整備や人口林の間伐の実施のほか、竹の工芸などの林産物の支援、また漁業関係につきましては、漁港の整備、集落の環境改善、地先漁場の環境保全対策等に取り組んでおります。また、南伊豆漁協が行っております稚貝放流事業に継続的に支援しておりますとともに、伊豆地域栽培漁業推進協議会の一員としてマダイの放流事業にも取り組み、水産資源の養殖にも努めております。

そのほか、都市の人と漁村をよりにぎわいをもたらすために、静岡の漁業交流活性化事業や水産業活性化対策事業を実施しております。

その所得向上を目指す具体的内容、進捗状況ということでございますけれども、現在、JR戦略的観光開発地域事業で町内の観光施設や拠点を春夏秋冬と四季を通じてめぐる定期観光バスのスタート、また伊豆ブランド創生事業では、みなみの桜と菜の花祭り、花と町内めぐりバスツアー、ヤマツツジ祭りとおアロエの花と大漁まつりバスツアー、韓国からもゴルフツアーの受け入れも実施して好評をいただいております。

また、伊浜地区では、中山間地域等の支払制度を活用しまして伊浜マーガレット摘み取り体験というのを新たな取り組みとして計画をしております。開園しますと、お客様が摘み取りをするので、従来の作業が軽減されると同時に、お客様が来ることにより、地場産品の販売収入が期待できる。また、伊浜ファンまた南伊豆ファンとなって訪れる。地元産業に多大な貢献が期待できると思います。これらはまた地域と連携しながら取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 課長、いろいろありがとうございます。

私も思うところで、まさしく今進めようとしている観光交流館ですね。これもその位置づけに入ると思いますし、さらに、昨日も質問でもありましたけれども、きらりとひかる振興策、これらも当然それらに入ってくるだろうということと、これも企画調整課のほうで進めておりますけれども、定住交流促進事業、これもやっぱりその施策の中に入ると思います。

先ほど町長が答弁されましたけれども、まさしくそのとおりでありまして、私も随時その実施計画に基づいて当然町が進める事業だということは、心得ております。そして、町民1人当たりの所得の向上を目指すということは、当然その前に私が思うのに、これは地域の価値や評価を上げることが非常に大事ではないのか。それが今、課長等が申し上げた施策の反映が、そこにつながっていけば、具体的な数値も生まれてくるのではないのかなという思いがあるわけでございますけれども、それらの施策を進めるについて、もう一つ大事なポイントがあると思います。これが、例えば町民と企業、そして行政、町民の中のNPOの組織なんかも含むと思うんですけれども、その協働と役割というのが非常に大事になるというふうに思います。

そして、私が今活動等をしている中でのものでご提案を申し上げますけれども、地域の価値や評価を上げる施策のカテゴリー、範囲と内容を、また今申し上げますけれども、1つは、課長ね、地域特性を生かした生産物などのブランド化、これは当然町の中にあると思います。

その中で、今、下流に露地咲きでありますハイビスカスがあると思います。実は、これも同僚議員から昨日質問がありました。元気発信の部会の中で、石廊崎地区の方々から、下から灯台に行く登山道ですね。あれのわきの花壇の改修についてのご相談があったんです。それに今まではアジサイを植えていた。しかし、アジサイではいかがなものかということの中

から、部会の中でいろいろ検討をしたわけでありませけれども、そうしたらば、下流に咲いている露地咲きのハイビスカスを、下流から石廊崎までつなげようという発想、これは観光協会のほうでもそれを推進しているということは確認をさせていただいたんですけれども、その花を選定する4つの理由というのがあるそうです。まず、その花に地域性があること、そして次に、2つ目ですね、手間がかからない。3つ目に花の開花時期が長いこと。そして4つ目に、他地域にまねされないということが非常に大事なポイントになるということをお伺いしました。私もそうだなということで、とにかく赤いハイビスカスなんですが、非常にそれが下流から石廊崎までに行くについては、南国のイメージとその地域の、やっぱりそれもイメージにつながるわけですが、そこにおいて、これの運動をまず石廊崎を中心にしてまた行おうではないかということが述べられております。

そこで、南伊豆には伊浜地区にマーガレットラインというのがあります。また、下流から石廊崎については、仮称ではありますが、ハイビスカスラインとか、何かそういう設定、これは県も含めてのご相談でありますけれども、そんな展開が考えられるのではないかなということで、また今後その辺についてはご相談をさせていただきたいというふうに思っております。

もう一つ、この石廊崎地区から出ましたのが、池の原付近、県道わきの雑木等の伐採についてであります。これについては、もう既にこの7日に実は環境省と土木事務所にお伺いすることになっております。その県道わきの竹等が高くなって生い茂って、また小花等の大きな雑木が生い茂って、そのためすばらしい景観が損なわれているということに対して、またそこについてはごみも点在しているということでありますので、1級地域にふさわしい景観を保全・保護しようということの活動からここに至るわけでございますけれども、当然やたらにはできないものですから、その手続を踏んでいきたいということでございます。

それから次に、地域のマイスターというのがあると思うんです。当然この地域には、その道に精通した方々、たくさんおられると思います。こういった方々を掘り起こすことによって、私はこの地域の価値づけというのは十分にできるのではないのかな。いろいろな道の方々、例えば書道家の方々もいらっしゃいますし、例のりんさんの記念計画もございまして、そういったさまざまなことが当然この地域にはございます。

ただし、現状、陶芸やその工作物等についてのそれぞれのプロフェッショナルというのも当然いらっしゃいますので、それらの方々に少しまちづくりについてご協力をいただくというようなことも必要だと。

それから3点目に、歴史・伝統・文化、これもこの地域は非常に深いものがございます。言ったら切りがないわけでございますけれども、たまたま伊豆の七不思議、伊豆半島全体の7つの不思議の中に、南伊豆町の不思議は2つ、それに入っております。それが、いわゆる石廊崎権現の帆柱でございますね、1つ。それとあとは手石の阿弥陀さんですね。阿弥陀窟でございます。これがこの位置づけと入っていることの深さを考えれば、位置づけの意味を考えれば、当町におけるこれらの歴史・伝統・文化の意味合いというのは、非常に深いものがあるというふうに感じます。

それからもう一つ、4つ目として、不動産、土地の価値を上げていく。これについては、先ほど企画調整課でも進めている停留、交流、居住、この施策の反映というのもあると思いますが、もう一つは、休耕地がふえている中での農園つき住宅とか別荘とか、そういう発想というのは当然いいのではないのかなという感じがします。

そこで、それらを総称するわけではありませんが、お手元に配付いたしました、昨年11月26日発行の日経新聞に、日本で最も美しい村連合という組織の記事が載っております。既にご存じの方もいらっしゃると思いますが、この団体の目的は、すばらしい地域資源を持ちながら、過疎にある美しい町や村が日本で最も美しい村連合を宣言することで、みずからの地域に誇りを持ち、将来にわたって美しい地域づくりを行うこと、住民によるまちづくり活動を展開することで、地域の活性化を図り、地域の自立を促進すること、また生活の営みによりつくられてきた景観や環境を守り、これらを活用することで観光的付加価値を高め、地域の資源の保護と地域経済の発展に寄与することを目的としておるということであります。これは、先ほど町長が、所得向上ということの施策の中で述べられたこととほとんど同じでございます。

そういうことから、当町でもすばらしい農漁村の景観や環境、そして文化などが数多くあり、これら地域資源の掘り起こしをするとともに、地域に誇りを持ち、さらに磨きをかけることによって、地域の活性化、そして地域資源の保護、地域ブランドを確立しての観光振興、地域の自立並びに発展を目指すことは十分に可能性があると思われませんが、町長、これについて少し見解をいただきたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、保坂議員が何点か挙げられました。沿道の立木の伐採であるとか、あるいは人材発掘、

そしてまた歴史・文化・伝統、こういったものの発掘、それから不動産の価値アップ、そしてまた今言われた美しい村、やはり、我が町は、伊豆半島という先ほど申し上げましたような地形にあるわけですし、そして三方を57キロという長い海岸線に囲まれておるわけです。そういったことを考えますと、やはり、こういった今言われたようなことが、まだまだ手をつけずに、あるいは見逃されている資源等もあると思います。

ですから、こういった景観、そして資源を生かしながら、これは前からいろいろな出ておりますけれども、もう一度我々は原点に戻って、そして今言われた美しい村というところもあるわけですので、そういう意味合いからも観光として、そして観光地として、資源として、さらに我々はそういう目で見ながら取り組んでいかなければならないということを感じるところであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 町長、今のご答弁から、資源を生かしたまちづくり、これを推進するについて、少しこれから具体的にご質問をさせていただきますけれども、そこでその記事の内容に入りますが、脱補助金依存、それから企業と二人三脚のビジョンを明確に打ち出して、サポーターは全国で大手企業を含めて28社、それが知恵と、それからお金を引き出して観光などを軸に補助金に頼らない地域おこし、まちづくりを推進するとあります。

このような取り組みというのは、組み方のことでもありますけれども、町長いかが思われますでしょうか、率直な感想で。

この記事にあります、脱補助金依存、補助金から脱するということですが、それと企業と二人三脚、そういうビジョンを明確にして、そしてなおかつサポーターを募って、その知恵や情報もあると思うんですが、知恵とか情報、それとプラス資金ですよね、お金ということ。それらを引き出して、観光を軸にしたそういうまちづくり、まちおこしを推進していく。この施策です。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、我々が、今、自治体が観光整備事業等行う場合は、ご承知のように国の補助金をいただく、そして町が、場合によっては負担金をいただいて事業を実施しております。そして、

その中で、今までそれぞれほかの自治体で行われているのが、セクター方式であります。これが民間が入る、自治体と一緒にやるとしてやる事業であります。

ところが、このセクターというのはなかなかうまくいかないという事例が多くて、今余り国や県は勤めておりません。そして、我々もそれは今もちろん当町は行っておりません。そうすると、あとは民間であります。この民間誘致については、我々はやはり事業を進めるに当たっては、官民一体となってという言葉を使っておりますけれども、そこで出資となると、やはり官が、民がどちらかということになってくるわけですけれども、民ということになりますと、なかなかやはり難しい面があるかと思えます。ただ、我々が今自治体としてできる範囲というのは、おのずと限界があるかと思えますので、やはりその規模、内容等によって、民と接触を持つというか、そういうことを考えながら、できることはやはりそういう面がかかわっていくことも一つの案ではないかなという思いもしております。ただこれにはやはりいろいろ難しい問題等もありますので、我々としては慎重に取り組まなければならないという思いであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 町長、過去のおよき時代のときには、恐らくこういったことというのは出なかったと思うんですね。また、あったとしても、なかなかその組み方というのは推進されないというふうに私も思うわけでございますけれども、まさしく今、財政が大変、また経済もですね、なかなか光は出てきたとしても、やっぱり国全体の流れとしては思う方向には行っていないという状況の中で、やっぱりこういった知恵を絞る、また、その体系、組み方を考える過渡期にあると私も思います。

そこで、まちづくりは私が言うまでもありませんが、住民やNPO、そして企業、行政などの多様な担い手が、生活環境や産業環境の改善、それから向上を目指して行うさまざまな取り組みによって前進するものだと思っております。そして今、町長が述べられたことの中で、確かに自治体のできる範囲というのは今現在限界がある。そこで私は、先ほど言いましたけれども、重要になるのが住民、それから企業、行政の協働と役割分担を明確にするべきだと思っております。

非常にまた厳しい状況下であるがゆえに、今言った協働と役割分担を明確にする必要があり、この点についての確認をさせていただきたいわけでございますけれども、これは担当課

長で結構です。先ほどの美しい村連合ですね、この記事、またこの中には私が言いました、その辺の区切りが、役割分担が明確に入っていると思うんですが、この辺についてはどうでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 議員言われますように、現在の経済状況を見てみますと、企業ですとか、自治体、また住民という形で、日本で最も美しいというところこれは本町にも共通しているところがあります。日本で最も美しい村連合のほかにも、企業と自治体というのがございますと、ネーミングライツなどというもので、横浜市と日産スタジアムですか、なんというのでしょうか、西武ドーム球場のことを今はさいたまスタジアムと呼ぶそういう自治体と企業とが一緒に活動しておるといっているのがあるんでありますけれども、ここでちょっと北海道のほうで美瑛町の例を、どういう取り組みをしているかというのを紹介させていただきましても、小さな町で、そしてまただんだん過疎化しているよと、そこで地域資源を生かして、こんなにすばらしい町があるんだよと。ネットやパンフレットでそれを紹介すると。

また、町民の地域の人たちにも村連合に加入したんだよという意識を持っていただいて、そして美しい村づくりをして村を守ってもらう。そして、そこに先ほど議員が言われましたような、賛同してくれる企業が費用負担をスポンサーとしてくれるというシステムになっております。

具体的に言いますと、NPOの法人会員になるためには申請して受かった場合には正会員には市町村の場合ですと、人口1人当たり10円、それから正会員の企業の場合は1口10万円、個人の準会員で5,000円と、ここで集まった資金で活動するという形になっております。

この援助資金で各自治体は、ホームページの管理費ですとか、パンフレットの作成費、それらに充てますよと。それからまた、会報等があり冊子の発行に使う、充てるということで、このまわりの都市からだけでなくまた、日本だけでなく外国からもお客が来るようになりました。

しかし、一時的にそれによりましてばっとふえたんですけれども、それが横ばいになっておりまして、ちょっと積極的にまたやりたいなということでした。

一応こんな形ですけれども、先ほど町長が発言されましたけれども、その辺はよく研究しながらまた見極めながら対応していきたいと思えます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 今、課長のほうから答弁された内容の中にもありましたけれども、住民の役割というのは、基本的に私が思う中では、生活の場というのは住民には当然ありますので、その中の例えば町内会ですね、それからまちづくりの協議会等の積極的な参加、これらを初めとして、だれもがまちづくりの主役ということになり得ますので、その個性と能力を生かして、まちづくりの実現に向けて積極的に参加していただくという、この姿勢が僕は非常に大事ではないのかなと。

そして、企業の役割としては、専門的な知識や技術がございます。またそこには、土地とか施設、企業としてのそういったものもおありでしょう。それらを提供していただいて、それを生かし、また参画していただいた協働ということが私は考えられる。その行政が、ここは一つ非常に大きなポイントになると思うんですけれども、当然公平性というのは大前提にあると思います。

都市計画や都市計画基盤ですね、インフラ整備。それらを含め、土地利用のコントロール、そしてコントロールの中には当然規制とか誘導とかあると思うんですけれども、住民、NPO、そして企業などが行うまちづくり活動への支援、この支援の仕方として当然行政以外でできない、取り組みを担う。これはお金のことではない、違う部分でのそういった支援をしっかりサポートするというのが、僕は大事ではないのかなというように理解するんです。

これらの位置づけが明確になれば、先ほど言いました、当然産業振興へ入っていくわけがございますけれども、そしていよいよ知恵と工夫を生かしたものにつながるわけであります。

町長、ここで一つ伺いたいのは、今言ったそれぞれの役割分担また協働ということから、しっかりその辺を明確化するということは、当然あると思うんですが、また総合計画にも、多少その辺のことは載っておりますが、その辺についてご見解をいただきたいと思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

先ほど申し上げましたように、我々の自治体のできる範囲というのは、おのずと限られております。ですから、そこで、ここまでが我々自治体が、行政が、そしてこれからは民にお願いするというように、役割分担ということについては、法的なことあるいはその他もろもろの条件等をよく加味しながら、我々としては今後取り組まなければならない。

ただ、双方がやはりお互いに協力し合って、相互理解しながら、そういった事業に取り組んでいくことはこれは当然必要なことでありますけれども、役割分担ということについては、やはり我々は今後さらに検討しながら進めていかなければならないと思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） それでは、町長、ここで1つ、ご提案申し上げます。

それぞれの役割分担、それからそこについて、先ほど私伺いましたが、行政改革で財政面を重視した即効性のある改革を中心に進めてきた結果として、歳出の抑制につながっているということは、施政方針の中でも明確にあるんです。

そこで、町長がおっしゃられる、町民が安心して暮らしていける、明るく希望の持てるまちづくりをさらに推進するためには、私は一つの手法として、行財政改革で培ったノウハウを、まちづくりに転嫁したらいかがなのかな。これは私はできると思うんです。この辺について、町長でも結構です。総務課長でも結構なんですが、どうでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 具体的な内容につきましては担当課長から説明させますけれども、まちづくりににつきましては、今、企画調整課を中心としてそれぞれのスタッフをそろえて、今まで出てまいりましたいろいろな取り組みを行っております。内容につきましては、担当課長から説明します。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） 今、行財政改革ですか、これをまちづくりに転換、生かしたらどうか、こういうご提案だったと思いますけれども、今、町長が申しあげましたように、企画調整課のほう、まちづくり係というのがございます。

そういった中で、今年度、皆さんのお手元に、この会期中に配る予定ですがけれども、新南伊豆へ行こう、これにつきましては、昨日も行政報告の中でも触れておりますけれども、いわゆるワークショップを開催しまして、南伊豆へ来てくださいよというような形で内外に発信していきたいというような結論を出しております。

また、先ほど保坂議員のいろいろな提案の中で、行政はどこまでそれにかかわれるかということで、私はできることなら一つ一つ確実に生かせることは大事なかと。できないものを無理に伸ばすよりも、できることから進めると。例えばハイビスカスとか、いろいろなご提

案がありましたけれども、そういうところを進めていければ、企画まちづくり係としてはいいだろうと、このように思います。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 行革の手法を取り入れたまちづくりはいかかかと、行革担当なのでちょっと答弁させていただきますけれども、行政改革の推進委員さんを公募するに当たり、民間から公募委員を選んだという、民間から公募するという、ワークショップもそうですし、行革もそうですし、先日行われましたきらりとひかる公募型の補助金、それも審査員も民間からの方です。当然、住民の意見が町づくりに反映できると、非常にいい手法ではないかと。基本となるのはこの間、企画課長が言いましたワークショップ形式等が非常によろしいのではないかと。

計画はそれぞれ総合計画、活動計画、いろいろな計画はあろうかと思います。観光施設の整備計画についてもしかりであります。ある程度の目標を持った中で目的を達成するという部分、途中で検証する必要も出てくるかなということを考え、今後そういった形では検討していかないといけないと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 企画課長ね、できることから進める、まさしくそのとおりであって、そして総務課長が言われたように、行革で培ったノウハウをそこに生かして、私はその中の一番大事なものは、まず目標設定をして、数値にできるものは数値であらわしていくということが、先ほどから伺っている所得の向上につながっていくということだと思います。

ですから、ぜひ町長、前向きな所管の課長さんたちを含めてご検討ください。

時間がございませんので、次に移らせていただきます。

これは、産業観光課長にお尋ねいたします。

先ほど言いました住民の役割の中に、まちづくり協議や町会などに、出るよと、参画するよという位置づけがありますが、そこでお手元に、もう一つA4の紙で配付してあります観光県の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案が閣議決定されました。この法案は、新年度に施行される予定だということで私は伺っております。その内容は、観光立町南伊豆において、除外視できないものだと私は認識をしているところでございます。

そして、この法案が施行されたならば、当町において、これを率先して取り組むということが必要ではないかということをおもうわけでございますが、時間がありませんので、その辺

の見解だけ伺いたいと思いますが、いかがですか。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） この観光立国の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律というのは、これは閣議決定されましたのが1月29日です。国会への提出が2月下旬ということなものですから、もう通達されていると思うんですけども、順調に行けば5月か6月に承認されるという予定になっておりますので、まだ県のほうから通達が来ておりませんが、計画を策定しまして、指定されるかはちょっとわからないんですけども、滞在型の観光の事業促進という形です。

例ですけれども、例えば伊豆地区の観光客あるいは静岡県の館山寺地区の観光客だというような形になるうかと思えます。具体的な支援措置ですけれども、それにつきましては、観光県の整備事業費の補助金の創設、それから財政投融资、中小企業金融公庫による国費での融資、それから地方税の特例措置、それから農山漁村活性化プロジェクトの支援交付金などが特例として設けられております。

これらにつきましても、研究しながら、観光協会等の関係機関と協議しながら、施策を進めていきたいなというふうに思っています。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 企画課長、これは本来、企画課長に聞かなければならないことだったと思うんですけども、この法案の中身を見ますと、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関するというものがあります。ですから、この法案はこの地域にとって、また逆に南伊豆町だけではないということが言えるのかもしれませんが、やっぱりその先に行く姿勢として、ぜひとも前向きなご検討を、これもお願いいたします。

最後の質問になります。

南伊豆町民の最も関心を寄せる共立湊病院に関してでございます。この過疎地域に暮らす町民の安心・安全の立場はもとより、南伊豆町観光立町の視点からも、この共立湊病院の現在地での病院存続の意義は、極めて重要であると思えます。その観光立町と共立湊病院の相互関係、これについてお伺いいたしますけれども、町長、管理者の立場ではなくて、南伊豆町長としてのご答弁、ご発言を求めます。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この病院につきましては、現在、病院、それからなぎさ園、いわゆる老健施設があるわけですが、ここで今、医師も含めて240人程度の雇用があります。ということは、我が町にとっては大きな事業所ということでもあります。

それから、観光の面という今の議員のご意見ですが、旅館やホテルの宿泊の際に、やはり救急医療体制のあるかないかということは、非常に誘客の面でも、これは重要な点であると思います。

したがって、現在地にこういった病院が存続できるかということは、これは前日もそうですし、前々から私は申し上げてまいりました。そういう中で今回申し上げましたような契約になっておるわけでありまして。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 当町に来られております修学旅行、それから臨海学校、そしてこれらを組む際には、当然町長が言われました救急ということを含めて、病院がどこにあるか、まずここからリサーチするらしいです。まして、延長の話をしますと、過去にこれは私、この場でお話しさせてもらったことがあるんですが、休暇村ですね、休暇村の場合、あの地区は当然弓ヶ浜があるんですが、いやしの部分と休暇村に泊まって、最長50泊を含めたお客さんがあると。これは、前の支配人から伺ったことがございました。何でだろうというのは、この浜を歩いているだけで、心身の疲れがいやされる。当然そこにはマイナスイオンという効果もあると思うんですが、ただ裏に病院があるという安心感が、そのお客さんに来ていただける要素となっているようです。

ですから、私、今移転等の話がありますが、その状況を考えると、南伊豆町の観光の死活問題につながるということの位置づけがあると思います。片方には、もう一つ大事な防災の拠点ということがございます。これは去年ですね、演習を行いましたね、海上自衛隊が来て。そういった防災の拠点というのが当然ここには位置づけとしてあると思いますので、ぜひともその辺から、当町における医療体制、それから救急体制をしっかりと、これは管理者でなく、その前に当然南伊豆町長としての見解を真に持っていただきたいということをお願いいたします。

最後に、社団法人地域医療振興協会、昨日もこれも目的というのは、同僚議員から話がありました。私もあえて述べさせていただきたい。

僻地を中心とした地域保健医療の調査・研究及び地域医学の啓発と普及を行うとともに、地域保健医療の確保と質の向上等、住民福祉の増進を図り、もって地域の振興に寄与することを目的とするという団体であります。

私はこの間、共立湊病院組合員の一人として、また運営協議会の一員として、昨年11月5日より参加をさせていただきました。そして、昨年末でありますけれども、12月27日と合わせて計2回の運営協議会には出席をさせていただいた、そのときの感想内容と、その後の年を越してからの一連の撤退騒動、ここに挙げてある理由とか、状態を見る限りにおいて、本当に過疎地、僻地医療の振興を目指す法人であるのかなというのを少し私はそこに疑念を、正直言って感じております。

いずれにしても、指定管理者制度に基づく指定を行っているわけでありますから、地元医師会を初め、それに関係する諸団体との意見交換をする中での善後策を講じることは必要だと私は思うわけでございます。

町長は政治家でありますので、南伊豆町長において、この辺の善後策を講じるようお勧めを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君の質問をを終わります。

ここで、10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

稲葉勝男君

議長（渡邊嘉郎君） 4番議員、稲葉勝男君の質問を許可いたします。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） おはようございます。

通告に従って、質問させていただきます。

1市3町の合併推進のための法定協議会の設置が、松崎の町議会の否決によって、この先どういうふうになるのか、非常に不透明な中で、我が町も単独で行くのか、それともその合併が事実進められるのか、本当に難しい時期を抱えております。

そういう中で、次に質問をさせていただくんですけれども、町の公共施設の耐震化計画についてということでもまず伺います。

昭和49年5月には伊豆半島沖地震、これでは中木地区、それから尊い人命が失われるなど、民家や道路等、大きな被害をこうむりました。その後、河津町を中心として被害を受けた伊豆沖地震、これらが身近に経験した大きな地震であります。そしてその後、東海地震が騒がれてから約30年が経過しておりますが、最近、その地震に対する認識が行政、町民ともに薄れかけてきているような気がいたします。地震が発生して被災した場合、災害の拡大が予想されるのは、これは公共施設、大きい被害が予想されるのが公共施設であります。また、公共施設は災害対策の拠点ともなる建物でもございます。改正された耐震改修促進法及び県の耐震改修促進計画に基づき、平成27年度までの町の公共施設における耐震化計画についてお聞きします。

昨年の定例議会でも同僚議員が同様な質問をいたしました。今回もまた質問させていただきます。

まず、私が一番気になるのは、建築後50年になろうとするこの役場の庁舎でございます。これは耐震診断を行っても、恐らくゼロに近い結果が出ていると思います。この庁舎については、町民に関する貴重な資料だとか、町の歴史を語る資料等が保存されており、またこの役場には多くの町民ほか来庁者がたくさん来るわけなんですけれども、その方たちと役場の職員の生命を守ることを、これが一番大事ではないかと思っております。さらに、先ほど申し上げました伊豆半島沖地震を私どもも経験しまして、そのときの災害対策を迅速に行うための本部としての役割というのが、やはりこの役場がそのとき健在であったということが、町民への一番の責任を果たすためにもよかったのではないかな、安心を与えることでもよかったのではないかなというふうに考えております。

それと同様な施設として、中央公民館あるいは社会福祉協議会だとか、それに次世代を担う幼稚園、保育園、小中学校、今回、南中小学校の屋内運動場の耐震計画ですか、それについては予算が計上されておりますけれども、それとさらに町営住宅等、町が責任を持たなければならない公共施設というのが何施設かございます。それらについての今後の計画、それ

から被災を受けたとき一番町民が困るのは、上水道を含めた簡易水道、町営水道ですね。その老朽化した石綿セメント管の布設がえの進捗状況だとか、それから今後どのような計画があるか、またさらに、現在、石綿管の布設がえがどのくらい残っているのか。その点についてもお聞きしたいと思いますので、今後の20何年度までの計画を町長でも結構ですし、担当課長でも結構ですが、お聞かせ願いたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

県では、今、議員が言われたように、耐震改修促進計画というもので、この計画の中で、公共建築物等災害時の拠点となる建築物の耐震化率を平成27年度末に90%以上とする目標を策定しました。これを踏まえ、当町でも、災害時の拠点となる、特に小中学校の校舎及び屋内体育館について、平成20年度に南中小屋内体育館の耐震補強計画実施設計を実施をさせていただき、平成21年度に改修工事に着手させていただき予定であります。これによりまして、町内の小中学校の校舎、屋内体育館については、耐震化が終了する予定であります。

また、耐震化の未実施施設と言われた役場の本庁舎、それから中央公民館等の施設につきましても、今後県及び町の耐震改修促進計画に基づき準備をしまっている所存であります。

また水道施設の水道管につきましては、地震に弱い石綿管は上水道で約2.7キロ、簡易水道で約15キロあり、平成20年度に国の方針により水道ビジョンを作成するとともに、水道事業の基本計画を作成し、補助事業として老朽管の布設がえを実施する予定であります。

細かい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明をさせます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 議員のご質問の中で、建築基準法の各ランクごとの耐震性能あるいはその判定基準というものをご紹介させていただきます。

まず、その判定基準でございますけれども、まず1番に1スモールエーという診断区分がございます。それは耐震性能がすぐれている建物でございます。大きな地震があっても軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できるということです。これは、災害時の拠点となり得る施設という判断でございます。22件ございます。内容は、町内の各小中学校です。これは、南中小体育館を除きます。そのほか武道館、図書館。中小の体育館につきましては、町長が申し上げましたとおり、20年度、新年度に実施設計をやりまして、21年

度に補強工事を今のところ予定でございます。

次に、耐震性能の部分で、1 スモールビーという耐震性能がよいものという形で、倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定されるというものであります。これは18件ございます。町有施設として、各地区のコミュニティセンター、町が持っているコミュニティセンターで等でございます。そのほか銀の湯会館、みなと湯、上賀茂町営住宅でございます。

次に、大きい2という部分がありますけれども、その建物等はございません。

最後に3、耐震性能が劣る建物でございます。倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定されるという建物でございますけれども、役場の本庁舎でございます。そのほか中央公民館、町営住宅、これは加納住宅ですね、あるいは幼稚園、保育園でございます。

役場の本庁舎、町財政計画の中では、平成22年度から23年度にかけて整備を行うという計画でございます。中央公民館等につきましては、これも耐震補強工事を予定をしております。中央公民館等につきましては、平成23年度から26年度の間ということでございます。そのほか蝶ヶ野と下小野に町営住宅が2戸ございます。そのほかに加納に8戸の町営住宅がございます。それらにつきましては、21年度から24年度に建てかえ計画ということが盛り込まれてございます。

そのほか、4園の保育所につきましては、耐震性能ございませんけれども、それにつきましては、学校統合、平成26年度までに統合の答申を受けてございます。この統合に合わせた中で、順次計画を進めていきたいなということでございます。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 今、総務課長のほうからいろいろご説明がありましたけれども、3の中で役場の庁舎、これだとか中央公民館、中央公民館の現在の計画でいきますと補強工事ですか。それで役場の庁舎についてはどういうふうに考えているんですか。基金が約6億7,000万でしたか、あります。これも先ほど冒頭で述べた合併だとか、そういう絡みも出てきますから、今ここでこうだということは言えない部分もあるんじゃないかとは思いますが、一応どういう計画で見えておりますか、庁舎について。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 役場本庁舎につきましては、昔、簡易的な耐震診断を行ったみた

いですが、全然耐震性能がないという形でございます。当然補強工事という部分も非常に無理な形でございます、建てかえの計画という形で見ております。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 今、建てかえということの方向でということでございますが、先ほども言いました6億7,000万の基金ですか、河津の庁舎が、あれは5年ぐらい前でしたか、新庁舎を建てたとき、あれが確か6億ちょっと、7億かかったかかからないかぐらいだと思います。ですから、この点は、先ほど私が申し上げたとおり、来庁者の生命を守るとか、そういう意味でも早急に検討していただきたいということと、それから保育園、幼稚園、これももちろん大事なんですけども、これは再編成とかいろいろな部分があるものですから、そこらについては、今言われたような形で、ぜひこれらについては進めていただきたいと、そういうふうに思います。

そして1市3町の合併を破綻にして単独で行くということになったときの財政上のあれで総合計画を立てたということによろしいわけですね。その後、そういうものの整備に相当財政を費やすということになると、その後の町政運営に大きな影響が出てくるということになりますと、またそこでいろいろ問題が出てくるのではないかと思います。その辺はどういうふうに考えていますか。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 住民の皆さんにもご説明申し上げました財政計画の中に盛り込んでございます。27年度までは、今の法律とか、そういう部分であれば、何とか今の地震による建物の計画等も盛り込まれるのではないかと思います。しかし、あくまでも財政計画ですから、当町みたいな財政の小さい脆弱な地方自治体というのは、国の法律あるいは制度の改正あるいは災害等々あった場合、そういったものができるかどうか、まだわかるものではございません。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 今、ご説明いただきました中で、ぜひ将来的な財政計画等の観点から、その都度検討を十分なさった上で計画を、27年度までに実行できるような形で今後進めていただきたいと思います。

それでは、続きまして観光施設及び資源の整備・掘り起こしについて。

観光立町、先ほど来、同僚議員からもありましたが、観光立町を掲げている本町について、今非常に観光産業が低迷を続けております。だからと言って、それにかわるべき産業が見出せない現状であるし、やはり、観光地産業としたまちおこしが他の産業の活性化にもつながるといふ考えのもと、町民と行政が一丸となった観光地づくりが必要という考えから、次のことについて質問させていただきます。

まず、みなみの桜と菜の花祭り、これはことしで10回目を迎え、非常に今満開で見事な状況になっております。このイベントも町の一大イベントとして定着して、観光産業に大きな役割を果たしておることは皆さんもご存じだと思います。

前回の質問でも述べましたが、桜も生き物でございまして、年々老齢化が進んで、いつかは消滅するということが予想されます。今後このみなみの桜と菜の花祭りを南伊豆町の一大イベントとして継続させるためにどのように考えてられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

このみなみの桜と菜の花祭り、今言われたように、ことし10回目を迎えました。ことしはご存じのように、寒さの影響で開花が少しおくれたこともありまして、お客さんの足もいま一つというところであります。

そんな中で、特に昨年度の後半から厳しくなっております、バスのドライバーの時間制限、それから今原油高、こういったことも影響して、なかなかお客さんがふえてこないという状況に今あるわけでございます。

そういったことで、また他地区でもこういった桜を植えたりして、それももう開花が見られるようになってきている。そういったこともあったりして、条件的には非常に当初のこれよりも大変になってきているかなという思いはしております。

そういう中で、実行委員会と一緒に行政も今取り組んでおるわけでございます。何とかみなみの桜と菜の花まつりを、今後末永くお客さんに大勢来てもらえるようなイベントとして、息の長い催しができるように、我々も取り組んでまいりたいというふうに思っております。

詳しい内容は、担当課長から説明させます。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 今、町長もお話しされましたけれども、南伊豆町の素晴らしい自然、本当に観光資源であります海ですとか、山、また花、温泉等の自然環境の保全に努めながら、観光協会との関係機関の連携のもとで継続をしてまた、イベントの充実、新たな企画の開発それから交通アクセス等の関係をからめながら活用して、仮称観光交流館を活用して国内外に観光客の誘致に取り組んでいきたいと考えております。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 今、町長も申されたように、この祭りはいずれにしても、南伊豆町にとって大きなイベントであるから、観光協会と連携をとりながら、継続をすることが一番大事だということなんですけれども、確かにそのとおりでございます。この桜と菜の花祭りは、前回も私申し上げましたが、南伊豆と河津町だけの特異性を持った桜ということも薄れて、あちこちに点在してきております。

そういう中で、私が考えますのは、南伊豆町、みなみの桜と菜の花祭り一色にすること、それは青野川沿いに確かにここと菜の花畑があるところ以外に、やはり道路敷きで町有地であって、例えば成持吉祥線等旧道の残っているところ、そこらに桜の花あるいは町民皆さんに多く呼びかけて、1戸1戸の庭先に植えてもらうとか、南伊豆に行ったらどこを歩いても桜と菜の花祭り一色だと。河津桜はどこへ行っても見られるというような呼びかけ、そういうものをする事、それとも一つは、桜と菜の花の苗を売ることによって、オーナー制ですね。要するに、東京、横浜方面から来られた方は、その苗木を500円、1,000円で買って、例えば道路敷きの隅へ植えると。そして名札をつける。そして、その生育状況をとかそういうものをこっちから申し上げて、そしてこういう状況になったからということになれば、 magariピーターの獲得、そういうものにもつながるといふふうに考えておりますが、観光課長、その辺はどうですか。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） やはり、一番もとになりますのは、観光客が南伊豆に訪れてくれているというのは、やっぱり美しい自然があるものですから、それを求めて来てくれていると思います。根底は一番美しい景観を残して、それでなるべく守り後世に残していく。今、議員が言われましたように、それに基づいていろいろな施策があるかと思えます。それらにつきましては、新たな企画、あるいは開発等は協会、またそれらの関係機関等々練りまして検討していきたいと思えます。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔 4 番 稲葉勝男君登壇 〕

4 番（稲葉勝男君） 今、課長もおっしゃられたとおり、ぜひその辺は今後進めていっていただきたいんですけども、青野川に今の桜の現状というのは、今はきれいに咲いていますけれども、病気だとか、例えばこれから心配される部分というのは何かございますか。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） やはり、青野川の両岸で、青野川の右岸に福屋さんという民宿ありますけれども、あそこでちょっとカビみたいなものが入ったのがありまして、それは過去に1本切ったことがあるそうです。今、実験のために残しておいてあるやつが1本ありまして、それをこのまま広がっちゃうのもまずいなということで、農業技術研究センターの桜の植物の専門の方がおりますので、その方を桜の会という格好でその中に学識経験者じゃないんですけども取り入れて調査しようという形で、この3月中に調査予定になっております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔 4 番 稲葉勝男君登壇 〕

4 番（稲葉勝男君） ぜひその管理を十分行ってもらうことが、これの継続につながると思いますから、ぜひそれは重要な課題であると思いますので、よろしく管理のほう、お願い申し上げます。

続きまして、先ほど同僚議員がいろいろすばらしい提案をされましたけれども、町内各地域に点在する資源の掘り起こしと整備についてということで質問させていただきます。

2月5日のみなみの桜と菜の花祭りの神事が菜の花ステージでとり行われた席に、来賓として出席されたJR東日本箱根仕入れセンターの所長佐藤さんが祝辞の中で、当イベントの支援策としてシャトルバスの運行、それから3月1日から6月30日まで定期観光バスの運行を復活させる等のプランを示し、本当にありがたく思ったわけです。

その中で、これからの観光は、心の満足が求められていることを非常に強調しておりました。これほどJR東日本が南伊豆町に期待しているということは、要するに南伊豆町にはまだ掘り起こせば非常にすばらしい資源があるんだということを、暗に言われたような気がします。

それで、観光資源の眠っているものを掘り起こしたり整理することが、これで町内を観光客が一巡するというような、そういう心の満足を与えるような観光地づくりをということだ

と思います。

そこで、各町内地域には隠れた資源がたくさん眠っております。これらについて、観光課長、掘り起こし、先ほど同僚議員も申し上げましたけれども、そのとき若干の説明はされていましてけれども、どういうふうに考えておりますか。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 本町におきます観光産業につきましては、宿泊客とレクリエーションを合わせた観光交流客が、平成18年度におきましては約109万人訪れております。観光客のニーズとしましては、自然・歴史・文化等を活用した体験滞在型の観光がベースであります。

議員のご質問のとおり、本町には何よりすばらしい自然、天然記念物や重要文化財、名所、史跡等、国指定の文化財を初め、県の指定の天然記念物、陶芸、有形無形の民俗文化財等が存在します。それから、伊豆最南端の地に明治4年イギリス人により建設されました日本最古の木造灯台、現在はコンクリート灯台になっておりますけれども、石廊崎灯台ですとか、下賀茂の日詰遺跡から出土いたしました土器等歴史的文化遺産が町内各地に数多く点在しています。これらの遺産は、当町の観光振興の上で貴重な資源であると認識しております。

ここで、町や関係機関、団体や事業者等と連携をしまして取り組んでいる事例を紹介させていただきますと、先ほど議員が言われましたJR東日本が費用負担しております、先ほど言われましたシャトルバス、それから春夏秋冬の四季の定期観光、この間出発式をやったのが、春の南伊豆満喫号ということでスタートしております。そのほかにラッピングバス、下田の北高生と南高生が乗って日を変えてそれを拡大してバスにラッピングしたというやつで宣伝をしている事業の展開、現在しております。この事業は、本町の花の自然、温泉、文化遺産、また海山の幸などを活用した地元観光商品のグレードアップ、温泉治療などの地域資源の掘り起こしによるまた新たな観光商品の開発、また食材を生かした新商品の開発により誘客等を目指すという事業であります。

これらを本町としても観光産業が低迷しておりますのでこれらを実施しながら、交流人口を増やしながらいずれも押し進めてゆきたいなというふうに考えております。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 今、課長が言われたように、文化財等の掘り起こしというのは、これは非常に大切なことだと思います。その中で、先ほど同僚議員も石廊崎の関係だとかいろいろ

る申されておりました。例えば、式守伊之助、寛保3年、1743年に小稲に生まれて、江戸相撲の立て行司まで、それで初代式守伊之助を名乗った谷英勝さんという方の墓が弥陀窟ですか、あそこに墓がございます。これらを掘り起こしというのは申しわけないんですけども、これらを利用した形のさらに式守伊之助初代ですから、これは今でも式守伊之助といえ、行司の中では格あるわけですから、それを相撲協会とあるいはそういう関連のところとの連携を図った中でこれを観光の中に取り組むという言い方も申しわけないんですけども、率直に言って観光に利用するという、そういうことも一つは、先ほどの文化財とか史跡を掘り起こすという意味でも大切ではないかなと思います。

さらに、来年3月、静岡富士山空港ですか、開港しますと、台湾あるいは中国、韓国等の観光客が相当南伊豆あるいは伊豆半島にも来られるという予想が立ちます。現在でもそういう中で各市町あるいは観光協会等は、それに対する取り組みをもう既に終わるところもあるという話も聞いていますし、今取り組んでいるという中で、小稲のことばかり言うとちょっとおかしいですけども、これがご存じのように、和藤内というのは、あの人は日本人と中国人のハーフで、それで中国の明の時代に活躍した武将であり、学者というか、そういう方でございます。その方を和藤内に例えて近松門左衛門が国性爺合戦その中に出てくる和藤内というのは、今言った中国、台湾と非常にゆかりの深い方、台湾のほうに行くと、鄭成功というんですけども、その鄭成功の墓が至るところにあって、英雄視されているような状況があります。そこらをやっぱりある程度観光に結びつける形で、台湾、中国から来られる方、南伊豆はこういうゆかりがある土地なんだという、そういうPR、そういうこともこれは必要ではないかと思えます。

ぜひ、今私が申し上げた形の中で、課長としたら、どういうふうな形で考えるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 歴史・文化のお話、また提案をありがとうございます。先ほども申し上げましたけれども、それらもやはり活用して、そしてブランドにするものはブランドにする、あるいは根づいているものはそれぞれ発信していく。それらにつきましては、先ほど来申し上げておりますけれども、地域の、またそれらに携わる自治体、また観光協会を初めとする観光関係者等々と連携しまして進めていきたいと考えています。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔 4 番 稲葉勝男君登壇 〕

4 番（稲葉勝男君） ぜひ、私が申し上げたことは、誘客というか、そういう面でも、利用の仕方によったら非常に大きい効果をあらわすのではないかなと私は思うものですから、町としても努力をしていただきたいと思います。

それから、町内各地を、今言ったように一巡することが、いろいろ観光交流人口もふえて活性化につながると思います。そして、先ほど来前同僚も申し上げましたが、石廊崎につきましてもこれは今、岩崎産業と係争中でありますから、どうこうということは言えないんですけれども、平成16年11月でした。私が助役をやっているとき、こういう状況に閉鎖になって、さらにジャングルパークの建物、ああいうものを残されると困るということで、あの当時、県の行政センターであった渡辺所長と、それから今は総務課長でおられます鈴木総務課長と、その当時は観光課長、3人で環境省の箱根の事務所へ、ぜひそういうものを撤去するなり何なりということで指導はできないかということで伺ったことがございます。

そのとき、担当の課長だったかが言うには、法律ではそういうあれはないんだけど、指導として強く今後建物の撤去等、そういうものを国立公園地内に合った敷地、文化財の保護、そういう関係からも強く指導していくということを約束していただいた経過もございません。

その後、やはり県なり、国なりと、特に環境省との接触というのは行っておりますか。どうでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 石廊崎につきましては、岩崎産業の関係は先般から申し上げておりますように、裁判の係争中ではありますが、係争中ということで、一応観光というか、そういう形をとりますとそのままではいけないなという形で、石廊崎に施設整備としてトイレの整備を20年度予算で計画しております。それから、灯台を通年に開放して、お客さんに楽しんでいただくことに関連して、商工会を通じて調査をしております、そしてこれから通年開放に向けて実施したいということで推し進めています。

議長（渡邊嘉郎君） 副町長。

副町長（小針 弘君） 今、課長のことについての補足をさせていただきます。

環境省への申し入れですけれども、私が今の職についてから隣にいます総務課長と当時産業観光課長でしたが、ちょうど2年前の1月に、今は箱根ではなくて、統合されまして大宮に移ったもので、大宮へ行きまして、議員が今申されたようなことを話しました。

その話した中で、具体的なことはちょっと係争中でありますから申し上げられませんが、その中には園地計画、園地事業の延長というようなものもありますので、そういった絡みの中で関係することを折衝して来ました。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 箱根ビジターセンターから向こうへ移ったということは私も知らなかったです。いずれにしても、そういう形で折衝はなされたということですか、わかりました。

最後に、私、9月、12月の定例会でも申し上げましたとおり、既存の観光施設の整備と観光資源の掘り起こしが先で、観光交流館建設の必要性は認めるものの、これはあったほうがいいという感じで私はおりますが、交流人口が安定してから建設を望むということを再三言ってきております。町民の中にはこういう意見を持っておられる方も大分おられることも聞いております。

先月の22日ですか、実施計画が完了したということで、担当課のほうから説明を受けました。その中で、レストランを開設しないという、確かそういう話でした。レストランは開設しないということでもあります。しかし、町長の今年の9月の定例議会の中での、広報「みなみず」の中にも記載してありますけれども、レストランを考えているということですが、これが今開設しないという理由、ちょっと私、この間、聞きそびれたような気がするものですから、課長もう一度、その理由は何でしたか。お聞かせいただきたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） レストランの設置につきましては、先般のときには、今後の町民や観光客等の来遊者の動向を見ながらという形で適切に対応していきたいと申しあげました。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） ここに、平成18年12月8日に南伊豆町ふるさとづくり推進委員会、旧厚生省伊豆薬用植物栽培試験場跡地の利用計画に関する答申を出しておりますね。これに基づいて、今回観光交流館を建設するんであるということですが、この中で、私、先ほどのレストランを取りやめたということに対して、何かトーンダウンしたのかなという気がするのは、ここに書いてあるレストランは有名シェフとの連携や地域の食材を生かしたものとし、さらに、温泉と連携して健康食材の提供など、アンチエイジングの発想を取り入れる、

そういうレストランを開設するなど、これを見ますと、確かにこの地域の食堂との競合というのは余り考えられないような、要するに地場産品を特に使って、特徴あるレストランを出すんだという、こういうものが答申で受けているわけです。それから、レストランを先ほど、客の動向を見ながらという形の中でやめたという、それについて、非常に、あれだけ2億3,000万近く建設費がこれからかかるということなんですけれども、その中で、観光交流館として集客をするための特徴として挙げられるものは何かということがひとつ抜けたような気がするわけです。というのは、湯の花売店というのは確かに今盛況です。あれが大きい施設の中に入って、もっと盛況になる可能性がこれはございます。しかし、湯の花売店に来られる観光客も相当数いらっしゃるでしょうし、地元の人もいらっしゃる。それで交流は図れると思いますけれども、やっぱりそれだけが、今のものをただ規模を大きくしただけ、そういうような感じですか。特長があって、本当にこれで、トイレは人工肛門の方に対応できるようなトイレ、そういうものをつくるということ、これは確かにこの辺の施設にはないから特徴あると思います。2億3,000万近く事業費を投じてやるためには、即観光客が今どうかかわらないよということで取りやめるということは、つくる意思に関して非常に消極的なところが見えるものですから、この辺も再考というか、もう一度考え直す、そういうあれはありませんか。

もう一つは、維持管理というか、あれは指定管理者制度で行うということなんですけれども、そういうものが、指定管理者制度と名乗りを上げる人たちのためにも、実際どういうふうな影響を及ぼすのか、そこらも考えると、非常にこれを建てる意味というものの、もうちょっと先に行って、よく考え直した上で、観光客の増加を見た時点でということも考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思うものですから、いかがでしょうか、その辺、町長。議長（渡邊嘉郎君） 副町長。

副町長（小針 弘君） 今の議員の質問ですけれども、観光課長が先ほど答えましたけれども、私の方から答えさせていただきたいと思います。

答申内容につきましては、それをもとに十分に検討をさせていただきました。しかし、本設計に当たった段階で、非常に予算的にもいろいろな面がかかって、あるいは本設計を進める上で、地域や地形的なもの、あるいはそれに入っております答申内容の中、それを一つ一つ検討していく中で、やはり主要なもの、それからの位置付けをしまして、そしてまた、県の観光整備事業、これを受ける中で、観光客を呼び込む中で直売所等がメインになるわけですけれども、休憩所がない。物を売ったりとか、この桜の時期ですと、観光

バスが何台か一時に入るといふようなときに、あるいは雨のときもあるでしょうし、そういったときに売店だけではなくて、お客さんが休むところ、休憩所、これが必要だろうということになりまして、その全体計画の中ですと、休憩所を確保しますと、レストラン等の位置的なものがとれなくなると、こんなことも出てきました。

そしてもう一つ、レストランにつきましては設計はしたわけですが、非常に資金がかかりました。大変な額がかかるわけですし、今の観光客の状況あるいはこれからの状況等を見据えたときに、果たして今レストランをつくる方がいいのかどうかという決断を迫られました。

しかし、やっぱり先ほど課長が申しましたように、レストランについては、今後のお客さんあるいは周りの状況を見ながら、必要な状況になってからでも遅くはないのではないかと、そんなような判断から、そしてまた、レストランの場合ですと、補助事業の中で補助金は3分の1です。休憩所の場合は2分の1ということです。そういった中で、レストランから休憩所に切りかえたということです。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 今、副町長のほうからいろいろ説明がありましたけれども、私は、町長が9月のときも言われたように、この施設をつくることによって観光客の流れを変えるんだと。これによって、観光客の流れを変えるというのは、山間地域、そちらへも136を通った形をつくるんだということで、誘客に対して非常に期待を持っているようなことで、私もそうならばいいなという思いでございましたけれども、今申された形の中でいくというと、これで確かに観光客の流れを変えて、観光客を南伊豆へ呼び寄せる、そういうイメージがちょっと不足かなというふうに思います。確かに年間の観光客は100万人と言われております。その中で、40万人は去年の例ですと41万人ですか、それはこの桜と菜の花祭りのこの時期、1カ月に来られた観光客の数でございます。そしてあとの60万人というのは、簡単に言えば、11カ月、均等に分散するわけではないですけれども、そうすると、そういう中で、この100万人を例えば110万人、120万人にふやす、そういう形の中の位置づけというふうに私は感じておりましたが、今の説明でいきますと、それがちょっと疑問に思える点がございまして。確かに県費補助にしたって税金です。国庫補助にしたって。もちろん町負担は、町民そのものの税金です。ですから、こういう箱物を建てるについては、費用対効果、そういう面を非常に重視しなければいけないということも町長はおわかりでしょうけれども、その費用対効果

についてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 副町長。

副町長（小針 弘君）まさに議員が今おっしゃられたとおりでございます、レストランですけれども、やはりこのレストランは年間を通してレストランの経営が成り立つかどうかということがまず出てくると思います。先ほども申しましたように、レストランをつくることによって、大変な費用がかかります。そして、これをまだ固まってはおりませんけれども、指定管理制度に持っていくのかどうか。果たして指定管理者に持っていく場合、それだけのレストランを運営するだけの者が今そういった人がいるんだろうか。また、今それがどうしても必要なんだろうか、ということについてを随分検討しました。

先ほど言いましたように、今回は作りませんが、決してレストランをなくしたということではなくて、あくまでもこれから十分そのレストラン等を視野に入れながら、まずは今の計画で行こうと、そういったところでございます。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔４番 稲葉勝男君登壇〕

４番（稲葉勝男君） 今、副町長がおっしゃられたこと、確かに今後そういう可能性もありますよということなんですけれども、やはり、こういう施設をつくる場合、前もって費用対効果、それから先ほど指定管理者、前回も私、課長に質問しましたけれども、指定管理者制度をとるんだということになったら、その辺は今の段階あるいはもっと前の段階からそういうものを煮詰めておいた中で、指定管理者制度で私が入りましょう、レストランやりましょうという方が中にはおられるかもしれない。そういうことは早く物色して、それでこういう建設に臨むことが、私は一番望ましいのではないかと思います。

いずれにしても、町民の皆さんにも理解してもらうことが必要ですので、ぜひ、今後広報等で、町長が申し上げていたレストラン等のあれは今回なくなっているんですから、そういう面の情報とか、そういうものはぜひ町民の皆さんにも提供できるような形で進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君の質問を終わります。

清 水 清 一 君

議長（渡邊嘉郎君） 6番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、通告に従いまして、共立湊病院についてお伺いいたします。

先日も本日も同僚議員から、共立病院についての質問がなされてきました。この中で、運営委託の考え方といたしまして、これから1年以内に新病院構想を立ち上げるという話みたいなんですけれども、南伊豆町長として、この新病院構想として考えを進めていくのか、この考えを、町長のご答弁をお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この病院の建てかえにつきましては、私は今、議員が申されたとおり、管理者であります。したがって、町長としてということですが、私は管理者としてやはりこの問題には取り組むべきであるという基本的な考えでありますので、そういうことでもって進めてまいりたいと思います。

ただ、町長としては、先ほども保坂議員の質問にもありましたけれども、そういう考えでもってこれからは対応してまいりたいという考えであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） それでは、町長は管理者として考えておられるということなんですけれども、この共立湊病院は簡単に言うと指定管理者制度で行われているというふうに私は解釈してもいいと思うんですけれども、普通は指定管理する場合は公募によって行うというのが通例であると、そういうふうに考えております。

それで、この地域医療振興協会が新たな指定管理者となる場合、公募等を行う必要があるのではないかなと。また、公募等で新たな病院づくりあるいは病院構想等出してもらおうということが、もう考えられているのではないかなと思うんですけれども、こういうことは管理者としていつごろから、また3年後に向けて考えられているのかお伺いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この件につきましては、今までも何度かお答えしておるように、この4月から向こう3年間の契約がもう既に医療が確保できたということであります。

ですので、今後の3年後につきましては、またこの3年の間、この1年間の建てかえ問題に対応しながら、我々としては関係の市町と協議をしながら、また病院の議会あるいは運営協議会等で協議を進めながら進めていくことになると思います。

今まで地域医療をこの病院でもって担ってきていただいた協会が10年が一区切りとして、今後3年間の契約ということになるわけですがけれども、もちろん今言われるような指定管理者制度に基づく契約ですので、3年間の契約の間に次のことを検討していくということになるかと思えます。現時点ではそれしか申し上げられません。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 3年後に向けて指定管理のことで考えていくと今答弁されましたけれども、いろいろなうわさがございまして、1年以内に何とかという話もございまして。私もはっきりちょっとまずいのかなと思って言いにくいんですけども、1年以内のことを考えますと、これから1年間にきちんとやっていかないと、ただ建てかえの話が先行して、医療の話が後回しになるという形ではまずいのではないかなと。まず建てかえだ、建てかえだという話ではなく、どんな医療をしたいんだという指定管理者としての受けた役目もあるはずだと思えるものですから、そういうものも地域医療振興協会のほうに出させる工夫をしていったらどうかと思って考えるんですが、そういうのは町長、どう考えるんですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

当然、新しい病院を建てかえるとなると、やはり医療のあり方から入ってくるということになると思います。ですから、それは今後の場所の問題であり、あるいは病院の規模、内容等を決めるには、やはり医療のあり方、この地区の、こういったことも当然のことながら、それでは協議されなければならないというふうに思っておりますので、私はこの点については、今後協会はもちろん、運営協議会も入っておりますので、そういうことで詰めてまいりたいと思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔 6 番 清水清一君登壇 〕

6 番（清水清一君） 前日の一般質問の中で、共立湊病院の留保資金の質問があつて、先ほど資料をもらったんですけれども、この計算書を見る限り、実際使用できる金額は少ないように見えますが、実際はどうなんでしょうか。わかる方、資料出された方、お願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） けさ、皆様のお席へと資料をお配りしてあります。これにつきましては、前日、質問の中で指摘された内容でありますので、それについて皆さんにお配りした資料であります。

この資料の中身だけのお答えしか私のほうではできませんけれども、それでよろしいでしょうか。

4 枚のつづりになっておりますけれども、ページで言いますと、15ページ、1 枚目なんですけれども、その中で 2 の建設改良積立金が 2 億 3,800 万、これはこの字のごとく、新病院建設に対する建設積立金であります。今まで 10 年間で利益が出た年について積み立てをしてきた金額でございます。その上の減債積立金 8,690 万円という数字がありますが、これにつきましては、起債に対する償還等に充てる減債積立金でございます。これにつきましても、利益が出た年に積み立てをしている数字でございます。両方合わせますと、3 億 2,490 万円の目的の積立金がございます。

ページを 1 枚めくっていただきまして、今の 3 億 2,490 万円に、18 年度純利益が生じたので、その純利益を 200 万を減債に、280 万円を建設改良に積み立てしております。それで 480 万と、先ほど言いました 3 億 2,490 万を足していただいたものが、目的別の積立金でございます。

最後のページでございます。4 枚目の留保資金計画書というのがございます。これにつきまして、1 番最後、下段になるんですが、18 年度末をもちまして留保資金としては 5 億 7,763 万 6,497 円という数字がございます。これは、医療費等々に充てることもできるという留保資金です。建設等もありますが、建設並びに医療機器等の備品の整備にこれだけは充てられるというものであります。ただし、先ほど言いました目的別の積立金と留保資金合わせた金額が 9 億ぐらいですか、なると思うんですが、これは丸々使えるということではなく、それから 1 枚戻っていただきまして、企業債の明細書、こういうものも皆さんにお配りしてあります。未償還高というものがあります、未償還高 7 億 7,808 万 2,207 円、これだけ

の借金がまだ残っているということでございますので、相殺するとほとんど残らないという
ような状況でございます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） わかりました。

実際、留保資金いっぱいあるような話を聞いたものですから、実際はどうかかなという
形で確認しておきたかったものですから、ありがとうございました。

それで、2番目の病院を中心として医療立町に取り組むということで、帝京大学の医学部
名誉教授の大村さんという方がおられるんですけども、ある雑誌の中で、医療が経済にも
たらす波及効果や高揚効果は大きく、ヨーロッパあたりでは、医療の多様な分野に積極的に
投資することが経済の活性化につながると。それが国あるいは地域を豊かにして国民を幸せ
にするというふうに言っている教授がおられます。

これらを考えますと、病院を中心として医療立町への取り組みが、町民の幸せ、また経済
的にも活性化するというふうにも考えますが、これについて、町長はどういうふうに考えて
これからまちづくりをしていきたいと考えておられますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今言われたように、現在の病院ですけれども、この近隣には、近隣と言いますか、隣にな
ぎさ園、老健施設ですね、それからちょっと離れていますけれども、特養の老人ホームみな
との園があるわけです。そして、こういったことで今の共立病院として、あそこはある意味
では、医療福祉のゾーンということで形成がされていこうと思います。

そして、前から言っておりますけれども、弓ヶ浜の風光明媚な環境あるいは温泉もありま
すし、そういった恵まれた資源等々、病院として旧海軍病院から、そして国立病院、そして
共立湊病院という変遷を見ましても、あそこへ当初海軍病院として病院が建設されたことを
思いますと、やはり、いろいろな面からあそこが適地であったということがもう明白であり
ます。ですから、私はあそこへぜひ病院を残したいということ、そういう面からも訴えて
きました。

ですから、あの病院がどうなるうとも、私は今、清水議員が言われるように、あそこをそ

ういう意味での医療福祉のゾーンとしては整備をしていきたいという思いは強く持っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔 6 番 清水清一君登壇 〕

6 番（清水清一君） 町長の強い決意をいただき、ありがとうございます。

そういう形で、この病院があればこそ、先ほど町長も答弁されているとおり、雇用の場としても重要であると。それで、考え方によっては、今の現在地で病院をよくすることが、道路をよくする社会整備、基本整備、インフラと同じで、生命を預るインフラでございますから、それは病院をよくするのは、地元の町長として当然の話でございますし、私たち議員も当然の話として考えていると思います。

ですから、共立湊病院をこれから中心として、これからのいい医療体制をつくることによって、町民も安心して暮らせるようになってくるのではないかなと考えます。そのためにも、今、繰り返しますが、地域に信頼される病院として共立湊病院がなっていくようお願い申し上げます。

ここに、ちょっと福祉関係で、銭湯がデイサービスを行って、昼間だけ10時から3時の間銭湯でデイサービスを行っていると、そういう形があるということを新聞記事がございまして、ここにあるんですけれども、お風呂に入ることが大変いいんだと。そういうことを考えるときに、社会福祉協議会等、銀の湯に管理委託させて、銀の湯で昼間だけは温泉会館として入ってもらってもいいんですけれども、あそこで機能回復をするようなデイサービスを、できれば一石二鳥の指定管理として銀の湯の使用もできて、またその指定管理、医療の関係を取りますと初診料だけで一月間、ただで入浴できるという形もできますので、そういう形の考えをこれから考えたらどうかなと思うんですけれども、その関係のだれか答弁ができる方がおられましたらお願いいたします。

いいです。一応いきなりだったものですから、びっくりされたと思うんですけれども、そういう考えもあって銭湯でもやっていることがあるものですから、町営のみならず湯あるいは銀の湯でも、そういう指定管理、あるいはそこをデイサービスの施設として利用すればいい方向が考えられるのかなと、そういうのも検討していただき、いい方向で検討していただくようお願い申し上げます。

続きまして、次の質問にまいります。

合併の話は後回しにしまして、公募による補助金制度について先にお伺いいたします。

このきらりとひかる公募の補助金制度でございますけれども、この制度は町民の意欲を引き出し、地域づくりの一つとして大変よい取り組みだと思えます。これまでの経過など、どのようになってきたのか。また公募による補助金団体、10団体ほどあったという話ですけれども、いつごろ補助金申請が発表になるのか、ご説明お願い申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この件につきましては、担当課長である総務課長から答弁させます。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） お褒めをいただきましてありがとうございます。南伊豆町きらりとひかるまちづくり事業支援補助金と言います。この考え方ですけれども、町内で地域振興あるいは産業の活性化、社会福祉などを目的として、その事業を実施する場合の費用の一部を町が補助することによって地域の活性化を促進する。公共的サービスをともに担い合う、新しい公共の位置づけによる協働のまちづくりということを目的としまして、その団体を育成するというところでございます。

この交付要領を定めましてやっているわけですが、議員おっしゃるように、公募をしたところ、10団体の応募がございまして、今審査を2回ほど行いました。2回ほど行いまして、これを町長のほうに報告をして、町長のほうが決定をするという段階に来てございます。ですから、3月の中旬にはその団体のほうに通知をし、あるいはそれ以降にホームページでその結果も公表しようというところでございます。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 団体の中身はまた別の機会であれずとしまして、この中を見ますと、町の予算の説明書の中の補助金一覧表とございますけれども、この中で、補助金をゼロにした団体が10団体ほどあります。それで、またその後応募してきた団体が5団体ほどございます。補助金をゼロにしたけれども、これまでの補助金をゼロにした団体が応募してきた。それはわかります。けれども、ゼロになった団体は何で応募してこなかったのか、きらりとひかる補助金制度の方へゼロになった団体、これを見ますと、ゲートボール協会、弓ヶ浜花火協会、中木花火大会、文化財整備事業、この団体は今回は補助金はゼロとなっています。そういうふうに予算の説明書の中資料では15ページですか、載っております。

これはきらりとひかる補助金団体の申請には上がってきておりませんが、その団体にはどういう説明をなされてきたのかお伺いします。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 今までの補助金の体系の分で、過去数年来補助していた団体等もございました。そうした中で、昨年までの部分で、庁内の中で補助金の評価を受ける事業の評価という部分でございます。その中には、いろいろな理由があって、例えば他団体に補助しているのに、またそこから補助を受けているとか、二重補助のことがあるとか、例えばいい例ですと、区長会連絡協議会という団体もございます。そういった部分は、区長会連絡協議会には補助金はもう交付をしてございません。それとか交通安全協会とか、交通指導委員会、そういった団体にも補助金交付はしてございません。町がやるべき部分としての事業であれば、直営の一般会計の予算で盛ってもいいんじゃないかというような考え方もございます。

そういった部分で、今回補助金ゼロという形になった団体には、昨年の段階で激変緩和、急に減らすと、団体運営ができなくなる団体も出てくるのではないかとという形で、昨年の段階では激変緩和の措置ですよという形で、補助金不交付団体として通知をしてございます。今回、予算の要求段階で、各所管課のほうからそれらの団体については、こういった公募型補助金の一担としてその応募する団体は、公募型補助金に応募してくださいよということで措置をしてございます。

ですから、公募をしてこなかった団体については、この補助金の交付要綱に合わないから応募してこなかったのか、あるいは自立ができるからこういう形で応募してこなかったのかわかりませんが、そういった形でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） それを言ってももらえないと思ってやってこない団体もあるのかなと、思っているんですけども、そういう形があるのかなと私は考えますけれども、これを見ますと、トータルで補助金合計で申請者の金額は約200万ないと、191万8,000円と。トータルで、満額。もし申請を出した場合、300万の予算に対して191万8,000円という満額の場合なんですけれども、こういうのは毎年というか、半年に1回あるいは3カ月に1回、新たな公募みたいな形で、追加で結局今回出さなかったけれども、やっぱり出さなければいけないという話になって、総会の席でもめたなんていう話になったときには、ちょっと問題になっ

てきますので、そういう形も考えられておられるのか、追加のやつをやることも考えられておられるのか質問いたします。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） この補助金は、もらわなければ損だとか、そういった部分の関係の部分では、補助金は交付できないと思います。というのは、あくまでも目的の実施事業、その団体が行う事業に対して補助金を行うということです。そういったことですから、あくまでも団体に対する補助という部分とは、別の考えでございます。まちづくりのための事業に対して補助を行うということでございます。

今、議員ご指摘の応募団体の補助金要望額が198万円です。予算額は300万円でございますけれども、満額補助金を交付してもあと100万余るんではないかというようなご指摘でございます。確かに10団体の部分でこういった形になってございますけれども、今後におきましては、交付金額がどれだけになるかのわかりませんけれども、今後においてほかの団体等もまだ補助金ができる周知徹底されていない部分も多分にあるかと思えます。追加募集等々も考えてみたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） この補助金でちょっとごたごたがあるのかな、多分出てきはしないかなと心配しております。ですから、逆に課長が言われたように、申請したらもらえるものだと思っている団体もおられると思うんですけれども、私も説明会に参加させていただき聞いていたんですけれども、やっぱりメンバーがわからない団体があったりとか、寄附を専門にする団体とかというのは、ちょっと考えると無理じゃないか。そういう形がありますので、ただ申請をすれば補助金がもらえると思ってやっている方に対しても、そういう方にももらえないんですよという形もきちんと説明しなきゃならないと思うものですから、そういうのをうまくやっていただくようお願いいたします。そういうところで終わりにしたいと思います。総務課長、何かありましたら。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 今後、再募集もあり得るという形もございましたけれども、今回、公開で審査採用となりまして、その団体のプレゼンテーションも行いました。その団体以外の方の傍聴者もいらっしゃいました。その参加者団体に対しても、アンケート調査を行いま

して、そのご意見の中にいろいろあります。ちょっとご紹介させていただきますけれども、町の補助金は原則公募とすべきですというご意見がありました。公開制を重視している点は意義深い。あるいは、自分もまちづくり事業に取り組む意欲がわいた。一生懸命事業を実施している町民の方の話が聞けてよかったなど、そういったご意見もございました。

当然その中で審査をしていくわけですがけれども、ご意見とかプレゼンテーション、それから質疑事項なんかも設けました。あくまでも補助金として公益性とか妥当性、優先性、そういったものを評価をしてございます。そういった部分で、今回は第1回目ですがけれども、成果はどれだけになるかわかりませんが、今後のまちづくり、協働のまちづくり、新しい公共というふうに生かされればいいのではないかなというふうに思います。

議長（渡邊嘉郎君） あと1点、質問が残っていますけれども。

6番（清水清一君） あと5分ぐらいで終わります。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） そういう形で、この公募による制度、いい制度ですので、ぜひともいい方向に持って行っていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

自治体合併についてでございますけれども、質問を出すときにはいろいろな動向があって、わからない状況がございましたから質問をさせてもらいましたけれども、ほかの議員の方も一生懸命質問させていただきました。

ですけれども、せっかく私も質問させていただきますので、1つだけ聞いておきたいと思っています。

合併に関する基本的事項あるいは将来構想等、基本的な考え方等でございますけれども、これを聞いていますと10分以上かかると思うものですから、3番目の財政計画という形でございます。合併した場合、あるいは合併しなかった場合の、地方交付税の10年間の額は、1月から職員を送った中で計算がされてあったのか、試算してあるのか、それを伺いたいと思います。もししてあれば、その額をお聞きしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） すみません、もう一度今の中身、ちょっと話ししていたもので、申しわけありません。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） もう一度繰り返しますと、合併した場合の地方交付税の額はどのよう

な動きになるのか。しなかった場合とした場合の額を、10年間にわたって試算してあるのか
ないのかの質問です。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） すみません、再び質問を申しわけありません。

実は、交付税につきましては、地区説明会でも説明させていただきましたけれども、旧法
の場合には、10年間というようなことで地方交付税が措置されるというようなことがありま
した。ところが、新法になりまして、5年間の地方交付税が措置されると。つまり、旧法か
ら比べて新法は後退しているというような説明の仕方をしてまいりました。

後段、質問された交付税の措置ですか、交付税は計算されているかということだったと思
いますけれども、当然のことながら計算はしてございます。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 計算してあるということですから、10年間にわたってどのくらいにな
るのかという資料がございましたら、また機会を見て皆さんに配っていただくようお願い
申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君の質問を終わります。

ここで、昼食のため13時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第2号の提案理由を申し上げます。

現在、当町において、法務大臣より委嘱されている人権擁護委員5名中、石井356番地、高野晃一氏の任期は平成20年9月30日をもって任期満了となります。

推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項に、市町村議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者で、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定されております。

同氏は、これらの諸要件を兼ね備えた方であると思慮されますので、引き続き選任いたしたく提案した次第であります。ご審議のほど、よろしく願いを申し上げます。

なお、委員の任期は3年となっております。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第2号 人権擁護委員の候補者の推薦については、同意することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第2号議案は同意することに決定いたしました。

議第3号～議第9号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第3号 南伊豆町三坂財産区管理委員会委員の選任について、議第4号 南伊豆町三坂財産区管理委員会委員の選任について、議第5号 南伊豆町三坂財産区管理委員会委員の選任について、議第6号 南伊豆町三坂財産区管理委員会委員の選任について、議第7号 南伊豆町三坂財産区管理委員会委員の選任について、議第8号 南伊豆町三坂財産区管理委員会委員の選任について、及び議第9号 南伊豆町三坂財産区管理委員会委員の選任についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第3号から議第9号議案までは、南伊豆町三坂財産区管理委員会委員の任期が、平成20年3月31日に満了することに伴い、7人の委員の選任議案ですので、提案理由を一括して申し上げます。

財産区管理委員会委員は、地方自治法第296条の2及び南伊豆町三坂財産区管理委員会条例第3条の規定に基づき選任され、財産区の管理運営をつかさどるものであります。つきましては、三坂財産区の管理運営に精通しております一色175番地の2、鈴木元司、一色98番地、外岡昭、入間408番地、外岡政三、入間897番地、外岡捷美、入間878番地、外岡正孝、入間1260番地、高野一男、入間1304番地1、山口和之を南伊豆町三坂財産区管理委員会委員として選任したくご提案申し上げます。

なお、選任委員の履歴につきましては、別紙のとおりであります。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結したいと思います。

採決いたします。

議第3号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第3号議案は同意することに決定しました。

採決いたします。

議第4号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第4号議案は同意することに決定しました。

採決いたします。

議第5号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第5号議案は同意することに決定しました。

採決いたします。

議第6号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第6号議案は同意することに決定しました。

採決いたします。

議第7号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第7号議案は同意することに決定しました。

採決いたします。

議第8号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第8号議案は同意することに決定しました。

採決いたします。

議第9号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、第9号議案は同意することに決定しました。

議第10号～議第16号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第10号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について、議第11号

南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について、議第12号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について、議第13号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について、議第14号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について、議第15号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について、及び議第16号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第10号から議第16号議案までは、南崎財産区管理委員会委員の任期が、平成20年3月31日に満了することに伴い、7人の委員の選任議案ですので、提案理由を一括で申し上げる次第であります。

財産区管理委員会委員は、地方自治法第296条の2及び南伊豆町南崎財産区管理委員会条例第3条の規定に基づき選任され、財産区の管理運営をつかさどるものであります。つきましては、南崎財産区の管理運営に精通しております石廊崎83番地、鈴木賢親、石廊崎82番地、土屋亘、大瀬439番地、山本善一、大瀬464番地、山本善治、下流51番地、鈴木濱太郎、下流62番地、平山清美、下流116番地、平山延章を南崎財産区管理委員会委員として選任したくご提案申し上げます。

なお、選任委員の履歴につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第10号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第10号議案は同意することに決定しました。

採決いたします。

議第11号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第11号議案は同意することに決定しました。

採決いたします。

議第12号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第12号議案は同意することに決定しました。

採決いたします。

議第13号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第13号議案は同意することに決定しました。

採決いたします。

議第14号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第14号議案は同意することに決定しました。

採決いたします。

議第15号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第15号議案は同意することに決定しました。

採決いたします。

議第16号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第16号議案は同意することに決定しました。

議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第17号 南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第17号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第44号）が、平成19年5月21日に公布され、同年8月1日に成立したもので、本町におきましても、これに準じた職員の育児休業等の改正に伴った職員の勤務時間、休暇に関する条例改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第17号 南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について内容説明を申し上げます。

本案は、今、町長が提案理由で申し上げましたとおり、政府の少子化対策また子育て支援の一環として、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴うものでございます。

添付してございます条例の新旧対照表をごらんください。

一部改正により、条文に沿って説明をさせていただきます。

第2条第2項は、育児短時間職員と1週間当たりの勤務時間を規定したものでございます。第3項ですね、再任用短時間勤務職員を規定し、勤務時間を4週間を超えない期間につき、1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で任命権者が定めるものとししました。

第4項でございます。任期付短時間勤務職員を規定しまして、その勤務時間は4週間を超えない期間につき、1週間当たり32時間までの範囲内で任命権者が定めるものとしたしました。

第3条でございます。週休日及び勤務時間の割り振りでございます。日曜日及び土曜日は週休日とするが、任命権者は月曜から金曜までの間、育児内容により、短時間勤務職員は週休日を設けることにする。再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、5日間において週休日を設けることができるというものでございます。

第3条第2項でございます。任命権者は月曜から金曜までの5日間において、育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員は、その内容に従い、8時間を超えない範囲で勤務時間を割り振るというものでございます。

4条の第2項でございます。特別の勤務形態によって勤務する職員の週休日、勤務時間の割り振りでございます。育児短時間勤務職員と任期付短時間勤務職員を追加したものでございます。

第8条第1項でございます。正規の勤務時間以外の時間において勤務を規定したものでございまして、ただし書き1項の改正で、公務外であっても、規則で定める場合に限り、断続的に勤務を命ずることができるものとしたものでございます。

第2項もただし書き項の改正でございます。附則で定める場合に限り、勤務以外の勤務を命ずることができるものとしたものでございます。

第12条でございます。年次有給休暇で法律の名称変更に伴うものでございます。

第18条でございます。臨時または非常勤の職員の勤務時間、休暇等でございます。任期付短時間勤務職員を追加をいたしました。

最後に、条例案のほうに戻っていただきます。

附則でございます。平成20年4月1日から施行したいものでございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第17号 南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第17号議案は原案のとおり可決されました。

議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第18号 南伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第18号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第44

号)が、平成19年5月21日に公布され、同年8月1日に成立したもので、本町におきましても、これに準じた改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長(渡邊嘉郎君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長(鈴木博志君) それでは、議第18号 南伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。内容説明を申し上げます。

本案も、政府の少子化対策、子育て支援の一環として、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴うものでございます。

主な改正点でございます。添付してあります新旧対照表をごらんください。

第3条でございます。再度の育児休業をすることができる特別な事情の追加でございます。第3項は、障害を負った子の養育に関して、養育することができなくなって、育児休業を取り消された後、再度育児休業ができるようになったというものでございます。

第4項でございます。両親が交代で養育することを認める事由を拡大をしたものでございます。

第8条でございます。育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する規定の改正でございます。育児休業をした職員が職務に復帰した場合、部内の他の職員との均衡上必要があると認められたときは、育児休業中の期間を100分の100以下の換算率で換算して得た期間を、引き続き勤務したものとみなして号給の調整ができることといたしました。

第11条でございます。育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態、これは1時間当たりの通常の勤務時間に2分の1から8分の5の範囲内の勤務時間となるように条例で定める場合でございます。まずアとして、4週間につき8日以上のお休日をとし、当該期間につき1週間あたりの勤務時間が20時間、24時間、25時間。イでは、4週間以内の期間に、1週間あたりに1日以上のお休みの日を週休日とし、その期間の1週間の勤務時間を20、24時間、25時間とするものでございます。

第13条でございます。育児短時間勤務の承認の取り消しの事由を明記をしたものでございます。

第14条は、育児休業法の第17条、これは承認の執行や取り消された場合でございますけれ

ども、そうした場合、やむを得ない場合を条例で定めたものでございます。

第15条でございます。育児短時間勤務の例による、短時間勤務に係る職員への通知ですね。通知の場合は、書面によるものというふうな通知を規定したものでございます。

次の第16条、17条、18条につきましては、給与条例等の読替規定でございます。

第19条から22条においては、部分休業の規定でございます。部分休業の承認の緩和と条項の変更でございます。

第23条も条項の変更でございます。

次に、条例案のほうに戻っていただければと思います。一番最後のところですが、後ろから2枚目です。

附則でございます。第1条で、この条例を平成20年4月1日から施行したいものでございます。

第2条では第8条の規定、つまり、育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整でございます。法律の施行日、育児休業法等の法律の施行日、19年8月1日からとするものでございまして、それ以前のもの、19年8月1日以前のものについては2分の1とするものでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決いたします。

議第18号 南伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第18号議案は原案のとおり可決されました。

議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第19号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第19号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成19年12月18日に、賀茂郡監査委員連絡会より賀茂郡町長会に要望が出されたものであります。

監査委員の業務は、平成3年の監査委員の権能が与えられた結果、業務も年々広範囲に拡大してきました。加えて平成19年6月には、自治体財政健全化法も可決成立し、監査委員における役割は、さらに高度な審査が要求されてまいります。

このような状況により、監査委員のうち識見を有するものの報酬を県平均まで引き上げることとしています。これを受け、町長会で検討した結果、要望どおり郡下各町で引き上げることとなりました。

条例別表第1中、監査委員、日額7,500円、半日額（3時間未満）5,000円」を「監査委員（識見を有する者）」につきましては、「日額1万円、半日額（3時間未満）7,000円」に、「監査委員（議員のうちから選任する者）、日額7,500円、半日額（3時間未満）5,000円」とするものであります。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第19号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第19号議案は原案のとおり可決されました。

議第20号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第20号 南伊豆町一般食の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第20号議案の提案理由を申し上げます。

平成19年8月8日付の人事院勧告を受けて、改正給与法が同年10月30日に成立したので、

本町におきましても、これに準じた改正を行う給料表の一部改定、扶養手当、勤勉手当の改正を提案するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第20号でございます。南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

今回の人事院勧告の官民給与比較に基づく給与改定による条例改正の内容について説明をさせていただきます。平成19年8月8日の人事院勧告を受けて、国家公務員に準じて改正をしたいものでございます。

添付してございます新旧対照表をごらんください。一部改正により条例に沿って説明をさせていただきます。

第8条3項は扶養手当の月額で、月額6,000円を500円引き上げ、6,500円にしようとするものでございます。職員に配偶者がいない場合のみ、そのうち1人について1万1,000円というところでございます。

第9条第3項では、配偶者が扶養親族の要件を欠いた場合を、配偶者のない職員となった場合という改正でございます。この扶養手当につきましては、少子化対策の一環であるということです。

第15条の6、第2項第1号は、一般職員の勤勉手当でございます。「100分の72.5」を「100分の75」にしようというもので、これにより期末勤勉手当は年額4.45月から4.5月と、0.05月引き上げるものでございます。

次に、基本給の改定でございますが、次ページの給料表のとおりで、国家公務員に準じて給料月額を0.35%引き上げるものでございます。初任給を中心に、若年層に限定した引き上げでございます。当町では32歳ぐらまでの職員及び一部現業職の職員が対象となります。

次に、条文の最後でございます。附則でございます。

施行期日等でございます。第1項で、この条例は公布の日から施行する。

第2項で、第15条の6第2項第1号の勤勉手当の改正以外は、平成19年4月1日からの施行、第15条の6第2項第1号の勤勉手当の改正規定の平成19年12月1日を基準日とするものは、

「100分の75」とあるものを「100分の77.5」と読み替えるものです。

第3項と第4項については、平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給について、施行日から20年3月31日までの間における異動者の号給の調整でございます。

第5項は、改正後の給与条例の規定を適用する場合は、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすというものでございます。

なお、これらの改正による改定影響額でございますけれども、一般職員139名分の合計、約280万円と見込まれます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第20号議案は、第1常任委員会に付託することに決定しました。

議第21号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第21号 南伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第21号議案の提案理由を申し上げます。

教育委員会は、平成16年に南伊豆町次世代教育支援に関するニーズ調査、平成16年1月19日から30日間実施した調査をもとに、平成18年度から預り保育の実施を検討してきたところ、平成19年6月の学校教育法の一部改正により、社会状況の変化による家庭や地域の教育力の低下の中、保護者の不安を解消し、親がその喜びを感じることができるよう幼稚園機能を生かした子供のよりよい育ちを実現する子育て支援とし、幼稚園の預り保育が教育活動として求められました。

内容としては、現在、午後2時と午後3時の終了時間から、午後4時までを一時預り保育と月預かり保育を実施するものでありますが、既に河津町、東伊豆町では実施されており、下田市においては21年度に実施の予定と聞いております。

幼稚園と保育所関係につきましては、幼稚園教育要領と保育所保育指針による教育内容の整合性も図られ、18年度には認定こども園制度も創設されており、幼保一元化に向けた事業の一つであると考えます。

幼稚園終了後の預り保育事業となるため、保育料の徴収を求めるものであります。

詳細につきましては、教育長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会教育長。

教育長（渡邊 浩君） 今、町長からご説明ありましたけれども、教育委員会、町としての子育て支援の出発点というのは、保育所の設置、これによる預り保育というふうに考えております。

現在、先ほどのお話にありましたように、4時までの一般保育、それから6時までの延長保育、これが保育園でございます。提案申し上げております幼稚園の預り保育は、就労していない母親でも、必要に応じて4時まで預かることを可能にしようと、こういうものでございます。

この制度の取り組みに当たって、保護者へのアンケートを行ったのが1月15日でございますが、それが急に行われて急に回収されたということ。それから、保護者へのその後の説明、2月7日に行いましたが、その説明がその後の幼児との予定がございまして、説明が十分でなかったと、足りなかったということで、一部の保護者から批判が出ているようでござい

す。この点については、私ども教育委員会としても反省しております。これから後、保護者への説明はもちろんですが、町内該当する保護者、まだありますよね、幼稚園に入る保護者とか、子供の親とか、そういう方への広報など、そういうことを行っていきたいと考えております。

保育園から幼稚園、小学校の学童保育という一貫した子育て支援は、町として必要不可欠なものと考えますので、ぜひご承認いただきたい議案でございます。

細かくは事務局長から説明させます。

議長（渡邊嘉郎君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本信三君） 皆さんの後ろに新旧対照表があると思います。幼稚園保育料徴収条例の2条の中に2号として新設、預り保育の保育料は1時間200円とする。ただし、月預かりの場合は5,400円とする。

それから4号、保育料は毎月20日までにその月の分を徴収する。ただし、預り保育料は保育を実施した月について、翌月の20日までに徴収するというのが内容でございます。

現在、南伊豆幼稚園では火曜日と金曜日が終園が午後3時になっております。ほかの月曜、水曜、木曜、これは終園時間は2時でございます。その2時から3時、4時までを預り保育を実施したいということでございます。

預り保育に当たっては、4歳、5歳児は月預りができます。一時預りもできます。3歳児については、一時預かりのみ実施する予定です。3歳児については、体力的に月預かりはもたないという判断でございます。

この預り保育の実施要綱というものが対照表の後ろに、目的ですけれども、この要綱は少子化、核家族化等社会状況の変化に対応して、南伊豆幼稚園が預り保育を実施し、もって保護者の子育て支援をするため、その運営について必要な事項を定めることを目的とするという、この預かり要綱によりまして徴収が伴いましたので、この条例を議員の皆さんに審議していただくということをお願いいたします。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第21号議案は、第1常任委員会に付託することに決定しました。

議第22号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第22号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第22号議案の提案理由を申し上げます。

本町においては、平成18年度から平成20年度までの3年間を計画期間とする第3期介護保険事業計画を策定し、介護保険料を定めております。当該計画期間の平成18年度及び平成19年度におきましては、地方税法の改正に伴う介護保険料への影響が大きかったため、被保険者への負担を緩和するため、特例措置として保険料激変緩和措置を講じたところであります。

平成19年度までの激変緩和措置が講じられるとはいえ、平成20年度において激変緩和措置を終了させると、保険料負担の上昇額が大きいため、税制改正による影響を受ける被保険者について、平成20年度においても平成19年度と同様の激変緩和措置を講ずることができるよう政令改正がされましたので、本町においても、平成20年度における介護保険料の激変緩和措置を講ずるため、南伊豆町介護保険条例の一部改正の必要が生じますので、ご提案を申し上げた次第であります。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 内容説明を申し上げます。

ただいま町長のほうから提案理由でありましたように、19年度同様に20年度におきましても、介護保険料の激変緩和措置を講じるため、条例の一部改正が、お配りいたしました新旧対照表のとおり附則の一部改正でございます。

南伊豆町介護保険条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

内容につきましては、附則の第3条の見出し中「及び平成19年度」を「から平成20年度までの各年度」に改め、同条に1項を加え第3項とする。1号から7号までの追加をさせていただきます、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上で内容説明を終わります。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第22号議案は、第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第23号 南伊豆町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第23号議案について提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、設置の目的中、老人保健拠出金の納付を後期高齢者支援金納付に改正するものが主なものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 内容説明を申し上げます。

お配りいたしました南伊豆町国民健康保険保険給付費等支払準備基金条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第1条を「、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金の納付に要する費用並びに」に改正し、平成9年法律第123号を追加し、第2条を「100分の5以上に相当する額」に改正、第3条第1項を、「金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」に改正、及び第2項を「換えることができる」に改正するものでございます。

この条例は、公布の日から施行するということでございます。

以上で内容説明を終わります。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第23号議案は、第1常任委員会に付託することに決定しました。

議第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第24号 南伊豆町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第24号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、平成19年2月15日、南伊豆町清掃対策審議会へ諮問しておりましたごみ処理の有料化を含む手数料の改正につき、同年4月2日、負担の公平性を図り、住民の快適な生活を送る上で欠くことのできないごみ処理事業を安定的に継続していくためには、新たな財源の確保が必要であり、そのためには一般収集ごみの有料化及び持ち込みごみの処理手数料の改正はやむを得ないと思われるとの答申がなされました。今回、その答申内容に基づき、一般ごみの有料化及び持ち込みごみの処理手数料の改正を行いたく、条例改正案を提案した次第であります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

町民課長（大野 寛君） ただいま上程されました議第24号につきましてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、ただいま町長が提案理由で述べたとおりであります。

改正の概要につきましては、お手元に説明資料といたしまして新旧対照表をお配りしてございますので、そちらをごらんいただきながら説明させていただきます。

ごみの手数料でございますけれども、現行でございますけれども、処理場へ直接搬入した

可燃ごみ、分別ごみにつきましては1キロ3円、70キロ未満の場合は無料ということでやっております。それを今回改正させていただきたいということで、1キロ7円、10キロ未満の場合は1回50円ということで改正をさせていただきたいと。

また、処理場へ直接搬入した粗大ごみにつきましては、現行ですと1キロ20円、ただし、70キロ未満の場合は無料ということでやっておりますけれども、こちらのほうを1キロ20円、ただし、10キロ未満の場合は1回50円というふうに改正させていただきたいということでございます。

指定袋により排出された一般可燃ごみでございますけれども、これにつきましては、今まで無料で対応してまいりました。これを袋に入れて排出した場合、20リットルの袋で6円50銭、30リットルで10円50銭、45リットルで17円50銭、70リットルで33円と、これらの処理料を含んだもので徴収していきたいというものでございます。

動物等につきましては変わりません。

以上が今回の改正でございます。これらの改正の施行日等につきましては、議案書の1番最後をごらんいただきたいと思いますけれども、この条例は平成20年10月1日から施行すると。2項で、この条例の施行日から平成20年11月30日までの間は、改正後のごみ処理指定袋に関する規定第2条第2項の規定にかかわらず、改正前の規定による指定袋により排出される一般ごみについては、別表第1に規定する手数料は徴収しない。10月1日から11月30日まで2カ月間猶予を設けよう。この間で旧の指定袋を処分していただくということで、2カ月猶予を設けています。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第24号議案は、第1 常任委員会に付託することに決定しました。

議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第25号 南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第25号議案について提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、葬祭費等について後期高齢者医療制度との給付調整及び特定健康診査等の実施についての規定を追加するものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 内容説明を申し上げます。

お配りいたしました南伊豆町国民健康保険条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第5条第2項中に、「第6条第2項において同じ。」を追加し、第6条第2項を新設するものです。

また、第8条中に、「国民健康保険法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外であって、」を追加し、第4号から第7号までを削除し、8号を4号とし、9号を5号とし、第12条中「国民健康保険法」を「法」に改正するもので、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上で内容説明を終わります。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第25号 南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第25号議案は原案のとおり可決されました。

議第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第26号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第26号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、国民健康保険法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律等

による改正に伴い、後期高齢者医療制度の創設の整備を行うことを踏まえ、国民健康保険税率の改正及び条文の整備等を行いたく、条例改正案を提案申し上げた次第であります。

詳細につきましては、町民課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

町民課長（大野 寛君） ただいま上程されました議第26号、国民健康保険税条例につきましてご説明申し上げます。

この条例改正の主旨といたしましては、国民健康保険法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の改正により、4月より施行されます国民健康保険税後期高齢者医療制度の創設の整備を行うことを踏まえ、国民健康保険税の改正及び条文の整備を行うものです。

改正の内容といたしましては、1点目は、賦課額に後期高齢者支援金等課税額を追加するとともに、その算定額基準を定めること。2点目が、課税額限度額の変更。3点目が特定世帯にかかる減額措置を定めること。4点目が、平成18年度及び19年度の課税特例の削除。5点目といたしまして、国民健康保険税率の改正ということになっております。

改正の内容につきましては、議案の一部改正をごらんいただきたいと思います。これにつきまして、朗読を省かせていただきます。お手元にお配りしてございます資料にてご説明をさせていただきます。

まず、1点目の賦課額に後期高齢者支援金等課税額を追加するとともに、その算定基準等を定めること。2点目に、賦課限度額の変更。3点目に、国民健康保険税の税率改正ということで、3点まとめてこちらのほうに記載させていただいております。一番上に、現行介護医療、新設の支援、医療プラス支援となっております。現行ですと所得割が7.6%、資産割で40%、均等割で1万7,400円、平等割で2万1,000円と、最高限度額が56万円ということで現行はなっております。それを改正の医療分ですけれども、所得割で5.6%、資産割で33%、均等割で1万5,500円、平等割で1万8,000円、最高限度額47万円。新しくできます支援金部分ですけれども、所得割を2.0%、資産割を7.0%、均等割を5,500円、平等割を6,000円、最高限度額を12万円。医療分と支援分を合わせまして、所得と資産割につきましては、改正はしておりません。7.6%と40%、均等割につきましては2万2,000円、平等割につきましては

2万4,000円、最高限度額は59万円に改正をさせていただきたいということでございます。

それから下に介護分がございまして、介護分も今回改正をさせていただきたいということでございますけれども、現行は所得割1.6%、資産割5.0%、均等割で6,500円、平等割で4,000円、最高限度額9万円、これを所得割が1.6%、資産割で5.0%、均等割で8,000円、平等割で5,000円、最高限度額は変わりません、9万円でございます。

あと6割軽減、4割軽減について記載してありますのでご覧いただきたいと思います。

4点目の平成18年度及び平成19年度の課税特例の削除ということでございますけれども、ご存じのように平成18年度より公的年金等の控除の見直しがなされました。その激変緩和措置として、段階的に本来負担すべき保険税額に移行できるよう、平成18年度から2年間、保険税の算定の際に特別控除を適用してきましたけれども、2年がたちましたので、その課税特例を削除するということでございます。こちらに書いてございますけれども、公的年金等の特別控除ということで、18年度で13万円、19年度で7万円特別控除ということで算定の際に控除をして来ましたがこれを削除されるということでございます。

それから5点目の特定世帯に係る減額措置に定めるということでございますけれども、後期高齢者医療制度の創設に伴って、制度創設時の後期高齢者、また創設する75歳に到達する者は、今後後期高齢者に移行することがあっても、同じ世帯に属する国保被保険者の保険税が従前と同じ程度になるよう、次のような措置を講じますということでございます。

こちらにも3点ほどございます。1点目が、低所得者に対する軽減についてということでございます。こちらのほうにイメージということで書いてございますけれども、夫と妻と2人いた場合に、現行ですと33万円の基礎控除プラス24万5,000円掛ける2名ということで、82万円が算定の基準額になるんですけれども、20年の4月以降になりますと、これが奥さんが1人残ると1名ということになります。そうすると、57万5,000円しか控除算定になりませんので、それを2名として計算を5年間だけして、算定の基準を上げるということでございます。

それから、2点目は世帯割の賦課額にかかる保険税の軽減についてでございますけれども、こちらのほうも高齢者医療制度の創設に伴って、制度凍結の後期高齢者または制度創設の際75歳に到達する者から国保から後期高齢者医療に移行することにより単身世帯となる者について、5年間世帯割で課される保険料が半額になりますということです。こちらのほうはちょっとイメージを見ていただきたいと思いますけれども、現行は2人、均等割が2人、平等割

というような形ですけれども、これが20年4月に夫が後期に移った場合、均等割と本来なら平等割をすべてを払うことになるんですけれども、これを平等割の半額を軽減いたしますよと。5年間軽減しますということでございます。

それから、3点目が社会保険の被扶養者だった者の保険税の減免。こちらのほうは、世帯主が社会保険で、その被扶養者に扶養があった場合のことを記載してございます。こちらのほう、だんなさんが75歳以上になって後期高齢者に移った場合のものでございますけれども、所得割、資産割、どちらの方も賦課しないということでございます。ただし、軽減判定の際には、被扶養者に係る所得についても判定の対象といたしますということでございます。

それから、均等割、平等割の減免でございますけれども、これにつきましても、均等割額を半額にするということでございます。ただし、こちらのほうは減免でございますので、あくまでも減免の申請が必要になってくるということです。これは2年間、減免をするということでございます。

以上が改正の内容説明でございますけれども、これらの改正の施行日につきましては、議案の一番最後をごらんいただきたいと思います。

附則でございますけれども、第1条、この条例は平成20年4月1日から施行する。

第2条、改正後の南伊豆町国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分の国民健康保険税については、なお従前の例によるということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第26号議案は、第1常任委員会に付託することに決定しました。

議第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第27号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第27号議案の提案理由を申し上げます。

平成20年3月31日に、榛原郡川根町が島田市へ編入合併するとともに、平成20年4月1日から、静岡県後期高齢者医療広域連合が加入するものとし、同組合同規約の一部を変更するものであります。このことについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、静岡県後期高齢者医療広域連合会につきましては、非常勤職員公務災害補償事務の加入であります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決いたします。

議第27号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第27号議案は原案のとおり可決されました。

議第28号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第28号 南伊豆町町民生活安全条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第28号議案の提案理由を申し上げます。

静岡県では、平成16年3月25日、静岡県防犯まちづくり条例が制定されました。県内では、平成19年4月末現在、42自治体のうち17市町が制定し、また賀茂郡内におきましても、平成15年に東伊豆町、平成18年に松崎町がそれぞれ条例制定しているところであります。

県下の犯罪発生状況は、平成14年から4年連続して犯罪が減少しているところでありますが、下田警察署管内においては、平成19年上半期において刑法犯認知件数は前年比プラス57.8%と極めて厳しい状況にあるということでもあります。

このような中、当町においても、住民の安全意識の高揚、防犯対策、安全・安心なまちづくりを目的とした生活安全条例を制定し、地域住民と一体となった防犯体制を構築することが急務であり、本条例を制定したいものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第28号 南伊豆町町民生活安全条例制定について、内容説明をさせていただきます。

条文に沿って説明をさせていただきます。

まず第1条目的でございます。これは、生活安全活動、地域住民の生活に危害を及ぼす犯罪事項及び災害を対象とした犯罪、交通事故の予防、警戒に関する諸活動、災害による被害の拡大防止に関するものでございます。

第2条で定義でございます。町民の定義規定でございます。町にまず住所を有する者、観光立町のために特殊性から、滞在する者も含める、観光客も含めるということです。各種事件、事故等の防止のために、町民として第4条の責務と協力を担保することといたしております。事業者、土地建物の所有者及び管理者についても、積極的な被害防止のために自主努力として第4条の責務と協力義務を行い、それぞれの業種における防犯管理責任を求めるものでございます。

第3条でございます。町の責務でございます。第1項は、代表的な施策として広報活動とか自主的活動の推進及びその環境整備というものを挙げてございます。広報活動、町の広報「みなみいず」あるいはお知らせ版等の活用及び講演会、研修会の開催、自主的活動としては、安全パトロール等も考えられます。危険箇所の点検とか、青少年の健全育成活動、そういったものもあるかなと思います。環境整備としては、町民の安全に配慮した公共施設の整備、道路の街灯とか、公園のさくとか、フェンスとか、そういうものが考えられるかなと思います。

第4条でございます。町民の責務でございます。第1項は、町民が行う生活安全施策に対する協力義務及び自主的な生活安全活動の推進を義務づけたものでございまして、第2項は事業者が町民と同様に自主防犯活動を行って、防犯管理体制の確立のための努力をしてくださいということです。

第3項では、土地所有者等が町民と同様に自主防犯活動を行うということで、防犯管理体制を構築して犯罪被害、犯罪の供用物とならないための努力義務を示しているものでございます。

第5条でございます。団体への支援でございますけれども、目的を達成するために活動する団体に対する町の支援を規定したものでございまして、その団体として例えば区長会とか、

婦人会とか、PTAとか、地域防犯ボランティアとかそんなようなものが考えられますけれども、その支援内容は、安全協議会の意見を参考にして、町長が規則で別に定めるということにさせていただきます。

推進協議会の設置でございます。

第6条でございます。生活安全推進協議会を設置をするということでございます。その構成に関する規定と町長への意見具申の規定をしたものでありまして、今のところちょっと考えている部分としては、推進協議会のメンバーとして20人以内で構成ということになっていきますけれども、例えばPTAとか、区長会、交通安全対策委員会とか、観光協会、商工会、消防団、議会の皆様、教育委員会、民生児童委員、警察ですね、警察の防犯協会、そのようなものが考えられます。

最後に附則で、この条例の施行を平成20年4月1日から施行したいというものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第28号議案は、第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第29号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第29号 南伊豆町職員の自己啓発等休業に関する条例制定について

を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第29号議案の提案理由を申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律が平成19年5月16日に公布され、同年8月1日から施行されました。

主な内容は、第26条の4において、休業の種類、自己啓発等休業、育児休業及び大学院就学休業を規定し、第26条の5において、自己啓発等休業を規定したことであります。地方公務員法の改正を受け、本条例は地方公務員の資質向上に資するため、その請求に基づく大学等の課程の履修や国際貢献活動のための休業制度を設けるものであります。

詳細は総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第29号 南伊豆町職員の自己啓発等休業に関する条例制定について、内容説明を申し上げます。

昨年8月1日、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、第26条の5におきまして、自己啓発等休業を規定したところでございます。

目的は、地方公務員の資質向上に資するため、その請求に基づく大学等における課程の履修、または国際貢献活動のための休業制度を条例により設けるものでございまして、自己啓発休業期間中は給与及び各種手当の支給はございません。

条文に沿って説明させていただきます。

主な内容でございます。第2条でございます。任命権者は職員の申請により、公務に関する能力の向上に資すると認めるときには、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業を承認することができる。

第3条でございます。期間は、大学等課程の履修は2年、特に必要な場合は3年です。国際貢献活動にあっては3年とするものでございます。

第4条、第5条でございます。大学等教育施設及び国際貢献の奉仕活動の範囲について規定をしております。

第6条、第7条です。承認の申請及び期間の延長について規定をしました。

第8条でございます。承認の取り消し事由について規定をしました。

第9条でございます。報告義務について規定をしてございます。

第10条です。職務復帰後における号給の調整について規定をし、職務に特に有用であると認められる場合は、100分の100以下、それ以外の場合は100分の50以下の換算率によって、規則等で定める日に、昇給の場合に準じて号給を調整することができることといたしました。

第11条です。退職手当の取り扱いについて、職務に従事することを要しない期間に該当するものといたしましたけれども、第2項において、大学の履修等が公務の能率的な運営に特に資するものと認められる場合は、勤続期間の計算において、休業期間の月数の2分の1を対象期間から控除するとしたものでございます。

以上が主な内容でございます。

これ以外に条例には規定はございませんけれども、地方公務員法等の解釈上、休業中においても、分限及び懲戒の適用を受けます。信用失墜行為の禁止、守秘義務及び営利企業等の従事制限等の規定の適用を受けます。職務専念義務の規定は当然受けないということでございます。職員の定数条例上は、原則として定数内として扱う、職員として取り扱うということとです。

次に、地方公務員共済組合の組合員としての身分は継続いたしますけど、地方公務員法災害補償法の適用はされないということでございます。そういったものが主な運用上の解釈となります。

どうぞ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第29号議案は、第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第30号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第30号 南伊豆町南崎財産区財政調整基金条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第30号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、南崎財産区の財政状況を勘案して、将来の適正な財産管理と財政の運営の健全化に資するために基金を設置しようとするものであります。

地方自治法第241条によりご提案申し上げます。

どうぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第30号議案は、第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第31号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第31号 石垣りん文学記念基金条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第31号の提案理由を申し上げます。

平成16年に亡くなられた詩人石垣りん氏は、詩人として日本文学界において確固たる地位を築いております。父親は子浦の出身であり、南伊豆町に最もゆかりのある文学者であります。生家を広く展示、公開するため、石垣りん文学記念基金条例の制定により、町立南伊豆図書館に石垣りん記念室を設置したいものであります。郷土にゆかりのある文学者の足跡を残していくことは、文化の香り豊かなまちづくりを目指すためにも、大切な使命と考えるところであります。

また、基金の運用に当たりましては、図書館協議会、もしくはそれにかわるべき組織を立ち上げ、観光交流館、町立図書館等を視野に入れながら、観光振興にも十分に配慮し進めてまいりたいというふうに考えております。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本信三君） 議第31号 石垣りん文学記念基金条例制定についてご説明申し上げます。

石垣りんですが、平成16年に死亡しております。東京赤坂に生まれ、父が子浦出身、母は西伊豆町出身でございます。日本興業銀行に定年まで勤務する傍ら詩を発表し続ける。詩集、「私の前にある鍋とお釜と燃える火と」を出版。表札で19回H氏賞を受賞しております。このH氏賞というのは、新人のすぐれた詩集を広く社会に推奨することを目的に、H氏、平澤貞二郎氏、昭和35年まで書面があったため、この名前が残っています。その基金により25年に創設された賞でございます。

それから、石垣りん詩集、これで12回田村俊子賞を受賞しております。田村俊子賞というのは、田村俊子の死後に発生した印税をもとに設置された文学賞、女流作家のすぐれた作品に贈られるということです。

それから略歴、1979年に第4回地球賞を受賞しております。地球賞というのは、同人雑誌地球の創刊25周年を記念して、昭和51年に創設された賞でございます。

この基金をつくる背景を説明いたします。

平成16年死亡の石垣りんの詩集を出版し、本人とも親交があった出版社童話屋社長田中氏を通じて、平成19年6月に、石垣りんの遺族の方から遺品、蔵書の寄贈、寄附金の申し出がありました。7月に相続人石垣秀雄氏、並びに石垣利治氏後見人の中島通子弁護士より遺品、蔵書の寄贈を受け、8月には記念室設置及び運営資金の見積書を後見人の中島通子弁護士に送りました。8月末、中島弁護士が死亡されました。そのことにより、寄附金は白紙となってしまいました。11月に童話屋社長田中氏より、出版関係、石垣りん詩集仲間を対象に寄附金を集めたいという申し出がありました。南伊豆町にゆかりのある石垣りんの資料収集、このために石垣りん、文学記念基金条例を制定し、資料収集と郷土文学の振興を図るため、善意の寄附金を母体とした基金を設立したいと。

それから、石垣りんさんから既に図書館のほうに遺品、それから冊子が送られて、今、倉庫のほうに保管をしてあります。それから、石垣りんさんのさよなら会の葬儀のときに、詩人の仲間というのが、谷川俊太郎、茨木のり子、新川和江、暮尾淳、千早耿一郎、福田美鈴、この方たちが詩人仲間ということで、この基金の主な寄附申し込み先は、童話屋の出版関係、それから石垣りんの詩人仲間、この方たちの寄附が主な寄附であります。ホームページ等に載せて広く基金を集め、図書館の増築をして、石垣りんまた郷土にゆかりのある文学者の記念コーナーを設けたいということでもあります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上、終わります。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第31号議案は、第1常任委員会に付託することに決定しました。

議第32号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第32号 南伊豆町後期高齢者医療に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第32号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町が行う後期高齢者医療に関し、高齢者の医療の確保に関する法律その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものであり、保険料の徴収についての事項が主なものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 内容説明を申し上げます。

南伊豆町後期高齢者医療に関する条例の制定でございます。

この条例につきましては、条例本文をごらんいただき、それに基づきましてご説明を申し上げます。

目次にありますように、第1章から第4章まで、また附則となっております。

第1章の趣旨でございますけれども、町長の提案理由の中にもありましたように、南伊豆

町が行う後期高齢者医療に関し、高齢者の医療の確保に関する法律その他法令に定めるもののほか、必要な事項をこの条例で定めるということでございます。

内容につきましては、保険料徴収ということが主でございます。

第2条で保険料徴収すべき被保険者ということで、町内に住所を有する被保険者、また法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者というのが、病院等に入院、入所または入居中の被保険者の特例でございます。住所地特例と俗に言うものでございます。というような徴収すべき被保険者を定めております。

めくっていただきまして納期でございますけれども、普通徴収の方法による保険料の納期は、第1期から第8期までの8回ということでございます。

第5条で保険料の督促につきましては、1通100円という手数料をいただくものです。

第6条で延滞金の条文がございます。

第7条、第8条については割愛させていただき、めくっていただきまして、第10条保険料の滞納処分の停止ということでございます。第10条については、保険料の滞納者について、地方税法第15条の7第1項から第3項及び第5項の規定の例により、滞納処分の執行を停止することができるということでございます。それらの条例を設けてございます。

第3章の雑則でございますが、市町において行う事務ということでございます。ここで、第1号のところでは法第137条第1項の規定による被保険者等への調査、2号の法第138条第1項の規定による市町村その他官公署または年金保険者への調査ということがございます。これについては、広域連合でできる業務となっておりますけれども、実際に各市町、地元でその対応については、調査等については行うようになるということの中から、条例で定めております。

附則でございますけれども、施行期日につきましては、平成20年4月1日から施行する。それと、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法ということでいただいておりますけれども、その対象の方には、第1期、第2期についての納期は設定しない。第3期、平成20年10月15日から平成20年10月31日までの第3期から第8期までの納期によって納めていただく。

以上、簡単ですけれども、内容説明を終了させていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第32号議案は、第1常任委員会に付託することに決定しました。

議第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第33号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第33号議案の提案理由を申し上げます。

本件は、去る平成19年8月27日、第3回臨時会、議第60号で請負契約をご承認いただいた妻良漁港漁業集落環境整備事業排水処理施設（土木・建築）建設工事について、請負人、河津・長田特定建設工事共同企業体、代表者、静岡県下田市中411番地の1、河津建設株式会社、代表取締役、河津市元氏との工事請負契約を平成19年度事業費の確定に伴い、当初請負契約額1億7,640万円を、499万9,050円増額して、請負契約額を1億8,139万9,050円に変更しようとするもので、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、建設課長より説明させます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長（奥村 豊君） それでは、平成19年度妻良漁港漁業集落環境整備事業排水処理施設建設工事について、変更請負契約の必要が生じたので、その変更内容につきまして説明させていただきます。

当事業は、妻良地区の生活排水処理を目的として、平成14年度に基本計画を策定、平成16年度から管渠工事に着手し、本年度下水処理施設の本体工事、来年度に機械電気設備工事を行い、平成21年4月より供用開始する予定であります。

今回の変更内容は、当初設計において水替工を計上しておりませんでした。工事に着手し、排水処理施設の基礎部を掘削したところ、埋立地背後の山側より、想定以上の伏流水が出たため、水中ポンプによる水替工が必要となったものです。

また、埋立地背後の山側に雨水処理のためコンクリート製の水路を112メートル布設する計画であります。用地を広く活用できるよう地形に合わせ、水路の曲がりをもくするため、集水升を5個から8カ所に3カ所追加し、さらに、水路と山側斜面との間344平方メートルをコンクリート舗装して、雨水を水路に導き入れるよう工事費を増額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第33号 工事請負契約変更については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第33号議案は原案のとおり可決されました。

議第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第34号 南伊豆町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第34号議案の提案理由を申し上げます。

南伊豆町過疎地域自立促進計画は、平成16年12月議会において議決され、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5カ年間で生きがいと創造、支援との共生、地域にふさわしい交流の基本理念に基づき、町の自立促進に向けて策定された計画であります。今回の変更計画は、平成20年度に予定しております、（仮称）観光交流館及び石廊崎地区公衆トイレ建設に伴い、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定により、事業計画中の各自立促進施策の概算事業費がおおむね2割を超え、計画本文に修正を伴うために、町議会の議決が必要となるものであります。

詳細につきましては、企画調整課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） それでは、議第34号についての内容をご説明申し上げます。

皆様のお手元に、34号の参考資料ということで新旧対照表がお配りしてあります。これに沿って説明をさせていただきます。

A3の大きな1枚ですけれども、新旧の対照表になっております。左から事業名、事業内容、事業主体、備考、右が同じく旧ということで、同じような内容になっております。

まず新のほうですけれども、事業名、基盤整備事業の中で、(8)の観光またはレクリエーション、この中でございまして、事業内容、石廊崎地区観光施設整備事業、公衆便所(バイオトイレ)1棟、A=52平米。これが新しくなったということです。そのすぐ右側に移っていただきまして、下から4行目になりますけれども、同じく石廊崎地区観光施設整備事業休憩所1棟、A=30平米。公衆便所1棟、A=19.8平米。当初この計画でいったのが、新しいバイオトイレに変更になったということでございます。

それから、その新のほうで下から2行目になります。下賀茂地区観光整備事業、交流館4棟720平米、駐車場広場5,600平米、公衆便所1棟80平米ということで、この欄が新たに計画の中に加わった、こういうことであります。

それでは、資料をめくっていただきたいと思います。

まず、自立促進の施策及び産業の振興、先ほど説明した中にございますけれども、下から3行目、同じく石廊崎観光施設整備事業でバイオトイレなんですけれども、この費用は当初また後から説明しますけれども、概算事業費が2,850万円、18、19がゼロで20年度で2,850万円。この内容につきましてですけれども、2,811万1,000円ということで予定していますが、計画金額のため、端数を繰り上げて丸めてあります。したがって、38万9,000円ほど切り上げて2,850万円ということでございます。

それから、下賀茂地区観光施設整備事業、交流館4棟720平米、先ほどのとおりでございます。これにつきましては、概算事業費が2億2,800万円、同じく20年度で2億2,800万円、これにつきましても、全体の工事費は2億2,753万円ですけれども、計画金額のため、端数47万円を切り上げて2億2,800万円というふうなことで丸めてございます。

旧のほうに移っていただきたいと思います。

この中で、下から2番目の数字なんですけれども、先ほど来話している石廊崎の観光施設整備事業で2,750万円、この金額が変更になったと。それで、次めくっていただきまして、小計で5億6,150万円に金額が変わっております。この金額は、先ほどの、戻って申しわけないですけれども、新の中で7億9,000万円になっているというようなことで、それから差額が20%以上当初より変更になったということでございます。それから、全体の合計の金額なんですけれども、まず新のほうでいきますと、64億3,853万2,000円、旧のほうで62億953万2,000円、これが大きく変更になったとこういうことでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長(渡邊嘉郎君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

4番、稲葉勝男君。

4番（稲葉勝男君） 私は、先ほど一般質問で述べたとおり、この観光交流館自体の設置は否定いたしません。ただ今回の20年度施工ということに対しては、まだまだ検討の余地があるのではないかとということで反対意見を述べさせていただきます。

石廊崎のトイレ、これについては異論はございません。

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決いたします。

議第34号 南伊豆町過疎地域自立支援促進計画の変更については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 賛成多数です。

よって、議第34号議案は原案のとおり可決されました。

議第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第35号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第35号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数が減少することについて、当広域連合を組織する関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第291条の11の規定によりこの案を提出するものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

町民課長（大野 寛君） 議第35号についてご説明申し上げます。

静岡地方税滞納整理機構につきましては、当初、県を含む県内42市町、すべての地方公共団体が参加して設立いたしました。が、4月1日から榛原郡川根町が島田市へ編入することになりましたので、1町減となります。つきましては、地方公共団体の数が減少することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第35号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第35号議案は原案のとおり可決されました。

議第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第36号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第36号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、平成20年4月1日から、島田市及び榛原郡川根町の合併に伴い、本広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第36号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少については、
原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第36号議案は原案のとおり可決されました。

散会宣告

議長（渡邊嘉郎君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

平成20年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成20年3月6日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第37号 平成19年度南伊豆町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 3 議第38号 平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議第39号 平成19年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 5 議第40号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 議第41号 平成19年度南伊豆町南崎財産区特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議第42号 平成19年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議第43号 平成19年度南伊豆町公共下水道特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議第44号 平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第10 議第45号 平成19年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議第46号 平成20年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第12 議第47号 平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議第48号 平成20年度南伊豆町老人保健特別会計予算
- 日程第14 議第49号 平成20年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第15 議第50号 平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議第51号 平成20年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
- 日程第17 議第52号 平成20年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
- 日程第18 議第53号 平成20年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
- 日程第19 議第54号 平成20年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第20 議第55号 平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第21 議第56号 平成20年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第22 議第57号 平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第23 議第58号 平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算

日程第 2 4 議第 5 9 号 平成 2 0 年度南伊豆町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 4 まで議事日程に同じ

出席議員（ 1 1 名）

1 番	竹 河 十九巳 君	2 番	谷 正 君
3 番	長 田 美喜彦 君	4 番	稲 葉 勝 男 君
5 番	保 坂 好 明 君	6 番	清 水 清 一 君
7 番	梅 本 和 熙 君	8 番	漆 田 修 君
9 番	齋 藤 要 君	1 0 番	渡 邊 嘉 郎 君
1 1 番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 史鶴哉 君	副 町 長	小 針 弘 君
教 育 長	渡 邊 浩 君	総 務 課 長	鈴木 博志 君
企画調整課長	外 岡 茂 徳 君	建 設 課 長	奥 村 豊 君
産業観光課長	山 田 昌 平 君	町 民 課 長	大 野 寛 君
健康福祉課長	藤 原 富 雄 君	教 委 事 務 局 長	山 本 信 三 君
上下水道課長	小 坂 孝 味 君	会 計 管 理 者	大 年 清 一 君
総 務 係 長	松 本 恒 明 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山 本 正 久	主 幹	栗 田 忠 蔵
--------	---------	-----	---------

開会 午前 9時30分

開議宣告

議長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより3月定例会本会議第3日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（渡邊嘉郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則に定めるところにより、議長が指名をいたします。

9番議員 齋藤 要 君

11番議員 横嶋 隆二 君

議第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） これより審議に入ります。

議第37号 平成19年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） それでは、議第37号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成19年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）であります。今回の補正は、補正予算額3,382万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,066万5,000円とするものであります。年度末を控えまして人件費や物件費等、各種事業費のおおむねの確定に伴いましての更正の増減がほとんどであります。

補正の主なものは、旧厚生省跡地倉庫等解体工事費を計上しておりましたが、（仮称）観

光交流館建設工事施行時に他の建物と同時に解体することにいたしまして、工事費230万円を減額いたします。また、社会福祉法人伊豆つくし会の施設建設のおくれにより未執行分等890万7,000円を減額し、清掃センターのデータロガ及び中央制御盤更新工事の入札差金1,296万円の減、共立湊病院組合負担金の病床分負担割合の増により197万7,000円の増額、また、平成19年度決算見込みから財政調整基金積立金を5,600万円増額いたします。

歳入予算では本年度の財政調整基金からの繰入金3,200万円の減額を計上いたしました。歳出予算でも譲与税見込みや交付金や国県支出金等の額の確定による更正であります。その他歳入歳出予算の一般財源調整として地方交付税3,177万4,000円を増額いたしました。

内容につきましては、総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第37号 平成19年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）の内容説明をさせていただきます。

29ページをお開きください。

先ほど町長から申し上げましたけれども、年度末を控えまして人件費や物件費、各種事業費のおおむねの確定に伴いましての更正の増減がほとんどでございます。

初めに、歳出から申し上げます。

1款1項議会費でございます。30万9,000円減額し、5,672万1,000円とするものでございます。これも職員手当と共済費でございまして、人件費でございます。

これ以降の人件費につきましては省略させていただきます。

次のページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。379万3,000円の減で、合計3億1,087万3,000円としたいものでございます。19節負担金、補助及び交付金です。132万9,000円減額します。各種補助金です。見込み額の減、31件の各種補助金が交付済み、あるいは見込み額によりまして132万9,000円減額いたします。

次に、下から2番目の財産管理事務でございます。9万9,000円減額して、725万8,000円としたいものでございます。公有財産購入費で官行造林の立木取得費です。9万9,000円減で、金額の確定によります。

次のページです。

10目地域づくり推進費です。281万2,000円の減で、7,472万円としたいものでございます。15節工事請負費でございます。旧厚生省跡地倉庫等解体工事230万円でございます。先ほど町長の提案説明のとおりでございます。

次のページをお開きください。

13目基金費です。5,600万円追加して、8,887万1,000円としたいものでございます。25節積立金、財政調整基金の積立金5,600万円でございます。歳入でもご説明申し上げますけれども、本年度の財政調整基金3,200万円を行わないということでございます。18年度末が起債残高が2億4,517万8,000円でございます。これを19年度末ですと財政調整基金が3億124万1,000円となる見込みでございます。基金合計としては13億949万円になる見込みであります。

38ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。778万9,000円減の2億2,529万3,000円としたいものでございます。23節償還金利子及び割引料、国県支出金返還金で29万5,000円でございます。18年度分の国県支出金の返還金でございます。

同じく一番下の20節扶助費です。712万円の減でございます。重度障害者医療扶助費、自立支援給付費、自立支援介護給付費、それぞれ年間見込みによる減でございます。その下でございます。償還金利子及び割引料で66万3,000円です。これも更正医療分でございます。過年度分の支払いでございます。

その下でございます。ここも保険基盤安定繰出金でございます。国保会計保険基盤安定繰出金です。153万8,000円減額するものでございます。

次に、3目老人福祉費です。350万6,000円減額し、5,698万3,000円としたいものでございまして、8の報償費、敬老金です。13節委託料、敬老の日の委託料が確定いたしました。13節の在宅高齢者等食事サービス事業委託料でございます。43万1,000円の増でございます。

次のページをお開きください。

4目国民健康保険費、372万2,000円補正しまして、4,002万6,000円でございます。下の186の国民健康保険特別会計繰出金です。年間の見込み額によるものでございます。

次のページです。

2項児童福祉費です。1目児童福祉総務費です。1,063万6,000円の減で、合計1,075万7,000円としたいものでございます。19節負担金、補助及び交付金で、社会福祉法人つくし

会への補助金です。890万7,000円の減でございます。

2目児童福祉施設費です。678万7,000円の減で、2億2,569万6,000円としたいものでございまして、下の賃金です。130万円の減で、臨時保育士の賃金を100万円、臨時調理員賃金を30万円の減です。臨時保育士は13人です。栄養士が1人、調理員が1名でございます。

次のページでございます。

3目子育て支援費922万3,000円減額し、7,175万2,000円とするものでございまして、20の扶助費でございます。それぞれの扶助費、年間見込み額によるものでございます。661万5,000円減額したいものでございます。

その下の乳幼児医療の扶助費です。これも226万5,000円減額でございます。

次のページです。

4項介護保険費、1目介護保険費です。162万1,000円の補正で1億1,519万円としたいものでございまして、介護保険特別会計の繰出金で、それぞれの繰出金の増減がございます。年間見込み額によるものでございます。

次のページでございます。

4款衛生費、1目保健衛生費でございます。2目の予防費で216万6,000円の減で、489万1,000円としたいものでございます。11節需用費110万円の減で、医薬材料費です。日本脳炎の未実施によりまして110万円の減額が生じました。

次のページです。

5目のへき地診療対策費です。8万2,000円の増で、242万7,000円でございます。賃金で、臨時運転手賃金8万2,000円でございます。これは昨年まで職員が行っていたわけですが、差し引きしますと684万8,000円ほどの減になります。臨時運転手でありますけれども、684万8,000円ほど減になります。

6目の老人保健費です。97万9,000円の補正をしまして、1億4,136万6,000円としたいもので、13節委託料です。健康診査委託料です。500万円の減でございます。一般の健診とか基本健診とか、肺がん、乳がん、それぞれの健診を行いまして、減となります。

次のページでございます。

後期高齢者医療事業で131万9,000円の補正をいたしまして、620万4,000円としたいもので、委託料で後期高齢者医療保険料徴収システムの改修委託料でございます。210万円でございます。その下の使用料及び賃借料で、同じく広域連合の窓口処理サーバー等の賃借料78万1,000円の減額でございます。国の標準システムの開発のおくれによりまして設置時期がお

くれたためにリース期間の短縮という形で減額になります。その下でございます、負担金、補助及び交付金、共立病院湊組合の負担金でございます。197万7,000円でございます。

次のページです。

2項清掃費でございます。2目塵芥処理費です。1,344万6,000円減額し、2億2,543万5,000円としたいもので、一番下の委託料でございます。精密機能検査業務委託料で31万2,000円の減でございます。

次のページです。

工事請負費で、ごみクレーン（天井走行）補修工事9万円の減と、データロガ及び中央制御盤更新工事1,296万円の減でございます。入札差金等の減ございまして、工事費は4,704万円ございました。

次のページです。

5款農林水産業費、1項農業費でございます。3目、一番下のほうの農業振興費です。117万9,000円の減で、1,172万2,000円にしたいものでございまして、次のページの一番上で19節でございます。県単独農業農村整備費負担金99万7,000円の減額です。実の田の頭首共同整備事業の確定によるものでございます。

次に、52ページを開いてください。

3項の水産業費でございます。2目漁港施設維持費で135万円減の528万8,000円ございまして、工事請負費が漁港施設維持補修工事135万円でございます。事業費の確定によるものでございます。

次のページで、6款1項商工費です。3目の観光費でございます。302万円減の2,825万円にするもので、13節委託料でございます。203のマーガレット栽培委託4万8,000円の減でございます。8月に契約を打ち切りました。委託された方がお亡くなりになったという形でございます。その下の南伊豆町観光交流館実施設計委託料です。213万円の減でございます。これも額の確定によるものでございます。一番下の19節でございますけれども、伊東駅観光連絡協議会69万5,000円の減でございます。共同宣伝ポスター作成が中止されたという形で減額になりました。

次のページでございます。

6目温泉管理費です。547万2,000円減の7,082万8,000円でございます。11節需用費です。光熱水費230万円の減、銀の湯会館の売店販売品仕入費ございまして、これも200万円の減、売り上げ、お客さんの入り込みの減ということでございます。

56ページです。1枚めくってください。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費です。767万4,000円減の4,241万2,000円でございます。公有財産購入費です。青市区内の1号線用地取得費でございます。327万4,000円、ちょっと年度内には買収ができなかったということです。

19節で県道路改良事業負担金440万円の減でございます。それぞれ下田南伊豆線、手石湊線、南伊豆松崎線、波勝崎線等の道路改良事業でございます。

次のページです。

4項港湾管理費です。496万6,000円減の974万9,000円でございます。19節の妻良港整備事業負担金481万7,000円の減でございます。広域漁港分と県単分でございます。広域漁港分が15%、県単分が3分の1の負担でございます。

58ページです。

都市計画費、公共下水道費で30万7,000円減の2億4,651万6,000円でございます。公共下水道事業特別会計の繰出金を30万7,000円減額したいものでございます。

6項住宅費です。2目急傾斜地崩壊防止事業です。10万円減の1,506万1,000円でございます。19節で公共急傾斜地崩壊防止事業負担金が120万円、県単の急傾斜地崩壊防止事業負担金が130万円の減でございます。

次のページです。

8款1項消防費です。常備消防費でございます。248万8,000円補正し、1億6,958万2,000円としたいものでございます。下田地区消防組合の負担金248万8,000円でございます。消防組合の職員人件費の増です。当初、前年から昨年比10%を見ていましたけれども、8%という形になりますので、補正の増をするものでございます。

3目消防施設費です。100万円減の721万3,000円とするもので、機器備品の100万円減でございます。これはパソコン、消防の部分でパソコン6台を購入しようと思ひまして宝くじ交付金によることで申し込んでいましたけれども、外れたものですから、これを減額いたしたい。

62ページ、1枚めくってください。

9款教育費、2項小学校費、学校管理費です。23万1,000円増額し、1億1,992万5,000円としたいものでございます。

13節委託料です。防火防犯警備委託料100万5,000円の減でございます。これは当初、防火防犯警備委託料を総務課のほうで一括して見積もり合わせをしたわけで、かなり、半分ぐら

いの減額になりました。15節工事請負費です。小学校維持補修工事60万円です。中小と三浜小の水道メーターの移設、60万円でございます。18節、機器備品でございます、27万円、保健所の指導によりまして白衣を家に持って帰って洗濯してはまずいですよという形で、洗濯機を竹麻小、中小、三浜小、3校買いました。

次のページです。

2目教育振興費で36万2,000円補正し、2,465万8,000円とするものでございます。12節で薬品処理手数料68万5,000円でございます。現在使用できない薬品の処理をしたいもので、それぞれ4校分で68万5,000円の処理費がかかっているところでございます。

次のページです。

中学校費です。学校管理費で67万6,000円減の2,690万円にするもので、13節、防火防犯警備委託料、これが45万円減でございます。

2目教育振興費でございます。役務費で、やはり薬品処理の手数料35万円でございます。下の定期券購入費は額の確定によるもので100万円です。

1枚めくって、66ページでございます。

5項社会教育費です。公民館費です。61万円補正し、1,860万4,000円とするものでございます。13節委託料で、中央公民館補修工事管理委託料59万5,000円でございます。新年度予算に計上してございますけれども、中央公民館の横に隣接して、保健事業対応の補修工事を行うために設計監理料を計上いたしました。59万5,000円でございます。

次のページです。

6項保健体育費です。体育施設費で56万円の補正で、240万7,000円、委託料で、これも202の武道館改修工事設計委託料56万円で、これも新年度予算で武道館の改修費を取りまして、これも設計委託料を計上させていただきました。

次のページでございます。

10款災害復旧費でございます。

次の公共土木災害復旧費につきましても、更正による減でございます。

71ページでございます。

11款、1項公債費でございます。利子を150万円減額し、1億687万7,000円としたいものでございまして、町債の利子でございます。額が確定いたしました。

9ページにお戻りください。

歳入でございます。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税、100万円減の5,700万円としたいものでございまして、自動車重量譲与税でございます。

譲与税交付金関係は、18年度決算により、19年度決算は19年度見込みを行いました。

次に、13ページをお開きください。

11款1項1目の地方交付税でございまして、3,177万4,000円としたいものでございます。普通交付税でございます。普通交付税確定額は17億5,329万4,000円でございます。3,177万4,000円を加えますと、残が1億1,072万3,000円残ります。繰り越しの財源が残るわけでございます。残り地方交付税ですと1億5,000万円の特別交付税がありますけれども、これも今月下旬の確定という形でございます。

次のページ、14ページでございます。

13款分担金及び負担金、1項分担金です。それぞれ分担金も事業費の確定によるものでございます。

次の負担金も、民生費の負担金でありますけれども、これも額の確定でございます。

16ページ、14款使用料及び手数料、使用料で商工使用料で、銀の湯会館使用料550万円の減です。入り込み客数の減ということでございます。

次の17ページです。

15款国庫支出金の国庫負担金です。民生費の国庫負担金でございます。ここも年間見込み額、事業費の確定によるものでございます。

次のページで、国庫補助金でございまして、下の高齢者医療制度円滑導入事業補助金で210万円補正したいものでございまして、これも保険料徴収システムの改修委託部分の補助でございます。

次のページです。

16款県支出金、1項県負担金でございます。次の2項県補助金も、3項の委託金も額の確定でございます。

22ページでございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、財産貸付収入で13万7,000円補正し、221万5,000円としたいものでございまして、土地貸付収入、風力発電用地貸付料13万7,000円でございます。加納の町有地3筆の一部でございます。1月から3月分、あるいはもう1筆、19年6月から12月分等を合計しますと13万7,000円でございます。12月19日に県の森林審議会の協議が付されたということで契約をいたしました。

次のページです。

財産売払収入、生産物売払収入で376万円でございます。これも上記の土地の立木補償で376万円でございます。

25ページでございます。

繰入金でございます。基金繰入金で、財政調整基金繰入金で3,200万円の減でございます。

27ページでございます。

21款諸収入、4項雑入、4目雑入で450万円の減で、5,224万8,000円としたいものでございます。それぞれ雑入がございますけれども、物品販売収入と物品貸出収入、これは銀の湯会館、306万2,000円と30万円です。30の市町村振興宝くじ交付金、交付額の確定によりまして56万4,000円の増でございます。一番下の自治総合センター助成（ふるさと消防団活性化事業）で90万円の減、これも宝くじの交付金ですけれども、先ほどのパソコンの部分が外れましたので減額しました。

28ページでございます。

22款、1項町債でございます。土木債が380万円の減で、2,260万円、3目災害復旧債が120万円減の620万円とするものでございます。

6ページでございます。

第2表の地方債の補正でございます。今言いました道路改良整備事業で2,640万円から2,260万円と下の道路河川災害復旧事業、740万円を620万円にしたいもので、合計で2億40万円を1億9,540万円にしたいものでございます。

8ページでございます。

今回の補正前の額で40億1,448万5,000円でございます。今回の補正額は3,382万円の減で、合計で39億8,066万5,000円としたいものでございます。補正額の財源内訳で、特定財源が国県支出金が1,153万3,000円の減、地方債が500万円の減、その他の財源が1,305万6,000円の減、一般財源が423万1,000円の減でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

11番議員、横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 31ページで、地域づくり推進事業の15節工事請負費です。旧厚生省

跡地倉庫等解体工事の減額について、倉庫等というところですけども、具体的にここは倉庫と旧官舎がそのほか2棟ありますね。そしてその他に管理棟があります。そのどれを出しているのかということ、まずその点お聞きいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） お答えします。

具体的には、入って左側のトイレ、それから、ヤシの木、それから、一部入り口のところがあありますね。あそこのところを当初壊す予定でありました。したがって、今、議員おっしゃるような管理棟を含めてこちらの大きい建物ですか、そちらは壊す予定はなかったです。そういうことでございます。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） そうすると、管理棟を壊す予算はどのくらい見えていますか。管理棟、倉庫、官舎……。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） 先ほど町長が申し上げましたように、当初19年度のときには入り口を整備しようというような形で予算を盛ったわけですが、ところが、平成20年度でご承知のように新たに（仮称）観光交流館を建設するといったようなことで、そのほうが安上がりだろうというようなことで見込んだわけでございます。ただ、全体の解体費となると、今私の手元に資料がございませんですから、本年度の、つまり20年度の解体、それから、建設を含めて、昨日来予算で出てきた2億2,800万円ですか、そういう形で事業が施行されるというふうな形のものでございます。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 新年度の予算に関しては、予算説明はこれからですけども、施政方針で、観光交流館、二億二千何百万円何がしと、その中でいわゆる現施設の解体分はどのくらい見ているのか、それが……。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 一応、既設の解体は1,600万円でございます。既設の解体の設計施行監理料が30万円という形でございます。それから……、失礼しました。既設の売店の解体、これが334万8,000円という形になります。一応そういう形です。既設の解体は1,600万円です。

11番（横嶋隆二君） 売店はまた別。

産業観光課長（山田昌平君） 売店は別です。既設の売店は334万8,000円というのが一応……。

11番（横嶋隆二君） 売店は湯の花売店。

産業観光課長（山田昌平君） 湯の花売店です。湯の花売店だけはちょっと先に残しておくような形で。

11番（横嶋隆二君） そうすると、合わせると約2,000万円。

産業観光課長（山田昌平君） そうですね。約、そのような形。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 町長に質問というか、今年度2億2,000万円ということで計画をされました。この土地がいつ、計画も含めて、買われた年度、そして買われたときの計画、国からこの土地を買ったわけですけれども、その価格ですね。そして現に解体工事を含めると、それが実際には土地取得を含めたそっちのほうにお金が行くわけですよ。やっとならば来年度実施になるので、そういう前の代から続いてきたものですが、国から取得をする際の計画の概要、予算はどのくらいだったのか、その辺お答えください。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

これは平成15年12月に町が買い求めております。その価格は2億50万円ということになっております。

その当時、今までも何度か申し上げましたけれども、今の既存の建物はもちろんあいていたわけですので、これの使い勝手等いろいろ検討してきた中で、今まで利用できるものは利用してきました。しかし、今回の交流館建設に当たって取り壊さなければ計画が進まないということで取り壊しするというにしましたわけですが、当時のあそこの利用計画等詳細につきましてはちょっと……、担当課長のほうから。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） 当時の利用計画ということで……。

11番（横嶋隆二君） そうです、国に計画書を上げていますよね、その概要。冊子にもなっていますけれども、概算があるはずですが。

企画調整課長（外岡茂徳君） ありますけれども、今持ってないです。この間説明しましたけれども、今とほとんど同じような形で、あそこに（仮称）観光交流館的なものを売店を含

めて整備するというようなことで、下賀茂地区の周辺の……。

11番（横嶋隆二君） それは大体の概算予算は議会でも報告されているんですけども。

議長（渡邊嘉郎君） 暫時休憩をとります。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時13分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ会議を再開します。

質問者は挙手の上お願いいたします。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この当初の計画は具体的な金額等が入ってはおりませんが、いわゆる基本構想というのがありまして、これは前にも私、一般質問でお答えをしております。その中に、「以上のように本計画地は歩行者、自動車交通ともに南伊豆町の観光産業の中心的な役割を担う場所に位置することから、多くの人々が利用できる観光産業施設及び既存の温泉を利用した温泉施設を整備し、利用者のニーズに合った情報を提供するとともに、地場産品の集配、販売等も行い、観光客のみならず地域の人々も幅広く利用できる総合多目的施設を整備する」というものであります。

我々はこの計画と、ほぼ今の計画と合致したものだということを前の一般質問でもお答えしました。そういうことですので。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 実施計画とかそういうことはやられていますにしても、その基本構想の下賀茂地域活性化の冊子、これはコンサルタントに頼んだという、それは15年度の地域づくりのお金で400万円がちょっとした冊子をつくることに、ほとんどカラーコピーであるような、そういう事業計画が行われた。前執行部ですけども、中身の基本計画、3案等々ありますけれども、大体全部やると十数億かかるということは言われていたんですね。そういう点が1つ。

もう一つは、先ほどの話ですけれども、当時その土地の買収が2億50万円、しかも国有地、先ほどの話を聞くと、2億50万円も更地評価で、議会のほう、本当に活用するのであれば更地で買うべきだという意見も出ましたけれども、まさに解体費用に2,000万円強かかるということが示されたわけで、そういう点からすると、町長が代がかわられてから、ふるさとづくり委員会等々、いわゆる住民の声に基づいて、その計画の費用に関してもむだなお金を使わないでやって、最小限のものを、しかも5年も塩漬けにしてあった状態をやってくるという、そういうふうには考えられますが、その点ですね、同時に、20年度を通じてこれをさらに地域活性化につなげようという思いがあると思うんですが、対費用というのは、これまでの経過、過去の遺産というのですか、引き継いだ負の遺産からこれを転じるという点での町長の改めての決意を聞かせていただきたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今までの経緯というのは何度か申し上げてまいりまして、先ほども申し述べたとおりであります。

そこで、今回20年度に建設費を予算計上させていただきました。そしてこれには我々なるべく町費をかけないで、そして過疎債、あるいはその他県の補助金等をできるだけ多くいただくことによって、そして建設しようということではいろいろ検討してまいりました。このことについては後ほどまた予算の内容の中でご説明申し上げますけれども、そしてこの施設をいろいろ……、昨日も質問がありましたけれども、実施設計に当たっては何回となく関係団体等、その他庁内でももちろんですし、検討しながら練り上げてまいりました。そして今回の予算計上になったわけであります。

そういうことで、この（仮称）交流館建設に当たっては、私が何度も申し上げますように、やはり観光客、そして地域の住民が一緒になって交流できる場ということでぜひ成功させたいという思いで取り組んでおるところであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 6番議員、清水清一君。

6番（清水清一君） 6番、清水。

56ページ、388番、単独道路改良事業でございます。この中で県道改良事業負担金という項目がございますけれども、この県道分を負担する南伊豆町としては、道路の工事の形によ

と思うんですけれども、県道の形はどのようなものか、県に対しての県道への町の負担金は何%くらいあるのか。

議長（渡邊嘉郎君） 建設課長。

建設課長（奥村 豊君） 事業にもよりますが、地方特定分の事業ですと5%です。これは昨年ですと一條地内の工事です。そのほか一般県道改良ということで、これは10%です。今年度ですと手石湊線、湊地内、それから、南伊豆松崎線、それは川合野です。それから、下田南伊豆線、岩殿のバイパスの先です。波勝崎線が10%でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

6番（清水清一君） これ、負担金はトータルで補正にやっています。問題ないのか、したんですけれども、どこかよその町ではこの負担金が足りないから、改良工事、県道の道路の対象としないで終わるといふ話もうわさで聞いているんですけれども、トータルで南伊豆町としては改良負担金はどのくらいかかるのですか。

議長（渡邊嘉郎君） 建設課長。

建設課長（奥村 豊君） 負担金全体ですと1,450万円です。6月には一條の関係で350万円補正増していただきました。これは来年度までということで計画していたようですが、県のほうで一遍に今年度片づけようということで、予算づけで手当てしました。

そのほかですが、手石湊線では事業の確定により700万円の分が減になっております。川合野地内ですと200万円の減でございます。波勝崎線では270万円の減、逆に予算づけされていませんでした岩殿地内の測量で100万円が増。その他、この440万円につきましては県道南伊豆松崎線の負担金のかからない防災工事のほうへ回していただいたというふうに聞いております。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 67ページの武道館改修工事設計委託料に対して、これに関して新年度予算で改修工事費が組まれていますけれども、この中身をもう少し詳細に教えていただきたい。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 武道館の改修工事設計委託料という形で56万円今回補正増させていただいた件の中身でございますけれども、先日来にも一般質問の中で答弁させていただいておりますけれども、武道館を一部改修し、社会福祉協議会等に利用していただくための改修でございます。

具体的な改修内容につきましては、武道館の1階のアリーナ部分につきまして、そこに会議室を一室つくる。2階のトレーニングルームを一部壁等をつくりまして、倉庫並びに会議室という計画でございます。あと既存の事務室はありますけれども、そこを事務室とさせていただきますというような改修工事であります。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 保健福祉センターの議論が一方でされておりましたけれども、この改修工事をして社会福祉協議会へそこへ入ってもらおうという対応をすることで、懸案の健康福祉事業に対する対応はどの程度充足をされるのか、その点答えていただけますか。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 今、武道館の改修につきましては、福祉部門と申しましょうか、社会福祉協議会関係の事業のための利用、あと健康・衛生的な部門につきましては、ここにありますように中央公民館改修工事管理委託料という形で今回も59万5,000円補正をさせていただいております。これにつきましては中央公民館のほうを一部改修、それにつきましては乳幼児健診、または予防接種、または食に関する協議会があるんですが、そちらのほうで利用すべく2階部分の調理室の改修、それとホールに隣接し、そこに診察室等を一部屋設けるというような改修内容でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） その武道館を含めて中央公民館を改修、そういうところの改修で充足ができるのかどうか、そこを含めて、その点。

議長（渡邊嘉郎君） 副町長。

副町長（小針 弘君） 今の公民館とそれから武道館の改修ですけれども、武道館のほうにつきましては社会福祉協議会という話も出ましたけれども、それ以前に、やはり老人会等からもかなり会議をやる場所ということの要求も出されておりましたから、この会議室の確保、それから、武道館は日中余り使わないものですから、その会議室のほかにも今まであるホールの広いところ、これも使えるものですから、そして今あります事務所、これを全部使いますと相当機能的になるということも考えております。

今、健康福祉課長が言いましたように、保健関係のことは公民館、あとの社会福祉協議会関連、老人会を含めまして、それは武道館というような使い分けで、かなり現状の機能が100%とは言いませんけれども、相当機能していくんではないか、そんなふうに考えます。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

4番（稲葉勝男君） 56ページ、公有財産購入費で、青市区内1号線の用地取得、これは難航して買えなかったのか、どういう理由ですか。というのは、今後の1号線の改良工事にどういうふうに影響してくるのか。そしてこれは今年度買えなかったけれども、翌年度買収できる見込みがあるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 建設課長。

建設課長（奥村 豊君） 代替地とか、そういう要求がありまして、今、そちらのほうの見通しが立たなかったものですから減額しておりまして、新年度につきましては継続してお願いするつもりでありますので、また……。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

11番、横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 本年度のこの補正予算の特徴は、1つは、数年ぶりに財政調整基金を積み増しをしたということです。これは財政が大変だから、合併だ、合併だということで、かつてなく財調を崩して、崩す一方で大盤振る舞いの公共事業をやってきた前執行部、僅差で、合併に進まない町政になって、その後苦渋の財政運営が続いてきた中で、私は単に税金を積んでおけばいいという思いはありませんが、この間、住民もいわゆる偽りのデータで合併の方向に追い込んで、財政が大変だということで、それが見事に覆ったということの一つの証ではないかというふうに思います。

16年度の議会に財政見通しが示された時点では、その時点で平成18年度、19年度、4億5,000万円、5億5,000万円、それには庁舎建設も含めて事業を進めて、財政が大幅な赤字に

なって町が破綻するというので、この間の折にもいわゆる10年先、公共施設の耐震事業、役場建設に関しては私も異存がありますけれども、仮にそうした事業を入れても財調を崩さないでやっていける見通しが立てる。昨年10月にこれが示された財政見通しでは、今期の財調の積み増しは出ておりませんでした。載っておりません。

また、いわゆる懸案だった厚生省の跡地の問題、住民から何であんなところを買ったのだ、利用目的はどうだったのか。役場はもちろんのこと、私たちも住民代表の立場から、町がつぶれるほど財政が大変なのにあんなところを買ってということ盛んに言われてこれまできました。厚生省の跡地の廃止から言えば、足かけ7年にわたる問題であります。そして厚生省の施設で実際に廃止になった場所は、執行部がなくしていいという、そういう表明をした南伊豆町の施設だけあります。

負の遺産がどれだけ大きいかということは今回の質疑でも明らかになったように、あそこを買収した価格は2億50万円であります。ところが、旧施設を残して解体費用、今後新たにかかる費用でも解体を含めると2,000万円強になります。新年度で、町長はこれまでの町を二分した町長選から、町の方角を新たに模索していくというそういう苦渋の中で、二分した町民の声の中で、こうした施設の問題でも予算を最小限に抑えて合意の形成をつくる。そしてようやくこぎつけた予算総額は新年度で2億2,000万円、間の土地の買収もありましたけれども、その2億2,000万円の中に2,000万円強の前執行部の時代のいわゆる施設の解体費用まで入っている、そういうことがありました。

あわせて、保健福祉の問題も話しましたが、思い返せば、17年の町長選挙の際に、財政が大変な中でまちづくりのさまざまな課題にどうこたえるかということで、あの厚生省跡地での保健福祉センター計画も想定にはありましたが、厳しい予算の中でどうするかという点で、既存の施設の利用を含めて総合的に考える、そのあらわれがこの補正予算での設計、そして新年度予算に盛り込まれて、そうした中で住民の保健福祉の要望と地域振興をいわゆる進めていくという、この大変な課題に、最小限の予算、厚生省跡地の実施設計に至る、実施設計はしてないんですけども、当初、国に買収を申し出た計画がカラーコピーのような計画書が400万円、中身の計画はもしやった場合に十数億かかる、こんなことはできないという、職員の間からもそういう声が出ていた。これがその数分の1で、町民の産業振興、そしてその発展度合いに応じた施設の抽出をしていくという答弁、議会の中でもありましたが、そして保健福祉センター対応の国の補助金があるうちにやらないで、それで自主財源、またお金を崩してやろうという前執行部の当時の計画は、この役場の隣にありながら、わかし湯の温

泉をつくるという、そういうべらぼうなものでしたが、それが3億5,000万円、こうした計画から見れば、本当に切実に迫った財務状態を引き継いだ中で、今日までこの要求を満たす最大限の努力と既存の施設を利用してやって見通しを開いたということに本当に敬意を表して、賛成の討論といたします。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第37号 平成19年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第37号議案は原案のとおり可決されました。

議第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第38号 平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第38号の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。

まず、歳出につきましては、総務費232万9,000円、保険給付費を1,259万9,000円増額し、共同事業拠出金を1,030万7,000円減額するものが主なものであります。また、歳入では、国庫支出金を1,622万6,000円、共同事業交付金を800万9,000円減額し、療養給付費交付金を756万5,000円、一般会計繰入金を262万4,000円増額するものが主なものであり、歳入歳出それぞれに471万7,000円を追加して、歳入歳出予算額を15億9,199万3,000円とするものであります。

詳細につきましては健康福祉課長より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 議第38号の内容説明を申し上げます。

14ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。232万9,000円増額し、917万6,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、13節委託料の216万3,000円の増でございます。その中で国民健康保険税システム改修委託料210万円でございます。これにつきましては制度改正に対応するためTKCのシステムの改修委託料でございます。

次のページでございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目につきましては財源部分の変更でございます。

2 目退職被保険者等療養給付事務でございますが、756万5,000円増額し、2 億6,221万9,000円とするものでございます。これにつきましては19節負担金、補助及び交付金でございまして、退職被保険者等療養給付費でございます。

次の3目の一般被保険者療養費の事務でございますが、49万円増額し、327万4,000円とするものでございます。これにつきましても19節負担金、補助及び交付金の増でございまして、一般被保険者療養費の49万円でございます。

4 目退職被保険者等療養費につきましては、財源部分の変更でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項高額療養費でございます。1 目一般被保険者高額療養費の事務でございますが、454万4,000円増額し、8,557万4,000円とするものでございます。これにつきましても19節負担金、補助及び交付金でありまして、一般被保険者高額療養費454万4,000円の増額とするものであります。

次の2目退職被保険者等高額療養費につきましては、財源区分の変更でございます。

次のページでございます。

3 項移送費でございます。1 目一般被保険者移送費と2 目退職被保険者移送費につきまし

ては財源区分の変更でございます。

次のページをお願いいたします。

老人保健医療費拠出金につきまして、財源区分の変更、その次のページの介護納付金につきましても、財源区分の変更でございます。

ページをめくっていただきまして、20ページでございます。

5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金でございます。1目高額医療費共同事業医療費拠出金であります。88万4,000円を減額し、2,642万5,000円とするものでございます。これにつきましても19節負担金、補助及び交付金でありまして、高額医療費共同事業医療費拠出金、拠出金の確定によりまして88万4,000円減額するものでございます。

4目の保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、これにつきましても942万3,000円減額し、1億4,888万1,000円とするものでございます。これも19節負担金、補助及び交付金でありまして、拠出金の確定により、942万3,000円減額するものでございます。

次のページでございます。

7款1項基金積立金でございます。1目支払準備基金積立金であります。9万6,000円増額し、10万2,000円とするものでございます。これにつきましては支払準備基金の積立金の利子分でございます。

それでは、7ページに戻っていただき、お聞きいただきたいと思います。

歳入の部でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金であります。2目の療養給付費等負担金で2,084万2,000円減額し、3億120万3,000円とするものであります。内容につきましては、療養給付費等負担金を2,097万7,000円減額し、老人保健医療費拠出金負担金を22万9,000円増額、介護保険納付金負担金を9万4,000円減額するものでございます。これらにつきましては交付額の確定による補正の増減でございます。

次のページをめくっていただきまして、2項国庫補助金でございます。1目財政調整交付金であります。454万4,000円補正増し、1億4,442万5,000円とするものでございます。これにつきましては普通調整交付金で454万4,000円の増です。交付見込み額により補正とさせていただきます。

次に、2目の高齢者医療制度円滑導入事業費補助金であります。7万2,000円を補正増し、7万2,000円とするものでございます。これにつきましては、高齢者の負担増凍結に係る高齢者証の再交付についての補助金でございます。

次のページでございます。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金であります、756万5,000円増額し、2億5,667万2,000円とするものでございます。退職被保険者等療養給付費交付金であります。これにつきましては退職被保険者等の療養給付費、療養費、高額療養費に対しまして支払基金からの交付金でございます。

次のページをお願いいたします。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金でございます。1目であります、共同事業交付金であります、1,171万4,000円減額し、1,559万4,000円とするものでございます。これにつきましては高額医療費共同事業交付金であります。

次の2目保険財政共同安定化事業交付金であります。1,972万3,000円増額し、1億7,802万7,000円とするものでございます。保険財政共同安定化事業交付金1,972万3,000円の増額です。この増額につきましては交付金の確定によるものでございます。

次の8款財産収入、1項財産運用収入でございます。利子及び配当金であります。9万4,000円の補正増をし、10万3,000円とするものでございます。これにつきましては支払準備基金利子でございます。

次にページをめくっていただきまして、9款繰入金、1項他会計繰入金でございます。1目一般会計繰入金262万4,000円増額し、6,597万5,000円とするものでございます。このうちの保険基盤安定繰入金は153万8,000円の減額、職員給与費等繰入金は384万4,000円の増、財政安定化支援事業繰入金につきましては32万2,000円の増ということで、いずれも確定によるものでございます。

次の11款諸収入、3項雑入でございます。一般被保険者第三者納付金を265万1,000円増額し、270万円とするものでございます。これにつきましては、一般被保険者第三者納付金で実績によるものでございます。

6ページに戻っていただき、お開きをお願いいたします。

歳出合計、補正前の額15億8,727万6,000円、補正額471万7,000円、計15億9,199万3,000円、補正額の財源内訳でございますが、特定財源のうち国県支出金1,622万6,000円の減、その他1,822万5,000円、一般財源271万8,000円。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論もありませんので、討論を終結したいと思います。

採決いたします。

議第38号 平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第38号議案は原案のとおり可決されました。

議第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第39号 平成19年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第39号の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第3号）であります。

3月診療から11月診療までの医療費実績を考慮した上で再精査した結果、医療給付費を

5,844万5,000円、医療支給費を33万2,000円おのこの増額するものであります。また、それに伴う歳入として、医療費交付金を2,952万6,000円、国庫負担金を1,950万1,000円、県負担金を487万5,000円、一般会計繰入金を487万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,877万7,000円を追加して、歳入歳出予算額を12億7,377万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 議第39号の内容説明を申し上げます。

11ページをお開きください。歳出の部でございます。

1款1項医療諸費、1目医療給付費でございます。5,844万5,000円増額し、12億4,019万2,000円とするものでございます。これにつきましては、19節負担金、補助及び交付金であります。社保分医療給付費277万円、国保分医療給付費5,567万5,000円、これにつきましては3月から11月の診療実績をもとに推計し、増額をさせていただくものでございます。

次の2目の医療支給費の事務でございます。33万2,000円増額し、1,847万9,000円とするものでございます。これにつきましても19節負担金、補助及び交付金でありまして、現金給付分医療支給費33万2,000円、これにつきましては2月、3月分の支給見込み額に不足する額を補正増させていただくものでございます。

次に、歳入でございます。7ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の部でございます。1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金であります。2,952万6,000円増額し、6億4,547万5,000円とするものでございます。医療費交付金であります。これにつきましては、医療給付費と医療支給費に対応する法定負担分を計上させていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目国庫負担金であります。1,950万1,000円補正増し、4億1,677万9,000円とするものでございます。医療費の国庫負担金でございます。これにつきましても医療給付費と医療支給費、医療支給費というのは補装具等でございますが、対応する国庫負担分を計上したものでございます。

次の9ページでございますが、3款県支出金、1項県負担金、1目県負担金であります。

487万5,000円増額し、1億220万円とするものでございます。

医療費県負担金87万5,000円、これにつきましても先ほどの国庫負担金と同様の内容でございます。理由につきましては記載のとおりでございます。

次のページでございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金でございます。487万5,000円増額し、1億219万9,000円とするものでございます。一般会計の繰入金でございます。

6ページをお開きください。

歳出合計でございます。補正前の額12億1,500万円、補正額5,877万7,000円、計12億7,377万7,000円。補正額の財源内訳でございますが、特定財源の国県支出金2,437万6,000円、その他2,952万6,000円、一般財源487万5,000円。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論するものはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第39号 平成19年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第39号議案は原案のとおり可決されました。

議第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第40号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第40号の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第4号）であります。このたびの補正につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ838万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億3,724万3,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳出では、総務費を介護保険制度改正に伴うシステム改修により一般管理費を148万円、介護保険給付費を本年度の実績に基づき推計し、居宅介護サービス給付費を400万円、及び特定入所者介護サービス費200万円、それぞれ増額したいものであります。

歳入につきましては、保険給付費を負担する国・県、社会保険診療報酬支払基金は、それぞれ独自に保険給付費を推計し、法定負担率により平成19年度の負担額を決定しており、それに対応する補正を行い、財源が不足する926万4,000円を繰越金及び一般会計から繰り入れる等の増額補正により対処したいものであります。

詳細につきましては健康福祉課長から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 議第40号の内容説明を申し上げます。

16ページをお開きください。

歳出の部でございます。

1款総務費、1項総務管理費でございます。1目一般管理費の事務でございますが、148万円増額し、337万円とするものでございます。これにつきましては委託料を148万円増額するものでございます。中身につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業委託料として168万円の増額でございます。これにつきましては、激変緩和措置を継続するに伴うシステムの改修、それと後期高齢者医療制度創設に伴うシステムの改修等々でございます。

次の3項介護認定審査会費でございます。認定調査等費で20万円の補正増をし、562万6,000円とするものでございます。これにつきましては賃金であります。認定調査員の賃金の増というものでございます。

次のページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費でございますが、400万円の補正増し、3億69万1,000円とするものでございます。これにつきましては19節負担金、補助及び交付金でありまして、居宅介護サービス給付費負担金を400万円でございます。これについては過去10カ月の実績に基づく年間経費を割り出した額による補正増でございます。

次の5目につきましては、財源区分の変更でございます。

9目の居宅介護サービス計画給付費でございますが、40万円の補正増し、3,400万円とするものでございます。これにつきましても19節負担金、補助及び交付金でありまして、居宅介護サービス給付費負担金40万円でございます。先ほどの居宅介護サービス給付費負担金と同様の中身でございます。算出根拠につきましては同様でございます。

次、19ページでございます。

4項高額介護サービス等費でございます。1目高額介護サービス費でございますが、660万円補正増し、1,050万円とするものでございます。これにつきましても19節負担金、補助及び交付金でありまして、高額介護サービス費負担金であります。660万円の増額であります。

次の2目高額介護予防サービス費、これにつきましては660万円の減額でございまして、10万円とするものでございます。これも19節負担金、補助及び交付金でございます。高額介護予防サービス給付費負担金、マイナス660万円でございます。

次のページをお願いいたします。

5 項の特定入所者介護サービス等費でございます。1 目の特定入所者介護サービス費で200万円の補正増をさせていただき、4,131万2,000円とするものでございます。これにつきましても19節負担金、補助及び交付金で、特定入所者介護サービス給付費負担金であります。これも過去10カ月の実績に基づき負担給付費を割り出して補正増させていただくものでございます。

次の5 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費でございます。1 目につきましては財源区分の変更でありまして、2 目につきまして29万6,000円補正増し、470万8,000円とするものでございます。中身につきましては需用費が19万7,000円、役務費が7 万5,000円、14節の使用料及び賃借料2 万4,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項包括的支援事業・任意事業費でございます。これも1 目介護予防ケアマネジメント事業費でございます。1,000円の補正増し、742万2,000円とするものでございます。職員の手当と共済費でございます。

次の3 目につきましても、3,000円の補正増、これにつきましても共済費等の費用でございます。

それでは、7 ページに戻っていただきたいと思えます。

歳入でございます。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金でございます。1 目介護認定審査会負担金であります。14万7,000円補正増し、567万9,000円とするものでございます。賀茂郡介護認定審査会負担金でございます。これは精算に伴う1 市4 町からの負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金でございます。1 目介護給付費負担金を16万3,000円減額し、1 億3,553万8,000円とするものでございます。介護給付費の負担金でございます。これは交付決定に伴うものでございます。

次の2 項国庫補助金であります。2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）であります。1 万5,000円減額し、209万5,000円とするものでございます。これは地域支援事業交付金でありまして、8 万5,000円、交付決定に伴うものでございます。

次の3 目の地域支援事業交付金（包括支援事業等）で17万7,000円の減額をし、451万4,000円とするものでございます。地域支援事業交付金であります。17万7,000円の減額、こ

れにつきましても交付決定に伴うものでございます。

4目介護保険事業補助金であります。51万5,000円増額し、51万5,000円とするものでありまして、これにつきましては介護保険制度改正に伴うシステム改修費の補助金であります。次のページをお願いいたします。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金であります。1目介護給付費交付金、176万7,000円減額し、2億4,612万円とするものでございます。介護給付費交付金、これにつきましては31%なんです。交付決定に伴うものでございます。

次の2目地域支援事業支援交付金であります。10万5,000円減額し、259万8,000円とするものでございます。これも地域支援事業支援交付金で10万5,000円の減額でございます。これも割合の31%でございます。

次に、6款県支出金、1項県負担金であります。1目介護給付費負担金、12万1,000円減額し、1億1,732万4,000円とするものでございます。介護給付費県負担金で交付決定に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項県補助金であります。1目地域支援事業交付金であります。4万3,000円減額し、104万7,000円とするものでございます。地域支援事業交付金であります。

次の2目地域支援事業交付金（包括支援事業等）であります。5万1,000円増額し、239万6,000円とするものでありまして、地域支援事業交付金（包括支援事業等）で8万8,000円の減額、地域支援事業交付金（包括支援事業等）、これにつきましては過年度分で13万9,000円の増額をするものでございます。1目、2目とも交付決定によるものでございます。

次の9款繰入金、1項一般会計繰入金でございます。1目の介護給付費繰入金であります。100万9,000円増額し、9,830万8,000円とするものでございます。介護給付費繰入金であります。これにつきましては給付見込み額の12.5%分でございます。

次の2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）であります。4万7,000円補正減し、104万3,000円とするものでございます。

次の3目地域支援事業繰入金でございます。9,000円減額し、233万6,000円とするものでございます。これにつきましては地域支援事業繰入金で、事業費の20.25%を見込みます。その支出見込み額等に基づく法定割合を掛けたものであります。

次の4目その他一般会計繰入金であります。101万8,000円補正増し、1,330万4,000円とするものでございます。事務費等の繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。

10款 1項繰越金であります。1目繰越金、729万3,000円補正増し、1,863万4,000円とするものでございます。これにつきましては前年度の繰越金でございます。

次の11款諸収入、3項雑入でございます。4目返納金86万4,000円補正増し、86万5,000円とするものでございます。返納金の86万4,000円でございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出合計、補正前の額 8億2,886万3,000円、補正額838万円、計 8億3,724万3,000円。補正額の財源内訳でございますが、特定財源、国県支出金、マイナス16万2,000円、その他マイナスの172万5,000円、一般財源1,026万7,000円。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 個々の予算ということではないですが、これは当初予算でも質問したいと思っておりますけれども、この予算の背景に、介護保険利用者、そして事業者がいるわけですね。全国的に介護保険を利用すると高過ぎてなかなかたくさんできない。また、事業所のほうでは事業所の運営も大変だ、働いている介護事業にかかわる労働者も大変だ、そういう声が上がっています。そうするとどうなるかと言えば、いわゆる被保険者が被介護者、本来の医療、介護という水準が下げられてくるんじゃないかという懸念が全国的にありますけれども、どのように行われているのか。それについて。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 今、議員が言われましたように、介護保険を利用する場合、利用に対して自己負担が1割生じてくるわけです。介護の方法もいろいろ多種多様化しております。それに伴って、今言われましたように利用者側のほうの利用負担も介護度によって高額なものになります。そういうような負担に対しての利用者側のほうの大変さというものも耳に入っております。

それとあわせて事業者のほうにつきましても、今言われますように高齢化し、介護保険を利用する方が年々ふえている。実際に月2回審査会があります。その1回の審査会につきまして新規、更新を含めまして30から40の件数がございます。そういうような状況の中で、事業者側のほうも限られた利用者の中で対応するというようなことで大変ということも聞いて

おりますが、健康福祉課、町としましても事業者に対して介護保険に伴うサービス内容を提供していただくよう指導等はしております。

また、利用者につきましての負担についてはいろいろ苦情等々あるものですから、その都度役場の窓口のほう、もしくは電話等で相談を受け付けして、相談等によっているという状況でございます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） また20年度の当初予算のときに答えてもらえばいいと思いますけれども、事業者が精いっぱいやっても、全国では制度上大変だということなんですね、その点をやはり国に対しても自治体側から、制度の根本見直しということ、そういう提案も必要ではないか。利用者も大変だし、事業者も大変な状態に置かれているということについて、その実態についてまた質問したいと思いますけれども、国に対して制度の本来的な介護のあり方の事業にしていく見直しを国に上げていくということであります。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

6番（清水清一君） 6番、清水。

23ページで伺いますが、職員が2名という形ですけど、現在やっている保健師さんでしょうか、単純にみますと1人でその方は1,000万円からの給与が掛かっているという形になっている計算になってしまいます。どういうふうな内容か……、お伺いします。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 清水議員のご質問なんですけれども、給与費の明細であります。これにつきましては、その前のページ、22ページにありますけれども、包括的支援事業・任意事業費の中で1目介護予防ケアマネジメント事業と包括的継続的ケアマネジメント支援事業の2つの事業を行っている保健師が2名おります。具体的には関と鈴木でございます。その2名の人件費でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第40号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第40号議案は原案のとおり可決されました。

ここで11時25分まで休憩といたします。

休憩 午前 11時 14分

再開 午前 11時 25分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第41号 平成19年度南伊豆町南崎財産区特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第41号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成19年度南伊豆町南崎財産区特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額に8万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38

万3,000円とするものであります。

補正の内容の歳出では、財産区所有地の表示看板を設置しようとするもので、需用費 8 万 4,000円を増額するもので、財源として財産区保有地の土地貸付料 8 万4,000円を計上するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第41号 平成19年度南伊豆町南崎財産区特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第41号議案は原案のとおり可決されました。

議第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第42号 平成19年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第1

号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長(鈴木史鶴哉君) 議第42号の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算(第1号)であります。

歳入歳出予算の総額に7万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ907万6,000円とするものであります。

補正の主なものは積立金を12万1,000円増額し、報酬を4万5,000円減額するもので、あわせて7万6,000円を増額補正するものであります。これらの財源としての歳入につきましては、利子及び配当金2万2,000円を減額し、一般財源として繰越金9万8,000円を追加したいものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(渡邊嘉郎君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(渡邊嘉郎君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(渡邊嘉郎君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(渡邊嘉郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(渡邊嘉郎君) 討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決いたします。

議第42号 平成19年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第42号議案は原案のとおり可決されました。

議第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第43号 平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第43号 平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

下水道会計補正予算は、人件費の更正が主なもので、公共下水道建設費用37万6,000円、総務管理費用13万1,000円をおのをおのを減額し、処理場ポンプ場費を20万円増額するものであります。また、歳入予算につきましては一般会計繰入金を30万7,000円減額するものであります。

詳細は上下水道課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（小坂孝味君） それでは、議第43号の内容についてご説明させていただきます。

8ページをお開きください。

初めに歳出でございますが、1款下水道費、1項1目公共下水道建設事業を37万6,000円減額し1億4,564万9,000円とするもので、2節給料、3節職員手当等でございますが、これは職員2名分の補正減でございます。4節共済費、12節役務費につきましても補正減でございます。

次に、9ページをごらんください。

2 款業務費、1 項 1 目下水道総務事務を13万1,000円減額するもので、3 節職員手当等、4 節共済費を更正減させていただきます。

次のページの2 款業務費、2 項 2 目下水道施設管理事業を20万円増額するもので、11 節需用費で、これは電気料の増加が見込まれるからでございます。

次に、7 ページをお開きください。

歳入でございますが、一般会計繰入金は、歳出の更正減により30万7,000円の減額とするものでございます。

次に、6 ページでございます。

歳出の合計でございますが、補正前の額 3 億9,730万2,000円、補正額30万7,000円の減、計 3 億9,699万5,000円、補正額の財源内訳は一般財源30万7,000円の減でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第43号 平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第43号議案は原案のとおり可決されました。

議第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第44号 平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第44号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出それぞれ26万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,617万5,000円とするものであります。

歳出の内容といたしましては、人件費、工事費の増額、償還金利子及び割引料の減額であります。

詳細につきましては建設課長より説明させます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長（奥村 豊君） それでは、内容説明をさせていただきます。

歳出、8ページをお開きください。

1款漁業集落環境整備費、1項妻良漁業集落環境整備費38万6,000円を追加し、2億4,461万6,000円にするものでございます。

妻良漁業集落環境整備事業、2節給料から4節共済費は人件費の更正によるものです。

15節工事請負費20万円の増額、これは補助事業の工事請負費へ60万円の減額と、町単独集落環境整備工事、末端管渠の延長及びマンホールの増、並びに災害時の臨時トイレマンホール、2基増設に伴う80万円の増額でございます。

次に、9ページをごらんください。

2款公債費、1項公債費11万8,000円減額し、145万9,000円とするものです。これは町債利子の更正減によるものです。

それでは、歳入、7ページをごらんください。

3款繰入金、1項一般会計繰入金に26万8,000円を追加し、957万3,000円にするものでございます。これは一般会計の繰入金でございます。

次、6ページをごらんください。

歳出合計、補正前の額2億4,590万7,000円、補正額26万8,000円、計2億4,617万5,000円、補正額の財源内訳、一般財源26万8,000円。

次に、4ページの繰越明許費について説明させていただきます。

お配りいたしました平成19年度繰越明許費の説明資料をごらんください。

繰越明許の内容であります。排水処理施設、土木建築建設工事について、静岡県建築主事の建築確認申請の審査において、構造検査、これは鉄筋の関係の見直しに不測の日数を要したことから、年度内完成が見込めないため繰越明許費を計上したものであります。

発注見込み額は2億4,461万6,000円、うち繰り越し全体の事業費としては1億9,584万5,600円でございます。繰り越し件数は2件、工事が1件、委託が1件でございます。繰越金額が6,010万円。

繰越明許の内訳でございます。工事費につきましては1億8,139万50円の契約でございますが、そのうち5,670万円を繰り越しさせていただくものです。委託費につきましては777万円の契約でございますが、そのうち330万円を繰り越しさせてもらうものです。事務費につきましては667万6,250円のうち10万円を繰り越しさせてもらうものです。合計が6,010万円。財源の内訳ですが、国県支出金が4,200万円、地方債が1,260万円、地元分担金が540万円、一般財源が10万円でございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第44号 平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第44号議案は原案のとおり可決されました。

議第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第45号 平成19年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第45号 平成19年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

水道事業会計補正予算は、収益的収支予算につきましては、水道事業を取り巻く環境の変化等により水道事業収益を1,275万円減額し、水道事業費用を316万8,000円減額するものがあります。資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を170万円、資本的支出を1,135万5,000円おのこの減額するものであります。

詳細は上下水道課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（小坂孝味君） それでは、内容についてご説明させていただきます。

15ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち収入からご説明いたします。

1 款水道事業収益は、2,366万6,000円増額し、2 億8,899万6,000円とするものであります。

内訳としまして、1 項営業収益、1 目給水収益を1,275万円減額し、2 億4,695万円とするもので、1 節の上水道料金を986万円、2 節簡易水道等料金を289万円減額するものです。

3 項特別利益、1 目過年度損益修正益を3,641万6,000円増額するもので、1 節の過年度損益修正益でございます。これは水道事業会計の決算管理を紙ベースでの台帳管理としておりましたが、資産につきまして、減価償却費を必要以上に償却しているものですから、それを精査させていただくものでございます。

次に、16ページをお開きください。

支出であります。1 款水道事業費用は、316万8,000円減額し、2 億7,997万6,000円とするものであります。

1 項営業費用、1 目原水浄水送水配水給水費を60万8,000円減額し、4,510万4,000円とするもので、11 節委託料を69万円減額するものです。19 節会費負担金は8 万2,000円の増でございます。

3 目総係費を64万3,000円減額し、4,316万円とするもので、2 節手当等、5 節法定福利費は更正増、11 節委託料は減額でございます。

4 目簡易水道等費460万1,000円の減額で、3,586万9,000円とするもので、1 節給料は更正増、2 節手当等、5 節法定福利費は更正減となります。11 節委託料と13 節修繕費は減額でございます。

5 目減価償却費を205万円増額し、1 億705万2,000円とするもので、28 節有形固定資産減価償却費でございます。

6 目資産減耗費を120万円減額し、85万5,000円とするもので、30 節固定資産除却費は120 万円の減でございます。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費を13万7,000円減額し、3,255万8,000 円とするもので、33 節企業債利息で財政融資資金利息7 万2,000円、金融公庫資金利息6 万5,000円の減でございます。

3目消費税を42万円減額し、611万2,000円とするもので、36節消費税の減でございます。

4項特別損失、1目過年度損益修正損を243万6,000円増額し、273万6,000円とするもので、38節過年度損益修正損でございます。

次のページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入でございます。

1款資本的収入は、170万円減額し、1億1,480万円とするものです。

2項建設改良工事負担金、1目建設改良工事負担金を170万円減額し、1,180万円とするもので、11節建設改良工事負担金でございます。

次に、支出でございます。

1款資本的支出は、1,135万5,000円減額し、1億2,065万8,000円とするものです。

1項建設改良費、1目水道施設改良費を1,135万5,000円減額し、5,311万1,000円とするもので、2節手当等4万5,000円の増で、これは期末勤勉手当でございます。11節委託料は、100万円の減で、内訳は水利権使用許可更新申請書作成委託料50万円、国県道占用に伴う台帳修正費50万円でございます。16節材料費は50万円の減でございます。50節工事請負費は990万円の減で、内訳は構築物工事等の請負費でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

漆田修君。

8番（漆田 修君） 8番、漆田。

2点ほど質問させていただきます。

営業外損益で過年度損益修正益と修正損、それぞれ減価償却漏れの是正した補正が今回出されておりますが、一般会計システムと固定資産の償却会計システムはどのような位置づけになっているのかという点が第1点であります。

第2点は、過年度損益勘定留保資金が補正で減額になっておりますが、その主たる要因は営業収益の補正減が1,900万円、業務資金勘定は1,000万円、数字的にちょっと符合しない面がありますが、それを補うために見ますと、営業費用の面がどうなっているのかなと思っただけですが、営業費用のほうは依然としてマイナス、補正になっております。ですから、その辺の説明を第2点目として提案したいと思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 上下水道課長。

上下水道課長（小坂孝味君） 過年度損益修正益、3項の特別利益、過年度損益修正益であります。これは水道事業会計システムと固定資産システムを新システムに移行する際に、会計システムのほうですが、これは日常の会計業務、監査資料、あるいは予算決算資料を作成する資料でございます。その会計システムと資産額、減価償却累計額になるわけですが、それともう一つ、固定資産の取得や除却、減価償却等の計算を行う固定資産システムの2つでやっているわけですが、そのシステムの資産額、減価償却累計額とのずれが今回あったものですから、それを原因はどういうことか、調査してまいりました。その結果、過去の紙台帳で行っていた固定資産の除却等の中に会計に反映されていなくて、引き過ぎていたものもあつたり、また、引かないで残ったといえますか、そういうものも見受けられたものですから、そのあたりを精査した中で、必要以上に除却していたものについては修正益のほうに戻して、そして今まで引くべきものを引かなかったところは修正損のほうで調整させていただいたわけでございます。

これは現金支出が特に伴うものではないものですから、予算執行に対する修正といえますが、実際の資金残等には影響はないわけでございます。

今後このようなことがないように、また、決算等においても会計システムに固定資産関係の入力をする際、固定資産システムとの突合のほうを今まで以上に慎重に行って、間違いないように努めていきたいと思っています。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） その件はよく理解いたしました。

もう1点を述べる前に、その件を引き続きお話ししたいと思いますが、決算整理の諸事務というのは年1回しかございません。実は私は監査をやっていた時点でも、例月監査で水道会計については、一般会計と、これは会計が一本になっておりました。収支については一本になっておりますので、その辺の区分けがうまくできていない。そこまで判定し切れない面があったと思いますね。固定資産台帳をコンピューター化するときには実は個別の固定資産ごとに償却率が決まっております。ですから、自動的にされてきたというような流れがあったと思います。今回、たまたま事務方の努力でそういうことが発覚し、今後の事務体系につなげるという決意を担当課長が述べられたと思うんですが、それはそれでしっかりやっていただきたいと思います。

実はもう一つの質問ですが、過年度損益勘定留保資金、これは水道料をプールさせておいて、後で必要経費を、総係費とかいろいろなものを支払いますね。残ったものは1年間プー

ルされて事業資金となるわけですが、たまたま今回補正で約1,000万円減額していますね。その補正減の主たる原因というのは、営業収益のほうで1,275万円の減額ということになっていますが、それがもろにその数字が反映されていないんですね。ですから、その次のページを見て、営業費用を見てどうかと、営業費用ですね、総係費とか、そういった要するにかかる経費を合算して1,000万円になるのかなと思ったら、そうでもない。ですから、その辺の留保資金の減額の原因をご説明いただきたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 上下水道課長。

〔「議長」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） 課長、後でいいですよ。後で個別に……、一応質問を終わります。

議長（渡邊嘉郎君） それでは、上下水道課長、後ほどよろしく願いいたします。

質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第45号 平成19年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第45号議案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第46号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第46号 平成20年度南伊豆町一般会計予算を議題といたします。
提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第46号の提案理由について申し上げます。

本案は、平成20年度南伊豆町一般会計予算であります。

本案につきましては、予算編成方針で申し上げましたとおりでありますので、各科目別の内容につきましては総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、この後の提出議案であります議第47号から議第59号までの特別会計等の平成20年度予算につきましても同様でありますので、それぞれ担当課長に説明させますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 鈴木博志君登壇〕

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第46号 南伊豆町一般会計予算の内容説明をさせていただきます。

59ページをお開きください。

歳出から申し上げます。1款1項1目議会費でございます。5,741万5,000円、141万7,000円の増でございます。1節は報酬で、議員報酬でございます。11名分で2,358万円です。2節は給料で、一般職の2名の給料でございます。職員手当、共済費とも人件費でございます。

11節需用費でございます。6の印刷製本費48万8,000円でございます。議会だより等の印刷製本費でございます。

これから主なところの説明をさせていただきます。

61ページをお開きください。

総務費でございます。総務管理費の一般管理費でございます。2億9,695万2,000円です。2,054万3,000円の増でございます。

報酬は、記載の審議会等の委員の報酬でございます。6つの審議会でございます。

給料でございます。9,418万9,000円です。特別職、町長、副町長の給料です。一般職給与が8,079万7,000円、総務課と会計課、企画調整課21人分でございます。

職員手当もそうでございます。職員手当の宿日直手当ですけれども、226万8,000円、災害の増員分も含んで540人分を見込んでございます。

次のページでございます。

12節総合賠償保険料86万4,000円でございます。総合賠償の保険で、人口9,978人掛ける86.5円でございます。死亡が1名につき2億円とか、そのような保険でございます。

委託料で法律相談委託料35万円です。顧問料です。訴訟代理人業務委託料28万円です。ジヤングルパークの裁判等の費用でございます。

次のページの18節備品購入費です。自動車100万円でございます。中古の軽四輪貨物2台分を見込んでございます。

19節の負担金でございます。下から2番目の各種補助金5,150万円です。23団体の補助金、予算説明書の15ページに明細がございます。401公募補助金で300万円でございます。

次のページです。

A E D整備補助金55万円でございます。これは各地区に消防、救急車が10分以上かかる地域あるいは団体への補助金という形で、リース分として16台分を計上してございます。その下が投資及び出資金で公営企業等金融機構出資金です。90万円でございます。公営企業、金融公庫が改正されまして新しい組織になりまして、それを全自治体が出資をするということでございます。

次に、職員厚生事務です。247万8,000円、27万1,000円の増でございます。特に変わったところだと、19節の特定健診の負担金3万2,000円でございますけれども、新年度から特定健診が始まるという部分の負担金でございます。

次の2目会計管理事務683万4,000円、201万円の減です。11需用費の消耗品費です。610万

円です。消耗品の一括管理で会計課で管理してございます。ちなみに19年度は833万7,000円の計上でございました。

次に、3目の財産管理費です。1,239万3,000円、208万7,000円の増です。13節委託料で、町有財産台帳整備測量等委託料です。273万円、通常の町有財産の加除の部分以外に、ことは吉祥の伊豆急不動産から寄贈分の土地の部分も含んで見込んでございます。

その下から3番目の使用料、賃借料です。土地賃借料276万2,000円、庁舎の土地の賃借料でございます。3名の方に借りてございます。

次のページです。

4目の自治振興費です。589万9,000円、44万4,000円の減でございます。区長会関係の費用でございます。

5目秘書広報費437万8,000円、10万4,000円の減です。秘書広報事務でございます。ここでは11節の需用費、修繕料20万円です。乗用車のクラウンの修繕料、車検等、17年目で16万キロも走っているという形です。

27節で公課費の自動車重量税5万1,000円でございます。

次に、68ページをお開きください。

電算管理事務で4,390万2,000円で、688万円の増でございます。

13節委託料でございます。202のバッチ処理委託料1,230万円でございます。TKC、納付書、封筒印刷等でございます。

次のページをお開きください。

次のページの上から3番目の18節備品購入費でございます。機器備品で105万円でございます。職員用のパソコン3台とプリンター2台でございます。

次の10目地域づくり推進費ですが、7,269万4,000円、315万2,000円の減でございます。19節負担金、補助及び交付金で路線バス維持事業補助金でございます。6,723万8,000円でございます。自主運行バスでございます。

11目交通安全対策費339万8,000円、37万4,000円の減です。交通安全の関係の費用でございます。

72ページをお開きください。

19節の交通安全指導員設置費負担金132万1,000円、下田警察署の婦人交通指導員がいらっしゃいますけれども、その負担金でございます。

交通安全施設整備事業の関係は施設修繕料、交通安全の施設設置工事、カーブミラー等の

費用でございます。

三坂財産区の費用、財産区費で307万6,000円で、102万7,000円の増でございます。三坂地区の振興協議会、あるいは各三坂地区の修繕等の費用でございます。

基金費でございます。基金費が179万9,000円で6,000円の増でございます。財調の積立金でございます。

そのほか76の庁舎建設基金173万円でございます。繰替運用の利子でございます。173万円でございます。

次のページです。

徴税費です。税務総務費でございます。6,615万5,000円、111万6,000円の増でございます。町民課の税務のほうの職員の人件費8人分でございます。

そのほか、次のページの委託料でございます。201の宅地等鑑定評価委託料75万6,000円、6ポイントの評価を行うということです。

76ページをお開きください。

一番上の静岡県地方税滞納整理機構負担金170万円でございます。4月1日からスタートいたします滞納整理機構、170万円でございます。負担金が10万円です。均等割です。処理件数が20万円掛ける8件、160万円、合計で170万円ということです。

戸籍住民基本台帳費です。1,984万9,000円で、865万9,000円の減でございます。町民課の窓口関係の職員の人件費3人分でございます。

次のページをお開きください。79ページです。

総務費の選挙費でございます。選挙管理委員会費でございます。687万5,000円、6万6,000円の減でございます。選管の職員1人分の人件費でございます。

次の選挙啓発費、13万2,000円ですけれども、明るい選挙推進協議会の費用、明推協の費用でございます。

80ページでございます。

各種選挙費でございます。244万9,000円、1,575万2,000円の減でございます。静岡海区漁業調整委員会委員選挙事務、選挙ではこの選挙のみということで、244万9,000円でございます。

次の5項統計調査費、指定統計調査費でございます。802万2,000円、59万円の増です。統計の職員1名分の人件費と、20年度は工業統計、住宅土地統計、漁業センサスの統計調査があるそうでございます。

次のページです。

監査委員費でございます。86万6,000円、10万9,000円の増でございます。監査事務に関する費用の項目でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、社会福祉総務費でございます。2億217万8,000円、3,032万1,000円の減でございます。民生委員の報酬、あるいは高齢者保健福祉計画の委員会の委員の報酬14人分を見てございます。あとは一般職員の給料6人分でございます、そのほか人件費でございます。

85ページをお開きください。

171の障害者（児）福祉事業でございます。一番下の19節の心身障害者扶養共済負担金88万円です。ここの部分は身体的、知的、精神障害者の自立支援給付額、医療費、扶助費、小規模作業所の運営費補助金等の経費でございます。

次のページの86ページに、404精神及び知的障害者小規模作業所運営費補助金、あしたば会へ1,249万7,000円、そのほか扶助費関係はごらんの扶助費でございます。

下に繰出金です。国保会計保険基盤安定繰出金2,991万5,000円でございます。

その下の19節でございますけれども、400事業です。地域活動支援センター事業補助金、1,271万6,000円、青市にあるふれあいの補助金でございます。

2目国民年金費で833万円、29万2,000円の増でございます。国民年金の職員1名分の人件費とそれらの費用でございます。

88ページ、3目老人福祉費5,900万7,000円です。462万2,000円の減でございます。敬老金関係、敬老の日の委託料関係の費用、そのほか在宅高齢者等食事サービス事業委託料1,789万1,000円等があります。食事サービスにつきましては1万4,290食を計上してございます。

89ページの老人福祉施設事業の扶助費でございます。2,728万1,000円、賀茂老人ホーム等の老人福祉施設の措置費でございます。

4目国民健康保険費4,278万7,000円、294万8,000円の増でございます。国保の人件費3人分の人件費でございます。

次のページでございます。

5目後期高齢者医療費です。1億3,186万9,000円でございます。負担金で療養給付費負担金が8,937万9,000円、繰出金の事務費繰出金が1,245万2,000円、保険基盤安定繰出金が3,003万8,000円でございます。

次の91ページです。

2 項の児童福祉費でございます。児童福祉総務費で2,442万4,000円、60万9,000円の増でございます。19節社会福祉法人伊豆つくし会補助金です。2,436万円でございます。

2 目児童福祉施設費です。2 億2,424万8,000円、38万4,000円の増でございます。保育所関係の人件費です。これが25人分でございます。8,444万3,000円、職員手当、共済費とも同じでございます。

次のページです。

7 節賃金でございます。2,847万6,000円、臨時保育士11人分の賃金、臨時調理員の賃金、調理員が1人と栄養士が1人です。

次に、13節委託料でございます。205の南崎小学校保育施設改築工事設計業務委託料700万円でございます。南崎小と竹麻小の統合という形で、この予算で南崎小学校に南崎保育園が入るといふ部分の改修工事が必要になるため、その設計業務委託料700万円を計上いたしました。

93ページでございます。

差田保育所運営費434万9,000円、43万7,000円の減でございます。

手石保育所運営費です。1,158万6,000円、22万3,000円の減です。

南崎保育所運営事務で364万円、7万2,000円の減です。

南上保育所運営事務で469万3,000円、41万9,000円の減でございます。

3 目子育て支援事務ですが、7,557万4,000円、531万2,000円の減でございます。

次のページの20節扶助費でございます。5,917万円、児童手当の費用で5,917万円でございます。

204の子育て支援事業の中では扶助費で乳幼児医療扶助費でございます。1,215万円でございます。小学校就学前の児童の医療費完全無料化という形で1,215万円でございます。

母子福祉事業の扶助費で母子家庭等医療扶助費です。152万4,000円でございます。

3 目災害救助費です。災害救助費が37万5,000円、1万6,000円の減です。災害対策の事務で、災害見舞金は1件分30万円見込んでございます。

98ページです。

4 目介護保険費です。今年度が1億1,357万円、490万3,000円の増でございます。

介護保険特別会計への繰出金が1億1,313万8,000円でございます。

212の新予防給付包括支援センター事業43万2,000円、11万7,000円の減でございます。包括支援センター、新予防給付ケアマネジメントの事業委託に関する費用でございます。

4款衛生費でございます。1項保健衛生費、1目保健衛生総務費です。3,826万3,000円、472万9,000円の減でございます。報酬は保健協力員34人分です。健康づくり推進協議会委員報酬7人分でございます。そのほか人件費につきましては4人分でございます。

7の賃金は臨時看護師の賃金です。210万9,000円でございます。

次のページです。

13節委託料です。第1次救急医療委託料149万7,000円です。人口割でございます。19節負担金、補助及び交付金です。202の第2次小児救急医療運営費負担金です。533万円です。均等割20%、人口割40%、地域利用割が40%という形です。

2目の予防費です。944万2,000円、238万5,000円の増でございます。

ここで需用費の医薬材料費359万円、ポリオ、日本脳炎、二種混合、三種混合、BCGとあります。13節委託料はインフルエンザ予防接種委託料で200万円、2,000人分を計上してございます。

3目母子衛生費は333万円、39万8,000円の増です。

4目環境衛生費です。1,031万2,000円、3万4,000円の減でございます。

次のページ、102ページです。

19節負担金、補助及び交付金で970万円、400事業の浄化槽設置整備事業費補助金で962万7,000円、5人槽8基分、7人槽17基分を計上してございます。

5目へき地診療対策費です。254万3,000円、31万8,000円の増でございます。賃金で、臨時運転手の賃金175万3,000円です。

次のページです。

6目老人保健費です。3,246万円、1億91万1,000円の減でございます。

13節委託料です。2,032万4,000円です。健康診査委託料が1,766万4,000円でございます。

次のページでございます。

243の老人保健特別会計繰出金で1,022万円、8,011万9,000円の減でございます。老人保健特別会計への繰出金でございます。

7目斎場費です。519万7,000円、14万6,000円の増です。斎場組合の負担金でございます。

8目の医療施設整備推進費です。4,499万4,000円、197万8,000円の増でございます。共立湊病院組合負担金です。4,063万2,000円でございます。通常交付税分です。2,939万8,000円、特交付分、これは救急分ですけれども、1,123万4,000円でございます。

24の投資及び出資金です。共立湊病院組合の出資金436万2,000円でございます。

106ページ、次のページです。

清掃費です。清掃総務費が4,022万円、267万2,000円の減でございます。報酬で清掃対策審議会委員報酬、16人分、2回分を見込んでおります。そのほか給与、人件費です。人件費5人分を見てございます。

2目の塵芥処理費です。1億7,689万4,000円、101万1,000円の増です。11節需用費で消耗品53万9,000円、ごみ箱を14箱計上します。燃料費は58万5,000円、パッカー車のBDFの燃料1台分でございます。

委託料は6,364万4,000円、可燃物収集とか粗大ごみ収集とか、分別ごみ収集運搬とか、そのような委託料でございます。

次のページです。

19節負担金、補助及び交付金です。生ごみ処理機の購入費補助金でございます。20万円です。1件2万円掛ける10基を予定してございます。ごみ減量化の対策でございます。

261の焼却施設維持事業で8,078万6,000円でございます。焼却施設の需用費でございますけれども、光熱水費1,920万円、電気料だそうです。医薬材料費が特殊反応剤で991万9,000円でございます。

次のページの工事請負費です。焼却施設の補修工事2,800万円、ごみクレーン（天井走行）補修工事が140万円です。

19節負担金、補助及び交付金は焼却施設維持管理協力集落振興交付金45万円、湊区への交付金でございます。

最終処分事業で3,031万円でございます。委託でございまして、202の焼却灰等処理業務委託2,775万2,000円、年間650トン見込んでございます。

3目し尿処理費です。5,898万円、974万円の増でございます。南豆衛生プラント組合の負担金でございます。建設時の起債の償還が始まってきたという形でふえてきてございます。

次のページです。

5款農林水産業費、1項農業費、農業委員会費です。農業委員会に関する費用でございます。農業委員さん16名分です。

2目農業総務費です。2,620万1,000円、731万4,000円の減でございます。産業課農林水産係の職員4人分の人件費でございます。

次のページでございます。112ページです。

3目農業振興費です。797万円、346万5,000円の減でございます。有害鳥獣対策協議会、

4人分でございます。そのほか8の報償費です。60万円、賞賜金が60万円で、イノシシ50頭とサル5頭分をとりあえず計上してございます。

13節遊休農地美化業務委託料で310万円、菜の花畑5.7ヘクタール、ヒマワリ畑70アール、そのほか下の部分は有害鳥獣駆除業務委託50万円、町猟友会への委託料でございます。

備品購入費で機器備品が8万円です。サル捕獲用の箱おりを1基買いたいというものでございます。そのほか19節ですと有害獣等被害防止対策事業補助金です。電気サク等の補助金です。80万円でございます。

水田農業確立対策事業です。20万7,000円、臨時作業員賃金は16人分見込んでございます。

農山村地域総合推進事業では、報酬で担い手育成総合支援協議会、2人分、2回見ております。

290中山間地域制度事業でございます。19節負担金、補助及び交付金で141万5,000円、中山間地域への制度の交付金で、市之瀬、川合野、伊浜でございます。

次のページです。

4目農地費です。137万8,000円、16万4,000円の減です。16の原材料費が農道等の補修の材料費です。52万7,000円、生こん、砕石、U字溝等でございます。

5目農山村総合施設管理費で395万6,000円、19万円の減です。11の需用費295万円で光熱水費が260万円です。このうち差田グラウンドの電気料は240万円です。

次のページをお開きください。

2項の林業費でございます。林業振興費で2,559万6,000円、1,658万3,000円の増です。13節委託料です。林道青野・八木山線用地測量業務委託料に980万円でございます。

そのほか森林整備事業では、13節委託料で分収造林保育委託料136万7,000円です。その下、19節ですと森林整備事業補助金720万7,000円でございます。間伐が6ヘクタールで、静岡林業再生プロジェクト推進事業が690万6,000円の減でございます。

松くい虫防除事業が502万6,000円でございます。13節松くい虫予防事業を委託で行います。118ページ、水産業費です。

1目水産業費で280万2,000円、18万9,000円の増でございます。19節負担金、補助及び交付金で、次のページで、400事業で稚貝稚魚放流事業補助金で100万円でございます。

2目漁港施設維持費で351万5,000円、177万3,000円の減でございます。

3目漁業集落排水事業で4,356万4,000円、404万1,000円の増でございます。漁業集落排水事業特別会計繰出金が、ごらんのように子浦の漁集排と中木の漁集排それぞれの繰出金です。

次のページには妻良漁業集落環境整備事業特別会計です、1,500万7,000円でございます。

4目漁港建設費です。5,809万8,000円、161万8,000円の減でございます。漁港の業務に当たる職員1人分の人件費と15節工事請負費、下流漁港沖防波堤の建設工事で5,223万円です。20年度が最終年度になります。14メートル分でございます。総延長が50メートル分でございます。

次のページです。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費で4,142万8,000円、169万6,000円の減でございます。商工観光関係の職員6人分でございます。

2目商工振興費です。負担金、補助及び交付金で信用保証協会の事務負担金、あるいは短期経営改善、小口資金の利子補給の費用でございます。

3目観光費で2億7,378万1,000円、2億5,530万円の増でございます。13節の委託料で1,292万9,000円、210の石廊崎地区観光施設設計監理委託料です。109万円、観光トイレの設計の監理委託料です。

次のページです。213です。観光交流館施設設計監理委託料、これが626万円です。（仮称）観光交流館の設計監理の委託料です。

15節の工事請負費です。石廊崎地区観光施設整備工事2,697万円、観光交流館施設整備工事2億2,096万円でございます。

次のページです。

4目都市提携費です。90万2,000円、69万7,000円の増でございます。14の使用料及び賃借料、自動車借上料で33万円。ことし南伊豆町民号が塩尻へ行く年だそうで、その借上料でございます。

次のページです。

負担金、補助及び交付金です。姉妹都市提携交流事業負担金で25万円です。議員交流での費用でございます。

環境美化推進費です。213万1,000円、27万2,000円の増です。賃金で臨時作業員賃金10万3,000円、青野川沿いの堤防の桜、枝打ち関係の臨時賃金でございます。

次のページです。

6目温泉管理費です。6,774万4,000円、855万6,000円の減でございます。弓ヶ浜温泉公衆浴場管理、みなと湯が988万7,000円でございます。賃金は臨時職員賃金、2名分でございます。

次の371の銀の湯会館運営事業です。5,785万7,000円、840万8,000円の減です。賃金は9名分が1,969万1,000円でございます。

次のページでございます。

上のほうの200の銀の湯会館売店販売品仕入費でございます。これが939万円でございます。

次のページの130ページをお開きください。

7目土木費、土木管理費、土木総務費でございます。4,442万3,000円、532万9,000円の減でございます。建設課4人分の人件費でございます。13節委託料でございます。わがやの専門家診断事業委託料30万円でございます。去年は5件の計上でしたから、ことしは10件分の計上をいたしました。

次のページです。132ページです。

木造住宅耐震補強助成事業費補助金です。90万円です。これも耐震の補強助成事業、1棟分でしたけれども、20年度は3棟分の予算計上させていただきました。

2項道路橋梁費です。道路維持費で2,601万6,000円、430万円の増です。13節委託料でございます。201の路側刈り払い等業務委託料12路線で220万5,000円です。15節工事請負費で1,585万円です。各種維持工事でございます。原材料費で290万6,000円、路面補修用の材料費です。生コン等でございます。ことしの原材料費はかなりふえてございます。

134ページです。

2目道路新設改良費です。7,412万9,000円、2,874万3,000円の増でございます。ここで委託料で青市区内の1号線測量調査委託料80万円です。工事請負費は青市区内1号線の改良工事で1,800万円です。76メートル、4メートル幅です。20年度が最終年度になるかと思えます。次の一町作線改良工事で、620万円です。140メートル分です。青野、市之瀬間でございます。

公有財産購入費では、今年度買えなかった青市区内1号線の用地取得費300万円を計上いたしました。

19節県道路改良事業負担金で1,250万円、地方特定が150万円、その他の一般が1,100万円でございます。

ずっといきまして、地方特定の工事請負費です。成持吉祥線の舗装工事で2,800万円です。Ｌイコール500メートルでございます。

3目橋梁維持費です。895万円、750万円の増です。工事請負費で加畑橋塗り替え工事、850万円です。Ｌイコール69.5メートルです。

次のページです。

河川費です。河川維持費で、310万5,000円、4万4,000円の減です。19節の河川愛護助成金120万円です。33区の河川愛護の助成金です。

2目青野川ふるさとの川関連整備費です。173万円、5万円の減でございます。委託料で青野川河川管理委託料、6区、80万円です。

次の港湾費、港湾管理費で2,142万2,000円、670万7,000円です。委託料が手石陸こうの操作委託料、妻良港門扉操作委託料でそれぞれごらんの、手石陸こうのほうは、湊区と手石区の11基分だそうでございます。

負担金補助及び交付金で、妻良港整備事業負担金ですけれども、1,650万円、妻良は浮棧橋分が15%、県単の漁港整備が3分の1という負担割合だそうでございます。

次のページです。

5目都市計画費でございます。都市計画総務事務、16万3,000円です。2万7,000円の増です。

139ページです。

公共下水道事業特別会計繰出金です。20年度は2億6,353万6,000円の公共下水道事業への特別会計の繰出金です。

140ページ、住宅費です。住宅管理費が176万3,000円、4万円の減です。

2目急傾斜地崩壊防止事業1,481万1,000円、35万円の減でございます。19節負担金、補助及び交付金、急傾斜関係です。公共の分が850万円、県単が630万円です。

次のページです。

8款1目消防費です。常備消防費で、1億7,344万8,000円、635万4,000円の増です。下田地区消防組合の負担金で1億6,263万円、その下が下田地区消防組合の特別負担金1,081万8,000円、これははしご車とか、あるいは分署の修繕費とか、その辺の関係の費用でございます。

非常備消防費でございます。2,503万円、220万2,000円の減でございます。報酬は消防団員報酬310人分の報酬でございます。

報償費で、消防団員退職報償金505万8,000円は、35人分でございます。そのほか19節負担金、補助及び交付金で203の消防団員退職報償負担金595万2,000円です。

3目消防施設費です。808万8,000円、97万2,000円の増です。消防ポンプ車、積載車関係の費用でございます。

次のページでございます。

18節備品購入費です。機器備品を101万4,000円、ここでもパソコンとプロジェクター1台という形でございますけれども、パソコン6台、補正予算でも歳出を削減しましたけれども、これまた宝くじ、自治情報センターの宝くじをもう1回申し込んでみよう。100万円の上限の交付金があります。

4目水防費です。86万2,000円、22万9,000円の減でございます。

5目災害対策費に2,001万4,000円、1,078万7,000円の増です。報酬で防災委員の報酬とか、需用費では消耗品でブルーシート、簡易間仕切りの段ボール、トラロープとか非常食とか241万円でございます。大規模地震災害対策の補助金、3分の1の分でございます。

次のページで、18節備品購入費です。機器備品が760万1,000円です。A E D14台分でございます。全小・中学校、保育園、幼稚園、銀の湯会館、武道館等々にA E Dを配備いたします。

防災施設の管理事務です。委託料で防災行政無線保守点検委託料156万円でございます。

次のページです。

204の備蓄医薬品保守点検委託料112万7,000円でございます。

147ページです。

9款教育費です。1項教育総務費、教育委員会費です。68万8,000円、2万7,000円の減です。教育委員会事務の費用でございます。

2目事務局費です。5,089万7,000円、402万5,000円の減でございます。報酬は学校統合推進委員会委員報酬でございます。

人件費は教育長の分と一般職職員5人分の人件費でございます。

7の賃金は教育相談員の賃金です。50万1,000円、月4回分でございます。

19節負担金、補助及び交付金です。一番下の教育資金利子補給補助金で16万円です。1%の利子補給でございます。

次のページです。

468の英語教育授業でございます。218万6,000円、290万8,000円の減です。報酬が英語講師の報酬120万円です。そのほか関連する費用でございます。

今いるA L Tはことしの7月までで任期がきます。その後におきましては町内にいる外国人の方をA L Tに置きたいという形で今教育委員会のほうで人選をしている状況です。決まり次第補正予算に計上したいなと思っております。

2項小学校費、学校管理費、1億3,326万2,000円、1,054万2,000円の増でございます。学校に關係の報酬です。

人件費が一般職14人分です。調理員が10人、用務員が4人分です。人件費はそれらの人件費です。

賃金は、臨時調理員賃金が2人、臨時用務員賃金が1名の分の賃金です。

次のページです。

委託料で873万2,000円、206の南中小学校屋内運動場耐震工事実施設計業務委託料640万円でございます。いよいよ耐震がされてない中小の屋内運動場の耐震診断を行うという形です。

15節です。竹麻小学校グラウンド補修工事で1,400万円です。約3,500平米でございます。南崎小と竹麻小の統合前に、20年度にグラウンドの補修工事をやりたいということです。

竹麻小学校管理事務770万7,000円、15万3,000円の減でございます。

次のページです。

南崎小学校管理事務は237万1,000円、28万6,000円の減です。

中小の管理事務は753万4,000円、100万4,000円の減です。

南上小学校の管理事務は279万9,000円、4万2,000円の増でございます。

三浜小学校管理事務は303万3,000円、61万1,000円の減でございます。

2目教育振興費です。2,687万8,000円で、210万1,000円の増でございます。

7の賃金です。631万8,000円、臨時教諭賃金です。三浜小学校、南崎小学校、南上小学校の臨時講師の賃金でございます。

そのほか12節通信運搬費20万円ですけれども、交流バス代、南崎小と竹麻小の交流という形です。定期券購入費は343万6,000円、3校分で61名分でございます。

使用料及び賃借料電算機器賃借料705万3,000円、町内小学校に105台分でございます。

次に、161ページ、3項中学校費、学校管理費です。2,558万7,000円、209万1,000円の減でございます。2名分の人件費と臨時事務員の賃金、1名分でございます。

次のページです。

15節工事請負費、中学校維持補修費で30万円です。南伊豆中の南側斜面の管理工事をやりたいということです。

164ページをお開きください。

教育振興費です。役務費、定期券購入費が1,126万6,000円です。

工事請負費では南伊豆東中学校情報教室整備工事、同じく伊豆中の情報教室整備工事、

185万円と140万円です。パソコンの入れかえに伴う教室の整備工事でございます。

166ページです。

4項幼稚園費です。3,271万7,000円、365万5,000円の増でございます。人件費3人分と幼稚園医の報酬でございます。賃金は臨時教諭賃金が2名分で、356万6,000円です。

167ページ一番下です。幼稚園延長保育事業です。104万3,000円、賃金、臨時教諭賃金、96万3,000円です。

次のページです。

5項社会教育費です。社会教育総務費が1,824万6,000円、427万2,000円の減でございます。社会教育関係の人件費、職員人件費2名です。賃金、臨時教諭賃金を204万5,000円計上いたしました。

2目公民館費です。1,663万6,000円、295万6,000円の増でございます。一般職の職員給与、1人分の人件費と15節工事請負費です。中央公民館補修工事610万円です。保健事業対応という形で診療室、調理室、ホール入り口等々の改修工事でございます。

3目文化財管理費です。76万1,000円で3,000円の増でございます。

4目図書館費です。1,786万8,000円、288万7,000円の減でございます。図書館職員1名分の人件費と2名分の臨時職員賃金等々の費用でございます。

18節備品購入費、図書は320万円計上いたしました。

5目生涯学習推進費です。173万1,000円、21万8,000円の増でございます。

次のページの14です。自動車借上料48万5,000円です。ふるさと学級の自動車借上代でございます。

6項保健体育費です。保健体育総務費で317万4,000円、21万4,000円の減でございます。

13節の202市町村駅伝大会委託料150万円でございます。

次のページです。

体育施設費です。807万1,000円、622万4,000円の増でございます。15節工事請負費、武道館改修工事費で575万4,000円、福祉事業対応でございます。先ほど健康福祉課長が説明したとおりの改修工事でございます。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費です。205万円、106万8,000円の減でございます。

2目林地及び林業用施設災害復旧費405万円、213万5,000円の増でございます。

次のページ、178ページです。

3 目の漁港施設災害復旧費143万円、3万4,000円の減でございます。

2 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路河川等災害復旧費は961万4,000円、3,000円の増でございます。

180ページです。

11款 1 項公債費です。1 目元金が4 億6,900万2,000円、3,659万8,000円の減でございます。町債元金の償還金でございます。

利子でございます。9,811万5,000円、1,026万2,000円の減で、町債の利子9,644万5,000円、基金繰替運用の利子167万円でございます。

12款 1 項 1 目予備費です。1,300万円、600万円の増でございます。

13ページをお願いします。

歳入でございます。

1 款町税、2 項町民税でございます。個人が3 億1,525万9,000円で、1,036万1,000円の減でございます。現年課税分が3 億1,262万円、滞繰分は263万9,000円。法人は3,310万円、133万6,000円の増でございます。法人につきましては、町内173社、町外48社分だそうです。

次のページです。

固定資産税でございます。4 億9,176万9,000円、1 万8,000円の減でございます。現年課税分が4 億8,047万3,000円でございます。土地、家屋、償却資産等の固定資産でございます。

国有財産等所在市町村交付金及び納付金67万1,000円、40万円の減でございます。

次のページです。

3 項の軽自動車税です。1 目軽自動車税2,131万8,000円、52万9,000円の増です。現年課税、滞繰分、ごらんのとおりでございます。

16ページです。

町たばこ税でございます。6,350万円、150万円の減でございます。現年課税分でございます。1 本3.29円だそうです。

5 項 1 目特別土地保有税100万1,000円です。比較増減なしです。滞納繰越分として100万円でございます。

次は、入湯税です。2,809万4,000円、175万9,000円の増です。現年が2,869万4,000円、滞繰が140万円です。

次に、地方譲与税、自動車重量譲与税が5,500万円、300万円の減でございます。自動車重量税のうちの3分の1、市町のほうに2分の1くる。これも町道の延長のところですね。面

積割だそうです。道路特定財源と大いに関係ある部分かなと思います。

次は、地方道路譲与税です。2,000万円、比較増減なしでございます。これも税の100分の42だそうです。これも町道の延長と面積割でございます。

次は、利子割交付金です。260万円、比較増減なしです。県利子税の5%の6割ということです。

22ページです。

配当割交付金です。280万円、比較増減なしでございます。

次は、5款1項の株式等譲渡所得割交付金でございます。260万円で、比較増減なしでございます。

24ページです。

地方消費税交付金です。9,900万円、これも昨年と同額でございます。

ゴルフ場利用税交付金で、1,500万円です。ゴルフ場利用税の7割を交付金としていただく。1人当たり950円、ゴルフ場利用税でございます。

26ページです。

特別地方消費税交付金1,000円でございます。科目存置です。

自動車取得税交付金で5,800万円、比較増減なしです。

次は、28ページです。

地方特例交付金です。550万円、350万円の増でございます。上の児童手当特例交付金が350万円です。下の減収補てん特例交付金が200万円でございます。これは20年度より新規の部分の交付金でございます。今、住宅取得控除を所得税から引き切れなくて、住民税から引く、その補てんをするための交付金だそうです。

29ページです。

地方特例交付金で特別交付金です。80万円で、220万円の減でございます。

30ページです。

地方交付税です。18億1,500万円、8,500万円の増です。普通交付税が16億6,500万円、特別交付税が1億5,000万円でございます。

ちなみに、この分としては年度分の普通交付税としてはもう少しありまして、財源留保分としては7,000万円をとりあえず見込んでございます。

31ページ、交通安全対策特別交付金です、100万円、増減なしでございます。

32ページ、分担金及び負担金です。分担金が農業水産業費分担金444万5,000円、3万円の

減、土木費の分担金が842万8,000円、34万9,000円の増、災害復旧費の分担金が37万円、21万円の増でございます。

次の負担金で民生費の負担金です。6,381万8,000円、93万円の増でございます。社会福祉費負担金が1,584万6,000円、一番上のあしたば作業所の負担金です。次の部分が障害者地域支援、ふれあいの負担金です、827万4,000円です。下が第2期賀茂地区障害者福祉計画策定の負担金160万4,000円です。均等割4割、障害者割が6割であります。

老人福祉費負担金、児童福祉費負担金は、ごらんのとおりで、児童福祉費負担金の保育所保育料がございます。4,199万8,000円です。245人分でございます。

次のページ、34ページです。

使用料及び手数料で、総務使用料で13万5,000円、3万1,000円の増です。庁舎等の使用料が7万7,000円です。温泉組合、シルバー、電話機とかATMの使用料でございます。

民生使用料が3万円で増減なしで、社会福祉センターの使用料3万円をいただいています。

商工使用料は5,977万5,000円、71万6,000円の減でございます。弓ヶ浜温泉の公衆浴場の使用料787万5,000円、銀の湯の温泉使用料60万円、銀の湯会館使用料が、これは入館料です、5,130万円です。

農林水産業使用料は329万9,000円、48万円の減でございます。ここの3節漁業集落排水施設使用料、入間の漁業集落排水施設使用料で310万円、入間にご存じのように一般会計分ですから、使用料はここの一般会計に入ります。

5目土木使用料、1,251万円、11万8,000円の減です。

3節は住宅使用料で777万2,000円でございます。

6目は教育使用料で339万7,000円、103万3,000円の増でございます。

次のページです。

使用料及び手数料の手数料で、総務手数料が601万6,000円、14万8,000円の減。

衛生手数料が1,361万1,000円、84万9,000円の増でございます。このうち一般廃棄物処理手数料1,358万4,000円です。持ち込みの有料化分、6カ月分を算入してございます。

37ページでございます。

15款国庫支出金、国庫負担金、民生費の国庫負担金です。5,943万9,000円、1,007万1,000円の減でございます。それぞれの民生費の国庫負担金でございます。国保会計の基盤安定負担金、あるいは障害者自立支援の給付費の負担金等々でございます。そのほか児童手当関係の交付金でございます。

2目災害復旧費国庫負担金、572万4,000円、5,000円の減でございます。公共土木施設災害復旧費負担金は530万5,000円、この関係は国庫負担率3分の2でございます。

38ページです。

国庫補助金です。民生費国庫補助金が358万4,000円、160万1,000円の減、衛生費が320万9,000円、47万2,000円の減、農林水産業費です。2,750万円で、増減なし。土木費国庫補助金が15万円で、7万5,000円の減です。教育費国庫補助金が2万6,000円で、5万4,000円の減でございます。

次の委託金で総務費委託金でございます。11万3,000円で、増減なし、民生費委託金が308万6,000円、9万9,000円の減でございます。

40ページです。

県負担金でございます。民生費県負担金、社会福祉費負担金、あるいは児童手当関係の負担金でございます。7,558万円の1,061万4,000円の増でございます。衛生費県負担金20万円で、180万円の減でございます。

次の県補助金です。総務費県補助金が2,203万円、360万円の減でございます。細節の2の市町村自主運行バス事業補助金が2,200万円でございます。

民生費県補助金が2,445万7,000円、163万8,000円の減でございます。

衛生費は364万9,000円、20万3,000円の減でございます。

農林水産業費県補助金は2,345万4,000円、665万3,000円の増でございます。

次のページです。

土木費の県補助金117万4,000円、6万8,000円の増でございます。住宅費補助金で、わがやの専門家診断11万2,000円、木造住宅耐震補強助成事業費補助金90万円、耐震関係が101万2,000円です。

消防費県補助金が789万4,000円、700万8,000円の増です。大規模地震対策の総合支援事業の補助金が789万4,000円計上いたしました。

災害復旧県補助金305万円、20万円の増でございます。農地農用地施設災害、あるいは林地林業施設災害等々でございます。

県営事業軽減交付金は900万円、増減なしでございます。

商工費県補助金9,340万円で、(仮称)観光交流館施設整備費の補助金が7,990万円、石廊崎地区観光施設整備費補助金1,350万円、これは補助率が2分の1です。観光交流館分は2分の1と3分の1が上がっております。

3項委託金です。総務費委託金です。2,345万5,000円、938万円の減、民生費が2万円、1万2,000円の減、土木費委託金が306万8,000円の増減なし。

権限委譲事務交付金が233万3,000円、3万4,000円の増でございまして、ここは24事業計上してございます。一番上が建築基準法による事務委託金17万円、これから、24事業、前年度実績によるものでございます。

17款財産収入です。財産運用収入で、財産貸付収入が225万6,000円、54万3,000円の増でございます。

利子及び配当金が202万9,000円、1万9,000円の増でございます。財調基金の利子です。

一番下の庁舎建設基金の利子173万円ありますけれども、繰替運用利子を167万円見てございます。一時借入金を金融機関から借りないで、庁舎建設基金から繰替運用して借りている。しかし、1%の利息を払いますよという形で167万円の利息を計上してございます。

46ページです。

財産収入、財産売払収入で、不動産売払収入が2万円で、増減なし。物品売払収入も1,000円で増減なし、生産物売払収入も1,000円でございます。すべて科目存置でございます。

47ページ。

寄附金です。18款1項寄附金で、一般寄附金が1目でございます。1,000円、民生費の寄附金も1,000円、科目存置でございます。

48ページです。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目老人保健特別会計繰入金4,000円、増減なしです。

2目三坂財産区特別会計繰入金306万7,000円、102万7,000円の増でございます。

49ページです。

19款繰入金で、基金繰入金でございます。本年度はゼロでございます。マイナス3,200万円です。財調基金の繰り入れがなしということでございます。

50ページです。

20款1項1目繰越金です。1億2,000万円です。2,000万円の増でございます。前年度より2,000万円多い繰越金を見込みました。

51ページでございます。

21款諸収入、1項が延滞金、加算金及び過料でございます。延滞金は100万円の比較増減なし。過料が1,000円で、科目存置でございます。

52ページです。

諸収入で預金利子です。町預金利子で15万円、14万9,000円の増です。歳計及び歳計外現金の預金利子が15万円。

3項貸付金、元利収入でございます。1万2,000円で、増減なしでございます。

災害援護資金の貸付金の元利収入を1万2,000円計上してございます。

54ページです。

雑入でございます、滞納処分費、弁償金、小切手未払資金組入れ、それぞれ1,000円ずつで科目存置でございます。

4目雑入で5,002万8,000円です。317万2,000円の減でございます。5節雑入が4,272万3,000円でございます。ずっと右のほうを見て、18の物品販売収入1,104万円、銀の湯会館の物品販売収入、物品貸出収入も422万6,000円、これも銀の湯会館分です。そのほか在宅高齢者等食事サービス事業利用者負担金714万6,000円であります。33番では弓ヶ浜温泉公衆浴場物品販売収入、みなと湯の物品販売131万円です。一番下の自治総合センター助成金、自主防災組織助成事業でございます、これもAED3台分でございます。消防関係では11台、ここの自治総合センターとして3台、合計14台分でございます。

5目過年度収入につきましては、2,000円でございます、民生費と伊豆斎場組合、それぞれ科目存置でございます。

22款1項の町債でございます。1目農林水産業債860万円で増減なし。漁港施設災害で、これは過疎債です。下流沖防波堤関係です。

土木債が4,670万円、2,030万円の増。道路改良事業債、過疎の部分が2,170万円、青市区内1号対象です。道路改良整備事業債、成持吉祥線対象で2,500万円。

災害復旧債が260万円で、220万円の減でございます。これは災害復旧債で260万円です。

臨時財政対策債が1億4,815万円見込みまして、990万円の減です。

商工債1億4,800万円、これが観光施設整備事業債、これも過疎対象で1億4,800万円、観光交流館として1億3,500万円、石廊崎のトイレで1,300万円を見込んでございます。

8ページをお開きください。

第2表の債務負担行為でございます。

1項として、事務機器の賃借料、リース料ですね、各種OA機器でございます。期間が平成21年度から25年度まで、限度額が2,806万7,000円です。事業予定額、総事業費の予定額が3,336万8,000円、今年度、20年度予算計上額が530万1,000円です。

次に、伊豆つくし会施設整備償還金補助金です。21年度から25年度までで、限度額が

2,907万8,000円、事業予定額が3,378万7,000円、本年度予算計上額が470万9,000円でございます。

次のページです。9ページです。

第3表で地方債でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でございます。起債の目的の部分で漁港施設整備事業860万円、道路改良整備事業4,670万円、道路河川災害復旧事業260万円、観光施設整備事業1億4,800万円、臨時財政対策債1億4,810万円、合計で3億5,400万円の限度額でございます。起債の方法は証書借り入れで、利率は5%以内という形で、償還の方法は借り入れ先の貸し付け条件によるということで、そのほかただし書き等がございます。

なお、1ページの第4条でございますけれども、一時借入金の限度額は6億円としたいものでございます。

次、12ページをお開きください。

歳出で、本年度予算額が41億3,600万円、前年度予算額が38億2,700万円、比較で3億900万円の増でございます。今年度予算額の財源内訳が特定財源が国県支出金3億8,658万8,000円、地方債が2億590万円、その他の財源が2億879万2,000円、一般財源が33億3,472万円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第46号 平成20年度南伊豆町一般会計予算は、予算決算常任委員会に付託する

ことに決定いたしました。

ここで2時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時24分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第47号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第47号 平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 藤原富雄君登壇〕

健康福祉課長（藤原富雄君） それでは、国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

220ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の部でございます。

1款総務費、1項総務管理費であります。一般管理費502万1,000円、68万9,000円の前年比減でございます。

内訳につきましては、13節委託料、435万7,000円、その中で200の国保連合会共同電算処理事務委託料171万9,000円、一番下にあります207のバッチ処理委託料175万3,000円等でございます。

次の2目連合会負担金68万6,000円、23万円の前年比減でございます。これにつきましては19節負担金、補助及び交付金でございます。

めくっていただきまして、222ページをお開きください。

2項徴税費、1目賦課徴税費16万4,000円、6万8,000円の前年減でございます。

次に、223ページでございます。

3項運営協議会費、1目運営協議会費25万5,000円、7万9,000円の前年減でございます。内容でございますが、委員会を2回予定しております委員報酬等でございます。

次、めくっていただきまして、2款保険給付費、1項療養諸費でございます。1目一般被保険者療養給付費7億5,052万3,000円、1億3,067万円の増となっております。これにつきましては19節負担金、補助及び交付金でございます。

次の2目退職被保険者等療養給付費でございます。1億149万5,000円、1億4,046万1,000円の減となっております。これにつきましても19節負担金、補助及び交付金で療養給付費でございます。

次の3目の一般被保険者療養費511万1,000円、232万7,000円の増となっております。同じく19節で一般被保険者療養費でございます。

4目退職被保険者等療養費124万円、2万6,000円の増、これにつきましても退職被保険者等療養費でございます。この療養費につきましては、退職者医療制度の原則廃止ということで、退職被保険者が一般被保険者に移行するため、一般被保険者療養費がふえ、退職のほうの療養費が減るといような状況でございます。

次の225ページでございます。

同じく療養諸費でございますが、審査支払手数料221万9,000円、14万2,000円の減となっております。役務費でございます。診療報酬審査手数料で216万円となっております。

次、めくっていただきまして、2項高額療養費でございます。一般被保険者高額療養費1億601万6,000円、2,498万6,000円の増となっております。これにつきましても19節負担金、補助及び交付金であります。

2目退職被保険者等高額療養費1,434万円、1,219万1,000円の減となっております。19節負担金、補助及び交付金でございます。これも先ほどの療養諸費と同様に、退職者医療が一般医療のほうに移行するというところでございます。

次の3項移送費でございます。1目一般被保険者移送費30万円、前年同額でございます。

2目退職被保険者等移送費につきましては30万円で、5万円の増となっております。

次、めくっていただきまして、4項出産育児諸費でございます。1目出産育児一時金700万円を計上させていただき、105万円の増額となっております。これにつきましては出産育児一時金でございます。

次の5項葬祭費でございます。1目葬祭費250万円で、490万円の減額となっております。

これにつきましては葬祭費で、減額につきましては74歳以下50人分を見込んでおります。75歳以上につきましては後期高齢者医療制度のほうに移行するということで、そちらのほうで葬祭費を見る。ちなみに1件当たり5万円でございます。

次、めくっていただきまして、3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等でございます。1目後期高齢者支援金1億5,717万8,000円、これにつきましては20年度からスタートいたします後期高齢者医療制度に伴う予算であります。前年度にはゼロということでございます。すべてが負担金、補助及び交付金で後期高齢者の支援金でございます。

次の2目後期高齢者関係事務拠出金でございますが、これが2万5,000円、これにつきましても事務費の拠出金でございます。

次のページで、4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等でございます。1目前期高齢者納付金36万2,000円、2目前期高齢者関係事務拠出金2万3,000円、これについても前期高齢者への納付金と拠出金でございます。先ほどもちょっと言いましたように65歳から74歳までの前期高齢者に対しての納付金でございます。

次、ページをめくっていただきまして、5款1項老人保健拠出金でございます。1目老人保健拠出金は、1,000円の科目存置で、2項の老人保健事務費拠出金は37万4,000円、前年に比べ394万7,000円の減額となっております。これにつきましては、本年3月分の老人医療費のみの事務取り扱いに対しての拠出金ということでございます。

次の6款介護納付金、1項介護納付金でございます。7,960万8,000円で、1,050万円の前年比減となっております。負担金、補助及び交付金で、介護納付金でございます。

次、ページをめくっていただきまして、7款1項共同事業拠出金でございます。1目高額医療費共同事業医療拠出金2,904万3,000円、173万4,000円の増となっております。これにつきましては高額医療費共同事業医療費拠出金でございます。

3目その他共同事業拠出金は、前年同様2,000円を計上させていただいております。

4目保険財政共同安定化事業拠出金でございます。1億5,859万2,000円、28万8,000円の増となっております。これにつきましては保険財政共同安定化事業拠出金でございます。

次のページの8款保健事業費、1項特定健診等事業費、1目の特定健康診査等事業費でございます。992万3,000円、これにつきましても新規事業でございます。特定健診・特定保健指導というものが保険者での義務づけができて、国民健康保険者のほうで実施するものでございます。

これにつきましては7節の賃金から18節備品購入費まで予算化させていただいております。

その中で13節委託料でございます。643万円計上させていただいております。そのうちの200の特定健康診査委託料でございますが、これは健診を行った健康診査料でございます。賀茂医師会と契約を結びますけれども、委託料の流れといたしましては国民健康保険連合会経由で賀茂医師会へと支払われる551万4,000円でございます。次の備品購入費18万7,000円でございますが、これにつきましては特定健康診査に伴う健診データをインストールするパソコン1台の購入費でございます。

次に、ページをめくっていただきまして、2項保健事業費でございます。1目保健衛生普及費533万円、前年に比べ221万5,000円の減となっております。これにつきましては7節賃金でございます。臨時事務員の賃金で239万3,000円計上させていただいております。レセプトの点検等、また、先ほどの特定健診の事務等でございます。それと19節負担金、補助及び交付金でありますけれども、成人病検診補助金で107万円3,000円計上させていただいております。これにつきましては各種がん検診の補助金でございます。

次のページをお願いします。

9款1項基金積立金でございます。支払準備基金積立金で10万5,000円計上し、前年比10万4,000円の増となっております。25節積立金でございます。

次、ページをめくっていただきまして、10款1項公債費、1目利子、前年同額の1,000円を計上させていただいております。

次の11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金でございます。1目一般被保険者保険税還付金であります。60万円計上し、前年比10万円の増となっております。過年度分の保険税還付金でございます。

次の2目退職被保険者等保険税還付金であります。前年同額の5万円を計上させていただいております。これにつきましても過年度の保険税の還付金でございます。

次の3目償還金でございます。2,000円の予算化をしております。これにつきましては療養給付費等負担金償還金で1,000円、療養給付費交付金償還金で1,000円ということでございます。

4目一般被保険者還付加算金であります。前年同額の4万円を計上しております。保険税還付加算金でございます。

次、ページをめくっていただきまして、同じく5目退職被保険者等還付加算金でございます。1,000円の科目存置的なものでございます。

次の2項延滞金であります。これにつきましても1,000円の科目存置的なものでござい

す。

242ページでございます。

12款 1 項予備費、 1 目予備費で200万円を計上しております。

次に、歳入でございます。203ページをお開きいただきたいと思います。

1 款 1 項国民健康保険税、 1 目一般被保険者国民健康保険税でございます。3 億465万9,000円で、前年比9,434万3,000円の減となっております。これにつきましては医療給付分、現年課税分が2 億305万5,000円、後期高齢者支援金等分現年課税分が6,553万6,000円、介護納付分現年課税分が2,976万8,000円、医療給付分滞納繰越分が600万円、介護納付分滞納繰越分が30万円でございます。

次の2目でございます。退職被保険者等国民健康保険税2,143万7,000円、4,455万8,000円の前年比減となっております。これにつきましては医療給付分現年課税分が1,304万1,000円、後期高齢者支援金等分現年課税分が423万8,000円、介護納付分現年課税分が410万7,000円、医療給付分滞納繰越分が5 万円、介護納付分滞納繰越分が1,000円となっております。

次のページをめくっていただきまして、2 款使用料及び手数料、1 項手数料であります。1 目督促手数料、前年同額の5 万円を計上させていただいております。督促手数料でございます。

次の3 款国庫支出金、1 項国庫負担金でございます。1 目療養給付費等負担金であります。2 億7,092万5,000円で、2,307万8,000円の減となっております。現年度分として2 億7,092万4,000円、その内訳でございますが、療養給付費等負担金が1 億9,368万4,000円、老人保健医療費拠出金負担金が1,000円、介護保険納付金負担金が2,706万7,000円、後期高齢者支援金負担金が5,017万2,000円でございます。

2 節の過年度分につきましては1,000円の科目存置でございます。

次の2 目高額医療費共同事業負担金でございます。726万円で、43万3,000円の前年比増となっております。これにつきましては高額医療費共同事業負担金でございます。

次の3 目特定健康診査等負担金でございます。89万2,000円でございます。

めくっていただきまして、2 項国庫補助金でございます。財政調整交付金1 億333万5,000円で、3,544万6,000円の前年比減となっております。普通調整交付金が1 億319万円、特別調整交付金が14万5,000円でございます。

次の4 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金でございます。1 目の療養給付費交付金で1 億2,801万2,000円、1 億336万円の前年比減となっております。現年度分で退職被保

険者等療養給付費交付金で1億2,801万1,000円、過年度分は1,000円の科目存置でございます。

次に、ページをめくっていただきまして、5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目も同じでございますが、2億6,874万5,000円を計上させていただいております。これにつきましては、65歳から74歳までの給付費につきまして国保被保険者の全保険者での財政調整が行われ、国保については人数が多いため交付されるということでございます。

次のページをお願いいたします。

6款県支出金、1項県負担金でございます。1目高額医療費共同事業負担金でございます。726万円予算化し、43万3,000円前年比より増となっております。これにつきましては高額医療費共同事業負担金でございます。

次の2目特定健康診査等負担金、これは新規負担金でございます。89万2,000円、現年度分の特定健康診査等の負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

2項県補助金でございます。1目財政調整交付金を5,179万1,000円予算計上させていただいております。1,311万1,000円の前年比減となっております。普通調整交付金4,429万1,000円、特別調整交付金が750万円でございます。

次の7款連合会支出金、1項連合会補助金、1目連合会補助金でございますが、前年同様1,000円の科目存置となっております。

次のページをお願いいたします。

8款1項共同事業交付金でございます。1目共同事業交付金2,904万3,000円で、173万5,000円の前年比増となっております。高額医療費共同事業交付金で2,904万3,000円でございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金1億5,859万2,000円、28万8,000円の増となっております。保険財政共同安定化事業交付金でございます。

次の9款財産収入、1項財産運用収入でございます。利子及び配当金であります。10万6,000円で、9万7,000円の増となっております。大きなものとしましては支払準備基金の利子が10万4,000円でございます。

次、ページをめくっていただきまして、10款繰入金、1項他会計繰入金でございます。1目一般会計繰入金5,409万9,000円で、925万2,000円の減となっております。これにつきましては保険基盤安定繰入金2,991万5,000円、職員給与費等繰入金612万6,000円、出産育児一時

金等繰入金が466万6,000円、財政安定化支援事業繰入金が747万8,000円、その他繰入金が591万4,000円となっております。

次の2項基金繰入金でございます。支払準備基金繰入金、科目存置で1,000円の計上をさせていただきますいております。

次、ページをめくっていただきまして、11款繰越金でございます。1項繰越金、1目療養給付費交付金繰越金で、前年同額の1,000円を計上させていただきますいております。

その他繰越金、2目その他繰越金でございます。3,000万円、前年に対しまして1,000万円の減となっております。

次の12款諸収入、1項延滞金及び過料でございます。1目一般被保険者延滞金10万円、前年同額でございます。

2目退職被保険者等延滞金5万円、前年に比べ4万9,000円の増となっております。

3目過料、前年同額の1,000円でございます。

次、めくっていただきまして、2項預金利子でございます。これにつきましては前年度、1,000円、科目存置で計上させていただきますいております。

次のページをお願いします。

3項雑入でございます。1目一般被保険者第三者納付金から、2目、3目、4目につきましては科目存置的に計上させていただきますいております。

5目雑入でございます。317万4,000円で、317万3,000円の前年比増となっております。これにつきましては18年度の老人保健拠出金確定に伴う還付金ということでございます。

それでは、次に、202ページにお戻りください。

歳出合計でございます。本年度予算額14億4,043万1,000円、前年度予算額14億9,694万1,000円、比較マイナス5,651万円。本年度予算額の財源内訳、特定財源で国県支出金4億4,235万3,000円、その他5億8,444万5,000円、一般財源4億1,363万3,000円。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第47号 平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第48号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第48号 平成20年度南伊豆町老人保健特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 藤原富雄君登壇〕

健康福祉課長（藤原富雄君） 老人保健特別会計予算の内容説明を申し上げます。

259ページをお開きください。

歳出からでございます。

1款1項医療諸費、1目医療給付費でございます。1億1,901万9,000円、9億6,985万円の減となっております。これにつきましては19節負担金、補助及び交付金でありまして、社保分の医療給付費1,360万9,000円、国保分医療給付費1億541万円でございます。

次の2目医療支給費でございます。572万6,000円でございます。前年に比べ978万3,000円の減となっております。これにつきましても19節負担金、補助及び交付金でありまして、現金給付分医療支給費でございます。

3目審査支払手数料でございます。53万3,000円、437万7,000円の前年比減となっております。これにつきましては審査支払手数料でございます。

次、ページをめくっていただきまして、2款諸支出金、1項償還金、1目の償還金と2目の還付金につきましては前年同額の1,000円、科目存置でございます。

次の2項繰出金でございます。一般会計繰出金であります。前年同額の4,000円ござ

います。

次に、251ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金であります。6,342万2,000円で、4億9,891万7,000円の前年比減となっております。現年度分としまして6,342万1,000円、過年度分が1,000円。

次の2目審査支払手数料交付金でございます。53万4,000円、437万7,000円の減でございます。現年度分が53万3,000円、過年度分が1,000円でございます。

ページをめくっていただきまして、2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目国庫負担金でございます。4,088万1,000円、3億2,047万8,000円の減でございます。現年度分で医療費国庫負担金が4,088万円、過年度分で1,000円でございます。

次の3款県支出金、1項県負担金でございます。1目県負担金1,022万1,000円、8,011万9,000円の前年比減でございます。現年度分で医療費県負担金が1,022万円、過年度分の医療費県負担金が1,000円でございます。

次にページをめくっていただきまして、4款繰入金、1項一般会計繰入金でございます。1目一般会計繰入金1,022万円、8,011万9,000円の減となっております。一般会計の繰入金でございます。

次の5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年同額の1,000円、科目存置でございます。

ページをめくっていただきまして、6款諸収入、1項延滞金及び加算金、1目延滞金、2目加算金は前年同額の1,000円となっております。

次の2項預金利子でございますが、これが同じく前年同額1,000円でございます。

ページをめくっていただきまして、3項雑入でございます。1目第三者納付金、2目返納金も前年同額の1,000円でございます。

250ページをお開きください。

歳出合計、本年度予算額1億2,528万4,000円、前年度予算額11億929万4,000円、比較9億8,401万円の減。今年度予算額の財源内訳でございますが、特定財源で国県支出金5,110万円、その他6,395万4,000円、一般財源1,023万円。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第48号 平成20年度南伊豆町老人保健特別会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第49号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第49号 平成20年度南伊豆町介護保険特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 藤原富雄君登壇〕

健康福祉課長（藤原富雄君） 介護保険特別会計予算の内容説明を申し上げます。

287ページをお開きください。

歳出の部でございます。1款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費でございます。208万5,000円で25万8,000円の前年比増でございます。これにつきまして主なものにつきましては13節委託料でございます。154万9,000円の中で203事業のバッチ処理委託料が105万3,000円でございます。

次、ページをめくっていただきまして、2項徴収費でございます。1目賦課徴収費28万1,000円でございます。3万8,000円の前年比増となっております。需用費、役務費でございます。

次の3項介護認定審査会費、2目認定調査等費でございます。614万4,000円、75万6,000円の増となっております。これにつきましては7節賃金242万5,000円、認定調査事務をやっ

ております臨時事務員の賃金で2名分でございます。12節役務費でございます。336万7,000円、主治医意見書作成料で335万円を計上させていただいております。

ページをめくっていただき、4項賀茂郡介護認定審査会費でございます。1目賀茂郡介護認定審査会費723万3,000円、43万3,000円の前年比増となっております。これにつきましては1節報酬でございます。650万4,000円、賀茂郡の介護認定審査会委員報酬で、これにつきましては19年度から2年間、事務局が南伊豆町に回ってきております。3合議体ありまして、5町での持ち回りで、その委員報酬650万4,000円でございます。

次の2款保険給付費、1項介護サービス等諸費でございます。1目居宅介護サービス給付費2億9,436万円、166万9,000円の増となっております。これにつきましては、19節負担金、補助及び交付金でございます。居宅介護サービス給付費負担金で2億9,400万円、居宅療養管理指導等負担金で36万円、居宅介護サービス給付費負担金につきましては、デイサービス、ショートステイ、ヘルパー派遣等の給付に対してのものでございます。

次の2目特例居宅介護サービス給付費でございますが、1,000円の科目存置でございます。

3目地域密着型介護サービス給付費でございます。1,560万円、384万9,000円の減となっております。これにつきましても19節負担金、補助及び交付金でありまして、グループホームの負担金でございます。1,560万円、認知症対応型の共同生活介護給付費でございます。

次、ページをめくっていただきまして、4目特例地域密着型介護サービス給付費は1,000円の科目存置でございます。

5目施設介護サービス給付費でございます。3億4,800万円で802万6,000円の増となっております。これにつきましても負担金、補助及び交付金で3億4,800万円でございます。これにつきましては特養、老健、介護療養型施設でのサービス給付の負担金でございます。

次の6目特例施設介護サービス給付費でございますが、1,000円の科目存置でございます。

7目居宅介護福祉用具購入費でございます。前年同額の150万円を計上させていただいております。居宅介護福祉用具購入費でポータブルトイレだとか浴用のいす等でございます。

次の8目居宅介護住宅改修費でございます。前年同額の450万円を計上させていただいております。これについては居宅介護住宅改修費負担金でございます。

次の9目居宅介護サービス計画給付費3,516万円で、156万円の前年比増となっております。これにつきましても居宅介護サービス計画費負担金でございます。ケアプランということでございます。

次の10目特例居宅介護サービス計画給付費でございますが、前年同額の1,000円をしてお

ります。

次の295ページでございます。

2項介護予防サービス等諸費でございます。1目介護予防サービス給付費1,380万円、300万円の増となっております。介護予防サービス給付費負担金で、これにつきましては要支援1・2の高齢者が対象となって、在宅サービスを受けることとなります。

次の2目については科目存置でございます。

3目地域密着型介護予防サービス給付費でございますが、12万円で前年比2万円の増となっております。地域密着型介護予防サービス給付費での負担金でございます。

ページをめくっていただきまして、4目につきましては1,000円の科目存置でございます。

5目介護予防福祉用具購入費でございます。12万円、前年同額の12万円を計上させていただいております。福祉用具の購入費の負担金でございます。

次の6目介護予防住宅改修費でございます。70万円を計上させていただいております。34万円の前年比増となっております。介護予防の住宅改修費負担金でございます。

7目介護予防サービス計画給付費でございます。231万6,000円、前年比31万8,000円の減となっております。これにつきましては介護予防サービス計画の給付費の負担金でございます。

次の8目につきましては、科目存置でございます。

ページをめくっていただきまして、298ページでございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料でございます。前年同額の96万9,000円を計上させていただいております。全額、審査支払手数料96万9,000円でございます。

次の4項高額介護サービス等費でございます。1目高額介護サービス費でございますが、1,080万円、690万円の増となっております。これにつきましては高額介護サービス費負担金でありまして、1割の利用者負担をさせていただいておりますが、それが一定額以上になったときにそれを返す負担金で、町で見る負担金でございます。

次の2目高額介護予防サービス、12万円、前年比2万円の増となっております。高額介護予防サービス給付費負担金でございます。

ページをめくっていただきまして、5項特定入所者介護サービス等費でございます。1目特定入所者介護サービス費3,900万円でありまして、31万2,000円の前年比減となっております。負担金でございます。特定入所者介護サービス給付費負担金でございます。

次の2目につきましては、科目存置でございます。

3目特定入所者介護予防サービス24万円、前年同額でございます。

次のページの4目についても科目存置でございます。

ページをめくっていただきまして、3款1項財政安定化基金拠出金でございますが、科目存置の1,000円でございます。

次の公債費につきましても、同じでございます。

ページをめくって、304ページをお願いいたします。

5款地域支援事業費、1項介護予防事業費でございます。1目介護予防特定高齢者施策事業費で1,103万円でございます。487万6,000円の増となっております。これにつきまして、主なものにつきましては13節委託料1,071万6,000円でございます。介護予防デイサービス事業委託料は227万8,000円、転倒予防教室事業委託料が110万3,000円で、一番下にあります生活機能評価委託料が597万8,000円であります。これにつきましては、先ほど国保のほうの事業でありました特定健診のほうと絡めまして賀茂医師会と契約をし、特定高齢者を把握するためにこの生活機能評価を行います。それが597万8,000円でございます。

次の2目介護予防一般高齢者施策事業費でございますが、448万9,000円、前年比400万9,000円の増となっております。これにつきまして主なものは13節委託料でございますが、419万8,000円で、201事業の介護予防生活管理指導員派遣事業、ヘルパー派遣なんです、395万円でございます。

次、ページをめくっていただきまして、2項包括的支援事業・任意事業費でございます。

1目介護予防ケアマネジメント事業費でございます。765万5,000円でありまして、70万2,000円の増となっております。これにつきましては、介護予防ケアマネジメント事業で保健師1名の人件費等でございます。

次の2目につきましては、前年同額の2,000円を計上させていただいております。

次の3目でございます。包括的継続的ケアマネジメント支援事業費でございます。695万3,000円計上させていただいて、15万3,000円の前年比増となっております。これにつきましても一般職1名、保健師1名分の人件費等でございます。

先ほどの介護予防ケアマネジメントの739事業につきましては関保健師でございます。今の741事業の保健師は鈴木保健師の人件費等でございます。

次の4目任意事業費でございますが、5万7,000円、6,000円の前年比減となっております。309ページでございます。

6款1項基金積立金でございますが、介護給付費支払準備基金積立金、前年度の1,000円

を科目存置として計上しております。

7款諸支出金の1項繰出金につきましても、一般会計繰出金で前年同額の1,000円でございます。

次の2項償還金及び還付加算金でございますが、1の償還金、2の第1号被保険者還付加算金につきましては前年同額1,000円で、科目存置でございます。

3目第1号被保険者保険料還付金は30万円計上させていただいております。前年比15万円の減となっております。還付金でございます。

ページをめくっていただきまして、8款1項予備費でございます。前年同額の100万円を計上させていただいております。

次に、歳入でございます。

271ページをお開きいただきたいと思います。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料でございます。1億1,760万1,000円、159万円の減となっております。特別徴収保険料は1億640万1,000円、普通徴収保険料は1,100万円、滞納繰越分でございますが、普通徴収保険料分として20万円を計上しております。

次、ページをめくっていただきまして、2款分担金及び負担金、1項負担金でございます。1目介護認定審査会負担金で576万9,000円でございます。23万7,000円の増となっております。賀茂郡介護認定審査会負担金でございます。

次の3款1項手数料でございます。総務手数料、前年同額の3万円、これにつきましては督促手数料でございます。

ページをめくっていただきまして、4款国庫支出金、1項国庫負担金でございます。1目介護給付費負担金1億3,410万円、302万6,000円の前年比増となっております。介護給付費負担金でございます。

次の2項国庫補助金でございます。1目調整交付金6,579万円、126万8,000円の増となっております。調整交付金でございます。

2目地域支援事業交付金、介護予防事業でございます。361万7,000円、219万2,000円の増となっております。

3目地域支援事業交付金であります。467万2,000円、15万8,000円の増となっております。

ページをめくっていただきまして、5款支払基金交付金、1項支払基金交付金ございま

す。1目介護給付費交付金であります。2億3,786万7,000円でございます。528万8,000円の増となっております。現年度分で介護給付費交付金でございます。

2目地域支援事業支援交付金であります。448万5,000円、271万8,000円の増となっております。これも現年度分でございます。

次の6款県支出金、1項県負担金であります。1目介護給付費負担金であります。1億1,527万6,000円、251万8,000円の増でございます。現年度分で介護給付費県負担金でございます。

ページをめくっていただきまして、2項県補助金でございます。1目地域支援事業交付金、介護予防事業180万8,000円、109万6,000円の増でございます。地域支援事業交付金であります。

次の2目地域支援事業交付金、包括支援事業等でございます。233万6,000円、7万9,000円の前年比増となっております。

次の7款財産収入、1項財産運用収入でございます。利子及び配当金は前年同額の1,000円で科目存置でございます。

ページをめくっていただきまして、寄附金につきましても前年同額の1,000円で科目存置でございます。

次の9款繰入金でございます。1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金であります。9,591万4,000円、213万2,000円の増でございます。現年度分でございます。

2目地域支援事業繰入金でございます。介護予防事業180万8,000円、109万6,000円の増でございます。

3目地域支援事業繰入金、包括支援事業であります。233万6,000円、7万9,000円の増でございます。

4目その他一般会計繰入金1,308万円、171万3,000円の増でございます。事務費等繰入金995万円、新予防給付分人件費繰入金313万円でございます。

次の2項基金繰入金でございます。介護給付費準備基金繰入金600万円を予算計上させていただきます。前年比599万9,000円の増となっております。

10款繰越金、1項繰越金でございます。前年同額の100万円を計上させていただきます。

次の11款諸収入でございます。目でいきますと1目、2目、3目、それと次の2項の預金利子の1目につきましては、前年同額の1,000円で科目存置でございます。

286ページをお願いいたします。

11款諸収入、3項雑入でございます。1目から4目につきましては前年同額の1,000円の科目存置でございます、5目雑入でございます。105万円で11万6,000円の増となっております。内容につきましては、1事業の介護予防デイサービス利用者負担からその他雑入まででございます。各サービスの利用者の負担でございます。

それでは、270ページに戻ってお開きください。

歳出合計、本年度予算額8億1,454万9,000円、前年度予算額7億8,642万4,000円、比較2,812万5,000円。本年度予算額の財源内訳、特定財源、国県支出金3億2,759万9,000円、その他2億5,830万1,000円、一般財源2億2,864万9,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第49号 平成20年度南伊豆町介護保険特別会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで3時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時25分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第50号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第50号 平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 藤原富雄君登壇〕

健康福祉課長（藤原富雄君） それでは、後期高齢者医療特別会計予算の内容説明を申し上げます前に、ちょっとご了解いただきたいと思います。

この後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療制度の施行に基づきまして予算を編成させていただいております。ですので前年度の比較はございませんので、本年度の予算額のみだけ説明をさせていただくということでご了承いただきたいと思います。

あと内容等については随時させていただきます。よろしくお願いいたします。

331ページをお開きください。

歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。188万9,000円、これにつきましては主なものにつきましては13節委託料でございます。後期高齢者システムの保守委託料で63万円でございます。14節使用料及び賃借料77万4,000円でございますが、パソコンの賃借料で72万4,000円を計上させていただいております。

次、ページをめくっていただきまして、2項徴収費でございます。1目徴収費180万3,000円でございます。13節委託料149万4,000円、バッチ処理委託料でございます。

次の2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金でございます。これが主なものでございますが、1目後期高齢者医療広域連合納付金で1億2,398万2,000円でございます。19節負担金、補助及び交付金でございます。保険料の負担金としまして1億1,520万7,000円、事務費負担金としまして877万5,000円でございます。

ページをめくっていただきまして、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金でございますが、1目、2目とも1,000円の科目存置でございます。

次に、歳入でございます。323ページをお開きください。

歳入。1款1項後期高齢者医療保険料でございます。1目も同じでございます。8,516万

9,000円でございます。うち特別徴収保険料で7,239万4,000円、普通徴収保険料で1,277万5,000円でございます。

ページをめくっていただきまして、2款使用料及び手数料、1項の手数料でございます。1目督促手数料でございますが、1万円を計上させていただいております。

3款寄附金でございます。一般寄附金1,000円を計上させていただいております。

ページをめくっていただきまして、4款繰入金、1項一般会計繰入金でございます。1目事務費繰入金1,245万2,000円でございます。2目保険基盤安定繰入金であります。3,003万8,000円でございます。

次の6款諸収入でございますが、1目延滞金、2目過料とも1,000円の科目存置でございます。

次、ページをめくっていただきまして、2項償還金及び還付加算金の1目、2目とも1,000円の科目存置でございます。

次の3項預金利子も同様1,000円の科目存置でございます。

次の4項雑入につきましても1,000円の科目存置でございます。

320ページをお開きください。

債務負担行為でございます。事項としまして事務機器等の賃借料、これにつきましては広域連合のシステムのリース料でございます。期間が平成21年度から平成24年度まででございます。限度額は235万3,000円、事業の予定額は307万7,000円、平成20年度予算計上額は72万4,000円でございます。

322ページをお開きください。

歳出合計でございます。本年度予算額1億2,767万6,000円、前年度予算額はゼロでございます。比較1億2,767万6,000円。本年度予算額の財源内訳でございますが、一般財源、1億2,767万6,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第50号 平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第51号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第51号 平成20年度南伊豆町南上財産区特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、346ページをお開きください。

議第51号の内容説明をさせていただきます。

歳出からです。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。48万4,000円、54万6,000円の減でございます。報酬が会長報酬、委員報酬、ごらんのとおりでございます。8の報償費です。協力員謝礼4万2,000円です。旅費以降は事務費でございます。

343ページにお戻りください。

歳入でございます。1款財産収入、1項財産運用収入です。1目が財産貸付収入で1,000円の48万円の減です。土地貸付料で科目存置です。

2目利子及び配当金3万4,000円、2,000円の増でございます。財政調整基金の利子3万4,000円でございます。

次のページです。

2款1項1目繰越金です。44万8,000円、6万8,000円の減でございます。前年度繰越金でございます。

次に、342ページにお戻りください。

歳出で、本年度予算額48万4,000円、前年度予算額103万円、比較で54万6,000円の減でござ

ございます。財源内訳は一般財源の48万4,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第51号 平成20年度南伊豆町南上財産区特別会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第52号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第52号 平成20年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、356ページをお開きください。

歳出から内容説明をさせていただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。53万5,000円、41万8,000円の増でございます。報酬が会長報酬、委員報酬ともごらんのとおりでございます。委員報酬は6人分でございます。旅費以降事務費でございます。

353ページにお戻りください。

歳入でございます。1款1項1目繰越金です。19万5,000円、7万9,000円の増、前年度繰越金でございます。

次のページです。

2 款諸収入、1 項預金利子、1 目預金利子です。1,000円です。科目存置でございます。

次のページです。

3 款財産収入、2 項財産運用収入、1 目財産貸付収入33万9,000円、33万9,000円の増でございます。風力発電用地の貸付料33万9,000円でございます。

352ページにお戻りください。

歳出で、本年度予算額53万5,000円、前年度予算額が11万7,000円、41万8,000円の増でございます。財源内訳は一般財源で53万5,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第52号 平成20年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第53号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第53号 平成20年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、367ページをお開きください。

議第53号の内容説明をさせていただきます。

歳出からです。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。902万8,000円、2万8,000円の増でございます。1節の報酬、委員報酬で7人分でございます。9節旅費以降は事務費でございます。14節までは事務費でございます。25節積立金です。財政調整基金積立金574万1,000円、28節繰出金は一般会計への繰出金306万7,000円でございます。

ちなみに、19年度末の財調残高が2,705万6,776円でございます。

363ページにお戻りください。

歳入でございます。1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入です。884万5,000円、比較増減ございません。土地貸付料が884万5,000円です。坪70円で、12万6,368坪貸し付けてございます。

2目が利子及び配当金です。8万1,000円で2万8,000円の増です。利子及び配当金は財政調整基金の利子です。8万1,000円でございます。

次のページです。

2款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金です。1,000円でございます。財政調整基金の繰入金で、科目存置でございます。

次に、3款1項1目繰越金でございます。10万円で比較増減ゼロです。前年度繰越金でございます。

次のページです。

4款諸収入、1項預金利子、1目預金利子です。1,000円で比較増減ございません。預金利子で科目存置でございます。

362ページにお戻りください。

歳出、本年度予算額は902万8,000円、前年度予算額900万円、2万8,000円の増でございます。財源内訳は一般財源で894万7,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第53号 平成20年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第54号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第54号 平成20年度南伊豆町土地取得特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 377ページをお開きください。

議第54号の内容説明をさせていただきます。

2款繰出金、1項基金繰出金、1目土地開発基金繰出金6,000円、1,000円の増でございます。土地開発基金の繰出金が6,000円でございます。

375ページ、歳入でございます。

1款財産収入、1項財産運用収入です。1目利子及び配当金で土地開発基金の利子が5,000円でございます。

次のページです。

3款1項1目繰越金で、1,000円で比較増減ございません。前年度の繰越金でございます。戻っていただいて、374ページでございます。

歳出は本年度予算額6,000円、前年度が5,000円、比較で1,000円の増でございます。本年度予算額は特定財源、その他でございます。5,000円で一般財源が1,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第54号 平成20年度南伊豆町土地取得特別会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第55号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第55号 平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 小坂孝味君登壇〕

上下水道課長（小坂孝味君） それでは、議第55号の内容についてご説明させていただきます。

397ページをお開きください。

歳出からでございます。1款下水道費、1項1目公共下水道費、下水道建設事業、本年度予算額2億4,503万5,000円、前年度に対しまして9,886万4,000円の増でございます。

主な内容としまして、2節、3節、4節につきましては職員2名分の人件費でございます。その他特に金額の大きなものは13節委託料2,000万円で、下賀茂地区管渠実施設計委託料でございます。14節使用料及び賃借料は221万8,000円で、複写機、パソコン、車等の使用料と賃借料でございます。

次のページをお開きください。

15節工事請負費 1億9,800万円ですが、湊手石下賀茂処理区管渠工事で、口径150ミリから350ミリの管を延長1,350メートル計画しております。町単湊手石下賀茂処理区管渠工事300万円、町単下水道付帯工事に300万円を予定しております。

22節補償補填及び賠償金700万円につきましては、上水道の移転補償費でございます。

次のページをごらんください。

2款業務費、1項1目下水道総務事務、本年度予算額937万9,000円、前年度に対しまして208万8,000円の増であります。

2節、3節、4節につきましては、職員1名分の人件費でございます。

9節旅費、11節需用費、12節役務費を計上させていただきました。また、19節負担金、補助及び交付金で金額の特に大きなものは日本水道協会等の負担金でございます。

次のページをお開きください。

2款業務費、1項1目下水道使用料賦課徴収事務、本年度予算額123万3,000円、前年比14万3,000円の減で、主なものとしまして、下水道使用料に賦課される消費税の納付のための27節公課費として90万円を計上させていただきました。

次に、下水道受益者負担金賦課徴収事務、本年度予算額28万2,000円、前年度に対しまして19万円の増で、主なものは14節使用料及び賃借料で、下水道受益者負担金システム賃借料でございます。

次のページをごらんください。

2款業務費、2項1目下水道管渠維持管理事業、本年度予算額282万5,000円、前年度に対しまして1万1,000円の減で、主なものとしまして、11節需用費、マンホールポンプ9基分の電気料108万円、13節委託料115万8,000円で、管渠内面調査・清掃委託料100万円、15節工事請負費で管渠内面補修工事費50万円でございます。

2項2目下水道施設管理事業、今年度予算額2,118万5,000円、前年度に対しまして243万8,000円の増でございます。

主なものとしまして、11節需用費950万9,000円、内訳は電気、ガス、水道代の光熱費が544万9,000円、修繕料はクリーンセンター内のポンプ配管等の修理代として401万円を計上させていただきました。次に、13節委託料1,111万9,000円の中に特に金額の大きなものはクリーンセンター維持管理業務委託料1,049万円でございます。

次に、387ページをお願いいたします。

収入でございます。1款分担金及び負担金、1項1目負担金、本年度予算額835万8,000円で、前年度に対しまして201万9,000円の減でございます。

次のページをお開きください。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料は4,158万1,000円で、前年度に対しまして288万4,000円の増でございます。

次のページをごらんください。

2款使用料及び手数料、2項1目手数料は科目存置でございます。

次のページをお開きください。

3款国庫支出金、1項1目下水道費国庫補助金、本年度予算額は1億円で、これは補助対象事業費2億円の2分の1に当たる額でございます。

次のページをごらんください。

4款県支出金、1項1目下水道費県補助金につきましては科目存置とさせていただきます。

次のページをお開きください。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、本年度2億6,353万6,000円で、前年度に対しまして1,887万8,000円の増でございます。

次のページをごらんください。

6款繰越金、繰越金につきましては科目存置とさせていただきます。

次のページをお開きください。

7款諸収入、1項1目預金利子も科目存置とさせていただきます。

次のページをごらんください。

8款町債、1項1目下水道債につきましては、下水道債と過疎債とで8,000万円を計上させていただきます、事業費に充当するものでございます。

最後に、386ページをお開きください。

本年度予算額は4億9,348万円で、前年度に対しまして9,834万3,000円の増となりました。財源の内訳としまして、国県支出金1億1,000円、地方債8,000万円、その他受益者負担金等収入は4,994万円、一般財源が2億6,353万9,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第55号 平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

会議時間の延長

議長（渡邊嘉郎君） 間もなく会議時間の閉議の時間となりますが、南伊豆町議会会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合によって、議事が終了するまであらかじめ延長します。

議第56号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第56号 平成20年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 小坂孝味君登壇〕

上下水道課長（小坂孝味君） それでは、歳出よりご説明させていただきます。

422ページをお開きください。

1款総務費、1項1目総務管理事務、本年度予算額531万円、前年度に対しまして62万円の減でございます。主な内容としまして、11節需用費34万円は施設修繕料でございます。13

節委託料492万円は子浦集落排水施設管理料でございます。

次のページをごらんください。

2款公債費、1項1目元金は、本年度予算額435万8,000円、前年度に対しまして94万9,000円の減でございます。主な内容としまして、平成5年度から償還が始まって15年度がピークになり、その後の償還が減ってくるため、そのための減額でございます。

1項2目利子は、本年度予算額382万3,000円、前年度に対しまして19万5,000円の減でございます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

417ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項1目漁業集落排水事業費分担金は、本年度予算額17万円で、1万円の減でございます。

次のページをお開きください。

2款使用料及び手数料、1項1目漁業集落排水施設使用料は、本年度予算額492万円で、前年度と比較して60万円の減でございます。

次のページをごらんください。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は本年度予算額835万1,000円で、前年度に対しまして115万4,000円の減でございます。

次のページをお開きください。

4款繰越金につきましては、科目存置とさせていただきます。

次のページをごらんください。

5款諸収入、1項1目雑入は、本年度予算額4万9,000円で、前年と同額でございます。これは処理施設の火災保険料でございます。

416ページをお開きください。

本年度予算額1,349万1,000円で、前年度に対しまして176万4,000円の減となりました。財源内訳としまして、その他受益者使用料収入が513万9,000円、一般財源が835万2,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第56号 平成20年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第57号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第57号 平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 小坂孝味君登壇〕

上下水道課長（小坂孝味君） それでは、歳出よりご説明させていただきます。

436ページをお開きください。

1款総務費、1項1目総務管理事務、本年度予算額542万7,000円、前年度に対しまして8万円の減でございます。主な内訳としまして、11節需用費34万円は施設修繕料でございます。13節委託料504万円は中木集落排水施設管理料でございます。

次のページをごらんください。

2款公債費、1項1目元金は、本年度予算額1,481万8,000円、前年度に対しまして12万4,000円の増でございます。この主な内容としまして、平成10年度から償還が始まって20年度がピークになるため、償還額は増額になるものです。

1項2目利子は今年度予算額174万1,000円、前年度に対しまして22万5,000円の減でございます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

431ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目漁業集落排水事業費分担金は、今年度予算額17万円、前年度と比較して1万円の減でございます。

次のページをお開きください。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目漁業集落排水施設使用料は、本年度予算額504万円で、前年度と比較して6万円の減でございます。

次のページをごらんください。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、本年度予算額1,672万9,000円、前年度に対しまして11万1,000円の減でございます。

次のページをお開きください。

4 款繰越金につきましては、科目存置とさせていただきます。

次のページをごらんください。

5 款諸収入、1 項 1 目雑入は本年度予算額 4 万6,000円で、前年と同額でございます。これは処理施設火災保険料でございます。

最後に、430ページをお開きください。

本年度予算額は2,198万6,000円で、前年度に対しまして18万1,000円の減となりました。財源内訳としまして、その他受益者使用料等収入が525万6,000円、一般財源が1,673万円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第57号 平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第58号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第58号 平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 奥村 豊君登壇〕

建設課長（奥村 豊君） それでは、歳出より説明させていただきます。

451ページをお開きください。

1 款漁業集落環境整備費、1 項 1 目妻良漁業集落環境整備事業、本年度予算額 2 億9,269 万5,000円、前年度に対しまして4,856万9,000円の増でございます。

主な内容のみ説明させていただきます。

2 節、3 節、4 節につきましては、職員 2 名分の人件費でございます。

13節委託料は汚水処理場施行管理委託料として1,000万円を計上させていただきました。

次のページをお開きください。

15節工事請負費 2 億6,890万円ですが、集落環境整備工事が 2 億5,440万円で、機械・電気設備工事を予定しております。町単集落環境整備工事に1,450万円を計上させていただきました。

次のページをごらんください。

施設維持管理に要する費用108万3,000円を計上させていただきました。

次のページをお開きください。

2 款公債費、1 項 1 目元金は、本年度から元金償還が始まることから106万3,000円を計上させていただきました。

2 目利子は本年度予算額246万8,000円、前年度に対しまして89万1,000円の増でございます。

次のページをごらんください。

3 款予備費、1 項 1 目予備費は、本年度予算額10万円、前年度と同額でございます。

次に、歳入について説明させていただきます。

445ページをお開きください。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項 1 目分担金は本年度予算額2,820万円、前年度に対しまして540万円の増でございます。

次のページをお開きください。

2 款県支出金、1 項 1 目漁業集落環境整備費補助金は、本年度予算額 1 億8,900万円、前年度に対しまして2,800万円の増でございます。

次のページをごらんください。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、本年度予算額1,500万7,000円、前年度に対しまして580万6,000円の増でございます。

次のページをお開きください。

4 款諸収入、1 項 1 目預金利子及び次のページの 2 項 1 目雑入については、科目存置とさせていただきます。

450ページをお開きください。

5 款町債、1 項 1 目下水道債につきましては、本年度予算額6,520万円、前年度に対しまして1,240万円の増となりました。

最後に、444ページをごらんください。

本年度予算額は 2 億9,740万9,000円で、前年度に対しまして5,160万6,000円の増となりました。財源内訳としまして国県支出金 1 億8,900万円、地方債6,520万円、その他分担金収入が2,820万円、一般財源が1,500万円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第58号 平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第59号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第59号 平成20年度南伊豆町水道事業会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 小坂孝味君登壇〕

上下水道課長（小坂孝味君） それでは、議第59号の内容についてご説明させていただきます。

27ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。

1 款水道事業収益、当年度予定額は2億3,003万円で、前年度と比較して3,530万円の減としております。

収益の大部分であります1 項営業収益、1 目給水収益につきましては2億2,414万円で、3,556万円の減としております。これは1 節上水道料金1億7,490万円、2 節簡易水道等料金4,924万円であります。

2 目受託工事収益は540万円で、前年度と同額でございます。

3 目その他営業収益は10万4,000円で、前年度と同額です。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金は24万3,000円で、前年度と比較して23万3,000円の増で、これは預金利子でございます。

2 目雑収益は14万3,000円で、大部分は3 節のその他雑収益でございます。

次に、28ページをお開きください。

支出についてご説明いたします。1 款水道事業費用、当年度予定額は2億7,621万9,000円

で、前年度と比較して833万6,000円の減としております。

内訳といたしまして、1項営業費用、1目原水浄水送水配水給水費は4,594万6,000円で、127万4,000円の増であります。これは上水道施設の維持管理費としておりまして、特に金額の大きなものは11節委託料787万9,000円、13節修繕費912万3,000円、14節動力費2,100万円、15節薬品費396万5,000円であります。

2目受託工事費は540万円で、25節新設給水工事請負金です。

3目総係費は3,941万円で、前年に対しまして846万円の減としております。これは水道事業の経費に要する義務的経費で、内容は職員4名分の給与費等のほかに、その他金額の大きなものは10節の通信運搬費89万4,000円、11節委託料366万8,000円、12節賃借料131万3,000円であります。

30ページをお開きください。

4目簡易水道等費は、簡易水道等の施設維持管理費や義務的経費として4,266万8,000円計上いたしまして、前年比153万6,000円の増としております。内容は、職員2名分の給与費のほかに、金額の大きなものは11節委託料1,473万6,000円、13節修繕費528万円、14節動力費500万円、その他でございます。

5目減価償却費は1億670万5,000円で、165万8,000円の増となっております。これは設備投資に起因するものでございます。

6目資産減耗費は205万5,000円で、前年と同額であります。

7目その他営業費用は8万円で、前年と同額でございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は2,958万7,000円で、310万8,000円の減としております。

3項予備費と4項特別損失は前年と同額でございます。

次に、32ページをお開きください。

資本的収入及び支出予算のうち収入についてご説明いたします。

1款資本的収入、4項給水負担金と5項建設改良工事負担金は、前年と同額でございます。

次に、支出であります。

1款資本的支出、当年度予定額は1億4,915万2,000円で、前年度と比較して2,263万9,000円の増となっております。

1項建設改良費、1目水道施設改良費は8,822万9,000円で、前年度と比較して2,926万3,000円の増となっております。内訳は、職員1名分の給与費のほかに、金額の大きなもの

は11節委託料2,853万5,000円、50節工事請負費5,000万円であります。

2項企業債償還金、1目企業債償還金は6,042万3,000円で、前年度と比較して662万4,000円の減となっております。内訳は、財政融資資金元金4,424万7,000円、金融公庫資金元金1,617万6,000円であります。

3項予備費、1目予備費は50万円で、前年と同額でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する1億3,815万2,000円につきましては、2ページの第4条の括弧書きにありますように、損益勘定留保資金その他で補てんするものでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第59号 平成20年度南伊豆町水道事業会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

散会宣告

議長（渡邊嘉郎君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

各常任委員会に付託された議案審議のため、あすより3月16日まで休会といたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

平成20年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第4号)

平成20年3月17日(月)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第20号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 議第21号 南伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 議第22号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議第23号 南伊豆町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第24号 南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第26号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第28号 南伊豆町町民生活安全条例制定について
- 日程第 9 議第29号 南伊豆町職員の自己啓発等休業に関する条例制定について
- 日程第10 議第30号 南伊豆町南崎財産区財政調整基金条例制定について
- 日程第11 議第31号 石垣りん文学記念基金条例制定について
- 日程第12 議第32号 南伊豆町後期高齢者医療に関する条例制定について
- 日程第13 議第46号 平成20年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第14 議第47号 平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第15 議第48号 平成20年度南伊豆町老人保健特別会計予算
- 日程第16 議第49号 平成20年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第17 議第50号 平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議第51号 平成20年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
- 日程第19 議第52号 平成20年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
- 日程第20 議第53号 平成20年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算

- 日程第 2 1 議第 5 4 号 平成 2 0 年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第 2 2 議第 5 5 号 平成 2 0 年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 3 議第 5 6 号 平成 2 0 年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議第 5 7 号 平成 2 0 年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 2 5 議第 5 8 号 平成 2 0 年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議第 5 9 号 平成 2 0 年度南伊豆町水道事業会計予算
- 日程第 2 7 発議第 1 号 特別委員会設置について
- 日程第 2 8 発議第 2 号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 9 発議第 3 号 伊豆急行下田駅への「湘南新宿ライン」の運転区間延長を求める意見書
- 日程第 3 0 「陳情第 1 号・観光交流館建設工事に関する陳情」
- 日程第 3 1 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（ 1 1 名）

1 番	竹 河 十九巳 君	2 番	谷 正 君
3 番	長 田 美喜彦 君	4 番	稲 葉 勝 男 君
5 番	保 坂 好 明 君	6 番	清 水 清 一 君
7 番	梅 本 和 熙 君	8 番	漆 田 修 君
9 番	齋 藤 要 君	1 0 番	渡 邊 嘉 郎 君
1 1 番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 史鶴哉 君	副 町 長	小 針 弘 君
教 育 長	渡 邊 浩 君	総 務 課 長	鈴 木 博 志 君

企画調整課長	外岡茂徳君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	大野寛君
健康福祉課長	藤原富雄君	教委事務局長	山本信三君
上下水道課長	小坂孝味君	会計管理者	大年清一君
総務係長	松本恒明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本正久	主幹	栗田忠蔵
--------	------	----	------

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより3月定例会議第4日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（渡邊嘉郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

9番議員 齋藤 要 君

11番議員 横嶋 隆二 君

議第20号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） これより審議に入ります。

議第20号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 横嶋隆二君登壇〕

第1常任委員長（横嶋隆二君） 議第20号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について報告を行います。

開催月日及び会場は、平成20年3月10日、南伊豆町クリーンセンター会議室。

会議時間は午前9時半から、閉会が午後零時22分です。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員の記載は以下のとおりであります。全委員が

出席しております。

説明のために出席した町当局職員、事務局は記載のとおりでございます。

議事件目は、議第20号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

委員会決定は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審議中にあった意見または要望事項は5ページに記載されておりますが、1つ、若い職員の給与を引き上げる内容というが、町民所得が県下最低の中、町民との格差が生じるのではという質問に、今回の人勧は若年層に絞ったもので近隣と比べても上回っていないと回答があった。

引き上げ総額について質問があり、約280万円弱と回答があった。

平均的民間企業が給与引き下げをしてきたとして過去の人勧の実績について質問があり、平成10年から平成18年まで過去平均ではマイナス8.26%と回答があった。

4つ目として、過去マイナス8.26%だが、49歳以上の職員について質問があり、減給はないが給与が上がらない仕組みになっているとの回答があった。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第20号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 賛成多数です。

よって、議第20号議案は原案のとおり可決するものとされました。

議第21号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第21号 南伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 横嶋隆二君登壇〕

第1常任委員長（横嶋隆二君） 議第21号について報告を行います。

会議の開催月日及び会場は、平成20年3月10日、南伊豆町クリーンセンター会議室でございます。

会議時間、午前9時半から午後零時22分です。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、全議員が参加されております。

事務局、説明のために出席した町当局職員は記載のとおりでございます。

議第21号 南伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について、委員会決定は継続審議となりました。

継続審議は4ページに記載されていますが、3月14日、会場は南伊豆町議会委員会室で開催をされました。

会議時間は午前9時30分から午前10時48分まで。

委員会決定は原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

付託された議第21号 南伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定についての審議中にあった意見または要望事項、5ページに記載されていますが、これから読ませさせていただきます。

1つ、近隣市町の預かり保育の実情について質問があり、河津町、東伊豆町で実施、下田市で試行実施をしていると回答があった。

1つ、幼稚園保護者への説明、アンケート実施の方法、アンケート内容など不十分な面が多く理解されているとはいいがたいとの質問があり、平成16年度次世代育成計画で要望が多くあり、今年1月に実施アンケートを実施した。内容は悪いことではないが、議会への説明、

教員への説明、保護者への十分な説明などミスはあったかもしれない。そのことについておわびすると回答があった。

1つ、幼稚園と保育園の違いを抜きに議論がされると誤解を生むとして、保育に欠けていない幼稚園での預かり保育と保育園の違いについて質問があり、預かり保育の設定は保育園の終了時間4時に合わせたが、幼稚園は夏期・冬期・土曜休などの実施で学校と同じで保育園より休日が多いと回答があった。

1つ、預かり保育料金の設定と保育園料金の比較について質問があり、幼稚園は月4,000円、延長1時間200円を考えている。保育園は所得に応じて11階層の料金設定がされていると回答があった。

1つ、保育園保護者への事前の説明があってもよいのではとの質問があり、条例が議会を通った段階でお知らせ版で知らせると回答があった。

1つ、預かり保育は、理念から言えば夏期・土曜日もどうなのかという質問があり、河津・東伊豆町もそうなっていると回答があった。

1つ、河津町・東伊豆町は公立保育園がないため幼稚園の延長があり南伊豆町と環境は違う。南伊豆町で実施の場合、保育園保護者への事前の周知は必要ではないかとの質問に、説明の手順・時期・時間が足りなかったと回答があった。(預かり保育実施計画経過、預かり保育計画、近隣市町比較、保育所・幼稚園比較、町民説明それぞれの資料の提出を求め審議充実のため継続審議と決定)したということであり。その後、先ほど報告しましたように、3月14日、継続審議が再開されました。その内容は以下のとおりであります。

1つ、幼稚園経営書、幼稚園預かり保育の基本指針、幼稚園預かり保育実施に向けた経過、賀茂地区預かり保育実施状況、幼稚園・保育所の現状、広報お知らせ版の内容の資料が配布され、教育長、教育委員会事務局長によって説明がなされた。

1つ、実施プロセスは不十分、現幼稚園保護者以外保育時間延長で希望者がふえる可能性もあり、幼稚園保護者以外の町民にもお知らせをするべきであり、また猶予期間を持つため4月実施を延ばしたらとの質問に、手順は完璧ではなかった。実施は4月を考えているが、希望者の動向を見ながら実施していきたい。お知らせ内容については手直しをして配布すると回答があった。

1つ、幼稚園の定員、今後の入園希望者と預かり保育希望者の受け入れについて質問があり、定員は3歳児20名、4歳児35名、5歳児35名、計90人、預かり保育は20人と回答があった。

1つ、保育所から幼稚園にかわるということは、保育所入所申請で虚偽申請に当たるとはならないかとの質問に、保育所入所は就労していて保育に欠けることが条件だが、これまで柔軟に対応してきたと回答があった。

1つ、夏休み、冬休みの対応はどう考えているのか、保育所保護者への説明はどのように考えているのかとの説明に、夏休み、冬休み1週間程度の実施の方向で考えている。お知らせは町内全世帯への配布を考えていると回答があった。

1つ、お知らせを出した場合、希望者がふえる可能性が考えられる。預かり保育の定員をふやす考えがあるかとの質問に、希望者が多いと対応不能になる可能性があるが、実施をしながら検討対応が可能であると回答があった。

1つ、保育所入所は保育に欠ける児童対応だということだが、フルタイム就労でない形態が多いのが実情。現に、保育園のお迎えは4時が慣例で、ほとんどのお迎えがその時間に合わせてきた状況、仕事もそれに合わせてやってきている。幼稚園が4時までの預かり保育を実施した場合、保育園保護者が預ける場所を移す可能性は否定できない。幼稚園にしても保育園にしても、保護者の実態・希望に合わせた保育援助の体制が求められるのではないかとこの質問に、定員の中で要望にこたえたいと回答があった。

1つ、河津町・東伊豆町の預かり保育の定数について質問があり、河津町は20人だが東伊豆町については把握していないと回答があった。

1つ、現在の預かり保育希望者数について質問があり、4歳児、5歳児、計28人中、一時預かり4名、月預かり1名との回答があった。

1つ、現在の希望者数では、臨時職員を確保せず現職員体制でやれるのではとの質問があり、3歳児18人のならし保育に手がかかることが予想されるが、指摘はその通りなので、採用ありきでなく取り組みたいと回答があった。

1つ、幼稚園預かり保育の実施について全世帯へのお知らせ版配布。これは確認されたことですね。現在の預かり保育希望状況では、臨時職員ありきではなく希望動向に応じた柔軟な対応を行う。

1つ、幼稚園とともに、所轄の保育運営に当っては、保護者の視点に立って保育の充実を目指す姿勢で取り組みを進められたい。

以上の観点を確認をしました。

以上で、議第21号 南伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について審議中の意見についての報告とさせていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第21号 南伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第21号議案は原案のとおり可決されました。

議第22号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第22号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 横嶋隆二君登壇〕

第1常任委員長（横嶋隆二君） 議第22号についての報告を行います。

議事件目は、議第22号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてです。

会議月日は、平成20年3月10日、南伊豆町クリーンセンター会議室。

会議時間は午前9時半から午後零時22分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は記載のとおり全員出席でございます。

事務局、説明のため出席した町当局職員は記載のとおりでございます。

委員会決定は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審議中の意見、要望については、特に、意見・要望はございませんでした。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第22号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第22号議案は原案のとおり可決するものとされました。

議第23号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第23号 南伊豆町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 横嶋隆二君登壇〕

第1常任委員長（横嶋隆二君） 議第23号についての委員会報告を行います。

会議開催の月日及び会場は、平成20年3月10日、南伊豆町クリーンセンター会議室です。

委員会の出席議員及び委員会以外の出席議員は全員出席でございます。

事務局、説明のために出席した町当局職員は記載のとおりでございます。

付託件目は、議第23号 南伊豆町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例制定についてであります。

委員会決定は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審議中にあった意見のほうに関しては7ページに記載されてありますが、医療関連として、下田市長が共立湊病院の移転地を探すとの新聞報道について、共立湊病院管理者である南伊豆町長の見解が求められ、これはとんでもないことであり副管理者に抗議するとの回答がありました。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第23号 南伊豆町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 賛成多数です。

よって、議第23号議案は原案のとおり可決されました。

議第24号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第24号 南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1 常任委員長。

〔第1 常任委員長 横嶋隆二君登壇〕

第1 常任委員長（横嶋隆二君） 議第24号の報告を行います。

会議の開催月日及び会場は、平成20年3月10日、南伊豆町クリーンセンター会議室でございます。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は全員出席でございます。

事務局、説明のために出席した町当局職員は記載のとおりでございます。

付託件目は、議第24号 南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について。

委員会決定は原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった意見または要望については7ページです。

1つ、原油高騰の影響でゴミ袋の値上げが考えられるが、どのような対応を考えているかと質問があり、業者と打ち合わせを行いコスト引き下げで今までどおりで行くと回答があった。

1つ、4人平均家族で年間どのくらいの値上がりかとの質問があり、45リットル袋で計算して年間2,700円ほどになるとの回答があった。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第24号 南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 賛成多数です。

よって、議第24号議案は原案のとおり可決されました。

議第26号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第26号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 横嶋隆二君登壇〕

第1常任委員長（横嶋隆二君） 議第26号の報告を行います。

会議の開催月日及び会場は、平成20年3月10日、南伊豆町クリーンセンター会議室でございます。

会議時間は午前9時半から午後零時22分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は全員出席でございます。

事務局、説明のために出席した町当局職員は記載のとおりでございます。

付託件目は、議第26号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

委員会決定は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審議中にあった意見、要望については、1つとして、これまで限度額の引き上げで医療費増に対応してきたが、医療費の推計の内容について質問があり、国保連の基準値に基づいた試算をした結果、国保連試算と近い数値になったと回答がありました。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第26号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 賛成多数です。

よって、議第26号議案は原案のとおり可決されました。

議第28号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第28号 南伊豆町町民生活安全条例制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 横嶋隆二君登壇〕

第1常任委員長（横嶋隆二君） 議第28号の報告を行います。

会議の開催月日及び会場は、平成20年3月10日、南伊豆町クリーンセンター会議室。

会議の時間は9時半開会、午後零時22分閉会です。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は全員出席でございます。

事務局、説明のために出席した町当局職員は記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目は、議第28号 南伊豆町町民生活安全条例制定についてであり、委員会決定は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審議中にあった意見、要望については7ページに記載されていますが、1つ、第2条のその他の工作物、管理者は何を示すかとの質問があり、別荘など町内にあるもの、塀や垣根なども示すとの回答があった。

1つ、第5条に示す団体は何を示すか質問があり、交通安全協会、PTA、消防、民生委員会等を指すと回答があった。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第28号 南伊豆町町民生活安全条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第28号議案は原案のとおり可決されました。

議第29号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第29号 南伊豆町職員の自己啓発等休業に関する条例制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 横嶋隆二君登壇〕

第1常任委員長（横嶋隆二君） 議第29号の報告を行います。

会議の開催月日は平成20年3月10日、場所は南伊豆町クリーンセンター会議室でございます。

会議時間は午前9時半から、閉会は午後零時22分です。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は全員出席でございます。

事務局、説明のために出席した町当局職員は記載のとおりでございます。

付託件目、議第29号 南伊豆町職員の自己啓発等休業に関する条例制定についてであり、委員会決定は原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

審議中にあった意見、要望については、1つ、制度の効果をどう期待するか、資格者養成対応を目的にしているのか質問があり、あくまで自己啓発であるとの回答があった。

8ページに、もう一つ、休暇取得基準、審査について質問があり、合議で行うとの回答がされた。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第29号 南伊豆町職員の自己啓発等休業に関する条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第29号議案は原案のとおり可決されました。

議第30号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第30号 南伊豆町南崎財産区財政調整基金条例制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 横嶋隆二君登壇〕

第1常任委員長（横嶋隆二君） 議第30号の審議についての報告を行います。

会議の開催月日及び会場は、平成20年3月10日、南伊豆町クリーンセンター会議室でございます。

会議時間、開会午前9時30分、閉会が午後零時22分でございます。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は全議員が出席されました。

事務局、説明のために出席した町当局職員は記載のとおりでございます。

付託件目は、議第30号 南伊豆町南崎財産区財政調整基金条例制定についてであります。

委員会決定は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審議中にあった意見、要望については、1つ、そもそも財産区特別会計に基金は含まれていないのか質問があり、本条例はこれまで財産運用がなかった南崎地区で風力発電事業による保証金を基金として運用する必要が生じたためと回答があった。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第30号 南伊豆町南崎財産区財政調整基金条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第30号議案は原案のとおり可決されました。

議第31号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第31号 石垣りん文学記念基金条例制定についてを議題といたします。

委員長報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 横嶋隆二君登壇〕

第1常任委員長（横嶋隆二君） 議第31号についての報告を行います。

会議の開催月日及び会場は、平成20年3月10日、南伊豆町クリーンセンター会議室でございます。

会議時間は午前9時半開会、閉会は午後零時22分でございます。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、全議員の出席で行いました。

事務局、説明のために出席した町当局職員は記載のとおりでございます。

付託件目は、議第31号 石垣りん文学記念基金条例制定についてであり、委員会決定は原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

審議中の意見、要望に関してですが、1つ、石垣りんの由来について質問があり、父親が子浦出身、母親が松崎出身の詩人で子浦の西林寺にお墓があるということ、蔵書700冊が寄贈されていることなどが回答されました。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第31号 石垣りん文学記念基金条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第31号議案は原案のとおり可決されました。

議第32号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第32号 南伊豆町後期高齢者医療に関する条例制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1 常任委員長。

〔第1 常任委員長 横嶋隆二君登壇〕

第1 常任委員長（横嶋隆二君） 議第32号についての審議の報告を行います。

会議の開催月日及び会場は、平成20年3月10日、南伊豆町クリーンセンター会議室でございます。

会議の時間は9時30分開会、零時22分閉会でございます。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は全議員の出席で行われました。

事務局、説明のため出席した町当局職員は記載のとおりでございます。

付託件目は、議第32号 南伊豆町後期高齢者医療に関する条例制定についてであり、委員

会決定は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番議員、横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 後期高齢者医療制度については、非常に重要なことなので討論をさせていただきます。

三点その1、後期高齢者医療制度の特徴が、1つは、やはり主要先進国の中で、あるいは普通の国で国民健康保険、皆保険の状態の中で国民が分断される保険というのはおよそ初めての保険でこの制度の特徴も何点かありますけれども、1つとして、これまで扶養だった方のすべて被保険者から年金が、年金から保険料が天引きされる。扶養の人の徴収は半年延期されるということですが、いずれにしても時間がくればこれが徴収される。滞納した場合、2つ目として滞納した場合に資格証明書の発行は、これは行われるということが法律で明記されています。運用では柔軟な対応ということが言われていますが。

もう一つは、この制度と連動して直接後期高齢者対応ではありませんが、70から74歳の人の窓口負担が2割になるということと上限が外来の1万2,000円から2万4,600円の大幅引き上げと、入院の負担条件を現在4万4,000円から6万2,000円に引き上げる。

4つ目として、医療費の支払い縮減が設けられ、包括払い定額制度となって、いわゆる上限の診療回数や薬に制限が、診療科のかけ持ちが難しくなるということ。手術入院の短縮、早期退院がされることになるということが国会でも廃止の要求がでていているというものであります。

最後に、社会保障の給付、GDP、国内総生産に対する日本の割合で言うと、日本が現在17.4%ですが、いわゆる主要先進国で国民皆保険制度をとっているイギリスでは22.4%、フランスでは28.5%、ドイツでは28.1%で、医療費に対する日本の政府の責任の割合をもっと引き上げて国民負担を、高齢者医療制度のもとに国民健康保険料を引き下げて、まさに国民皆保険を実施することが強く求められるということ意見を申し上げておきたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第32号 南伊豆町後期高齢者医療に関する条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 賛成多数です。

よって、議第32号議案は原案のとおり可決されました。

議第46号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第46号 平成20年度南伊豆町一般会計予算を議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 清水清一君登壇〕

予算決算常任委員長（清水清一君） それでは、予算決算常任委員会報告を行わせていただきます。一般会計についてでございます。

2日間審議いたしました。

うち1日目といたしまして、開催月日及び会場。平成20年3月11日、南伊豆町クリーンセンター会議室。

会議時間。開会9時30分、閉会午後2時42分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員は町長以下記載のとおりでございます。

2日目は、平成20年3月12日、南伊豆町クリーンセンター会議室。

会議時間。開会9時30分、閉会午後3時25分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員。町長以下記載のとおりであります。

議事件目。付託件目。議第46号 平成20年度南伊豆町一般会計予算。

委員会決定。原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

1．議題46号 平成20年度南伊豆町一般会計予算。ここちょっと済みません、「予算」で訂正してください。歳出のうち第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第8款消防費、第9款教育費、第11款公債費、第12款予備費及び関連歳入について。

1．各種補助金について、補助金がゼロ円の事業が10団体あるが、なぜこのようになったのかとの質疑があり、平成19年度は激変緩和の措置であり話はしてあり、今回の公募補助金に応募してもらうよう所管課から通知してある。応募しない団体は、自立できる事業だと考えるとの答弁がなされた。

2．住民基本台帳の住基ネットのカード発行に伴い、カードの安全性はどうかとの質疑に対し、大丈夫であろうと考えるとの答弁がなされた。

3．静岡県地方税滞納整理機構負担金事業で、ことしは何件の回収を考えているのかとの質疑に対し、1件回収するのに20万円かかる、ことしは大口滞納者8名を予定しているとの答弁がなされた。

4．企画調整事務の会議等出席者負担金は、なぜこの金額なのかとの質疑があり、合併法定協の1市3町の負担金として684万7,000円を見込んだうちの600万円を予備費に回し、その残額であるとの答弁がなされた。

5．自治会である各区コミュニティの振興策はどのように考えているのかとの質疑に対し、地域振興策の中で、平成20年度、国からの政策があり検討しているとの答弁がなされた。

6．財政で、人件費が町税より下回ったのは何年以來か、またその要因について質疑があり、平成6年以來であり、行革による職員定員管理計画で、職員を12%、20名の減少計画となっており、今まで計画の80%、16名の減少となり人件費が下がったのが大きな要因と考えるとの答弁がなされた。

7．財政調整基金を、前年積み増しできた要因はとの質疑があり、地方交付税が多く入ったこと、及び行革の成果であろうと考えるとの答弁がなされた。

8．平成20年度予算は地方交付税が多く見込まれているがとの質疑があり、平成20年度は政府の地方再生対策費の創設等により8,500万円多く見込んだとの答弁がなされた。

9. 各区への文書連絡と、班長委託料について質疑があり、これまで週2回の文書連絡を月2回としたことにより、区長の事務の軽減となっていると思われる。個人あての文書については全部郵送としているとの答弁がなされた。

10. 財源確保について、国に対しどのように要望していくのかとの質疑があり、全国町長会、賀茂地区町長会等で各要望を上げていきたい。今年度は地方交付税が多かったが、これからは財源確保をしっかりと検討しながら考えていきたいとの答弁がなされた。

11. 町長交際費について質疑があり、平成20年度予算は50万円であるが、かつては300万円のときもあった。現在は対象範囲を決めて限定的に支出しているとの答弁がなされた。

12. A E D除細動器16台分について質疑があり、7年間のリース料であり、救急車到着まで10分以上かかる地区へ配置したいものであり、2分の1補助があるとの答弁がなされた。

13. 役場庁舎の耐震状況と建てかえについて質疑があり、平成22年から平成23年で計画しているとの答弁がなされた。

14. 電算管理で旧南伊豆総合計算センターと新電算システム「TKC」との比較について質疑があり、平成16年度計算センターの決算額は3,600万円で、現在電算システム「TKC」においては3,700万円であり、各種検討し、支出を抑えるようにしているとの答弁がなされた。

15. 郡内においてTKCで電算管理している4町で、一部事務組合の考えはないのかとの質疑に対し、郡内では、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町の4町がTKCであるため、3カ月に1回業務連絡会を開催している。また、現在のコンピューターは各町でホストコンピューターによって運営している現状であり、センター方式は今のところ考えられないとの答弁がなされた。

16. 交通安全対策推進基金について及びその使い道について質疑があり、賀茂地区共済交通災害共済組合の解散時のものであり、交通安全対策目的金であるので、使い方については今後議会とも相談しながら使用方法を決めたいとの答弁がなされた。

17. 職員提案制度で昨年の実績について質疑があり、1件あり、内容についてはネーミングライツであったとの答弁がなされた。

18. 提案制度について、町長がテーマを決めて提出させてはどうかとの質疑があり、意欲的に取り組みたいとの答弁がなされた。

19. 消耗品一括管理について、町内業者も加入しているのか、また運営方法の諸問題についての処理は改善されたのかとの質疑があり、町内業者も加入しているまた、諸問題につい

ては、平成20年度に向け変更すべく説明会を行う予定であるとの答弁がなされた。

20．防火水槽について老朽化しクラック等も出てきているが、補修等に対する補助について質疑があり、県の補助対象は1,500万円以上であり、町内で3カ所以上の防火水槽の補修が必要になり3分の1の補助である。また、防火水槽については町の所有か、地域の所有であるかの問題もあり、今後検討していきたいとの答弁がなされた。

21．防災・災害対策について、道路が寸断されない災害に強い基幹道路が必要である。また、昨年8月自衛隊のホーバークラフトによる海上輸送訓練があり、負傷者及び物資の輸送の観点から非常に参考になった。そして、防災上から見た共立湊病院の位置づけについて質疑があり、災害時には、陸・空・海上等からいろいろな方策があるが、自衛隊によるホーバークラフト（エルキャック）による訓練があった弓ヶ浜は郡内でも非常に適した場所であり、共立湊病院については災害拠点病院として位置づけたいとの答弁がなされた。

22．災害時に多数の人をあずかる対策を考えているのかとの質疑があり、避難所については、平成20年度南中小体育館の耐震化工事を予定しているので、町内体育館は全部耐震化となる。また、避難所用備品の整備推進や、今後ホテル等との協定も検討するとの答弁がなされた。

23．災害に対し、ホテルや民宿等の民間施設の耐震化に国・県からの支援対策はないのかとの質疑があり、補助制度や利子補給等があるか調査したいとの答弁がなされた。

24．災害時の一時避難地の安全性等、町当局も確認する必要があるのではとの質疑があり、避難所14カ所、一時避難地は多数ある、地元区長と現地を確認していきたいとの答弁がなされた。

25．AEDについて、配置場所と使用方法の講習会について質疑があり、町内公共施設14カ所に配置したい、また、各地での講習会を行いたいとの答弁がなされた。

26．防災サポーターの設置について質疑があり、防災委員と自主防である区長で取り組んでいるとの答弁がなされた。

27．消防団員が非常に少なくなっている現状にかんがみ、消防団OBにより消防活動ができないのか、また、そのときの保険について質疑があり、保険適用について研究し、消防活動については、平成20年度に消防団本部等とともに検討していきたいとの答弁がなされた。

28．災害援護資金貸付金の貸付残高と返済の見込みについて質疑があり、償還未済額は300万円ほどあり、分納で定期的に返済している方もいるが、保証人等ともども既に死亡し

ているケースもあり、回収不能に近いものもあるとの答弁がなされた。

29．新予防給付包括支援センター事業についての質疑があり、地域包括支援センターが行う業務で、民間の居宅介護支援事業所に要支援1、要支援2のケアプランの作成を委託する場合の委託料等の事業費の計上であるとの答弁がなされた。

30．要支援1と要支援2の方には介護サービスがあるのか。また、利用者負担に関する質疑があり、デイサービス（通所介護）、ヘルパー派遣（訪問介護）等の介護予防サービスがあり、利用者負担は1割であるとの答弁がなされた。

31．老人福祉施設事業において、養護老人ホームに入所者を措置する場合、賀茂地区入所判定会はどのくらいの頻度で開催されるのかとの質疑があり、毎月一度開催されるとの答弁がなされた。

32．老人福祉事業の在宅高齢者等食事サービスの内容について、また管理栄養士の配置について質疑があり、1食500円の利用者負担で、町内約90名の利用者に対し毎月800から850食の配食が行われており、1食当たり1,250円のコストがかかるが、高齢者の安否確認、栄養改善等効果が高く、委託先の特別養護老人ホームみなとの園には管理栄養士の管理のもと調理された食事が配食されており、他市町の食事サービスの事業形態として食堂等事業者へ委託方式もあるとの答弁がなされた。

33．福祉サービスの目標はあるのかとの質疑があり、高齢者が住みなれた地域で自立した生活ができるよう、介護保険制度の介護等サービスとあわせ、町単独の福祉サービスを提供し、また介護状態に陥らないよう介護予防事業の取り組みに力を入れたいと答弁がなされた。

34．子育て支援事業での乳幼児医療費の扶助で、今、小学校入学前まで医療費は無料であるが小学生も無料とならないかとの質疑があり、平成19年度から未就学児の医療費について自己負担なしで医療が受けられるようになり、対象拡大はなかなか難しいが、今後、財政的な面も含め前向きに検討するとの答弁がなされた。

35．保育所の耐震化について質疑があり、平成27年度までに耐震化を検討している。補強工事より建てかえの方向で検討していきたいとの答弁がなされた。

36．南崎小学校保育施設改築工事設計業務委託料の内容について質疑があり、南崎小学校校舎を平成21年度から保育園として使用できるようにする設計委託料であるとの答弁がなされた。

37．後期高齢者医療保険基盤安定繰出金と国保会計保険基盤安定繰出金の算定根拠について質疑があり、広域連合で仮徴収額の算定をした際の低所得者に対する均等割軽減額に、社

会保険の被扶養者に対する軽減額を見込んだものを算定した。国保について試算をした結果算出したもので、1,800名程度が後期高齢者医療制度に移行するとの答弁がなされた。

38．共立湊病院組合負担金を支出しているが、交際費については多額であるのではとの質疑があり、団体であるが、我々町が負担している病院であるので関心を持っていきたいとの答弁がなされた。

39．共立湊病院は、町民の医療、観光、防災の点から重要であるが、3月8日の新聞記事によると、下田市長が管理者である南伊豆町長に了承をとらないで発言しているが、管理者としてはどう考えているのかとの質疑があり、昨日、電話で抗議をした。下田市長は、今後十分気をつけるということであったとの答弁がなされた。

40．清掃センター職員の管理技術者が臨時職員となってしまうため、若い職員に受験させたらどうかとの質疑があり、現在資格者は臨時職員であるので、今後47歳と50歳の職員に受験させる予定であるとの答弁がなされた。

41．一次救急の対応について質疑があり、二次救急は昨年11月、伊豆下田病院が辞退した後、共立湊病院と西伊豆病院で対応している状態であり、一次救急も含め県及び医師会と検討しているとの答弁がなされた。

42．順天堂病院直通バスの内容について質疑があり、関係市町、学校法人順天堂及び東海バスで運行費用を出し合い運行しているとの答弁がなされた。

43．生ごみ処理機について、何台購入予定かとの質疑があり、前年1台の購入があり、新年度10台分の予算であり、生ごみの減量につながるとの答弁がなされた。

44．焼却灰処理の委託はどうなっているのか、どこへ搬出しているのかとの質疑があり、県のエコセメント事業へ参加する予定であったが、県事業が中断している。また、県外へ委託処理しているとの答弁がなされた。

45．ごみ焼却場を広域で行ったらどうかとの質疑に対し、県の広域計画で賀茂地区内につくる話もあったが、合併問題から中断しているとの答弁がなされた。

46．新年度の社会教育について質疑があり、従来どおり行いたいのが、職員の減少等もあるのでメイン事業は残し、衰退しないよう検討しているとの答弁がなされた。

47．ALT事業で、英語教育の教師が7月に帰国するがその後はどうするのかとの質疑があり、8月以降は町内の外国人に依頼し対応する予定であるとの答弁がなされた。

48．ALTの英語教育の効果について質疑があり、異文化交流、国際化、外国人アレルギーをなくす等よい成果が出ている。中学生の英語はよくなっていると感じるとの答弁がなされた。

れた。

49．南崎小と竹麻小との統合と、校名問題はどうかとの質疑があり、両小学校で統合委員会を立ち上げ今後検討していく。また、竹麻小の施設などを視察し、グラウンドの水はけなど以外はおおむねよいとされたとの答弁がなされた。

50．小学校の統合の考え方について質疑があり、小さな学校では限界もある、教育的に複式学級を避けていきたいとの答弁がなされた。

51．地域に開かれた拠点としての学校の考えについて質疑があり、地域に開かれた学校の灯を消すことなく進めていくことが教育にもよい効果があるとの答弁がなされた。

52．学校統合について質疑があり、平成21年度に竹麻小と南崎小が、平成26年度までに三浜小の複式学級が解消されない場合は南中小と統合したい、南上小については平成26年に検討することとした。中学校については、統合することについて異論はないが、所在地については、これからの検討課題であるとの答弁がなされた。

53．学校の統合を早く進め、保育園の耐震も必要であるとの要望があり、これからも取り組むとの答弁があった。

54．学校給食について、中国産食材が入っていないか、また地産地消を進めているかとの質疑があり、地場産品を10%程度、湯の花直売所を利用し、県の給食会からの購入であるので、中国産食材はほとんど混入されていない。給食費については月4,000円、中学校4,700円で値上げはしたくないとの答弁がなされた。

55．給食が休みとなる弁当の日を統一できるように学校の調整ができないかとの質疑があり、年に3回から4回も弁当の日について検討するよう校長会へ要望するとの答弁がなされた。

56．県の倉庫にある日詰遺跡の出土品について、町に持ち帰ることはできないかとの質疑があり、今月中に県が管理している出土品の調査に出向き、どのようなものがあり、どの程度あるのか確認したいとの答弁がなされた。

57．特別支援教育巡回相談員について質疑があり、子供の中に、ADHD、ADといった多動等の支援の必要な子供を支援するために、臨床心理士が学校で先生に指導するものである。前年だけの県の事業であったが、町で特別予算をつけ、ことしも行いたいものであるとの答弁がなされた。

58．特別支援教育事業を必ず行ってほしいとの質疑に対し、これまで、県で行ってきた事業であるが、今後、町単独で継続実施する予定であると答弁がなされた。

2 日目。

2 . 議第46号 平成20年度南伊豆町一般会計予算歳出のうち、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10災害復旧費及び関連歳入。

1 . 水田営農作付調整はどのようになっているのかとの質疑があり、水田調整、一般作物191件、特別作物9件との答弁がなされた。

2 . 割り当て面の算出はどのようにしているかとの質疑があり、現在、耕作している農家を基準にデータを抽出しているとの答弁があった。

3 . 水田の耕作地減少が進行しているが、町の自給目標を持ったらどうかとの質疑があり、認定農業者の力をかりながら耕作地をふやしていきたいとの答弁がなされた。

4 . 転作奨励作物をふやす考えはとの質疑があり、一般作物また特別作物では、菜種、菜花を多くやっているが、産業振興と環境・観光をプラスして考えていきたいとの答弁がなされた。

5 . その他の産業振興につながるものを考えているかとの質疑があり、農業技術センターのアドバイスを受けながら進めていきたいとの答弁がなされた。

6 . 地域文化に定着している自然薯を地域振興に生かしたらどうかとの質疑があり、農業技術センターが山芋、野ぶきを研究対象としていく意向を持っている。

特定作物の菜花は減少傾向にある。野ぶきにプラスするものとして、山芋等の方策を考えていきたいとの答弁がなされた。

7 . 町が効果ある奨励作物として自然薯を勧めていただきたいとの質疑があり、農業技術センター、その他関係団体と研究し、何が当町に適しているか選定を進めていくとの答弁がなされた。

8 . 有害鳥獣防止対策の実績について質疑があり、平成17年度電気柵17件、ワイヤーメッシュ2件、トタン1件、平成18年度電気柵14件、ワイヤーメッシュ8件の実績があるとの答弁がなされた。

9 . シカの被害に対する苦情、被害の届け出はあるかとの質疑があり、当町では今のところないが、県内ではあるとの答弁がなされた。

10 . 有害鳥獣のおりについて不足しているのではないかとの質疑があり、おりについては町11基、共済5基、計16基で対応している。また、区へ8基、個人へ8基貸し出しをしているとの答弁がなされた。

11 . おりの個人購入に対する報償金の増額や、シカの駆除に対する報奨金の体制を考えて

はどうかとの質疑があり、検討していくとの答弁がなされた。

12．林道青野八木山線の進捗状況について質疑があり、平成19年度ルート設定、平成20年度ルート確定、平成21年度工事着手の予定であるとの答弁がなされた。

13．林道青野八木山線のルート・距離や工事負担金等について質疑があり、工事期間は平成19年度から平成28年度までの10年間、負担は国・県それぞれ2分の1ずつ、用地は無償提供で、距離は南伊豆町2.5キロメートル、松崎町5.1キロメートル、計7.6キロメートルであるとの答弁がなされた。

14．青野大師ダムを観光資源としての活用について質疑があり、観光資源としてだけではなく、防災面や災害が出たときのルートとしても活用していきたいとの答弁がなされた。

15．林道一条加増野線についてはどうなっているかとの質疑があり、連絡協議会は解散したが、交通体系や生活道路として必要であり、下田市と協議を進めていきたいとの答弁がなされた。

16．狩猟免許の試験を平成16年度から平成18年度まで下田市で行ったが、平成19年度からは試験が沼津市、講習は静岡市となった。駆除従事者をふやす方策はとの質疑に対し、猟友会等関係団体と検討するとの答弁がなされた。

17．イノシシとシカ、猿との駆除方法を区別整理が必要である、その方法はとの質疑があり、猟友会等関係団体と検討していくとの答弁がなされた。

18．区長会の協力を得て、区等に駆除従事者を置くようにしたらどうかとの質疑に対し、具体的に計画策定を考えていくとの答弁がなされた。

19．遊休農地美化業務委託料について質疑があり、青市・湊地区の菜の花、ヒマワリが対象であると答弁がなされた。

20．中山間地域等制度交付金について質疑があり、市之瀬、川合野、伊浜の遊休農地が対象であるとの答弁がなされた。

21．農山村総合施設管理運営事務の光熱水費について質疑があり、南上プールと一丁田グラウンドが対象であるとの答弁がなされた。

22．森林整備事業補助金について質疑があり、森林整備間伐事業、森林再生事業等であるとの答弁がなされた。

23．松くい虫防除事業について質疑があり、湊杉並学園から休暇村間、弓ヶ浜、南崎小学校等であるとの答弁がなされた。

24．水産業振興事業について質疑があり、海中クリーン作戦であり平成20年は場所は未定

であるとの答弁がなされた。

25．漁業施設維持事業について質疑があり、平成18年度、平成19年度実績から2件を計上したとの答弁がなされた。

26．まき網違法操業の経過について質疑があり、駿河湾の違法操業については平成19年11月に県に対して違法操業の調査について陳情等を行ったとの答弁がなされた。

27．まき網違法操業については不透明な部分が多いが、どのようにしていくかとの質疑があり、まき網違法操業については関係団体と検討していくとの答弁がなされた。

28．南上プール夏期の管理・監視人の選定はどのようにやっているのかとの質疑であり、町の臨時職員登録制度とライフセーバーから選定しているとの答弁がなされた。

29．伊豆農業技術研究センターの存続に関する状況はとの質疑があり、存続に関する情報は今のところないとの答弁がなされた。

30．日本各地に河津桜はふえてきている。次のスポットづくりをどのように進めていくのかとの質疑があり、自然を壊さないよう南伊豆ブランドを立ち上げ、通年観光につなげるものを検討していくとの答弁がなされた。

31．ササユリの里からつつじ祭りの場所までの道路整備をしたらどうかとの質疑があり、道路整備については検討していくとの答弁がなされた。

32．四季を生かした里づくりをして、桜祭りプラスして南伊豆で一泊できるものを創造していく考えはとの質疑があり、関係機関と協議して資源を生かしたスポットを考えていきたいとの答弁がなされた。

33．銀の湯会館の従業員の給与・昇給の内容について質疑があり、半年の短期雇用契約で年度の町臨時職員の単価であるとの答弁がなされた。

34．銀の湯会館の長期雇用者の給与に対する配慮について質疑があり、通算年数を考慮してボーナスで調整しているとの答弁がなされた。

35．銀の湯会館職員の身分保障はされているかとの質疑があり、6カ月の雇用契約であるが、各種保険には加入しているとの答弁がなされた。

36．銀の湯会館職員の退職金はどうなっているかとの質疑があり、退職金は難しいとの答弁がなされた。

37．費用対効果に疑問がある観光交流館よりも資源の掘り起こしが先ではないか。また、平成27年までの公共施設の耐震化が先ではないかとの質疑があり、ふるさとづくり推進委員会の答申を尊重して整備を進めていく。菜の花と桜祭りの40万人の受け入れ施設がなく、

この整備は必要である。公共施設の耐震化は年次計画により進めていくとの答弁がなされた。

38．観光交流館は木造建築であるので、地元建築関係者からの陳情もあり、経済効果としての資金の地元環流が必要であるがどのように考えるかとの質疑があり、まだ実施設計に入っていないが検討していくとの答弁がなされた。

39．観光交流館は産業振興からどうとらえているかとの質疑があり、湯の花直売所は第1次産業と第3次産業を結ぶもので観光振興に役立つとの答弁がなされた。

40．湯の花直売所は高齢者が生涯現役として生きるのに役立つのではないかとの質疑があり、平成17年答申を尊重して平成20年度事業実施するが高齢者対策にもなるとの答弁がなされた。

41．観光交流館建設の工事により湯の花直売店の営業に影響が出ないように配慮について質疑があり、途切れることないように配慮するとの答弁がなされた。

42．観光交流館の財源問題はどのようになっているのかとの質疑があり、財源は過疎債1億3,500万円、県補助金7,990万円、一般財源1,263万円であるとの答弁がなされた。

43．過疎債はどのようになっているのかとの質疑があり、過疎計画を変更して特別枠で要望しているとの答弁がなされた。

44．社会福祉センターのときは内示を受けたが議会の反対でできなかったとの質疑があり、福祉センターは2年間にまたぐもので、次年度の保証はなかったとの答弁がなされた。

45．少子高齢化の時代を迎えるので、福祉センターが観光交流館よりも先ではないかとの質疑があり、福祉センターは高率の補助時代があった。相対的判断をしたとの答弁がなされた。

46．観光交流館の建設後の維持費用は負担増にならないかとの質疑があり、建設費と維持費は別である。経費のかからない方法で行うとの答弁がなされた。

47．石廊崎地区内の県道沿いの池の原付近の雑木林伐採を実施したいが、不法投棄のごみがあり、その処理の方法と伐採木の処理の方法について知恵をかりたいとの質疑があり、不法投棄については調査する。また、伐採木の処理についても法的なものを含めて調査するとの答弁がなされた。

48．県道沿いにハイビスカスを植えてハイビスカスロードをつくりたいが、その手続はどのようにしたらよいかとの質疑があり、県道であるので県と相談する。また、国立公園であるので法的なものも調査するとの答弁がなされた。

49．観光交流館建設に関して建設業者から陳情書が出ているが、公の建築であるのみでな

く、技術の伝承の視点からも分離発注を検討できないかとの質疑があり、陳情書の趣旨は理解できるので検討するとの答弁がなされた。

50．公募補助金の選定については産業振興とまちづくりを前向きにする団体を選定してほしいとの要望があり、補助金の目的、選定基準に沿って選考するとの答弁がなされた。

51．南伊豆町はそのまの自然がいやしになり、ゆっくりできるところであるので、泊まり客誘致の視点で企画・ツアーについての研究する余地があるとの質疑があり、伊豆ブランド創生事業やJRとの提携事業等を通して行っていくと答弁がなされた。

52．地元特産品の開発をしたらどうかとの質疑があり、JR提携事業の中で地元食材を生かした「おかみさん弁当」の研究を行っているとの答弁がなされた。

53．お土産品の研究はどうなっているのかとの質疑があり、それも行っているとの答弁がなされた。

54．JRでは3年間で1,500万円を南伊豆に投入する。南伊豆には200の温泉があり、100の温泉が生かされていない。この温泉の掘り起こしと自然を観光に結びつけたいとしているが、「温泉感謝祭」等のイベントを考えたらどうかとの質疑があり、商品開発を含めて各種団体と協議検討していくとの答弁がなされた。

55．定期観光バスを生かすには地域資源の掘り起こしが必要となるが、その方向性はどのように考えているかとの質疑があり、3年間だけでなく行政と産業団体等が協力して素材発掘等を推進検討をしていくとの答弁がなされた。

56．三浜小学校の仮設校舎の活用方法について質疑があり、普通財産で仮設工作物であり、建物ではない。解体費用は1,000万円ぐらいかかるので倉庫として活用している。地元要望もあるので検討していくとの答弁がなされた。

57．成持吉祥線の完成時期と国道136号線との関係について質疑があり、平成21年度完成予定である。また、管理がえは考えていないとの答弁がなされた。

58．急傾斜地崩壊防止工事等について質疑があり、地元要望をもとに実施しているとの答弁がなされた。

59．急傾斜地崩壊防止工事等の地元負担金について質疑があり、公共は地元負担金5%、公共施設があるときは2.5%であるとの答弁がなされた。

60．町道の原材料支給での工事は高齢化で困難になってきているが、対応をどのようにしていくかとの質疑があり、原材料支給の予算は昨年度より多目になっている。地元住民と共同して実施していくとの答弁がなされた。

61. 町道は町の管理と言われると実施が困難になるがどうかとの質疑があり、利用度の少ないものについては原材料支給でお願いしたいとの答弁がなされた。

細かい文字の修正等はまた後で行っておりますのでよろしくをお願いします。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

11番議員、横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 本年度予算についての意見を行います。

まず、本年度の予算については、予算編成方針などでも述べられましたけれども、その構成の主張は施策でいえば子育て、少子高齢化の中での子育て支援並びに町民の健康増進を進めていく高齢者対応等々の充実、あわせて産業振興で、予算で大きいのは、名前は観光交流館ということですが、制度利用した観光交流館の事業でありまして、議論の中で明らかになったことは、これまで懸案だった保健福祉事業に関しては、かつて3億5,000万の事業費用を見込んで私の発想なども計画に入っていた保健福祉センター問題。現状の武道館の施設、そして中央公民館の建物を利用して、総額で1,500万円からで、大体一応のソフト面で対応できるという当局の回答がありました。この事業は、かつて平成16年度に、16年度前ですね、国の満額予算があった時代に、当時の執行部がこうしたものに対して今も明らかになりましたように薬用植物栽培試験場跡地をですね、跡地というかそれをほかの自治体の例がなく廃止をしてこれを購入するとか、ジャングルパークの購入に血道を上げていて唯一の過疎債をジャングルパークの買収に申し入れをしていたというこういうことが明らかになってきましたが、まさにそうしたときから懸念された推進事業だと、既存の建物を利用してやられている、併せて、これも議会に相談があって貴重な国の施設が廃止をされてしまったわけですが、全国で廃止された薬用植物栽培試験場では唯一ここだけあります。この計画が、17年来、ずっと13年度以来ずっと解決されずに来ましたが、ようやく計画の実施になりました。

本年の予算に関しては当時更地評価で買ったという土地が、実際にはそういう古い建物の解体費用が差し引いていないということで、ご案内の皆様には2,000万強のその費用が過去の遺産の中にありますけれども、当時の国に買収を求めたときの計画では、二桁10億円以上の予算がかかるのではという意見それを、その当時観光開発対応ということが主な内容でしたが、本年度の名前は観光交流事業でありますけれども、いわゆる通年をとおして町民の生産の増収、直売を中心として、地域の循環経済の拠点をつくって、それが観光客にも喜ばれるそういう企業を目指してという説明がありました。こうした事業をしっかりと進めてそして無駄というかソフト面は大事にして少しでもより安く提供してゆくという説明がありました。また、計算センター業務に関しては審議意見の中でも報告もありましたけれども、実際に解体された計算センターはですね、人件費も含めた場合は、現在の解体された業務はですね負担増になってきた。これも当時の執行部が議会に相談しないで計算センター業務を解体した。こうした負担増のある中で、現行政は17年に執行部を受けてからこの予算の前の19年度の補正予算で5,600万の財政調整基金をすることになりました。

予算の平成20年度の予算の展望は、起債残が年度末20年の事業年度を過ぎた段階で50億を切るということ。財政調整基金は現在の段階で13億1,000万と。標準財政規模ははっきりした数値は出ていませんけれども、平成15年、5年前の水準と、また同水準で言えば平成3年度並みの約28億の標準財政規模の数値を大体とって試算した場合、実質的に将来財政負担費比率はほぼ130%を切るという状況であります。

議会が、前執行部が合併に突き進む要因として、町が大変で平成18年度、平成19年度にはそれぞれ5億づつの実質赤字をつくって債権団体になるという喧伝をして町民を合併に走らせている。町を意識的になくしていくという状況の中であった実質財政需要負担比率は、平成15年に150%まで上り詰めました。これは平成12年の76%から一気に2倍近くになったわけですから、そこは上り詰めるのは大変楽なんですけれども、これを下げることは非常に大変です。町民の要望、そして中身を考察するうえで、それを平成20年の末で130%を切る。しかもまちづくりの方向を見据えてこうしたことを定着してくれると確信させて福祉、産業振興ということを、この財政が厳しい中でやっていくということは、見通しをつけたということは非常に評価をいたします。

ただ、もう一つつけ加えて言えば、国や特に県がこうした状況の中で、合併を後ろで強力に推し進めているという状況は団体自治を踏みにじるということで、厳しく糾弾されなければなりませんし、最終的には、国民の声もあって国の三位一体改革に対して若干ブレーキを

かける、こうした流れをして、国民、地域、地方に住む住民を守っていくそして自立を促して町民と共に進めていくことが必要である。そのことを要望して私の一般会計に対する賛成討論といたします。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

5番議員、保坂好明君。

5番（保坂好明君） 私も、続きまして賛成の討論をさせていただきます。

平成20年度当初予算の主な事業内容に関しまして、計画実施のその確認及び3つの重点項目から、その地域資源を生かした観光振興では公表されており、久しく月日もたつこの薬用試験場跡地利用が、（仮称）であります。観光交流館施設整備事業として図られていると。しかも、その財源が県の支援であります。観光交流施設整備事業、また過疎債適用を受けて一般財源からは2,263万円であるという制度利用の工夫もあります。

それから、快適で安心して住めるまちづくり、この辺についてはA E Dの配置であるとか、福祉事業や保健事業への対応としての武道館、中央公民館等の改修事業費が盛り込まれている。このことについては、鈴木町政の特徴であるというふうに私は判断いたします。

また、性質別歳入を見る限りにおいて、あくまでもこれは予算ベースであります。経常的経費の義務的経費や、それから物件費の削減、特に注目すべきは、人件費が平成6年度以来町税収入を下回る点など、また、さきの補正予算では5,600万円も財政調整基金に組み入れるなど行政改革の効果が伺える。非常に悪化した平成13年度から平成15年度の財政運営状況から、町民のために安定的な行政サービスを提供する持続可能な財政基盤を整えていく責任において、悪化した財政立て直しの成果を着実に図っていることが見てとれます。このことについては私は高く評価いたしたいと思えます。

今後は活発に議論され推進されるであろう地方分権に当って、自治体運営の裁量権を基本に、財政運営能力とともに財政分析の向上が問われることであり、今後も行財政改革の「入るをはかりて出ざるを制す」という基本姿勢から、施政方針また予算編成方針でもあったように、事務事業評価、また職員の目標管理等により、これまでの予算を中心とした行政運営システムから、目的、効果に応じて重点的に予算配分を行う目的思考型の行政運営管理システムの転換を図っていただき、特に財政力指数を上げる施策の展開と町民1人当たりの所得額の向上を目指し、地方税に反映される歳入の産業施策支援を、町長、職員以下、英知を図って一丸となってその政策に取り組んでいただきたいということを願い賛成討論とさせていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第46号 平成20年度南伊豆町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 賛成多数です。

よって、議第46号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時15分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第47号～議第50号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第47号 平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第48号 平成20年度南伊豆町老人保健特別会計予算、議第49号 平成20年度南伊豆町介護保険特別会計予算及び議第50号 平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 清水清一君登壇〕

予算決算常任委員長（清水清一君） それでは委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場。平成20年3月12日、南伊豆町クリーンセンター会議室。

会議時間。開会9時30分、閉会午後3時25分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員。町長以下記載のとおりでございます。

議事件目。付託件目。委員会決定。

議第47号 平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第48号 平成20年度南伊豆町老人保健特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第49号 平成20年度南伊豆町介護保険特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第50号 平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

1．議第47号 平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第48号 平成20年度南伊豆町老人保健特別会計予算、議第49号 平成20年度南伊豆町介護保険特別会計予算、議第50号 平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

1．後期高齢者医療保険基盤安定繰出金の査定の根拠はどのようにしたかとの質疑があり、広域連合からの資料により行ったとの答弁がなされた。

2．前期高齢者から後期高齢者への移行はどのようにするのかとの質疑があり、国保老人についてはつかめるが社保老人についてはつかめない。7月に調整する予定であるとの答弁がなされた。

3．保険制度を年齢で分けている国はほかにあるのかとの質疑があり、つかんでいないとの答弁がなされた。

4．後期高齢者医療保険制度は医療を制限するものではないかとの質疑があり、厚生労働省はフリーアクセスであると言っているとの答弁がなされた。

5．後期高齢者医療保険における資格証明書の発行はどうなるのかとの質疑があり、広域連合の裁量によるが、平成21年8月からの対応が問題となる。厚生労働大臣の国会答弁等から機械的には出さない方針であるとの答弁がなされた。

6．後期高齢者医療保険制度の資格証明書の発行には、制度欠陥の監視と国への要望はどのようにしていくのか。また、国保会計への一般会計からの繰り出しを考えないかとの質疑

があり、後期高齢者医療保険制度は未知の部分があるので広域連合と連携してやっていく。国に対する要望は、県・町長会を通してやっていく。また、国保会計への一般会計からの繰り出しは考えていないとの答弁がなされた。

7. 後期高齢者医療保険制度の診療報酬についての指示はあったのかとの質疑があり、国保新聞等で知るしか今のところないとの答弁がなされた。

8. 2月県議会で伊豆半島においてドクターヘリの夜間運行を実施するとの方針が出されたが、どのようにしていくかとの質疑があり、新聞報道で知った段階であるとの答弁がなされた。

9. 二次救急病院の共立湊病院があるのでドクターヘリの夜間運行を進めたらどうかとの質疑があり、県へ働きかけを進めていくとの答弁がなされた。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可します。

11番議員、横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 国民健康保険税条例及び特別会計予算についてですが、これ、来年度から国民健康保険の中で老人保健から移行して後期高齢者医療が始まります。これ、後期高齢者医療制度などと医療制度の中で、年齢の違いでこれを分ける、こういう国は日本以外にはありません。こうした制度を改めるということ。

そして、国民健康保険に関して今回負担割合を上げることになりましたが、その間、南伊豆町は基金の運用で工夫をして上げない方向、なるべく上げない方向に進めましたが、今回あげることになり、それも郡下の他市町の間ではちょうど中間より若干低いという点では担当は努力をしている。問題は、国がこうした社会保障に対する費用、これを大幅にふやさない限り、現場の担当者の苦勞のもとで被保険者の負担が高過ぎてこれは生活していけない、医療にかかれない、こういう声が出る状態であります。日本の社会保障費はGDP、国内総生産で先進国の中で大幅に低いわけでありまして。こうした点を厚くしていくということで中身を変えていく、国に対するものであります。

あわせて、後期高齢者の医療問題ではこれまで扶養であった人もすべて年金から保険料を天引きをされる。天引きは半年延期されると言われていますけれども、人によってはこれが引かれる。また、保険料納付滞納に関してはこの間、国保の中でも資格証明書に関しては南伊豆町では非常に慎重に自治体の中でされていて、県下の中でも最小限の発行、1件かそこらであります。しかし、答弁の資料の中で資格証明書発行について機械的にやらないという国会答弁があったとはいえ、法律の文言には、これはそのままになっています。

また、70歳から75歳の人、これは後期高齢者対応ではありませんが制度の改正によって窓口負担が2割になり、しかも負担上限は上がっていると。また、後期高齢者の対象の人は包括支払い制度で医療費の制限、診療科目の掛け持ちも難しくなる。早期退院を促される可能性がある。

こうした制度であるということで国会の中でも議論されている問題であります。まさに、国民皆保険制度を進めるためには、自治体の長、担当課から国に対して強く社会保障を充実させる声を上げていただくよう要望して、国の制度としてのこの中身を変えていくという声を上げていきたいと思えます。

以上で終了します。

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第47号 平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 賛成多数です。

よって、議第47号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第48号 平成20年度南伊豆町老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第48号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第49号 平成20年度南伊豆町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 賛成多数です。

よって、議第49号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第50号 平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 賛成多数です。

よって、議第50号議案は原案のとおり可決されました。

議第51号～議第54号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第51号 平成20年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、議第52号 平成20年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、議第53号 平成20年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算及び議第54号 平成20年度南伊豆町土地取得特別会計予算を一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 清水清一君登壇〕

予算決算常任委員長（清水清一君） それでは委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場。平成20年3月12日、南伊豆町クリーンセンター会議室。

会議時間。午前9時30分から午後3時25分です。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員は町長以下記載のとおりでございます。

議事件目。付託件目。委員会決定で読まさせていただきます。

議第51号 平成20年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第52号 平成20年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第53号 平成20年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第54号 平成20年度南伊豆町土地取得特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項、5ページでございます。

2. 議第51号 平成20年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、議第52号 平成20年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、議第53号 平成20年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算、議第54号 平成20年度南伊豆町土地取得特別会計予算を一括で行いました。

1. 南崎財産区特別会計の財政調整基金は風力発電用地によるものかとの質疑があり、財政調整基金は当面使用しないものを基金に繰り入れることとしている。

33万9,000円であるとの答弁がなされた。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第51号 平成20年度南伊豆町南上財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第51号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第52号 平成20年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第52号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第53号 平成20年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第53号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第54号 平成20年度南伊豆町土地取得特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第54号議案は原案のとおり可決されました。

議第55号～議第58号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第55号 平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、議第56号 平成20年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、議第57号 平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算及び議第58号 平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算を一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 清水清一君登壇〕

予算決算常任委員長（清水清一君） 委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場。平成20年3月12日、南伊豆町クリーンセンター会議室。

会議時間。午前9時30分から午後3時25分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員は町長以下記載のとおりでございます。

議事件目。付託件目。委員会決定。

議第55号 平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第56号 平成20年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第57号 平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第58号 平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。5ページの3でございます。

議第55号 平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、議第56号 平成20年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、議第57号 平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算、議第58号 平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算を一括で行いました。

1．現地視察したことのある子浦漁業集落排水事業の発電機問題はどのようになっているかとの質疑があり、東子浦、西子浦の区長立ち会い等を行い噴出口の変更を新年度予算で実施の予定であるとの答弁がなされた。

2．高齢化に伴い漁業集落排水事業を指定管理者制度で行うのは大変になってきているが対応を変更することは考えないかとの質疑があり、基本は指定管理者制度で行う。それぞれの状況を見て検討をするとの答弁がなされた。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第55号 平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第55号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第56号 平成20年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第56号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第57号 平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第57号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第58号 平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第58号議案は原案のとおり可決されました。

議第59号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第59号 平成20年度南伊豆町水道事業会計予算を議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 清水清一君登壇〕

予算決算常任委員長（清水清一君） それでは、委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場。平成20年3月12日、南伊豆町クリーンセンター会議室。

会議時間。午前9時30分から午後3時25分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員は町長以下記載のとおりでございます。

議事件目。付託件目。議第59号 平成20年度南伊豆町水道事業会計予算。委員会決定。原案のとおり可決すべきものと決定でございます。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。5ページの4でございます。

議第59号 平成20年度南伊豆町水道事業会計予算。

1．水道石綿セメント管の布設箇所では、消火栓を使用できない箇所もあり布設がえはどのようにするのかとの質疑があり、上水道では3路線3キロメートル、簡易水道では15キロメートルある。上水道については下水道工事と並行して行う。平成20年度水道ビジョン作成・基本計画の補助事業を活用して行うとの答弁があった。

2．補助率はどのくらいかとの質疑があり、基本計画に基づくもので3分の1の国庫補助があるとの答弁がなされた。

3．立岩の休養村事業で掘った井戸を活用してはどうかとの質疑があり、立岩観望台から配水池までは減圧して持ってこなくてはいけないなど数千万かかると答弁があった。

4．補助事業はほかにはないかとの質疑があり、県へ確認するとの答弁があった。

5．水道石綿セメント管の布設がえにはどのくらいかかるかとの質疑があり、上水道で1

億8,000万円、簡易水道で2億7,500万円であるとの答弁があった。

6. 下水道の普及は水道料金への影響があるのかとの質疑があり、水道料金が下水道料金へ反映するため水道の節水につながっているものと思われるとの答弁があった。

7. 上水道、簡易水道とも減収になっているが、その原因はどこにあるのかとの質疑があり、子供の多い地区では使うが高齢者の多い地区では基本料金のみで世帯が多いのが減収につながっているのではないかと答弁があった。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第59号 平成20年度南伊豆町水道会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第59号議案は原案のとおり可決されました。

発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 発議第1号 地域医療問題調査特別委員会設置についてを議題といたします。

本案は保坂好明君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） それでは、発議第1号、趣旨、内容説明は書面の朗読をもってかえさせていただきます。

発議第1号。

平成20年3月17日。

南伊豆町議会議長、渡邊嘉郎様。

提出者、南伊豆町議会議員、保坂好明。

賛成者、南伊豆町議会議員、横嶋隆二、同議員、谷正、同議員、梅本和熙、同議員、長田美喜彦、同議員、竹河十九巳、同議員、稲葉勝男、同議員、清水清一、同議員、漆田修、同議員、齋藤要、同議員、渡邊嘉郎。

地域医療問題調査特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙のとおり、南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

地域医療問題調査特別委員会の設置について。

下記のとおり、地域医療問題調査特別委員会を設置するものとする。

期

第1、名称。地域医療問題調査特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第110条及び南伊豆町議会委員会条例第5条。

3、目的。南伊豆地域医療の諸課題について調査研究し、住民の期待にこたえる地域医療のあり方をまとめる。

4、委員の定数。11名。

5、設置期間。平成21年3月定例会までといたします。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 地域医療問題調査特別委員会設置については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました地域医療問題調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長が指名をいたします。

1番議員、竹河十九巳君、2番議員、谷正君、3番議員、長田美喜彦君、4番議員、稲葉勝男君、5番議員、保坂好明君、6番議員、清水清一君、7番議員、梅本和熙君、8番議員、漆田修君、9番議員、齋藤要君、10番議員、渡邊嘉郎君、11番議員、横嶋隆二君、以上11名を地域医療問題調査特別委員会委員に指名をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名を地域医療問題調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

地域医療問題調査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長、保坂好明君、副委員長、横嶋隆二君。

発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 発議第 2 号 南伊豆町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案は横嶋隆二君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

横嶋隆二君。

〔 1 1 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 1 番（横嶋隆二君） 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてですが、賛成者は町議会議員、保坂好明議員、谷正議員、梅本和熙議員、長田美喜彦議員、竹河十九巳議員、稲葉勝男議員、清水清一議員、漆田修議員、齋藤要議員、渡邊嘉郎議員でございます。

趣旨説明は、南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する趣旨ですが、一昨年の町議会議員選挙後の初議会終了後、昨年度ですね、議会として賀茂郡下市町の議員報酬等条例の調査をしたところ、監査委員より、議長、副議長等の改選や議員に就職する場合の議員報酬の算出方法について疑義があることから、近隣市町の実態を調査して日割り計算して支給すべく検討することの指摘を受けたため、議会運営委員会で諮り、検討をいたしました。

当町の議会の議員の報酬等条例第 2 条、第 3 条に、それぞれ新たに 1 項を加えて、日割り計算をする規定を設け、近隣市町と均衡を図るよう改正するものであります。

具体的にはねお手元の新旧対照表に記載したとおり、第 2 条第 2 項として、「前項の規定により報酬を支給する場合、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額はその月の現日数を基礎として日割りによって計算する」、第 3 条第 2 項として、「前項の規定により報酬を支給する場合、月の初日から支給するとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額はその月の現日数を基礎として日割りによって計算する。ただし、死亡によりその職を離れたときはこの限りではない」と一部を改正するものであり、また施行については平成 20 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で趣旨説明を終わりますが、2 枚目に改正の項目が書いてありますので参考にしてください。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号 南伊豆町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 発議第3号 伊豆急行下田駅への「湘南新宿ライン」の運転区間延長を求める意見書を議題といたします。

本案は、長田美喜彦君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） 発議第3号 伊豆急行下田駅への「湘南新宿ライン」の運転区間延長を求める意見書。

朗読をもって行います。

南伊豆町議会議長、渡邊嘉郎様。

提出者、長田美喜彦。

賛成者、南伊豆町議会議員、清水清一、議員、保坂好明、議員、竹河十九巳、議員、稲葉勝男、議員、谷正、議員、横嶋隆二、議員、梅本和熙、議員、漆田修、議員、齋藤要、議員、渡邊嘉郎。

伊豆急行下田駅への「湘南新宿ライン」の運転区間延長を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、南伊豆町議会会議規則第14号の規定により提出します。

伊豆急行下田駅への「湘南新宿ライン」の運転区間延長を求める意見書。

伊豆の観光産業は一部大都市圏の好調に比べ、好転の兆しは依然見えず厳しい状況が続き、また伊豆半島を訪れる観光客も最盛期のころと比較すると約半数となっており、経済状況は疲弊しております。

このような状況の中で、平成13年12月にJR東日本旅客鉄道株式会社が運転を開始した「湘南新宿ライン」の愛称で呼ばれる横須賀線、東海道線から新宿駅を經由して宇都宮線、高崎線へと直通するこの路線から、伊豆急下田駅まで運転区間を延長されることになれば、北関東エリアのお客様が伊豆半島に来遊する機会が増大し、低迷する観光産業の活性化につながることは確かなことと感じております。

伊豆半島南部地域の各市町にも鉄道を利用する観光客の誘致宣伝には大変力を注いでまいりましたが、その一つ、「湘南新宿ライン」の利便性をさらに活用することにより、伊豆半島南部地域にも観光客の増加が見込まれることは確実であり、伊豆急行下田駅への「湘南新宿ライン」の運転区間を延長されることを官民一体となり強く要望するものであります。

意見書提出先、国土交通大臣、冬柴鐵三殿。

議長（渡邊嘉郎君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第3号は原案のとおり、本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

「陳情第1号・観光交流館建設工事に関する陳情」

議長（渡邊嘉郎君） 日程第30、「陳情第1号・観光交流館建設工事に関する陳情」を議題といたします。

委員会報告を求めます。

第2常任委員長。

〔第2常任委員長 保坂好明君登壇〕

第2常任委員長（保坂好明君） 「陳情第1号・観光交流館建設工事に関する陳情」は、第2常任委員会を開催し審議しましたので、そのご報告をさせていただきます。

また、書面にて朗読説明とさせていただきます。

開催月日及び会場。平成20年3月10日、南伊豆町クリーンセンター会議室。

会議時間。開会午後1時30分、閉会午後1時55分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりでございます。

説明のため出席した者。記載のとおりでございます。

議事件目。付託件目。陳情第1号 観光交流館建設工事について。

委員会決定。採択すべきものと決定いたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

現在、観光交流館は実施計画に入っていると思うが、当局はその設備や附帯工事などを分離発注するのか、委員長は確認をしているのかとの質疑があり、報告は受けていないので予算決算常任委員会にて町の意向を確認してほしいとの答弁が委員長よりあった。

2. 第2常任委員会を開催するに当たり、なぜ担当課を出席させていないのかとの質疑があり、本日は陳情書をいかように取り扱うのかを諮る委員会ですとの委員長答弁がなされた。

3. 分離発注すると町の経費がかかる傾向があるが、業者側もその辺は理解をしてほしいとの要望があった。また、入札上どのような発注方法になるのかわからないが陳情・要望は容認するとの発言があった。

4. 陳情書の一部修正を求める意見が出された。

5. 工事入札に参加する事業者はどのようにするかとの質疑があり、過去に代表者を決めて5件ほど共同事業体を組んで行った実績があるとの業者側の答弁があった。

6. 観光交流館建設を請け負うためには発注基準などをクリアすることが前提となるが、技術者を含めた準備は大丈夫なのかとする質疑があった。

7. まちづくり特別委員会では観光交流館建設について検討を重ね、地元住民はもちろんのこと、観光交流の観点からの利便性と親しみが持てる建物ということで木造建築を提案しており、木造のよさや特徴を生かす必要があるとの説明があった。

8. 今回の建築は六角造の特殊な建築であり、この地域で培ってきた技術を皆さんに見ていただく機会としたい。また、若い担い手の技術の伝承や産業育成のためにもかかわらせていただきたいと陳情書提出者から発言があった。

9. 地元の木の利用はできないのかとの質疑があり、木は乾燥させないと使用できず、長期的な計画がないと木の確保が難しいとの答弁がなされた。

10. 町内でこのような仕事があるときは呼びかけができないのかとする発言があり、また本件は町長に提出しているのかとの質疑があり、町長に提出済みであるとの答弁がなされた。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第30、「陳情第1号・観光交流館建設工事に関する陳情」は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、日程第30、陳情第1号は原案のとおり採択されました。

閉会中の継続調査申出書について

議長（渡邊嘉郎君） 日程第31、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長及び地域医療問題調査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、会議の運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議及び閉会宣告

議長（渡邊嘉郎君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

3月定例会の全部の議事件目が終了いたしました。

よって、平成20年度3月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

長い間ご苦勞さまでした。

閉会 午後 0時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 横 嶋 隆 二